

鷹取祐司

漢代訴訟制度の研究

一九九八年三月

漢代訴訟制度の研究 目次

序言

第一章 漢代の刑事訴訟 —— 居延漢簡挙劾文書の復原 ——

はじめに

第一節 本文以外の文書の検討

第二節 挙劾文書本文の検討

第三節 「劾状」の語義

第四節 挙劾文書排列の復原

第五節 「劾」の考察

おわりに

第二章 漢代の裁判文書「爰書」 —— 戍卒による売買を手掛かりに ——

はじめに

第一節 債権回収の二つの方法

第二節 戍卒の貫売名籍と行道貫売

第三節 責名籍と貫売名籍

第四節 爰書の機能

第五節 爰書の作成と運用

おわりに

第三章 漢代の民事訴訟 —— 「候粟君所責寇恩事」冊書の考察 ——

はじめに

第一節 「前言解」の考察

第二節 「候粟君所責寇恩事」冊書手続きの復原

第三節 民事訴訟の手続き

おわりに

第四章 漢代訴訟制度における刑事訴訟と民事訴訟

序言

歴史において、その時々々の国家による支配の形態は、その当時の時代性が最も顕著に表れるものの一つであろう。国家の支配は主に法と制度によって形作られる。よって、その時代の法と制度を明らかにすることは、その時代性を明らかにすることと他ならない。法が制度を規定するものであることは言う迄もないが、法も制度によって運用されることにより、初めて社会の中に実現され、法秩序が具現化する。裁判に代表される訴訟制度は、この法を実現し法秩序を具現化するその制度の一つなのである。

中国における法は律令法系として発達し、唐の律令格式においてひとまずの完成を見た。本稿で取り扱う時代は、その唐から遡ること数百年の漢代である。漢代の法は律・令を中心とし、科・比と呼ばれるものがこの律・令を補助するものとして存在した。これらを含む漢代の法典は既に散逸し、文献中に佚文を残すのみである。本稿の考察対象である訴訟制度についても、文献にまとまった史料は殆ど存在しない。漢代の訴訟制度の概要を伝える唯一の史料は、『史記』及び『漢書』張湯伝に

見える鼠裁判の記事である。

張湯者、杜人也。其父為長安丞、出、湯為兒守舍。還而鼠盜肉。其父怒、笞湯。湯掘窟得盜鼠及餘肉、劾鼠掠治、傳爰書、訊鞠論報、并取鼠与肉、具獄磔堂下。其父見之、視其文辞如老獄吏、大驚、遂使書獄。

〔張湯なる者は、杜の人也。其の父 長安の丞為りて、出で、湯 兒為りて舍を守る。還るに鼠 肉を盗む。其の父 怒り、湯を笞うつ。湯 窟を掘り盜みし鼠及び餘肉を得、鼠を劾し掠治し、爰書を傳え、訊鞠論報し、并せて鼠と肉とを取り、獄を具して堂下に磔にす。其の父 之を見、其の文辞を視るに老獄吏の如し、大いに驚き、遂に獄を書かしむ。〕

（『史記』卷一二二 酷吏列傳張湯傳）

この鼠裁判の記事から、漢代の裁判が「得」「劾」「掠治」「伝爰書」「訊鞠」「論報」という手続きに従って進行することがわかる。しかし、この記事から知られるのは手続き名称のみで、それぞれの具体的な内容については全く知る術がなか

ったのである。さらに、「伝爰書」以外の裁判手続きは手続き名称の文字からその内容がひとまず推測されるためあまり問題にされることも無く、ただ、「伝爰書」は他の文献史料に見られないこともあって、これだけは鼠裁判の手続きの中で比較的注意されてきたという程である。いづれにしろ、漢代訴訟制度の研究はかかる史料の状況に大きく制約されていたのである。

一九三〇〜三一年に居延において出土した木簡を始めとする簡牘資料は、漢代の訴訟制度についての研究をかかると史料制約から解放してくれなくなった。簡牘資料のうち秦漢時代の法制史研究に極めて重要な情報を提供してくれるのが、居延漢簡の他、敦煌漢簡、雲夢秦簡と江陵張家山漢簡である。これらの簡牘資料には、律令を始めとする法正文、皇帝の制詔、その他、実際の裁判において作成された裁判関係文書の実物やその雛形など豊富な法制資料が含まれており、これまでの史料状況を一変させるものであった。これまで手続き名称が知られるだけで具体的内容は殆ど不明であった漢代の裁判手続きも、これらの簡牘資料を利用することによって、具体的に復原することが可能となったのである。

本稿は、この簡牘資料を利用して、漢代の訴訟制度の具体的復原を目指すもので

ある。上述の簡牘資料はここで行おうとしている漢代訴訟制度の復原作業にとって、どれもがかけがえのない貴重な史料であるが、本稿において利用するのは居延漢簡及び敦煌漢簡に限られ、雲夢秦簡と江陵張家山漢簡は取り扱わない。それは次の二つの理由による。第一に、簡牘資料自体の資料的性格の違いである。居延・敦煌漢簡は、漢代の辺境軍事施設の遺址から出土したもので、長城警備に従事していた吏卒がその警備活動において実際に作成し使用した「文書」の実物である。これに対し、雲夢秦簡と江陵張家山漢簡は、墓から出土した副葬品であり、その内容が訴訟に関係するものであったとしても、実際の訴訟において作成された「文書」ではなく、墓主の職務上の便宜のために作成された手控えであり、いわば「書物」なのである。このように、同じ簡牘資料であってもその資料的性格は本質的に異なるものであり、かかる異質の資料を同列に取り扱うことはできない。第二に、居延・敦煌漢簡が出土した遺跡は、漢代の長城警備のために設置された辺境の軍事施設であり、また、文書を作成していた吏卒達は都尉統属下の軍政系統に所属する者達である。これは、雲夢秦簡及び江陵張家山漢簡とは地域的にも異なり、また、「書物」の持ち主が恐らく民政系統に属する吏であったこととも相違する。要するに、居延・敦

煌漢簡の持つ特殊性である。このような理由によって、本稿では居延・敦煌漢簡だけを考察の対象とする。従って、以下で論じられる漢代の訴訟制度は、あくまで居延・敦煌の長城警備の軍政系統に所属する吏卒を中心として行われていたものであること、あらかじめ一言断っておきたい。

なお、漢簡の釈文・凶版は

謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡釈文合校』（文物出版社 1987）

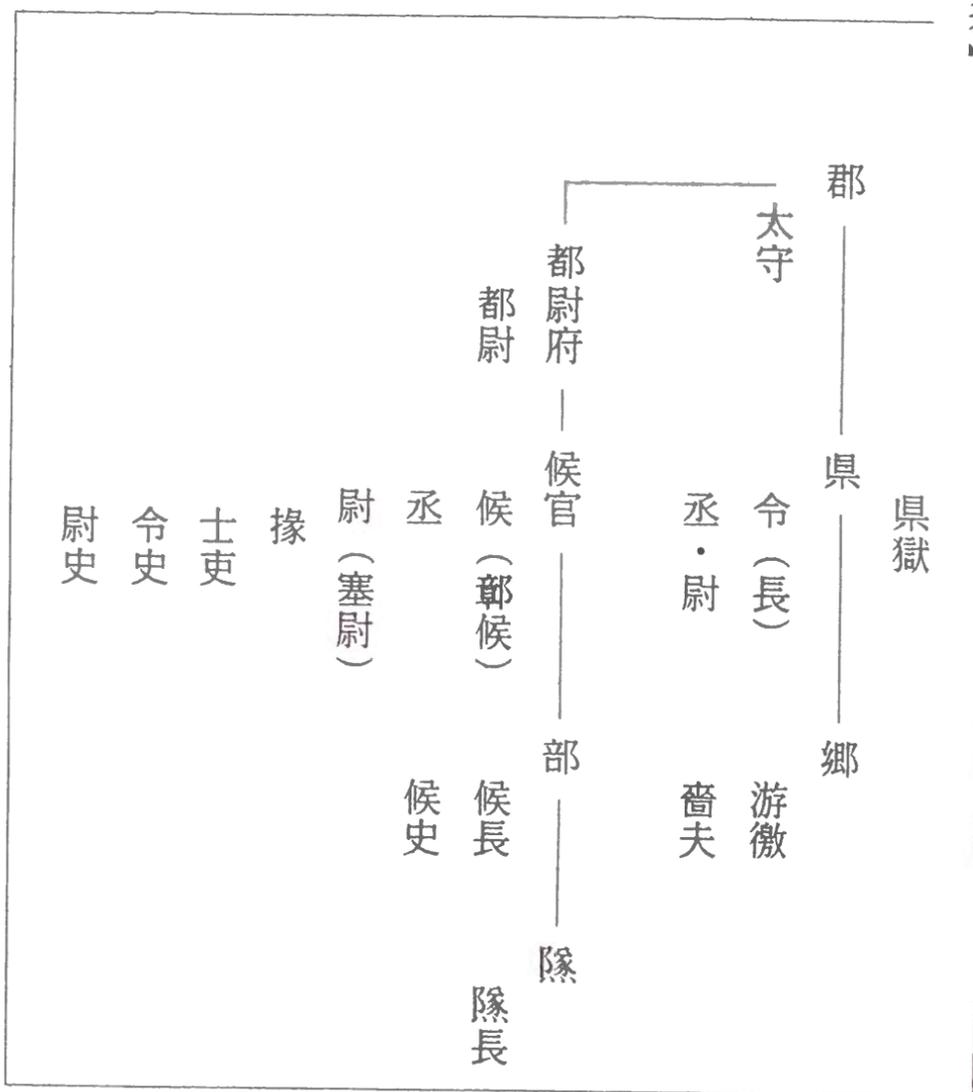
勞幹『居延漢簡 凶版之部』（中央研究院歷史語言研究所 1957）

甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所『居延新簡 甲渠候官』（中華書局 1994）

甘肅省文物考古研究所『敦煌漢簡』（中華書局 1991）

に主として依る。また、一九三〇・三一年出土居延簡は原簡番号の後に出土地番号を、敦煌簡は原簡番号の後ろに『敦煌漢簡』の簡番号を附記する。本文中に使用する記号は、Ⅱが前行からの連続、☐が簡の切断、□が釈読不明の一字、⋮が釈読・字数ともに不明の部分、回が封泥匣、ㄱが簡の右側欠損、ㄴが左側欠損を意味する。本稿に係る範囲の統治組織は表のとおりである。

【表】



第一章 漢代の刑事訴訟 —— 居延漢簡挙効文書の復原 ——

はじめに

秦漢時代の訴訟制度については、従来『史記』及び『漢書』張湯伝の鼠裁判の記事(一)から、わづかに「得(逮捕)」「効(挙効)」「掠治(尋問)」「伝爰書」「訊鞫(審理)」「論報(決罪)」といった手続きが知られるだけであった。居延漢簡を始めとする簡牘資料の発見はその手続きの具体的復原を可能とするものであったが、簡牘を利用した研究は張湯伝以外に見えない爰書に集中し、その他の手続きは文献からその内容が類推されることもあり、その復原はあまり問題とされてこなかった(2)。

ところが、一九七三・七四年出土居延漢簡には一般に「効状」と総称される一連の簡(3)が含まれ、その中の送り状に「謹移効状一編」とあるように、この文書は「効」即ち挙効の文書である(4)。この挙効文書は訴訟の挙効手続きにおいて作成さ

れた文書そのものであり、挙劾の手続きを具体的に復原・解明する為の絶好の資料である。本章ではこの挙劾文書の冊書復原作業とその基礎的考察が主に行われる。

後掲のように挙劾文書は一案件に付きほぼ同内容の二種類の文書本文と三種類の文書とによって構成されている。これらの構成部分をどう組合せ冊書全体を復原するかは、挙劾文書の機能・性格を理解する上で極めて重要な問題である(5)。特に、三種類の文書にはそれぞれ送付先が含まれており、これらの組合せの仕方によって復原される挙劾文書の送付経路が完全に異なってくる。挙劾文書には挙劾者、その所属する候官、県及び県獄が現れるが、これらの機関等が挙劾文書の作成・送付にどの様に係わっているのかは、挙劾手続きのみならず訴訟制度全体の理解においても大きな意味を持つ。例えば、文書作成や送付過程と先述機関等との関連形態は挙劾の権限やその具体的運用形態といった問題と、挙劾文書の最終送付先は裁判権の所在といった問題と密接に関連してくるからである。それ故、本章で行われる挙劾文書の冊書復原作業は、挙劾文書の解釈のみならず、訴訟制度研究の上でも極めて重要な作業なのである。

また、本章での挙劾文書復原作業は訴訟制度研究上の意義と同時に、漢代の特徴とされる文書行政の一斑、即ち訴訟という場における文書行政の具体的展開の復原という意義をも併せ持つものである。

本章での挙劾文書復原作業では、特に本文ではない三種の文書の文言の検討が中心となる。漢簡中の文書に見える記載様式はほぼ定式化された簡略なものであるから、記載内容の正確な解釈の為には、記載様式や常套句的文言を他の簡牘文書と比較対照することが不可欠である。従って、文言を一つ一つ検討することになるが、この作業は簡牘の解釈には省略し得ない手続きと考える。また、文言の検討は簡牘中の用例からその意味を帰納的に決定するという方法で行われ、文献は補助的に利用される。簡牘は長城の国境警備活動という特殊且つ限定された場で作成された文書であり、二次的に編纂された文献とは史料性格を異にするためである。

本論に入る前に挙劾文書の資料的性格に触れておこう。挙劾文書は甲渠候官社の建物内T六八地点(9)から多く出土しているが、T六八出土挙劾文書簡は冊書に復原可能なものが多く、また、文書正本と思われる謹直な字体の當食者案冊書(E.P.T68:194~207)も同地点から出土しているので、T六八出土簡は保管されていた文書と推測される。T四八・F二五出土簡にもT六八出土簡と同筆・同内容の挙劾文書

簡が見られるので(7)、元々T六八に保管されていた挙劾文書冊書が散乱したのだから(8)。挙劾文書は甲渠郵候の追加文書(後述中継転送文書C)も含めて一案件の冊書全体が同筆であるが、文書正本を冒頭から順に複写した文書控えとは思われない点が幾つかある(9)。この点については後に検討するが、挙劾文書に現れる人物は他の簡にも見える実在の人物であるから(10)、挙劾文書の案件が現実のものであることは間違い無い。

以下に行われる文書の復原作業を通じて挙劾文書の送付状況を復原することは、訴訟に関わる機関の繋がりを復原することでもある。鼠裁判の記事に見える訴訟手続き名称は漢代訴訟手続きのいわば骨格標本で、復原される挙劾文書の送付状況はその骨格を繋げる筋肉や血管ともいえるだろう。鼠裁判の手続きにこの挙劾文書の送付状況を重ね、訴訟手続きをめぐる関係機関の関わり合いを明らかにすることによって、一つ一つの訴訟手続きは有機的に連係し全体として生きて機能する訴訟制度の真の姿を見せるのである。我々は標本ではなくこの躍動する姿を求めなければならぬのである。

第一節 本文以外の文書の検討

冊書復原作業の手始めとして、本文以外の三種類の文書の文言を検討して各々の宛先と命令・通達内容を明らかにしよう。その前に、本章の考察対象である挙劾文書の一つ例示しておこう。居延常安亭長王閼等五人が武器等を盗み逃亡したことを不侵守候長陳業が挙劾したもので、以下挙劾者の名を取って不侵守候長業挙劾文書と呼ぶものである。なお、挙劾文書は既に冊書全体の排列が復原された形であり、括弧内は文書構成部分の本章での呼称である。

I 不侵守候長業挙劾文書

(本文非「状」)

迺今月三日壬寅、居延常安亭長王閼・閼子男同・攻虜亭長趙
常及客民趙閼・范翁一等五人俱亡。皆共盜官兵
臧千錢以上、帶大
E.P. T68:59
E.P. T68:60
E.P. T68:61

刀劔及鍔各一、又各持錐・小尺白刀・箴各一、蘭越甲渠當
曲隄塞、從河水中天田出。○案、常等持禁物、
蘭越塞于邊關徼。逐捕未得。它案驗未竟。
E. P. T68:62
E. P. T68:63
E. P. T68:64

〔先の今月三日壬寅の日に、居延常安亭長の王閼、閼の子の同、攻虜亭長の趙常、及び地元の本籍のない趙閼・范翕一等五人が逃亡した。皆で一緒に官の武器を盗み、その不正取得額は千錢以上で、大刀と矛各一を携帯し、さらに各々錐と小刀と針各一を持ち、甲渠候官當曲隄管内の長城を違法に越え、河の中の天田から逃亡した。○思うに、常等は国外持出禁止物品を持ち、辺境の関所で長城を違法越境したものである。追跡逮捕に務めたが逃走中で、尋問は完了していない。〕

(文書B)

建武六年三月庚子朔甲辰、不侵守候長業劾、移
居延獄。以律令從事。
E. P. T68:57
E. P. T68:58

〔建武六年(後三〇)三月五日、不侵候長心得の(陳)業が挙劾し、居延県獄に通知する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

(本文「状」)

●状。辭曰、公乘、居延中宿里、年五十一歳、姓陳氏。
今年正月中、府補業守候長、署不侵部、主領吏
迹候備寇虜盜賊爲職。迺今月三日壬寅、居延常安亭長
王閼・閼子男同・攻虜亭長趙常及客民趙閼・范翕等
五人俱亡。皆共盜官兵、臧千錢以上、帶大刀劔及鍔各一、
又各持錐・小尺白刀・箴各一、蘭越甲渠當曲隄塞、從河
水中天田出。案、常等持禁物、蘭越塞
于邊關徼。逐捕未得。它案驗未竟。以此
知而劾。無長吏使劾者。状具此。
E. P. T68:68
E. P. T68:69
E. P. T68:70
E. P. T68:71
E. P. T68:72
E. P. T68:73
E. P. T68:74
E. P. T68:75
E. P. T68:76

〔●(挙劾に至る)状況。(挙劾者陳業の)供述に言う。「爵は公乘、本籍は居延中宿里で、年は五十一歳、姓は陳氏。今年正月中に、都尉府は私陳業を候長心得に任命し、不侵部に配属した。吏の監督と天田の見回りと異民族の侵入や盜賊の警戒を職責とする。先の今月三日壬寅の日に、居延常安亭長の王閼、閼の子の同、攻虜亭長の趙常、及び地元の本籍のない趙閼・范翕等五

人がそろって逃亡した。皆で一緒に官の武器を盗み、その不正取得額は千錢以上で、大刀と矛各一を携帯し、さらに各々錐と小刀と針各一を持ち、甲渠候官當曲隄管内の長城を違法に越え、河の中の天田から逃亡した。○思うに、常等は国外持出禁止物品を持ち、辺境の関所で長城を違法越境したものである。追跡逮捕に務めたが逃走中で、尋問は完了していない。以上の経緯によって（違法事実を）知り挙劾する。長吏が挙劾させたわけではない。」と。状況は以上の通り。」

（送り状A）

建武六年三月庚子朔甲辰、不侵守候長業敢

E. P. T68:54

言之。謹移劾状一編。敢言之。

E. P. T68:55

〔建武六年（後三〇）三月五日、不侵候長心得の（陳）業が申し上げます。謹んで挙劾に至る経緯についての文書一編を送付します。以上申し上げます。〕
（中継転送文書C）

三月己酉、甲渠守候 移移居延。寫移。如律令。／掾譚・令史嘉 E. P. T68:56

〔三月十日、甲渠郵候心得の が居延県に通知する。（この文書を）複写して

送付せよ。律令の如くせよ。／掾譚・令史嘉〕

（一）本文以外の文書の種類

挙劾文書に含まれる本文以外の文書は前掲不侵守候長挙劾文書（I）に見える送り状A・文書B・中継転送文書Cの三種と、後述の甲渠守候長昌林挙劾文書（IV）に含まれる文書B

1 建武六年四月己巳朔己丑、甲渠候長昌林劾。將

E. P. T68:31

良、詣居延獄。以律令從事。

E. P. T68:32

〔建武六年（後三〇）四月二十一日、甲渠候長の昌林が挙劾する。（趙）良を連行して居延県獄へ出頭する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

との四種類が見い出され、各々の書式は次のとおりまとめられる。

A::(年号)〇年〇月(干支)朔(干支)(官名)(名前)敢言之。謹移劾状一編。敢言之。
B::(年号)〇年〇月(干支)朔(干支)(官名)(名前)劾。移居延獄。以律令從事。
B'::(年号)〇年〇月(干支)朔(干支)(官名)(名前)劾。將某詣居延獄。以律令從事。
C::〇月(干支)(官名)(名前)移居延。寫移。如律令。

「謹移」一編」の文言を含むAは文書送付の際に附加される送り状(一)、B・B'は差出人(挙劾者)・受取人(居延獄)・事柄(「劾」という文書の条件(二)を備え、年号・朔日を明記する日附があるので独立の文書(三)、Cは後述の如く他の文書に追加される中継転送文書である。

これらの文書には同一日附のものが多く、それを集めるとA・B・C又はA・B'・Cの三種類で一組を成している。文書BとB'は「移」と「將某詣」が相違するだけで、第二節(二)で述べる如く被挙劾者の身柄が確保されている場合はB'、未確保ならばBが選択的に使用されるのである。同一日附で一組となる三種類の文書の発信者は、送り状Aと文書B・B'は同一、中継転送文書Cは全て甲渠郵(守)候である。ところが一例だけ同一日附では組にならないものがある。建武六年四月己巳

朔己丑(二十一日)附のものである。

2 建武六年四月己巳朔己丑、甲渠候長昌林劾、將
良詣居延獄。以律令從事。
E. P. T68:31
E. P. T68:32

〔建武六年(後三〇)四月二十一日、甲渠候長の昌林が挙劾する。(趙)良を連行して居延具獄へ出頭する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

3 建武六年四月己巳朔己丑令□
〔建武六年(後三〇)四月二十一日、令□……〕
E. P. T68:41

4 四月己丑、甲渠守候 移居延。寫移。如律令。
E. P. T68:33
〔四月二十一日、甲渠郵候心得の が居延具に通知する。(この文書を)複写して送付せよ。律令の如くせよ。〕

5 四月己丑、甲渠守候 移居延

E. P. T68:43

〔四月二十一日、甲渠郵候心得の が居延県に通知する。……〕

簡2と簡4は後掲甲渠守候長昌林挙劾文書(IV)の文書B'と中継転送文書Cである。他の同一日附の組では送り状Aと文書B・B'の発信者は常に同一であったのに対し、簡2(文書B')と簡3(送り状A又は文書B・B')では発信者が異なり、且つ、中継転送文書Cが二通存在するのである。ところで、文書B'の簡2には対となる送り状Aの簡6が存在する。

6 建武六年四月己巳朔戊子、甲渠守候長昌林

E. P. T68:29

敢言之。謹移劾状一編。敢言之。

E. P. T68:30

〔建武六年(後三〇)四月二十日、甲渠候長心得の昌林が申し上げます。謹んで挙劾に至る経緯についての文書一編を送付します。以上申し上げます。〕

そこで、甲渠守候長昌林発信のもの同士、簡2(文書B'、己丑二十一日附)と簡6(送り状A、戊子二十日附)を組合せ、それに中継転送文書Cのうち一簡を加えれ

ば、甲渠守候長昌林発信(簡2、簡4、簡6)と令口発信(簡3、簡5)との二組の挙劾文書として整理することができ、問題は解消される。従って、一組の挙劾文書の日附と発信者について整理すれば、送り状Aと文書B・B'の発信者は同一、中継転送文書Cの発信者は甲渠郵候で、多くが同一日附となる(14)。

では次に、各送り状の文言の検討に移ろう。行論の都合上中継転送文書Cから。

(二) 中継転送文書C「(日附・発信者名) 移居延。寫移。如律令。」

中継転送文書Cは年号記載が無く月から始まっているが、かかる文書は独立の文書ではなく、他の文書に追加されて一文書を形成するものである(15)。元康五年詔書冊の如く、上級機関からの文書を更に下達する場合には、かかる記載様式の詔後行下之辞を文書冊末尾に追加し送付する(16)。詔後行下之辞の如く、送付されてきた文書を更に送付する際に文書末尾に追加される文書を、以下中継転送文書と呼ぶことにしよう。次掲の隊長病書牒にも含まれる。

7 建武三年三月丁亥朔己丑、城北隊長黨敢言之。

迺二月壬午、病加兩脾雍種、凶齋丈滿、不耐食
飲。未能視事。敢言之。

E. P. F22:80

E. P. F22:81

三月丁亥朔辛卯、城北守候長匡敢言之。謹寫移隊長黨
病書、如牒。敢言之。 今言府請令就医。

E. P. F22:82

〔建武三年（後二七）三月三日、城北隊長の黨が申し上げます。先の二月壬午の日に両太股が病の為に腫れ、胃腸の具合も悪く、食事も取れません。職務が遂行できません。以上申し上げます。〕

三月五日、城北候長心得の匡が申し上げます。謹んで隊長黨の病氣報告を右の通り複写して送付します。以上申し上げます。 今、都尉府に報告し医者
の診察を受けさせるよう依頼。〕

前二簡の三月己丑附隊長発信文書が部に送付され、部候長は三月辛卯附中継転送文書をその末尾に追加して候官へ送付している。最後の「今言府請令就医」は別筆で候官の判断を追記したものである。

この様に、下達・上申という文書送付方向に拘わり無く、送付されてきた文書を更に中継転送する場合には、転送者発信の中継転送文書が追加されるが、それは年号がなく月から始まる記載様式を取る。従って、年号記載の無いCは中継転送文書である(17)。

この中継転送文書で注目されるのは「寫移」という文言である。これは中継転送文書Cにも見えるが、次の簡8に、

8 〔證。謹寫爰書移。謁報酒泉太守府。敢言之。〕

E. P. T52:38A

〔……証言した。謹んで爰書を複写し送付します。どうか酒泉太守府に御報告
くださいますように。以上申し上げます。〕

とある如く、文書を複「寫」して「移」送することである(18)。それ故、中継転送文書にはよく見られ、上申文書ならば隊長病書牒の如く「謹寫移……」という形で現れる。この点を確認して文言の検討に移ろう。

まず「移居延」であるが、「移」は同格官庁間の通知の際に使用される語で(19)、

「居延」は居延県である(20)から、この部分は「居延県に通知する」となる。
では「移居延」に続く「寫移」は如何なる意味であろうか(21)。この語は通知先を示す「移居延」と「如律令」の間にあるが、かかる句造りの場合、この部分は文書送付先に対する通知・命令である。パスポートがこの句造りである。

9 □

□充光。謹案戸籍、在官者弟年五十九、母官獄徵事。願以令取傳、乘所占用馬。八月癸酉、居延丞奉光、移過所・河津・金關。毋苛留止。如律令。／掾承□

218・2(A32)

〔□充光。謹んで戸籍を調査しますと、官吏であるのは弟で五十九歳、前科はありません。どうか令の規定に従いパスポートを取得させられますように。自己所有の馬に乗ります。〕

八月癸酉、居延丞の奉光が、過所・河津・金關に通知する。咎めて拘留してはならない。律令の如くせよ。／掾承□

簡の右側が欠損しているが、他のパスポートの例から見れば(22)、欠損部分とこの簡の一行目が郷嗇夫の申請である。二行目は郷嗇夫の申請を承けた居延県丞奉光発信の文書であるが、通知先の「過所河津金關」と「如律令」との部分「毋苛留止」は通知先に対する命令内容である。もう一例。

10 更始二年四月乙亥朔辛丑、甲渠鄯守候塞尉二人、移埜池。律曰□□□□
□□□史験問収責報。不服、移自証爰書。如律令。 E. P. C39

〔更始二年(後二四)四月二十七日、甲渠鄯候心得で塞尉の二人が埜池県に通知する。律には……とある。……史、尋問して債権を回収し報告せよ。承服しない場合は自証爰書を送付せよ。律令の如くせよ。〕

この例では「移埜池」と「如律令」の間の部分が通知・命令内容である。これらの類例から、中継転送文書Cの「移居延」と「如律令」の間の「寫移」も文書送付先に対する通知・命令と考えるべきである。前述の如く「寫移」は文書の中継転送の際によく現れる語で複写・移送の意であるから(23)、中継転送文書Cの「移居延寫

移如律令」という文言は「居延県に通知する。（居延県はこの文書を）複製して移送せよ。律令の如くせよ」と解釈される。

(三) 送り状A「(日附・発信者名) 敢言之。謹移劾状一編。敢言之。」

「謹移劾状一編」とある送り状Aは文字通り「劾状」の送り状である。送り状Aの発信者には令史(令史立挙劾文書(Ⅱ)、主官令史譚挙劾文書(Ⅲ))、部候長(不侵守候長挙劾文書(Ⅰ)、甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ))が見える。この他に、次掲の簡から隊長、候史、士吏も加えることができる。

11 居攝三年十月甲戌朔庚子、累虜隊長彭敢言之。謹移劾状一編。敢言之。

25・4(A21)

〔居攝三年(後八)十月二十七日、累虜隊長の彭が申し上げます。謹んで挙劾に至る経緯についての文書一編を送付します。以上申し上げます。〕

12 □ 國天鳳一年十二月己巳朔丁丑、甲溝第三候史并劾、移居延獄。以律令從事

□ □

E.P.F22:685

〔(始建) 國天鳳一年(後一四)十二月九日、甲溝候官第四部候史の并が挙劾し、居延県獄へ通知する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

13 ● 状。辭曰、公乘、年五十二歳、姓陳氏、建武三年九月中、除爲甲渠士吏、

|| 以迹候通

E.P.F22:353

〔● (挙劾に至る) 状況。(挙劾者の) 供述に言う。「爵は公乘、年は五十二歳、姓は陳氏。建武三年(後二七)九月中に、甲渠候官の士吏に任命された。天田の見回り、……の熟知……を〕

簡11は送り状A。簡12は文書Bであるが、先述のように送り状Aと文書Bの発信者は同じである。簡13は後述の挙劾文書の本文「状」であるが、冒頭の身元記載は送り状Aの発信者のものである。送り状Aの発信者が挙劾の行為主体なのであるが、この点については次の文書B・B'の検討で触れることにしよう。

では、この上申文書の形態を取る送り状Aによって送付される効状の送付先はどこであろうか。候官以下の統属関係は候官―部―隊であるから、部に所属する候長と候史が上申文書を発信する場合は、当然送付先は候官となる。また、候官に勤務する吏でも候官との連絡は文書で行われていることから(24)、令史・士吏の場合も候官が送付先である。では、隊長発信の場合はどこか。前掲簡7隊長病書牒の例では、部を経由し(25)候長の送り状を追加して候官へ提出されているが、隊長発信文書が常にこのように部を経由して候官へ送付されるのであれば、送り状Aで送付される効状も直接の送付先は部ということになる。ところが、次の簡は隊長から候官へ直接文書が送付されたことを示すものである。

14 霍辟兵印

十一月丙寅、隊長辟兵以來。

F.P. T51:226

「霍辟兵」の封印。

十一月丙寅の日、隊長の辟兵が持参。」

送付される文書は発信者の印で封印され(26)、その印文は文書受領日附及び持参者名と共に記録されるが、その記録がこの簡である。印文の「霍辟兵」と持参者「隊長辟兵」は同一人物と思われるから、この場合、隊長が自身の発信文書を自分で候官へ持参しており、従って、この文書は部を経由せず隊長から直接候官へ送付されていることになろう(27)。隊長から候官への送付文書を簡7隊長病書牒の如く部長が中継する場合には、部長発信の中継転送文書が添附されるはずである。その中継転送文書は前述の如く年号の記載が無く月から始まり、上申文書では「謹寫移」という文言を持つが、かかる書式の中継転送文書で部長発信のものは簡7隊長病書牒以外に次の一例を見出すのみである。

15 十一月丁巳、吞遠候長放敢言之。謹寫移。敢言□

議小子□老綱不即害病可言府□

168・7(A8)

「十一月丁巳の日、吞遠候長の放が申し上げます。謹んで複写し送付します。以上申し上げます。」

小子・□老・持病か否かを検討し、傷病の状況を都尉府に報告……」

二行目は別筆で記された候官の判断であるが、その内容からこの文書は吞遠部所属吏卒の病気に關するものと推測される。病氣關係の文書に候官の判断が別筆で追記されている点、簡7隊長病書牒と同一である。吏卒の病氣による欠勤は候官へ、更に府へと報告されるが(28)、吏の勤務・欠勤は労との關係から(29)嚴格に管理されずであり(30)、それ故、特別に部候長經由で候官に送付されたのであろう。

「謹寫移」の文言を持つ上申の中継転送文書のうち、郵候発信の例は幾つか見出しうる(31)のに対し、部候長発信がこの二例のみであることから、簡7隊長病書牒に見られる隊長↓部候長(部)↓候官という文書送達形態は特例であつて、通常は隊・部から候官へ直接送付されたと考えらるべきであらう。

以上の検討から、送り状Aを添附して送付される劾状も、発信者の如何に拘わらず候官へ直接送付されたと考えられるのである。

(四) 文書B「(日附・発信者名) 劾。移居延獄。以律令從事。」

B「(日附・発信者名) 劾。將某詣居延獄。以律令從事。」

文書BとB'は、両者の文言の比較から①「劾」、②「移居延獄」又は「將某詣居延獄」、③「以律令從事」の三部分で構成されていることがわかる。以下、各部分毎に検討しよう。

まず①「劾」について。「劾」は挙劾のことで、後述の如く刑事告発に当たる。「劾」の行為主体は文書BとB'の発信者となるが、文書BとB'の発信者は先述のように送り状Aや後掲本文「状」冒頭に身元が記載される人物と同一である。従つて、前項で挙げた令史・士吏・候長・候史・隊長が挙劾主体の例となる。これらは掾と尉史を除いた候官所属少吏の全てである。これらの吏にはそれぞれ固有の職掌がある(32)ことからすれば、挙劾は吏の職掌や職権によつて規制・限定されてはおらず、全ての少吏に挙劾することができたと考えられよう(33)。

次に③「以律令從事」について。このうち「從事」の語は詔後行下之辞や人事異動の通知にも見える(34)ように、文書送付先に対し職務の執行を命ずる職務執行文言である。この「以律令從事」は挙劾文書であるこの文書B・B'にしか附かないので(35)、獄に關する場合の職務執行文言と思われが、「獄」の語があれば必ずこの文言が附されるわけではない。

16 元康二年六月戊戌朔戊戌、肩水候長長生以私印
行候事。寫移昭武獄。如律令。

20・11(A33)

〔元康二年（前六四）六月一日、肩水候長の長生が私印を用いて郵候の事務
を代行する。複写して昭武県獄に送付せよ。律令の如くせよ。〕

この簡の文言を文書B・B'と比較すると「獄」はあるが「効」はない。これより
「以律令從事」は「獄」と「効」の両方がある場合に固有の文言、換言すれば、
「効」「獄」の両者と極めて密接に結びついた職務執行文言であることがわかる。
この「以律令從事」と類似の文言には「如律令」があり、簡16のように獄に対し
ても用いられるが、挙効文書の文書B・B'には「如律令」ではなく必ず「以律令従
事」が附されることから、この文言が「如律令」とは異なる独自の意味を持ち、そ
れが「効」「獄」と密接に関連している事は明らかである。「如律令」は単に命令
の執行を促す書き止め文言である(36)のに対し、「以律令從事」は文書送付先に対
して職務執行に当たって依拠すべき規定が「律令」であることを具体的に指示する
ものである。「以く從事」という同じ表現の例を挙げておこう。

17 等三人、捕羌虜斬首各二級。當免爲庶人。有書。今以舊制律令、爲捕斬匈奴

Ⅱ 虜反羌購賞、各

如牒。前諸郡以西州書、免劉玄及王便等爲民。皆不當行。書到、以科別從事。

Ⅱ 官奴婢以西州

E.P.F22:221

〔等三人は羌虜を捕獲し斬首すること各々二級。赦免して庶人とするに当た
る。以上のことは既に報告を受けた。今、舊制の律令に基づいて匈奴及び
反乱羌族の捕獲・斬首に対する褒賞規定を制定すること別紙の通り。先に、
諸郡は西州からの通知に従って、劉玄及び王便等を放免して庶人としたが、
これらの処置は行うべきではない。この文書が到着したならば、科別に依
拠して職務を執行せよ。官奴婢は西州……に従って〕

「書到、以科別從事」の部分は「この文書が到着したら、科別に依拠して職務を執
行せよ」という意味であり、職務執行に当たって依拠すべき具体的規定が「科別」
であることを指示している(37)。また、

18 捕律。禁吏、母夜入人廬舎捕人。犯者、其室毆傷之、以母故入人室律從事。

395・11(P9)

〔捕律。吏が夜他人の家に侵入して人を逮捕してはならない。違反した場合、その家人が侵入した吏に傷害を負わせたならば、理由なく他人の家に侵入するの律に依拠して処置せよ。〕

も「母故入人室律」が依拠規定であることを指示するものである(38)。この様に「以て從事」という表現は職務執行時の依拠規定を指示するものであるから、「以律令從事」も「律令に依拠して職務を執行せよ」の意と解釈される。なお、後述の様にこの文言は獄に対して挙劾し裁判の実施を命ずる職務執行文言である故、依拠すべき規定が「律令」と表現されるのである。

最後に「移居延獄」と「將某詣居延獄」について。このうち「居延獄」は居延県の獄であるから(39)、「移居延獄」は「居延県獄に通知する」となる。この県獄は県廷に附設されていたようである。

19 ●遣士吏奉・尉史常、自詣獄、還還。移居延。 □

214・106(A8)

〔●士吏の奉と尉史の常を派遣して獄に出頭し指名手配犯(?)を返還。居延県に送付。〕

は居延県(40)への文書発信記録である。獄へ吏を派遣する旨を獄ではなく県へ通知しているのは、獄が県廷に附設されていたからであろう。一方の「將詣」の句造りは詣官簿によく見られる。

20 第二隊長褒、將部卒詣官、廩。三月丙戌蚤食入。

133・16(A8)

〔第二隊長の褒が部の成卒を引率して候官に出頭し、食糧支給を受ける。三月丙戌の日の蚤食(九時頃)に入る。〕

は「部卒を引連れて候官に出頭し食糧支給を受ける」の意であるから(41)、「將某詣居延獄」は「某を連行して居延獄へ出頭する」となる。後述の如く連行されている「某」が被挙劾者である。

この「移居延獄（將某詣居延獄）」については、その行為主体を明確にしておかなければならない。何故なら、この行為主体を如何に解釈するかによって文書送付先も異なることとなり、それは挙劾文書の送付経路の復原において極めて重要な問題だからである。行為主体の可能性は二つある。①行為主体が発信者自身の場合。この場合、文書B・B'は、発信者が「劾」してさらに発信者自身が「居延獄に通知（某を居延獄に連行）」する、と解釈される。②行為主体が文書送付先である場合。この場合、この部分は文書送付先に対する命令となり、送り状の解釈は、発信者が「劎」するので、文書受領者は「居延獄に通知せよ（某を居延獄に連行せよ）」、となる。さらに、文書B・B'の送付先もそれに従って、①ならば「移居延獄」とある居延獄、②なら挙劾文書出土地である甲渠候官となる。

さて、この文言の後に附く「以律令從事」は先述の如く文書送付先に対する職務執行文言で、依拠すべき具体的規定が「律令」であることを指示するものだから、①ならば居延獄に対し「律令」に依拠して職務を執行せよという命令となり、②なら甲渠候官に対し、居延獄への通知（県獄への被挙劾者の連行）を「律令」に依拠して執行せよ、と命ずる文言となる。先述のように「以律令從事」が「劎」

「獄」と密接に結びついた文言であるという点を考慮すれば、②の解釈では「劎」の場合に特別の通知・連行規定があったことになろう。しかし、通知・連行方法が具体的に「律令」に規定されていたとは考え難く、①の解釈を取るべきである。さらに、②の解釈では「以律令從事」が甲渠候官への職務執行文言となり、「獄」と直接関係しないこととなるのである。文書B'に「劎將某詣居延獄」とあるように「劎」されると被挙劾者は獄へ護送され(42)、その後裁判が行われる(43)。その手順を考慮すれば、「以律令從事」は発信者の「劎」を承けて裁判を実施するよう「獄」に対して命ずる文言であると考えられよう。この裁判の場こそ依拠すべき具体的規定として「律令」が現れるにふさわしく、且つ、かく考えることによって「以律令從事」が「劎」「獄」の両方がある場合に固有の職務執行文言であることも理解され得るのである。

「以律令從事」が獄に対する職務執行文言であることは、次の簡21の分析からも明らかとなる。

得常有・程生。寫移居延獄。謁以律令從事。

275・13(A8) (44)

〔始元元年（前八六）十月二十五日、第二亭長の舒が挙劾し、申し上げます。常有と程生を逮捕しました。複写して居延獄に送付します。どうか律令に依拠して裁判を実施されますように。〕

この簡でも「劾」「移居延獄」を承けて「以律令從事」という職務執行文言がある点、文書B・B'と同一である。ここでは「謁」字が「以律令從事」の前にあることに注意したい。結論を先に言うと、この「謁」字以後の部分は文書送付先に対する依頼内容で、それより前の「捕得常有・程生。寫移居延獄」の行為主体は発信者自身なのである。以下、この点について述べておこう。

「謁」字は秋射の際の賜労申請にも見える。

22 月庚戌朔己卯、甲渠郵候誼敢言之。府書曰「蓬隊長、秋以令射、長吏雜試、

〓 臬

都尉府。」謹都(45)隊長偃如牒。謁以令賜偃勞十五日。敢言之。

28・15(A8)

〔…月三十日、甲渠郵候の誼が申し上げます。都尉府の文書には「蓬隊長は令の規定に従って秋に射撃の試験を行い、長吏は共同で試験を実施し、臬…都尉府。」とあります。謹んで隊長の偃（の試験成績）を別紙の通り送付します。どうか令の規定に従って偃に十五日分の勤務日数を与えて下さいますように。以上申し上げます。〕

これは甲渠郵候誼の都尉府に対する賜労申請である。従来、賜労は太守がその権限を持つと解釈されてきた(46)。その根拠となったのが次の簡23である。

23 五鳳三年十月甲辰朔甲辰、居延都尉徳・丞延壽敢言之。甲渠候漢彊書言「候

〓 長賢日迹積

三百廿一日。」以令賜賢勞百六十日半日。謹移賜勞名籍一編。敢言之。

159・14(A8)

〔五鳳三年（前五五）十月一日、居延都尉の徳と丞の延壽が申し上げます。〕

甲渠鄯候の漢疆からの文書には「候長の賢が天田見回りに従事すること、通算三百二十一日」とあり、令の規定に従って賢に百六十日半日の勤務日数を賜与しました。謹んで賜労名籍一編を送付します。以上申し上げます。」

この居延都尉徳の文書を太守に対する「賜労」申請と解釈したため、秋射での賜労権は太守にあるとされた。しかし、都尉が「増労」している例がある(47)。

24 □

□ 居延都尉徳・丞延寿、以令増就勞百七□ E. P. T56: 199

〔居延都尉の徳と丞の延寿が令の規定によって就に百七……日の勤務日数を加増した。〕

「令」に基づく「増労」は北辺掣令第四による労の五割増で(48)、前掲簡23で「賜」った「勞百六十日半日」がこれに当たる。次の二簡の対比から、「増労」は「賜労」と同義であることがわかる。

25 □ 建昭元年十月旦日迹、盡二年九月晦日、積三百八十三日、以令賜勞六月十

|| 一日半日

□ 建昭二年秋射、發矢十二、中箝矢 以令賜勞 145・37(A8)

〔……建昭元年(前三八)十月一日から天田を見回り、二年九月末日まで、通算三百八十三日、令の規定に従って六月十一日半日の勤務日数を賜る。……建昭二年(前三七)の秋の射撃の試験、発射十二本中の中 本、令の規定に従って勤務日数……を賜る。〕

26 敦徳歩廣尉曲平望塞、有秩候長、敦徳

亭間田東武里、五士、王參、秩庶士 (第一段)

新始建國地皇上戊元年七月乙未迹、盡二年九月晦、積三百六十日、除月小五
|| 日、定三百

五十五、以令二日當三日、増勞百黍十黍日半日、爲五月二十黍日半日

(第二段) T. XII. a. 3/1854

〔敦徳郡歩廣都尉平望候官所属の有秩候長の、本籍は敦徳県東武里、無爵の五士、王參、秩は庶士。新始建國地皇上戊元年（後二〇）七月乙未から天田を見回り、二年九月末日まで、通算三百六十日、小月の五日を除き、差引三百五十五日、令の規定に従って二日を三日に換算し、勤務日数百七十七日半日を加増、（加増分は）五月二十七日半日となる。〕

同じ労の割増を簡25では「賜労」、簡26では「増労」と表記している。簡24で「増労」しているのは都尉であるから、賜労・増労権は太守ではなく都尉に帰属するとしなければならぬ(49)。従って、甲渠郵候誼賜労申請文書(簡22)の「謁」字以下の「以令賜偃労十五日」は、文書送付先である都尉府に対する賜労の依頼となり、それに対して「謁」字以前の部分の行為主体は、「謹」字があることから明らかなように発信者自身である。

「謁」はまたパスポートにも見られる。

27 建平五年十二月辛卯朔丙寅、東郷齋夫護敢言之。嘉平□

□□□□。案忠等母官獄徵事。謁移過所懸邑門亭河津關、母苛留。敢言之。十二月辛卯、祿福獄丞博行丞事、移過所。如律令。／掾海・守令史衆

495・12+506・20A(A35)

〔建平五年（前二）十二月辛卯朔庚寅（十一月末日？）、東郷齋夫の護が申し上げます。嘉平……調査の結果、忠等に前科はありません。どうか過所・懸邑・門亭・河津関に通知し、拘留することの無きよう。以上申し上げます。〕

十二月一日、祿福県獄丞の博が祿福県丞の事務を代行し、過所に通知する。律令の如くせよ。／掾海・守令史衆

東郷齋夫護上申文書の「謁」から「母苛留」までが送付先の祿福獄丞博に対する依頼内容で、「謁」以前の「案忠等母官獄徵事」は東郷齋夫護自身による調査報告である。

この様に、「謁」字はその文書送付先に対する依頼内容を導く文字で(50)、それ以前の部分の行為主体は発信者自身である。従って、前掲簡21の「謁以律令從事」

の部分は文書送付先に対する依頼で、それ以前の「捕得常有程生寫移居延獄」の行為主体は発信者自身ということになる。もしも「捕得」以下も依頼であれば当然「捕得」の前に「謁」字が来なければならぬからである。故に、簡21は「寫移居延獄」とある居延獄が文書送付先で、「以律令從事」は文書送付先である居延獄に対する職務執行文言ということになろう(51)。

以上の考察から、文書B・B'（「」内はB'）は「効し、居延獄へ移す〔某を將いて居延獄へ詣る〕。律令を以て從事せよ」と訓じ、「（発信者が）挙効し、居延獄に通知する〔被挙効者某を連行して居延獄に出頭する〕。律令の規定に依拠して被挙効者の裁判を実施せよ」という意味に解釈される。

第二節 挙効文書本文の検討

（一）挙効文書本文の復原

T六八出土の挙効文書の本文には、文章の続き具合から簡の排列を復原できるものがある。第一節冒頭所掲の不侵守候長業挙効文書(I)もそうである。不侵守候長業挙効文書(I)の本文(前掲の本文「状」と本文非「状」)は、その日附と挙効者の身元記載(E.P. T68:69「府補業守候長署不侵部」)より、建武六年三月庚子朔甲辰附不侵守候長業発信の送り状(E.P. T68:54~55, 57~58)及び二月癸酉附甲渠守候中継転送文書(E.P. T68:56)と同一案件であることは明らかである(52)。

一見してわかるように、本文非「状」(E.P. T68:59~64)と本文「状」(E.P. T68~76)はほぼ同内容である。同様に、他の挙効文書でもほぼ同内容の本文が必ず二種類あり、これは挙効文書の一特徴といえる。本文のうち一方は「●状辭曰」で始まり「状具此」で結ばれ、もう一方にはこの文言はない。そこでこれら二種類の本文を区別して、前者を「本文『状』」、後者を「本文非『状』」と仮称しておこう。不侵守候長業挙効文書(I)の本文から二種類の本文に特有の文言や記載内容を取り出してみると次のものが挙げられる

本文「状」 ○書き出しが「状辭曰」、書き止めが「状具此」

○冒頭に送り状A及び文書B・B'の発信者(挙効者)の身元記載

「爵・県・里・年齢・姓・任官の年月とその官名・職務内容」

○末尾に「以此知而効。無長吏使効者」の文言

本文非「状」○書き出しが「迺某月某日」

これらの特有文言と記載内容を手掛かりとして、令史立挙効文書(Ⅱ)の本文(E.P. T68:16~28)の排列を復原してみよう。私見に依れば釈文とは排列を異にする。挙効文書において二種類の本文は異なる機能を持つ故、各々の本文の特徴を検討する上で正確な排列復原は不可欠である。そこで少し紙幅を費やして本文の排列を検討したい。なお、⑥⑦等の番号は後掲の復原された令史立挙効文書(Ⅱ)に附された番号である。

⑥⑦と⑫⑬は本文「状」特有の文言・内容であるから、それぞれが接続し、本文「状」の冒頭と末尾に位置する。⑥は釈文に断裂の記載はないが写真では明らかに上部が折れており、その部分に「状辭曰」の語があったはずである。

①は本文非「状」の書き出しである。前掲不侵守候長業挙効文書(Ⅰ)本文において、「迺今月三日壬寅」という表記が両本文に見える如く、「迺某月日」という表記が直ちに本文非「状」の冒頭部分とはいえないが、①の「九月庚辰」は送り状の「九月癸酉朔」によれば八日に当たり、同日を指す「今月八日」の語が本文「状」⑦に見えるので、①は本文非「状」であると断定できる。

②「夏侯譚争言闘」の夏侯譚は、⑧の「主官譚」から主官の職であること、また、⑩に「譚與憲争言闘」と原憲・夏侯譚の争いが記されていることから、②は①「原憲與主官」から続く。

②③は傷の程度を述べているが、傷の程度は「頭四所其一所創表三寸三所創表二寸半皆廣三分深至骨」(E.P. T68:188)の如くその長さと同幅で表現されており、②③は連続する。

④と同じ「橐一盛糒三斗米五斗騎馬蘭越隧南塞天田出」の句が本文「状」⑫に見えるので、④は本文非「状」である。

⑤「逐捕未得它案驗未竟」の文言は、不侵守候長業挙効文書(Ⅰ)の如く「案」の中に現れる語であるが、この挙効文書では本文「状」の方に「案」はなく、④の「案」に続くものである。

⑪と同じ「憲帶劔持官弩一箭十一枚大」の句を含む③が本文非「状」であるから、⑪は本文「状」である。

③と⑪は末尾が、④と⑫は冒頭が各々同一で、ともに原憲逃亡の際の携帯物品の詳細であるから、本文「状」の⑪と⑫、本文非「状」の③と④がそれぞれ続く。

⑩の末尾「令史」は、送り状E.P. T68:13に「令史立」とあるので、⑩「立」へ続く。

この時点で本文非「状」は完結しているので、残る⑧と⑨は本文「状」となり、入り得る位置は⑦と⑩の間である。⑧の「讓持酒來過候飲」に類似する記載が、E.P. T20:6に「今年八月中候繆訴客賈囊持酒」とみえる。T二〇は、この挙劾文書に現れる主官夏侯譚の斥免に関する簡(53)を含み、そこに記載される月は令史立挙劾文書(II)と異なるもののこの事件のようである。されば、⑧の「讓」は「客」であり、⑦「客民不審」に続き得る。仮に、E.P. T20:6が無関係であったとしても、「不審」の語には「興客不審郡県姓名習字嚴年卅」(79D.M. T8:28/683)、「覆胡亭卒不審名字」(E.P. T59:2)といった用例があり、「客民不審……讓」という表現はあり得る。また飲酒に関する⑧「持酒來過候飲」「酒尽」、⑨「候復持酒」「飲再行酒盡」の

語の関連性から⑧⑨は連続し、その結果⑦⑧⑨⑩と続くと考えて良いだろう。

以上の考察によって、令史立挙劾文書(II)本文の排列は次の如く復原される。なお、冊書は最終的に復原された排列で示してある。

II 令史立挙劾文書

(本文非「状」)

① 迺九月庚辰、甲渠第四守候長、居延市陽里、上造原憲、與主官 E.P. T68:24

② 夏侯譚争言鬪。憲以所帶劔刃擊、傷譚匈一所。廣二寸 E.P. T68:20

③ 長六寸、深至骨。憲帶劔、持官六石具弩一・稟矢銅鏃十一枚、持大 E.P. T68:21

④ □囊一、盛糒三斗・米五斗、騎馬、蘭越隧南塞天田出。案、憲鬪傷

E.P. T68:22

⑤ 盜官兵、持禁物、蘭越于邊關徼亡。逐捕未得。它案驗未竟。 E.P. T68:23

「先の九月八日、甲渠候官第四候長心得の、本籍居延市陽里、爵上造の原憲

が、主官令史夏侯譚と言い争い喧嘩した。原憲は持っていた剣で夏侯譚に切りかかり、胸に一箇所傷を負わせた。傷は幅二寸、長さ六寸で、骨に達していた。原憲は剣を携帯し、官所有の六石の具弩一つ、銅の鏃附きの長い矢十一本を取り、大きな(革)袋一つを取って干し飯三斗・米五斗を入れ、馬に乗って、隧南側の長城・天田を違法に越えて逃亡した。思うに、原憲は喧嘩して傷を負わせ、官所有の武器を盗み、国外持出禁止物品を携帯し、国境の関所を違法越境して逃亡したものである。追跡逮捕に務めたが逃走中で、尋問は完了していない。」

(文書B)

建武五年九月癸酉朔壬午、甲渠令史 劾、移居延

E. P. T68:14

獄。以律令從事。

E. P. T68:15

〔建武五年(後二九)九月十日、甲渠候官令史の が挙劾し、居延具獄に通知する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

(本文「状」)

⑥ 上造、居延累山里、年卅八歳、姓周氏。建武五年八月中、除爲甲

E. P. T68:16

⑦ 官

渠斗食令史、備寇虜盜賊爲職。至今月八日、客民不審

E. P. T68:17

⑧ 讓持酒來過候飲。第四守候長原憲詣官。候賜憲・主官譚等酒。酒盡。讓欲去。

E. P. T68:18

⑨ 候復持酒、出之堂煌上、飲再行。酒盡。皆起。讓與候史候

E. P. T68:19

⑩ 一所

人。譚與憲争言鬪。憲以劔擊傷譚匈、騎馬馳南去。候即時與令史

E. P. T68:25

⑪ 立等逐捕、到憲治所、不能及。驗問隊長王長、辭曰、憲帶劔、持官弩一・箭十

|| 一枚・大

E. P. T68:26A(54)

⑫ 革囊一、盛糒三斗・米五斗、騎馬蘭越隧南塞天田出、西南去。以此知而

E. P. T68:27

⑬ 劾。無長吏教使劾者。状具此。

E. P. T68:28

〔……爵は上造、本籍は居延具累山里、年は四十八歳、姓は周氏。建武五年

(後二九) 八月中に、甲渠候官の斗食令史に任命され、異民族の侵入と盜賊の警戒を職責とする。今月八日になって、地元の本籍が無く……が不明の某讓が酒を持って郵候を訪れ酒を飲んでいた。そこに第四候長心得の原憲が候官に出頭してきた。郵候は原憲や主官令史夏侯譚等に酒を振る舞った。酒が無くなったので、讓が去ろうとすると、郵候は復た酒を持ってきて、堂煌に出て、再び飲み始めた。酒が終わり、皆席を立った。讓は候史や候□と……人。夏侯譚は原憲と言い争い喧嘩した。原憲は持っていた劍で夏侯譚に切りかかり、胸に一箇所傷を負わせ、馬に乗って南の方へ去って行った。郵候は即座に令史周立と共に追跡逮捕せんとし、原憲の勤務官署(第四隊)まで来たが、追い附かなかった。そこで第四隊長王長を尋問したところ、王長が言うには「原憲は劍を携帯し、官所有の弩一つ、矢十一本、大きな革袋一つを取り、干し飯三斗・米五斗を入れ、馬に乗って、隧南側の長城・天田を違法に越えて、西南方向に逃亡した」と。以上の経緯によって(違法事実を)知り挙劾する。長吏が挙劾させたわけではない。状況は以上の通り。」

(送り状A)

建武五年九月癸酉朔壬午、令史立敢言之。謹移劾劾状

E. P. T68:13

一編。敢言之。

E. P. T68:42

〔建武五年(後二九)九月十日、令史の(周)立が申し上げます。謹んで挙劾に至る経緯についての文書一編を送付します。以上申し上げます。〕

(中継転送文書C)

九月壬午、甲渠候□移居延。寫移書到(55)。如律令。 令史立 E. P. T68:79

〔九月十日、甲渠郵候の□が居延県に通知する。(この文書を)複写して送付せよ。律令の如くせよ。／令史立〕

さらに本文の排列を復原できるものに、主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)、甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ)、令史某挙劾文書(Ⅴ)がある。これらの本文は文章の続き具合から復原することができる。なお、甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ)と令史某挙劾文書(Ⅴ)は多く断簡を含むが、一方の本文が完全に復原でき、それを元にもう一方の本文を並べた。

III 主官令史譚挙劾文書

(本文非「状」)

甲渠塞百石士吏、居延安國里公乘馮匡年卅二歲、始建國天鳳上戊六年

E. P. T68:4

三月己亥、除署第四部。病軟短氣、主亭隧七所哢呼。

E. P. T68:5

七月□□、除署第十部士吏。□、匡軟弱不任吏職、以令斥免。 E. P. T68:6

〔甲渠候官百石士吏の、本籍が居延劍安國里で爵公乗の馮匡、年三十二歲、始建國天鳳上戊六年(後一九)三月己亥に、第四部に任命配属される。咳を患い呼吸困難となり、管轄する亭隧七箇所破損有り。〕

七月□□、第十部士吏に任命配属される。(思うに)馮匡は軟弱にして吏の職責に堪えられず、令の規定に従って罷免されたものである。〕

(文書B)

建武五年五月乙亥朔丁丑、主官令史譚劾、移

E. P. T68:7

居延獄。以律令從事。

E. P. T68:8

〔建武五年(後一九)五月三日、主官令史の夏侯譚が挙劾し、居延県獄に通知する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

(本文「状」)

●状。辭、公乘、居延鞮汗里、年卅九歲、姓夏侯氏、爲甲渠 E. P. T68:9

候官斗食令史、署主官、以主領吏備盜賊爲職。士吏馮匡 E. P. T68:10

始建國天鳳上戊六年七月壬辰、除署第十部士吏。案、匡 E. P. T68:11

軟弱不任吏職、以令斥免。 E. P. T68:12

〔●(挙劾に至る)状況。(挙劾者夏侯譚の)供述に言う。「爵は公乘、本籍は居延県鞮汗里、年は四十九歲、姓は夏侯氏。甲渠候官斗食令史に任命され、主官に配属され、吏の監督と盜賊の警戒を職責とする。士吏の馮匡は始建國天鳳上戊六年(後一九)七月壬辰に、第十部士吏に任命配属された。思うに、馮匡は軟弱にして吏の職責に堪えられず、令の規定に従って罷免されたものである。」〕

(送り状A)

建武五年五月乙亥朔丁丑、主官令史譚敢言之。
謹移劾状一編。敢言之。

E. P. T68:1
E. P. T68:2

〔建武五年（後二九）五月三日、主官令史の夏侯譚が申し上げます。謹んで奉
効に至る経緯についての文書一編を送付します。以上申し上げます。〕

（中継転送文書C）

五月丁丑、甲渠守候博移居延。寫移。如律令。

掾譚

E. P. T68:3

〔五月三日、甲渠郵候心得の博が居延県に通知する。（この文書を）複写して
送付せよ。律令の如くせよ。 掾譚〕

IV 甲渠守候長昌林挙劾文書

（本文非「状」）

迺四月戊子、新占民居延臨仁里□□

E. P. T68:47

食、之居延博望亭部、採胡于、其□□

E. P. T68:48

中、夜行迷渡河□□

E. P. T68:49

出。案、良 □□

E. P. T68:50

蘭越塞天田出入 □□

E. P. T68:65

〔去る十九日、新たに本籍を登録した居延県臨仁里……食、居延県博望亭の管
轄区まで行き、胡于（食用の植物）を採集した。その……中、夜道に迷って
河を渡り……越境した。思うに、趙良は……長城・天田を違法に出入りした
ものである。〕

（文書B）

建武六年四月己巳朔己丑、甲渠候長昌林劾、將

E. P. T68:31

良詣居延獄。以律令從事。

E. P. T68:32

〔建武六年（後三〇）四月二十一日、甲渠候長の昌林が挙劾し、（趙）良を連
行して居延県獄に出頭する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

（本文「状」）

□甲渠守候長□

E. P. T68:231

迹候備盜賊寇虜爲職。迺丁亥、新占民居延臨仁里

E. P. T68:35

趙良蘭越塞。驗問良、辭曰「今月十八日、母所食、之居延博望亭 E. P. T68:36
部、採胡于。其莫日入後、欲還歸邑中、夜行迷河河、 E. P. T68:37

蘭越甲渠却適隊北塞天田出。」案、良蘭 E. P. T68:38

越塞天田出入。以此知而効。無長吏使効者。状具 E. P. T68:39

此。 E. P. T68:40

「……甲渠候長心得……天田見回りと盜賊及び異民族の侵入の警戒を職責とする。去る十九日、新たに本籍を登録した居延県臨仁里の趙良が長城を違法越境した。そこで趙良を尋問し、趙良が供述して言うには「今月十八日、食糧が無くなったので、居延県博望亭の管轄区まで行き、胡于（食用の植物）を採集しました。その日の日没後、家に帰ろうとしたところ、夜道に迷って河を渡り、甲渠候官却適隊北側の長城・天田を違法に越境してしまいました。」と。思うに、趙良は長城・天田を違法に出入りしたものである。以上の経緯によって（違法事実を）知り挙効する。長吏が挙効させたわけではない。状況は以上の通り。」

(送り状A)

建武六年四月己巳朔戊子、甲渠守候長昌林 E. P. T68:29

敢言之。謹移効状一編。敢言之。 E. P. T68:30

〔建武六年（後三〇）四月二十日、甲渠候長心得の昌林が申し上げます。謹んで挙効に至る経緯についての文書一編を送付します。以上申し上げます。〕

(中継転送文書C)

四月己丑、甲渠守候 移居延。寫移。如律令。 E. P. T68:33

〔四月二十一日、甲渠郵候心得の が居延県に通知する。（この文書を）複写して送付せよ。律令の如くせよ。〕

V 令史某挙効文書

(本文非「状」)

迺今月十一日辛巳日且入時、胡虜入甲渠木中 E. P. T68:83

隊塞天田、攻木中隊。隊長陳陽爲舉墩上二 E. P. T68:84

藁、塙上大表一、燔一積薪。城北隊助吏李丹 E. P. T68:85

候望、見木中隊有煙、不見薰。候長王褒即使

E. P. T68:86

丹騎驛馬一匹、馳往逆辟。未到木中隊里所、胡虜四步人

E. P. T68:87

從河中出上岸、逐丹。虜二騎從後來、共圍遮、略得丹及所騎

E. P. T68:88

驛馬持去。●案、褒典主而擅使丹乘用驛馬、

E. P. T68:89

爲虜所略得、失亡馬。

E. P. T68:90

褒不以時燔舉、而舉墩上一苜火、燔一積薪、燔舉不

E. P. T68:91

如品約。不憂事邊。

E. P. T68:92

〔先の今月十一日の午後六時頃、異民族が甲渠候官木中隊管内の長城・天田に侵入し、木中隊を攻撃した。隊長陳陽は烽火台の上に吹き流しを二つ、城壁上に大旗一つを挙げ、積薪一つを燃やした。城北隊助吏の李丹は見張りしていて、木中隊に煙が上がっているのを見たが、吹き流しを見落とした。候長王褒はすぐさま李丹に馱馬一匹に乗って確認に行かせた。木中隊迄一里ばかりの地点で、四人の異民族が歩いて河から岸に上がり、李丹を追いかけた。異民族の二騎が後ろから来て、共に取り囲み、李丹と乗っていた馱馬を略奪して去った。●思うに、王褒は管理責任者(?)でありながら、規定に違反

して勝手に李丹に命じて馱馬に乗って行かせ、異民族に略奪され、馱馬を失った。また、王褒は速やかには烽火及び信号旗を挙げず、烽火台に烽火一つを挙げ、積薪一つを燃やしたが、この信号伝達は規定通りではない。よって、辺境警備の職責をなおざりにした罪に該当する。〕

(文書B)

建武五年十二月辛未朔戊子、令史 劾、將褒

E. P. T68:81

詣居延獄。以律令從事。

E. P. T68:82

〔建武五年(後二九)十二月十八日、令史の が挙劾し、王褒を連行して居延県獄に出頭する。律令の規定に依拠して裁判を実施せよ。〕

(本文「状」)

●状。辭曰、上造、居延累山里、年卅八歳、姓周氏、爲

E. P. T68:93

甲渠候官斗食令史、以主領吏備寇虜爲

E. P. T68:94

職。迺今月十一日辛巳日且入時、胡虜入木中

E. P. T68:95

隊塞天田、攻木中隊。隊長陳陽爲舉墩上二薰、塙上

E. P. T68:96

大表一、燔一積薪。城北隊助吏李丹候望、見

E. P. T68:97

木中隊□□□□。候長王褒即使丹騎驛

E. P. T68:98

馬一匹、馳□□里所、胡虜四步入、從

E. P. T68:99

得丹及所騎驛馬、

E. P. T68:100

持去□

E. P. T68:119

丹乘用驛馬□

E. P. T68:101

舉墩上苜火□

E. P. T68:102

〔●(挙劾に至る) 状況。(挙劾者周某の) 供述に言う。「爵は上造、本籍は居延県累山里、年は四十八歳、姓は周氏、甲渠候官斗食令史であり、吏の監督と異民族侵入の警戒を職責とする。先の今月十一日の午後六時頃、異民族が甲渠候官木中隊管内の長城・天田に侵入し、木中隊を攻撃した。隊長陳陽は烽火台の上に吹き流しを二つ、城壁上に大旗一つを挙げ、積薪一つを燃やした。城北隊助吏の李丹は見張りしていて、木中隊……を見、……候長王褒はすぐさま李丹に馱馬一匹に乗って行かせ……一里ばかりの地点で、四人の異民族が歩いて……から……李丹と乗っていた馱馬を略奪して去った……李

丹は馱馬に乗って……烽火台に烽火……を挙げ……〕

(送り状A)

子令史 敢言之。

E. P. T68:218

「……子、令史 が申し上げます。」

(二) 挙劾文書本文の検討

前項において復原された挙劾文書を中心に、挙劾文書を構成する二種類の本文、即ち本文「状」と本文非「状」各々の特徴を明らかにすることが本項の目的である。初めに挙劾文書本文に見える文言の検討から始めよう。

○「案」……「案」は本文非「状」には常に見えるが、令史立挙劾文書(II)のよ
うに本文「状」に含まれない場合もある。「案」は文書発信者の当該案件に対する
判断・見解で(56)、「案」に先行する記載内容を勘案した結果として出された判断
・見解である(57)。挙劾文書の場合は所謂罪名指摘に当たるのである。不侵守候長
業挙劾文書(I)では「案常等持禁物、蘭越塞于邊關徼」とあるが、「禁物」は国外

持出禁止物品(58)、「蘭」は違法出入(59)、「關徼」は関所のことである(60)。この「案」中の「持禁物」は劾状本文の「帶刀劔及鍔各一又各持錐小尺白刀箴各一」、「蘭越塞于邊關徼」は「蘭越甲渠當曲隄塞從河水中天田出」という具体的記述をそれぞれ承けた違法行為の一般的表記で、所謂罪名に相当する。甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ)では「案」以前の具体的記述に「蘭越甲渠却適隄北塞天田出」とある部分の「出」が、「案」では「蘭越塞天田出入」と「出入」になっている。これは「案」の「越塞天田出入」が違法行為の個別具体的記述ではなく、既に一般化された罪名であることを示す。また、令史立挙劾文書(Ⅱ)の「與主官夏侯譚争言闘。憲以所帶劔刃、擊傷譚匈一所。廣二寸、長六寸、深至骨」という具体的記述を承けた「案」の「闘傷」が、「闘以刃傷人、完爲城旦。其賊、加罪一等。爲謀者同罪(61)」という律に違反した罪名であることは言う迄も無かろう。さらに、「蘭越塞于邊關徼」「軟弱不任吏職」「不憂事邊」「賊傷」という表現が異なる案件の「案」の中に同一表現で複数現れることも(62)、これらの語が一般的表記としての罪名であることを示すものであろう。

甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ)の中で、「案、良蘭越塞天田出入」と罪名指摘されている「良」なる人物が、文書Bに「將良詣居延獄」とあるように居延獄に連行されており、「案」の違法行為者と獄への被連行者は同一人物である。従って、この違法行為者こそが挙劾文書によって挙劾されている被挙劾者であり、挙劾文書の「案」以下は挙劾者による被挙劾者の犯した罪名指摘なのである。

○「逐捕未得、它案驗未竟」……「逐捕」は追跡逮捕の意(63)。この文言がある不侵守候長業挙劾文書(Ⅰ)と令史立挙劾文書(Ⅱ)では被挙劾者が逃亡中である。これに対し、被挙劾者が逃亡中でないⅠⅡ以外の本文所掲挙劾文書にはこの文言は無い。従って、「未得」とは被挙劾者未逮捕のことである。「它」字は、漢簡中に「母以它爲解」「母它急」の例があり、それに倣えば「他」と読み「它案驗未竟」となるのであろう(64)。「案驗」は験問・尋問の意(65)、「竟」は「尽くす」「完了する」の意である(66)。従って、文意は「追跡逮捕に務めたが逃走中で、尋問はまだ完了しておりません」となる。文書Bが含まれる挙劾文書にはこの文言があるが、文書Bが附く挙劾文書には無いことから、文書BとBは被挙劾者の逮捕未逮捕による使い分けであることがわかる。

○「状辭曰」……「状辭曰」は「状具此」と対応し本文「状」にだけある。「辭」

は漢簡の用例では常に人の発言・供述のことである。

28 河平元年九月戊戌朔丙辰、不侵守候長士吏猛敢言之。謹驗問不侵候史嚴、辭

|| 曰、士伍、居延鳴沙里、年卅歲、姓衣氏、故

民。今年八月癸酉、除爲不侵候史、以日迹爲職。嚴新除、未有追逐器物。自

|| 言尉駿所、曰毋追逐物。駿遺嚴往來、毋過

E. P. T59:1

〔河平元年（前二八）九月十九日、不侵候長心得の士吏の猛が申し上げます。謹んで不侵候史の嚴を尋問したところ、その供述に言うには「無爵の士伍で、本籍は居延県鳴沙里、年は三十歳、姓は衣氏、故民である。今年八月癸酉の日に、不侵部候史に任命され、天田の見回りを職責とする。私嚴は任命されたばかりで、追跡用の装備を持っていない。塞尉の駿に申し出て、追跡用の装備が無いと言った。駿は私嚴に往來させ、毋過〕

この簡の「辭曰」以下には、爵・県・里・年齢・姓・任官時期・官名・職務内容が列記されている。かかる記述様式はまた候粟君所責寇恩事冊書の二通の爰書冒頭に

も見られ(57)、共に被験問者の身元確認である。言う迄もなく「辭曰」以下は被験問者の供述であるから、かかる記述様式は被験問者の供述に先立って被験問者自身が供述する形態で行われる身元確認の定型であろう。挙劾文書もこれと同一の記述様式を取り、且つ「辭曰」以下の内容が送り状A及び文書B・B'の発信者、即ち挙劾者自身の身元確認であるから、当然「辭曰」以下は挙劾者自身の供述である。「状」は文書ではなく状況・事実経過の意である。次の簡は檄伝達留遅についての都尉府の譴責に対する甲渠候官の返答である(68)。

29 持行到府。皆後宮等到留遲。記到、各推辟界中相付日時、具言状。會月廿六

|| 曰。謹案、郷嗇夫丁

宮入關檄、不過界中。男子郭長入關檄、十一月十八日乙未食坐五分、木中隊

|| 長張勳受卅井誠弊

E. P. F22:324

〔持って行き都尉府に到着した。全て宮等の到着よりも後で遅れている。この記が到着したならば、各々管轄区域での伝達日時を調査し、詳しく状況を報告せよ。今月二十六日に出頭せよ。〕と（調査命令に）ありました。

謹んで調査しましたところ、郷畜夫の丁宮が関所に入るとの檄は、管轄区内を伝達されておりません。男子郭長が関所に入るとの檄は、十一月十八日乙未の日の食坐五分に、木中隊長の張勳が卅井候官誠幣……から受領し

「具言状」という命令に対する回答が「謹案」以下の檄伝達状況であるから、「状」は状況・事実経過の意である。この点、簡牘のみならず文献の用例でも同様である。『漢書』卷六九趙充国伝には「上報曰、皇帝問後將軍、孰計其便復奏。充國上状曰」とあり、いかにも「状」は文書を指すように見える。しかし、『東觀漢記』光武帝紀建武六年條「代郡太守劉興將數百騎攻賈覽。上状檄至、光武知其必敗」の「状」を含む部分は「状を上すの檄至らば」と訓ぜられ、「状」は文書ではなく状況・事実経過の意である。従って、趙充国伝も『東觀漢記』に倣って「状況を申し上げて言うには」と解釈すべきなのである。

この「状辭曰」には前節で指摘した如く「状具此」が結びの文言として対応している。「状具此」に類似の表現には「對具此」「辭具此」があり、全て文末尾に位置しこの文言で文章が終わっているのです、これらは書止め文言である(69)。「對具

此」の「對」は、

30 □牛車不載穀詣官。具對。光叩頭死罪死罪對曰、光不敢廩吏 324・10(A33)

「……牛車、穀物を搭載することなく候官に出頭した。詳しく回答せよ。光が恐れ多くもお答え申し上げますに、私光は吏に穀物を支給してはおりません。」

の如く、漢簡では驗問・譴責に対する回答・弁明を意味する語である。そして書止め文言「對具此」を持つ簡の内容も、「對」字に対応する如く驗問・譴責に対する回答・弁明である。

31 □以行塞、令吏卒射、折傷兵、不以時出付折傷簿。叩頭死罪。對具此。

311・19(A8)

「……長城線を巡回し、吏卒に射撃を行わせた折りに、武器を損傷したが、速やかに折傷簿を提出しなかった。叩頭死罪。弁解は以上の通り。」

「以時」は「速やかに」の意であるから(70)、この簡は折傷簿提出遅延の譴責に対する回答・弁明であろう。先の簡に見える「叩頭死罪」の文言があることも、この簡が験問・譴責に対する回答・弁明であることを示す。その回答・弁明に続けて書止め文言「對具此」が来ることから、この文言は「對は此に具そなわる」と訓じ「回答・弁明は以上で終わり」という意味と考えられる。「對具此」がかく理解されれば、「状具此」も同様に「状は以上で終わり」という意味になろう。更に、この「状具此」と対応する「状辭曰」の「状」は、書止め文言「状具此」との対応から考えるに、これ以下の部分が「状」であることを示す表題的なものと解釈されよう。かかる表題的表記は爰書にも見られ、爰書部分は表題的記載「爰書」で始まり、書止め文言「它如爰書」で終わっている(71)。

以上の検討から「状辭曰」は「以下狀況・事実経過。(挙劾者の)辭に曰く」と解釈される。

○「以此知而劾。無長吏(教)使劾者」……この文言は本文「状」にのみある。「長吏」は候官では郵候と塞尉をいう(72)。後述の如く、この「以此知而劾」以前が挙劾に至る経緯の説明であるので、「以此知而劾」は「以上の事情によって違法

事実を知り挙劾する」の意となろう。この部分は「無長吏(教)使劾者」を「劾」の対象と解釈することもできるが、「劾」で文は句切れ、長吏が挙劾されているのではない。先述の如く、文書Bで護送される人物、即ち「案」以下で罪名指摘されている違法行為者が被挙劾者だからである。事件の経緯から見ても長吏を挙劾することは考え難い。甲渠守候長昌林挙劾文書(IV)は、新占民趙良が夜道に迷って甲渠却適隊北塞天田を違法に越えた事に関する挙劾であるが、長吏(郵候・塞尉)はこの違法行為を全く関知していないのである。そうであれば「無長吏(教)使劾者」は「長吏の指示に因るのではなく、挙劾者が自分の判断で挙劾した」の意となろうか。

以上で文言の検討を終わり、次にほぼ同内容である二つの本文、本文「状」と本文非「状」との相違点を検討しよう。初めに本文中に現れる人物の身元記載について。

挙劾者の身元記載は、本文「状」では爵・県・里・年齢・姓・任官時期・官名・職務内容の順で記され、これは供述者自身による身元確認の定式である。これに対し本文非「状」ではそもそも挙劾者自身が文中で全く言及されない。被挙劾者につ

いては、本文「状」では官名はあるものの所謂名県爵里は全く記載がない(73)。本文非「状」では官名・県・里・爵・姓名・年齢がこの順で表記され、爵・年齢の省略もあるが、漢簡中の名籍はかかる書式を取るのが一般であり(74)、身元記載の要件は満たしている。

本文の記述方法も相違している。令史立挙劾文書(Ⅱ)について指摘すれば、本文「状」では被挙劾者原憲が主官夏侯譚に傷を負わせるに至る経緯の詳細な記述があるのに対し、本文非「状」ではその経緯は全て省略され傷害行為の時点から記述が始まっている。また傷害行為後の経過についても、本文「状」では原憲の逃走に伴い郵候が挙劾者令史立と共に追跡し、原憲の治所でその逃亡状況を隊長王長に尋問したことが、時間経過に従って記述されている。それに対し、本文非「状」では事実内容が記載されるだけである。同様に甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ)の本文「状」でも、被挙劾者趙良の違法行為が発覚して挙劾されるに至る経緯が時間順に記述されている。これらの例から、本文「状」は挙劾に至る経緯の説明に重点があるといえる。一方、本文非「状」は挙劾に至る経緯の説明よりも、寧ろ違法事実自体の指摘に重点がある。主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)の本文非「状」には「三月己亥、除署第

四部。病歎短氣。主亭隧七所哢呼」という、本文「状」にはない記述がある。この「主亭隧七所哢呼」は斥免爰書とでも呼ぶべき次の簡32にも見える。

32 建武漆年十月辛酉朔壬戌、主官令史譚敢言之。爰書。不侵候長居延中宿里□
Ⅱ業、主亭隊漆所哢呼不繕治、兵弩不繫持。案業軟弱不任吏職、以令斥免。
Ⅱ它如爰書。敢

言之。

E. P. F22: 689+E. P. F22: 700 (75)

〔建武七年(後三一)十月二日、主官令史の譚が申し上げます。爰書。不侵候長の、本籍居延県中宿里の□業は、管轄する亭隊七箇所に破損があるも修繕せず、武器や弩は弓矯めを付けて保管されていない。思うに、□業は軟弱にして職責に堪えられず、令の規定に従って罷免されたものである。以上、爰書とする。以上申し上げます。〕

この爰書にも主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)と同じ「軟弱不任吏職、以令斥免」という記載がある。この記載の前に「案」字があるが、先述のように、これは先行する記載

内容を勘案した結果出された判断・見解を示すものであり、簡32では先行する「主亭隼黍所哢呼不繕治」と「兵弩不繫持」を勘案した結果「軟弱不任吏職、以令斥免」という判断に至ったという関係になろう。「軟弱不任吏職」は抽象的概念であり、「主亭隼黍所哢呼不繕治」と「兵弩不繫持」という具体的事実がその「軟弱不任吏職」を構成する要件なのである(76)。従って、主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)本文非「状」の「三月己亥、除署第四部。病欬短氣。主亭隼七所哢呼」という記述は、「軟弱不任吏職、以令斥免」の構成要件となるべき被挙劾者の違法事実を指摘したものなのである。

また、令史立挙劾文書(Ⅱ)では罪名指摘の「案」が本文「状」ではなく、本文非「状」にしかないことも、かかる特徴を示すものである。前述の如く「案」以下の部分は挙劾者による被挙劾者の罪名指摘であるが、その「案」が本文非「状」の必須要素であることは、やはり被挙劾者の罪名指摘にその重点があることを意味しよう。

本項において先に指摘されたことも、かかる本文の特徴との関連で理解されよう。挙劾者と被挙劾者の身元記載の相違については、本文「状」では挙劾の経緯説明が

中心なので、違法事実を知見した挙劾者が文書の主体となり、本文非「状」では違法事実の指摘が中心なので違法行為者である被挙劾者が主体となるからである。また、状況・事実経過の意である「状」を含む「状辭曰」「状具此」が本文「状」に固有の文言であることも、本文のかかる性格からすれば当然であり、「状辭曰」の「状」は「挙劾に至る」状況・事実経過の意となろう。さらに、「以此知而劾。無長吏教使劾者」の語も、これが挙劾の経緯に関する文言であるゆえ本文非「状」には現れないのである。

第三節 「劾状」の語義

挙劾文書全体の排列の復原に入る前に、「劾状」という語について検討しておく。何故なら、「●右劾状」(E.P.F22:827)と「●右劾及状」(E.P.T56:118)なる簡が存在し、単純に対比すれば「劾状」は「劾」と「状」の二物と解釈され、これに倣えば送り状Aの「謹移劾状一編」も「劾」と「状」と理解され得るからであ

る(77)。

前掲本文「状」の書き始めは全て「状辭曰」に作るが、「劾状辭曰」に作るものがある(78)。

33 劾状。辭曰、公乘、日勒益壽里、年卅歲、姓孫氏。迺元康三年七月戊午、以

功次遷爲

20・6(A33)

〔挙劾に至る状況。(挙劾者の)供述に言う。「爵は公乘、本籍は日勒益壽里、年は三十歳、姓は孫氏。先の元康三年(前六三)七月戊午に、功次によって……に昇進した。〕

この簡の記載様式は挙劾文書本文「状」の冒頭と完全に一致するので、これが本文「状」であることは間違いなく(79)。「状辭曰」は「劾状辭曰」の省略表現であることがわかる(80)。それ故、「劾状」は「劾」が「状」を修飾する関係の一語である。もしも「劾状辭曰」の「劾状」が「劾」と「状」二物とするならば、「劾状」と「状」の語義が異なるので「劾状辭曰」の「劾」を省略して「状辭曰」と表現す

ることはできない。

この「劾状」と類似の表現に「舉状」があり、『後漢書』伝二三朱浮伝注所引漢官儀にみえる。

博士、秦官也。……(中略)……其舉状曰「生事愛敬、喪没如礼、通易・尚書・孝經・論語、兼綜載籍、窮微闡奧、隱居樂道、不求聞達、身無金瘡痼疾、卅六屬不與妖惡交通、王侯賞賜、行應四科、經任博士。」下言某官某甲保舉。

〔博士は秦官なり。……其の舉せる状に曰く「生は愛敬を事とし、没を喪すること礼の如く、易、尚書、孝經、論語に通じ、載籍を兼綜し、微を窮め奥を闡らかにし、隱居して道を樂しみ、聞達を求めず、身に金瘡痼疾無く、卅六屬 妖惡と交通せず、王侯賞賜す。行は四科に應じ、經は博士に任ず。」と。下 某官某甲保舉すと言う。〕

末尾の「下言」は上の「其舉状曰」と対比表現となっているから、「下」とは「舉状」の「下」の意であり、「下言某官某甲保舉」は「(「舉状」の)下に某官某甲

保舉すと言う」の意味となる。従って、「某官某甲保舉」の語は「其舉状」には含まれない。もしも、「状」が文書の意であるならば、この語も当然この文書に書かれているのだから、「状」に含まれてこなければならぬだろう。このように、「舉状」の「状」を状況・状態の意と解釈した場合、「生事愛敬」から「経任博士」迄が「舉状」の内容となるが、これは察挙された人物の品行の記載であり正に状況・状態に当たる。それ故、「舉状」とは「察舉されるに値する品行」の意となるであろう。要するに、「舉状」の語も「状」は「状況」の意味で「舉」が「状」を修飾するという、「劾状」と全く同じ熟語構造なのである。

ところで今仮に「劾状」を「劾」と「状」の二物と考えたならば、文書の構成と送付状況はどうなるであろうか。二つの本文のうち本文「状」は「●状辭曰」とあるので「状」に、本文非「状」が「劾」に当たることになろう。これは、本文「状」が挙劾の経緯説明、本文非「状」が違法事実の指摘という本文の内容にも確かに一致する。また、文書B・B'は「劾移居延獄（劾將某詣居延獄）」と「劾」が明記されているので、これも「劾」に当たる。ところで、送り状Aには「謹移劾状一編」とあるので、「状」に当たる本文「状」と、「劾」に当たる本文非「状」及び文書

B・B'の三部分は、この送り状Aによって送付される文書となる。残るCは中継転送文書であるから、送り状Aで送付されてきた文書に追加されて別の場所へ中継されるものである。従って、本文「状」＋本文非「状」＋文書B・B'に送り状Aを添附して一度送付し、送付先でそれに中継転送文書Cを追加して更に別の宛先に送付した、という文書送付状況になろう。その場合、年号記載と発信者及び宛先のある文書B・B'が、別の送り状Aによって送付されることになる。ところが、文書B・B'のように日附と発信者と宛名を完備し単独で送付可能な文書が、別の送り状を添附して送付されることは考え難いのである。何故なら、送り状が添附されるのは、名籍や帳簿の如き日附・発信者・宛名を完備していないもの、換言すれば、単独で送付することが不可能なものを送付する場合だからである(82)。例えば、同じ爰書でも上申文書の形態を取る場合は単独で送付され、上申文書の形態を取らない場合には送り状が添附されるか又は他の文書の添附文書として送付される(82)。

34 □寅、士吏強兼行候事敢言之。爰書。戌卒潁川郡長社臨利里樂徳、同縣安

□平里家横告曰、所爲官牧囊他□

☐戌夜僵臥草中、以☐行。謹案、徳横☐到藁他。尉辟推、謹母刀刃木索迹。

☐徳横皆證所言。它如爰書。敢☐

E. P. T57:85

「……☐寅、士吏の強が郵候の事務を兼任して申し上げます。爰書。戌卒の潁川郡長社臨利里の樂徳、同縣安平里の家横が報告して言うには「官のために飼育していた駱駝が……当直の夜草原で倒れ、☐で行きました」と。謹んで調査しましたところ、樂徳と家横が☐ 駱駝の所まで至り、塞尉が取り調べましたが、刀や棒、繩の痕はありませんでした。樂徳と家横は共に供述が真実であること証言しております。以上、爰書とします。以上申し上げます。」

35 免。未賞從卒騶𩇑已貸錢百廿三、不當償。證所言。它如爰書。E. P. T51:194

「免。戌卒の騶𩇑から先に貸りた百二十三錢をまだ返しておらず、よって、返済する義務はない。この供述が真実であること証言する。以上、爰書とする。」

36 神爵二年六月乙亥朔丙申、令史☐敢言之。謹移吏負卒

訾自證已畢爰書一編。敢言之。

E. P. T56:275

「神爵二年（前六〇）六月二十二日、令史の☐が申し上げます。謹んで吏が戌卒に対する負債の返済完了を証言した爰書一編を送付します。以上申し上げます。」

簡34は戌卒が駱駝が病死であることを証言した爰書で、冒頭に日附・発信者「敢言之」の記載があり、末尾にも爰書の書き止め文言「它如爰書」の後に「敢言之」という上申文言がある。従って、簡34はこのまま単独で送付可能である。これに対して、簡35は末尾が爰書の書き止め文言「它如爰書」で終わっている。「候粟君所責寇恩事」冊書の二通の寇恩自証爰書も同じく末尾が「它如爰書」で終わり「敢言之」が附いていないが、全文を見ればわかるように(83)、日附と爰書作成者は明記されるが、送付先の記載は無く、また上申文書の形態も取っていない。従って、このまま送付することはできない。簡35もこのままでは送付できないので、簡36の如き爰書の送り状が添附された上で送付されるのである。

「劾状」を「劾」と「状」に分けると仮定した場合、かかる矛盾が生じることとなる故、仮定自体が誤りであったと考えざるを得ない。なお、送り状Aと文書B・Bが独立した二文書であるということについては次節で別の点から検討されるであろう。

このように、「劾状」の語は「劾」が「状」を修飾する関係の熟語と解釈すべきである。従って、「劾状」は「挙劾に至る経緯」と解釈され、送り状Aの「謹移劾状一編」も「謹んで挙劾に至る経緯についての一編を送付する」と解釈されることになる。同一文書中の同一語に異なった意味を想定するのは不自然だからである。この場合、「謹移」と「一編」の間の文書名称であるべき部分に「挙劎に至る経緯」という文書内容を表す語が来るが、かかる表現は漢簡では通例である。

37 甘露二年五月己丑朔戊戌、候長壽敢言之。謹移戍卒自言貰賣財物

吏民所定一編。敢言之。

E.P. T53:25

〔甘露二年（前五二）五月十日、候長の壽が申し上げます。謹んで官吏や民間人に対し物品を貰売したという戍卒の申し出についての文書一編を送付

します。以上申し上げます。〕

簡37では、「戍卒自言貰賣財物吏民所定」が送付文書の内容であるが、それがそのまま送付文書の呼称として記されている(84)。従って、「劎状」を「挙劎に至る経緯」と解釈しても記載様式の点でも特異なわけではない。

以上のように、挙劎文書に見える「劎状」の語は「挙劎に至る経緯」という意の一語であると解釈される。なお、先の「右劎及状」「右劎状」の解釈については明確な解答を持ち合わせていないが、ただ、これらの尾題簡はT六八出土簡には含まれていない故、本章の考察対象である挙劎文書の中には本来含まれていないものと考えられる。

第四節 挙劎文書排列の復原

(一) 挙劎文書の構成

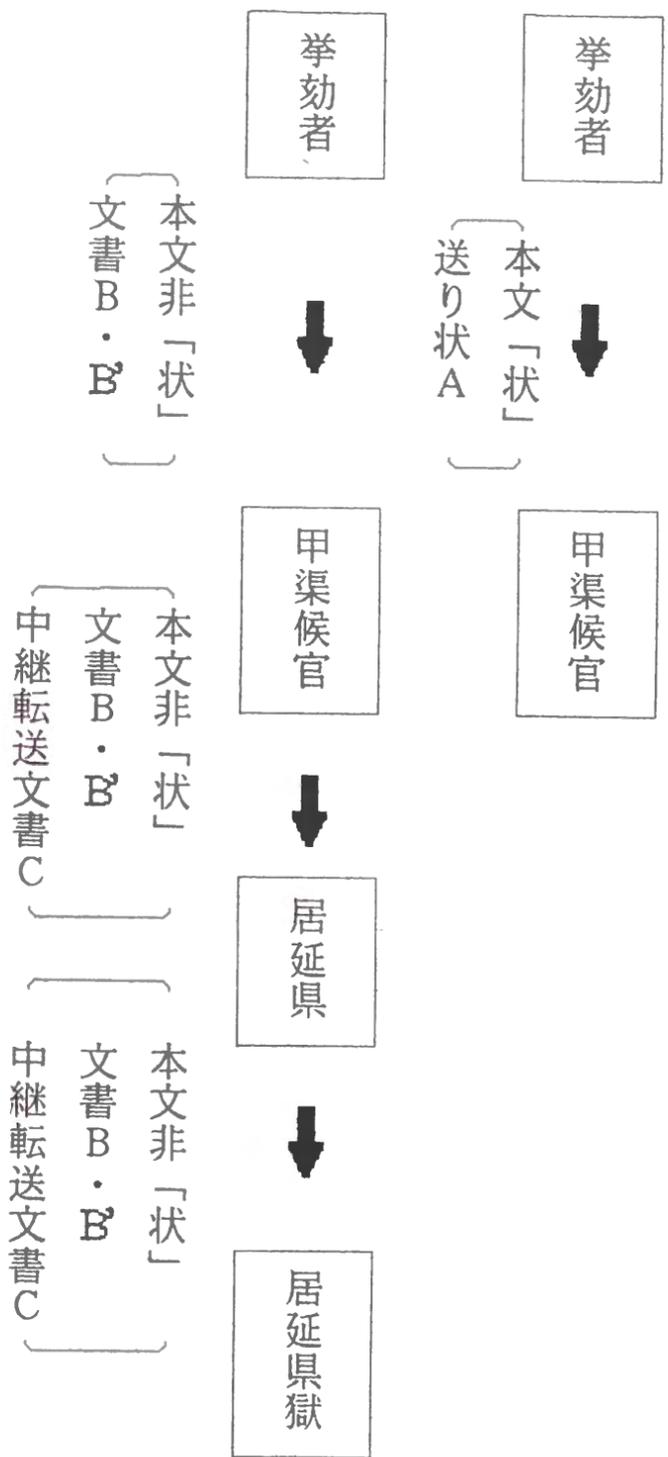
冊書の排列復原に当たって第一に検討すべきは、挙劾文書が全体で一文書を成すのか、それとも、中継転送文書Cを除く送り状Aと文書B・B'が、それぞれの本文を伴い独立した一文書を各々構成しているのか、という問題である。これは訴訟制度における挙劾手続きの理解に大きな影響を与える問題であるが、次の理由から独立の二文書であったと考える。まず、挙劾文書を構成するA・B・B'・Cの三文書について確認しておこう。Aは文書送付の際に附加される送り状、B・B'はそれ自体が独立した文書、Cは他の文書に追加される中継転送文書である。今、仮に挙劾文書が全体で一文書を形成していたとすると、本体となる文書がB・B'で、これに送り状Aが添附され甲渠候官へ、候官でB・B'+Aに中継転送文書Cが追加され居延県に送付された、となろう。かく考えた場合、①日附・発信者・宛先を完備し単独で送付可能な文書B・B'に送り状Aが添附されて送付されることは考え難い。②文書B・B'は送り状Aによって甲渠候官へ送付されるが、先述の如く文書内容からB・B'の送付先・命令先は居延獄と考えられる。その場合、実際の送付先（送り状Aの宛先）と文書内容の命令先が一致しない。③本文「状」と本文非「状」は当然B・B'と共に甲渠候官へ送られる文書本体を構成していたことになるが、一文書の

中にはほぼ同一の事実関係が記載されたものが——たとい二つの本文の重点の置かれ方は異なるとしても——二部含まれる必要性はどこにあるのか。④送り状Aには「謹移劾状一編」とあるので、先述の如く送付される文書B・B'及び両本文は「劾状」となる。この「劾状」は前節の検討に依れば「挙劾に至る経緯」の意であるが、これは獄に対して挙劾し裁判の実施を命じる文書B・B'の内容と合致しないことにならないか。さらに、全体を一文書と考えた場合、甲渠守候長昌林挙劾文書(IV)では、文書B'が己丑(二十一日)附であるのに対し、それを送付した送り状Aは一日前の戊子(二十日)附となり矛盾をきたすことになる(85)。挙劾文書全体を一文書と考えた場合、如上の疑問や矛盾が生じる故、送り状Aと文書B・B'は各々独立の文書であると考えざるを得ない。

では、本文と送り状は如何なる組合せになるのか。第二節で述べた如く、本文「状」は挙劾に至る経緯の説明が、本文非「状」は違法行為の指摘が中心であった。送り状Aは候官へ「劾状」を送付するもの、B・B'は獄に対し挙劾し裁判の執行を命ずるものであった。かかる内容から、本文「状」には送り状Aが、本文非「状」には文書B・B'が組合せられること多言を要しないであろう。本文「状」が劾状その

もの、本文非「状」が文書B・B'と共に告発文を構成する。

次に、中継転送文書Cについて。第一章で述べた如く、Cは中継転送文書で送り状Aか文書B・B'に追加されたはずである。今、中継転送文書Cが文書B・B'に追加されたと仮定しよう。その場合の文書送付状況は、送り状Aの附される本文「状」



は甲渠候官へ、文書B・B'の附く本文非「状」は先ず甲渠候官へ提出され、そこで郵候の中継転送文書Cが追加されて居延県に送付され、Cの「寫移」という命令によって居延県から居延県獄へ送付される、と理解される(前頁)。しかし、この組合せには問題がある。

第一に、文書B・B'は前述の如く居延県獄宛であるから、文書に明記された発信者と送付先との間で、文書に未記載の甲渠郵候が中継していることになる。問題はどのように「甲移乙」と記された文書が丙の中継転送文書を追加して、甲↓丙↓乙と送付されることがあるか、ということである。元康五年詔書冊や前掲簡7隊長病書牒など統属関係に沿って送られる文書では、未記載の中継者が入ることはなく、文書に明記された受領者へ直接送付されている。次の簡38は、統属関係にない他機関への送付文書の例である。

38 甘露三年十一月辛巳朔己酉、臨木候長福敢言之。謹移成卒呂異衆等行

道貫売衣財物直錢如牒。唯官移書、令饒得・濼滄収責。敢言之。

〔甘露三年（前五二）十一月二十九日、臨木候長の福が申し上げます。謹んで成卒の呂異衆等が移動中に貰売した衣類や物品の金額一覧を別紙の通り送付いたします。どうか候官は饒得・瀬泊県に通知を出し代金回収を命じられますように。以上申し上げます。〕

これは臨木部所属の成卒が饒得・瀬泊県在住人物に貰売した代金の回収を依頼したものである。貰売代金の回収は買い手の住む饒得・瀬泊県に対して依頼するのであるが、依頼文書を作成した臨木候長は依頼すべき饒得・瀬泊県を文書の宛先とはしないで、この文書を送付すべき甲渠候官宛の上申文書の形態にして、その中で饒得・瀬泊県に対し貰売代金回収命令を出すよう候官に対し依頼しているのである。この場合も文書に記載された発信者と送付先との間に未記載の第三者が介入することはなく、文書に記載された宛先（簡38の如き上申文書であれば、発信者から当然上申されるべき宛先）へ直接送付されているのである。従って、文書B・Bに「居延獄」と送付先が明記されている以上、B・Bは郵候の中継を経ずに居延獄へ直接送付されたと考えるべきであろう。候官所属の吏が郵候を通さずに文書を送付し

ている例は秋射関係文書にも見える。

39 甘露二年八月戊午朔丙戌、甲渠令史齊敢言之。第十九隊長敞自言、當以令秋

射、署功勞。即石力發弩矢

□弩臂、皆應令。甲渠候漢疆・守令史齊署發中矢數于牒。它如爰書。敢言之。

E.P. T53:138

〔甘露二年（前五二）八月二十九日、甲渠候官令史の齊が申し上げます。第十九隊長の敞が、令の規定に従って射撃の試験を行い、功勞を記するよう申し出ました。弩の強さ、発弩、矢の□、弩の腕木は全て令の規定通りでした。甲渠郵候の漢疆と令史心得の齊が命中した矢の数を別紙に記録しました。以上、爰書とします。以上申し上げます。〕

文中に発信者の守令史齊とともに甲渠候漢疆が秋射の命中数を牒に記録した旨記されているので、候官宛ではなく都尉府宛の爰書である。令史発信のこの文書を郵候が中継するとは考えにくい。何故なら、秋射関係ではこの爰書とは別に簡22の如

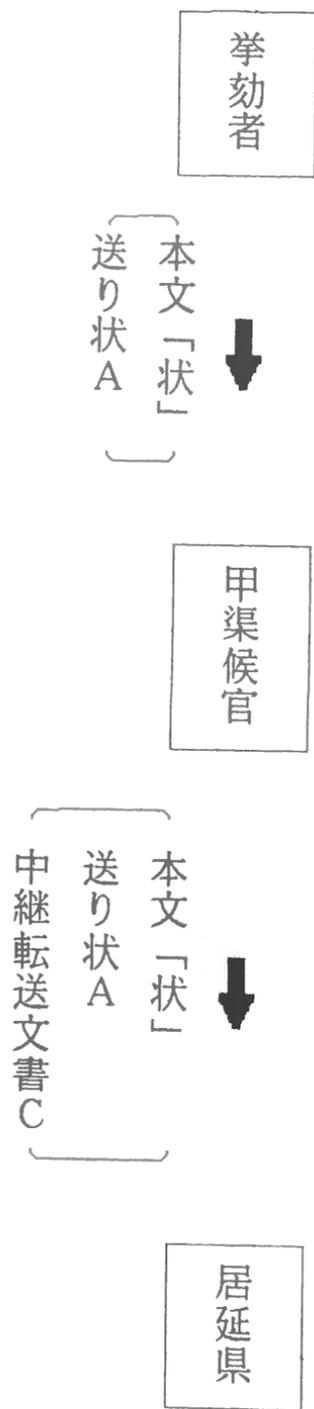
き賜勞申請が郵候発信で都尉府に送られており、それにも爰書と同じく秋射成績が添附されていたからである(86)。わざわざ秋射成績を郵候と令史に別々に報告させているのは不正防止のためと考えられ、従って、令史発信の爰書を郵候が中継することは意味を為さない。更に、秋射成績の記録者として郵候自身の名前が文書中に明記されていることより、郵候が発信者側であることは明らかである。この様に候官所属の吏発信の文書は、必ずしも郵候によって中継されるわけではなく、文書はそれに明記された送付先へ直接送付されるのである(87)。

第二に、中継転送文書CをB・B'に追加すると、送り状Aが添附される本文「状」は甲渠候官止めとなり、居延獄にはB・B'と本文非「状」しか送付されないことになる。その本文非「状」には挙劾者に関する情報は全く含まれていないので、獄に対して挙劾者の情報が送られないことになる。自証爰書にも本文「状」冒頭と同じ身元確認があるが、それは証言が事実でない場合に証不言請律により証言者が処罰されるからである(88)。同様に、挙劾の場合もそれが事実でない場合には誣告として処罰の対象となったから(89)、挙劾者の身元確認は不可欠のはずである。さらに、本文非「状」は違法行為自体の指摘のみで事実経過の説明が無い場合があり、獄に

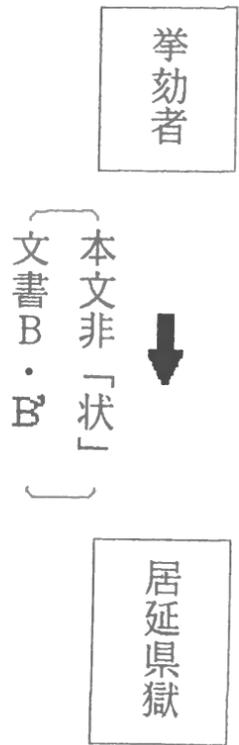
対して事実経過の報告がされない場合も発生することになる。

かかる問題点からB・B'+Cという組合せは不適切であり、中継転送文書Cは送り状Aに追加されたと考えるべきである。この組合せによって問題点は完全に解決

【挙劾の経緯説明】



【告発文】



されるのである。以上の考察によって復原されるT六八出土挙効文書関係文書の作成・伝達状況は前頁のようになる。挙効に至る経緯説明である効状（本文「状」）は、送り状Aを添附され挙効者から甲渠候官へ送付、候官で郵候の中継転送文書Cが追加され居延県へ送付される。告發文（文書B・B'と本文非「状」）は、挙効者から獄へ直接送付される。このように効状と告發文が別々の経路で居延県と獄へ送付されることになるが、かかる文書送付形態は先述の秋射関係文書にも見られ、居延における文書行政の一特徴を為すものである(90)。

この組合せの場合、中継転送文書Cで「寫移」される先は何処か。次の簡は一つの可能性を示す。

40 囚律。告効、毋輕重、皆關屬所二千石官。

E.P. T10:2A

〔囚律。告効はその内容奈何に拘わり無く、全て所属の二千石官へ報告せよ。〕

これに拠れば「告効」は二千石官へ報告するという規定が囚律にあった。地方で二千石といえば太守を指すから、中継転送文書Cの「寫移」は太守への「寫移」では

なからうか。しからは県に対し「寫移」を命じる理由も一応は説明されよう。

この様に、中継転送文書Cを文書B・B'に追加することで、文書内容と送付形態に関する問題は解消するのであるが、新たな問題が発生する。文書B・B'と本文非「状」は発信者から獄への直接送付であるから候官を経由しないはずだが、これらはその候官址から出土し、さらに、前述の如く中継転送文書Cも含め一案件の挙効文書全体が同筆なのである。このことは文書B・B'と本文非「状」を含む挙効文書全体が甲渠候官において書写されたことを意味する。この事実を最も自然に解釈するならば、中継転送文書Cを除く全ての部分が一括文書として挙効者から候官へ送付され、候官でそれを複写し郵候の中継転送文書Cを追加して居延県に送付される。その際、候官で作成した控えがT六八出土挙効文書である、となろう。しかし、これらが一括文書でないことは先の検討の通りである。一方、挙効文書全体が同筆であるからこれが甲渠候官で書写されたこともやはり事実なのである。

そこで注目されるのが本文「状」の記載様式である。第二節(二)で検討したように、この記載様式は験問において被験問者自身が供述する身元確認の定型であるが、その場合、被験問者の供述を験問者自身又は他の吏が記録するという形で作成

されたはずである。本文「状」も同一の記載様式を取る以上、挙劾者の供述を他の吏が記録するという同一の作成手順であったと考えられ、その場が候官だったのではないか(91)。その可能性を示すのが先に排列を復原した令史立挙劾文書(Ⅱ)である。本文「状」の簡①裏に「掾譚」とある文字は表と同筆であり、送り状Aと文書Bに記された発信者名の「立」字だけがこの冊書の中で別筆である。この「立」を発信者の自署と考えるならば(92)、この文書は発信者の自署がある以上写しや控えではなく、掾譚が書写し令史立が署名した記録そのものとなろう(93)。ただ、T六八出土の挙劾文書は送付された文書正本ではないから、令史立の署名は記載内容に対する確認・承認の意味を持つものではないだろうか。即ち、T六八出土の令史立挙劾文書(Ⅱ)は、挙劾についての令史立の供述を掾譚が記録したものではないだろうか(94)。この事から大胆に推測するならば、挙劾者は候官に出頭して(95)挙劾に関する供述をし、候官の吏がそれを記録して劾状(本文「状」、送り状A)と告発文(本文非「状」、文書B・B')を作成する(96)。候官の吏は供述を記録し文書を作成しただけであるから、これらの文書の発信者は当然挙劾者自身となる。候官では劾状の送付用正本を作成した上で郵候の中継転送文書を追加し居延県へ、告発文

も清書して居延獄へそれぞれ送付すると共に、最初に作成した文書を保管した。それがT六八出土の挙劾文書である(97)、となろうか。候官での文書作成の際、郵候の中継転送文書Cも送付用と控えが各々作成されたと考えれば、筆跡の問題も一応説明がつく。

なお、挙劾文書では挙劾者発信の送り状Aと郵候の中継転送文書Cが同一日附であることが多く、これは緊急非常時の通知を除き例を見ない迅速さであるが(98)、この点も挙劾文書全体が甲渠候官で作成されたと考えなければ説明し得ないだろう。

(二) 送り状の位置

挙劾文書復原作業の最後に、送り状A及び文書B・B'と本文との位置を考えておかなければならない。編綴されたまま出土した「永元兵釜礎簿」(128・1(A27))では、送り状は兵釜礎簿本文の後に位置している。ただこの冊書については疑問が多く(99)、無批判に利用することはできない。また、帳簿と帳簿以外の文書では送り状の位置が異なる可能性もあり、また、送り状ではない文書B・B'の位置も検討す

る必要がある。以下、かなり煩雑な作業となるが、古文書学的研究の一環として文書本文や送り状などの文書排列を検討することもまた意義があると思う。そこで注目すべき簡が、

41 四月辛酉、居延都尉☐

甲渠・殄北塞候。承書従☐

E. P. T51:462A

〔四月辛酉の日、居延都尉……甲渠・殄北塞候に（通知する。）この文書に従い……〕

居延都尉章

四月壬戌、郵卒郭同以來。

E. P. T51:462B

〔「居延都尉章」の封印

四月壬戌の日、候官勤務の戌卒の郭同が持参。〕

である。詔書下達の固有文言「承書従☐」（100）から、この簡が居延都尉発信で甲渠

塞候宛の詔後行下之辞であることがわかる。甲渠候官址である破城子（E. P.）から出土しているこの簡は「元康五年詔書冊」のような冊書の最終簡であったはずである。この冊書最終簡の裏に、封泥の印文と文書受領日及び持参者名が別筆で記入されている。

42 十一月辛丑、將兵護民田官・居延都尉章☐

候官。寫移書到、以簿餘穀道里便廩。毋留。如律☐

E. P. T57:10A

〔十一月辛丑の日、將兵護民田官・居延都尉章……候官（に通知する）。複写して送付したこの文書が到着したら、帳簿上の余剩穀物を里程に従って適宜支給せよ。滞り無きよう。律令の如くせよ。〕

章曰居延都尉印

十一月丙午、游擊卒始以來。

E. P. T57:10B

〔「居延都尉印」の封印

十一月丙午の日、游擊隊卒の始が持参。〕

43 元康四年六月丁巳朔庚申、左前候長禹敢言之。謹移戌卒買賣衣財
物爰書名籍一編。敢言之。 10・34A(A33)

〔元康四年(BC62)六月四日、左前候長の禹が申し上げます。謹んで戌卒の衣類や物品の貰売に関する爰書の名籍一編を送付します。以上申し上げます。〕

印曰藺禹

六月壬戌、金閔卒延壽以來。候史充國

10・34B(A33)

〔「藺禹」の封印

六月六日、金閔戌卒の延壽が持参。候史充國〕

簡42、簡43はそれぞれ下達文書添附の中継転送文書、上申文書の送り状である。これらも同様に裏に印文と持参者の記録がある。この記録が常に冊書最終簡の裏になされるのならば、文書の送り状は冊書の最後に位置することになる。そこでこの記録は如何なる手順で記入されるのか、文書受領から開封までの過程を考えてみよう(101)。

先ず、この記録は誰が記入したのか。

44 神爵二年五月乙巳朔乙巳、甲渠候官尉史勝之、謹移☐

衣錢財物及母責爰書一編。敢言之。

E.P.T56:283A,

〔神爵二年(前六〇)五月一日、甲渠候官尉史の勝之が、謹んで……衣類・現金・物品……及び債務無きことの爰書一編を送付します。以上申し上げます。〕

印曰尉史勝之印

五月乙巳、尉史勝之以來。

E.P.T56:283B

〔「尉史勝之印」の封印

五月一日、尉史の勝之が持参。〕

表と裏の「尉史勝之」の筆跡は同一である。この簡は尉史勝之が発信した文書であるから、表裏ともに彼自身が記入したことになる(102)。従って、封印印文と文書受

領日及び持参者名は、尉史が記入することになっていたのである。文書受信日簿でも尉史が令史と共に任に当たっており(103)、令史も尉史と共に文書受領と印文等の記録を担当したのである。

候官への文書持参者の記録には「郵卒」「門卒」も見える(104)。「郵卒」は候官勤務の卒(105)、「門卒」は門番を務める郵卒のことであろう(106)。「門卒」が文書を受け取りに発信者の元まで出向いたとは考えられないから、送り状の裏に記録されている文書持参者とは、発信者の元から候官まで運んできた人物ではなく、文書を候官内の文書受付まで持参し文書受付係である尉史・令史に直接手渡したその人物であろう(107)。その文書持参者は尉史が記録しているのだから、これらの記録は文書受付係である尉史・令史が文書を受け取った時点で記入されたということになる。

そこで注目されるのが簡裏面に「某発」という記録のある次掲の例である。

45 城官致。敢言之。 以檄□史残日、食皆常詣官廩。

非得廩城官。

284・4A(A33)

〔城官致。以上申し上げます。檄によって史残に□して言うに「食糧は例外無く候官に出頭して受領せよ。都尉府で食糧の受給はできない。」〕

董雲

令史博發

三月丙戌、肩水庫嗇夫宋宗以來。

君前

284・4B(A33)

〔「董雲」の封印

令史の博が

三月丙戌の日、肩水庫の嗇夫の宋宗が持参。 郵候の前で開封。〕

46 □庚辰朔戊申、第十叁候長良敢言之。謹移卒

輸官財用券墨如牒。敢言之。

連局令校

E.P.T2:9A

〔……二九日、第十七候長の良が申し上げます。謹んで戌卒が候官に輸送した財用券墨の一覧を別紙の通り送付します。以上申し上げます。連局令校〕

即日尉史萬發

門下

E.P.T2:9B

〔即日、尉史の方が門下で開封。〕

47

☑ 庚午朔辛巳、吞遠士吏戎敢言

☑ 傷汗寒熱頭患、即日加煩懣、四支

E. P. T59:49A

〔…十二日、吞遠部士吏の戎が申し上げます。…熱病で発熱し頭痛あり、即日、胸も苦しく、手足も〕

☑ 即日士吏褒發

☑ 門下

E. P. T59:49B

〔即日、士吏の褒が門下で開封。〕

簡裏面の「某發」の「發」は「開封」の意である(108)から、「某発」の記録は、尉史・令史が文書を開封したことを封印印文等と共に記録したものと解釈するのが自然である。ただ、印文等の記録とは別筆なので、印文等の記入と開封は同時ではなく時間差があったと思われる。また、類例に士吏や「行事候長」が開封しているも

のがある。

48

即日士吏褒發

門下

E. P. T59:49B

〔即日、士吏の褒が門下で開封。〕

49

嚴報。如律令。

E. P. T51:195A

〔嚴に報告せよ。律令の如くせよ。〕

居延□候

行事候長吉

六月辛卯、第八卒同以來

發

E. P. T51:195B

〔「居延□候」の封印

郵候事務取扱いの候長の吉が

六月辛卯の日、第八隊卒の同が持参。

開封。〕

簡48の士吏は塞尉に属し部に派遣される武官である(109)。「行事候長」の「行事」

は「行某官事」という形で頻出し「臨時の某官事務取り扱い」の意味である(110)。候長が「行事」するのは郵候の職務が通例であるから(111)、簡49の「行事候長吉」は「郵候事務取り扱いの候長吉」の意であろう(112)。このように「某発」と記載される場合の「某」は郵候ではなく、また、「行事候長」の例もあることから、送付されてきた文書は原則的に郵候以外は開封できなかつたのであろう。それ故、郵候以外の人間が開封した場合はかかる記録が残されたと考えられる。先述のように候官の文書受付係は尉史・令史が務めていたのであるから、文書受領から開封までの手順は、尉史・令史が受付で文書を受領した後、開封しないまままで郵候の元へ文書を届け、郵候自身はその文書を開封した、となろう。そうすると、尉史・令史が受領した時点では当然文書は未開封であつたと考えられる。開封されるまで文書は巻いたままの状態であるから、その状態で記入した印文等の記録が冊書最終簡にあるということは、巻かれた状態で冊書最終簡の裏が一番外側になつていたことを意味しよう。つまり、冊書は前から内側に、文字を記した表面が内側になるように巻かれたことになる。冊書の形態と記録の手順がかかるものならば、逆に、裏に印文等の記録のある前掲の中継転送文書や送り状は冊書最終簡と考えられるのである。

さらに、この印文等の記録と共に文書送付先を記した例が見える。

50 九月戊辰、居延都尉湯丞 謂甲渠。如

律令。 / 掾弘・兼屬駿・書佐晏

E. P. T50:16A

〔九月戊辰の日、居延都尉の湯と丞の が甲渠候官に通知する。律令の如くせよ。 / 掾弘・兼屬駿・書佐晏〕

居延都尉章

即日起府

甲渠

九月辛未、第七卒便以來。

E. P. T50:16B

〔「居延都尉章」で封印

即日、都尉府を出発。

甲渠候官宛

九月辛未の日、第七隊卒の便が持参。〕

51

五月丙寅、居延都尉德・庫守丞常樂兼行丞事、謂甲渠塞候。寫移書到、如大

II 守府

書律令。 / 掾定守卒史奉親

E. P. T51: 190A

〔五月丙寅の日、居延都尉の徳と、居延県丞の事務兼任の庫丞心得の常樂が、甲渠郵候に通知する。複写して送付するこの文書が到着したら、大守府からの文書及び律令の如くせよ。 / 掾の定、卒史心得の奉親〕

章曰居延都尉章

甲渠 五月甲戌、臨桐卒馮弘以來。

E. P. T51: 190B

「居延都尉章」の封印

甲渠候官宛 五月甲戌の日、臨桐隊卒の馮弘が持参。」

共に居延都尉発甲渠候官宛であるから裏の「甲渠」は文書の送付先となる。簡51の方は判然としないが、簡50の「甲渠」は明らかに表と同筆であり、文書作成時に書かれたことが分かる。これらの文書は居延都尉府からの正式な下達文書であるから、この「甲渠」は封検の宛名の代用などではなく、送付先のメモと思われる。

しかし、その送付先は既に表に明記されておりメモの必要はないはずである。それ故、このメモは冊書が巻かれて見えなくなるという前提で書かれたのではないか。しからばこの宛名のメモも、前述の如き送り状の位置と巻き方の傍証となろう。

以上、送り状の位置を印文等の記録から検討した結果、文書の場合も送り状は冊書の最後に位置すると考えられ、「永元兵釜磴簿」と同じ排列ということになる。従って、送り状Aは本文「状」の末尾に、中継転送文書Cもその後ろにおかれ、効状全体の排列は、本文「状」+送り状A+中継転送文書Cの順となる。

では、本文非「状」と文書B・B'の排列はどうであろうか。先述のように、文書B・B'は単独で送付できる文書そのものであるから、送り状Aの如き純粹な送り状と必ずしも同じ排列とは限らず、改めて検討する必要がある。文書Bには年号記載があるので、現代的常識からすれば文書B+本文非「状」の順となろう(113)。しかし、この文書Bが他の簡と二簡編綴されたまま出土している例がある。

52

□□□□□米貸直二百五十以上

79. D. M. T12: 39/996

□千秋隊長安謹効移亡卒得、寫移龍勒獄。以律從事。敢言之。

「……米、貸した代金は二百五十銭以上。」

……千秋隊長の安が謹んで劾挙劾し、逃亡した戍卒の得について送付し、複写して龍勒県獄に送付します。律の規定に依拠して裁判を実施せよ。以上申し上げます。」

第二簡の千秋隊長発信文書は前掲の文書Bとは若干文言が異なるが、「劾」「移龍勒獄」「以律從事」から挙劾文書の文書Bであることは間違い無い。簡番号は逆順になっているが、文書Bに当たる千秋隊長発信文書の方が左、即ち冊書の後ろ側に位置している。第一簡に見える「直二百五十以上」は臧罪の基準額の一つである(114)。

53 □故不實、臧二百五十以上令辨告

E. P. T51:290

「……故意に事実を述べず、不法所得が二百五十銭以上の令を申し聴かせ」

54 坐簿書貴直爲擅賦、臧二百五十以上……

E. P. T43:55

「帳簿に記載する値段を水増したことは規定に違反した勝手な金銭請求の罪に該当し、不法所得二百五十銭以上……」

簡53は証不言請律、簡54は「擅賦」に関して「二百五十以上」が基準値として見えている。従って、簡52の「直二百五十以上」も「以上」とあるからには実数ではなく、臧罪の指摘に違い無い。そうすると、簡52の千秋隊長発信文書が挙劾文書の文書Bで、「直二百五十以上」が文書Bと一組になる本文非「状」末尾の「案」における罪名指摘と考えると誤り無いだろう。よって、簡52に従えば排列順序は本文非「状」+文書Bとなる。

また、一般的に文書末尾には書き止め文言的な言葉が来る。下達文書では通常「如律令」が、上申文書では「敢言之」が必ず書かれる。「如律令」が単に命令の執行を促す書き止め文言であることは先述のとおりであるが、文書に具体的命令内容が含まれない場合にも末尾に置かれる例がある。

55 □皆不服。爰書自證。書到、如律令。

206・31(A8)

「……全て承服せず。爰書によって証言した。この文書が到着したら、律令の如くせよ。」

「書到」の後ろには通常文書送付先に対する命令・依頼内容が来るが(115)、簡55では何の語もない故、これは単なる「皆不服。爰書自證」の通知ということになる。具体的命令内容を持たない単なる通知の場合でも、末尾は「如律令」で終わるのである。このことから、文書末尾は「如律令」の如き書き止め文言的な言葉で終わることが通例であったと考えられる。それ故、「以律令從事」という職務執行文言で終わる文書B・B'は文書末尾に来ると考えるべきであろう。

このように、文書B・B'も送り状Aと同じく文書末尾に位置し、その結果、告発文の排列は本文非「状」+文書B・B'となる。その場合、文書書き出しが「迺某月某日」となり現代的常識では落ちつきが悪い。ところが、実は「居延令移甲渠候吏遷補牒」と呼ばれる後掲簡60は文書が日附から始まるのではない同様の例と考えられるのである。

56 □諸吏能不宜其官、換爲……

初元二年六月己丑朔癸巳、隊長……聽書牒署從事。如律令。敢言之。
……居延令……令長丞尉……聽書從事。如律令。／掾忠令史壽佐賀

E.P. T51:236

〔□諸吏は現職務に対し能力不適合であり、配置替えして……とする。〕

初元二年(前四七)六月五日、隊長……文書及び別紙記載の通り処置せよ。
律令の如くせよ。以上申し上げます。

……居延令……令長丞尉……この文書の通り処置せよ。律令の如くせよ。
／掾の忠、令史の壽、佐の賀〕

簡56は「能不宜其官」による吏の異動の通知である(116)。一行目に「□諸吏能不宜其官、換爲……」とあるが、次の簡からこの「諸吏」の異動内容を記載した「牒」が作成されていたことがわかる。

57 俱起隊長程偃等、皆能不宜其官、換如牒。

● 告尉、謂誠北候長輔。

● 一事二封 八月丁亥、士吏猛奏封。

E. P. T52:18

「● 俱起隊長の程偃等は、全員が現職務に対し能力不適格であり、配置替えをすること別紙の通り。塞尉及び誠北候長の輔に通知する。● 一事二封 八月丁亥の日、士吏の猛が封印する。」

その「牒」は、異動対象となる吏一人一人について作成された次の如きものである。

58 甲渠當曲隊長□里公乘張札年卅七 能不宜其官、換爲殄北宿蘇第六隊長、代

|| 徐延壽

E. P. T51:63

「甲渠候官當曲隊長の、本籍が□里、爵が公乗の張札、年四十七才 現職に対し能力不適格のため、殄北候官宿蘇第六隊長に配置替えとし、徐延壽と交代させる。」

そうすると、簡56にも簡58の如き「牒」が、「諸吏」とある以上複数枚添附さ

れていたはずである。簡56は凶版では殆ど読めないので釈文に従うならば、二行目の隊長が居延令に送付し、居延令から出土地の甲渠候官へ送付されてきた文書ということになる。簡56自体は居延令が作成したものである。先述のように、通常、送付されてきた文書を更に中継転送する場合には、中継転送者が送られてきた文書の末尾に中継転送文書を追加して再送付する。それ故、簡56でも、隊長から送られてきた文書の末尾に居延令発信の文書が追加されているのであるが、隊長の発信文のすぐ隣に居延令の追加した発信文が書かれていることから、隊長の文書に添附されていた「諸吏」の「牒」は隊長の発信文の前になければならない。即ち、「牒」+隊長発信文に居延令発信文が追加されたと考えざるを得ないのである。ただ、この簡56は幅広簡で編綴されていない可能性もある。しかし、次例は通常の両行簡である。

59 □ 聽書牒署從事。敢言之。

□ 候官。聽書從事。如律令。 / 掾昌令偃佐可

271・20A(A8)

「……この文書及び別紙の記載通りに処置せよ。以上申し上げます。」

……候官。この文書通りに処置せよ。律令の如くせよ。／掾の昌・令の偃
・佐の可]

末尾の文言の比較から、簡56と同一の送付状況の文書であることがわかる。且つ、二行目を次の簡60と比較すれば、「候官」が文書宛先であり、この場合出土地の甲渠候官を指すことは間違い無い。よって、簡59は甲渠候官宛の文書正本ということになる。 「聽書（牒署）從事」は人事異動の辞令に固有の文言であるから、この簡59にも異動内容を記した「牒」が添附されていたはずであり、当然その「牒」はもともと一行目の上申文書に添附されていたものである。「書牒署」がその「牒」を指すのだろう。「牒」が添附されていたはずの上申文書（一行目）のすぐ隣に中継転送文書（二行目）が書かれているのであるから、やはり「牒」は上申文書の前（右）に位置していなければならぬ。この結果に従って「居延令移甲渠候吏遷補牒」を並べ直すと次のようになる。

60 甲渠候官尉史鄭駿

遷缺。

E. P. F22:57

故吏陽里上造梁普年五十 今除補甲渠候官尉史 代鄭駿 E. P. F22:58
甲渠候官斗食令史孫良 遷缺 E. P. F22:59
宜穀亭長孤山里大夫孫況年五十七 蕪事 今除補甲渠候官斗令吏 代孫良 E. P. F22:60

牒書吏遷序免給事補者四人。人一牒。

建武五年八月甲辰朔丙午、居延令、丞審、告尉、謂郷、移甲渠候官。聽書

〓從事、如律令。

E. P. F22:56A

甲渠●此書已發、傳致官亭間相付前。 掾黨令史循 E. P. F22:56B

〔甲渠候官尉史の鄭駿 配置替えのため欠員。〕

故吏の、本籍が陽里、爵上造の梁普、年五十才、今 甲渠候官尉史に任命し、鄭駿と交代。

甲渠候官斗食令史の孫良 配置替えのため欠員。

宜穀亭長の、本籍が孤山里、爵大夫の孫況、年五十七才 蕪事 今 甲渠候官斗令吏に任命し、孫良と交代。

別紙に配置替え・罷免・任命する吏四名を記す。一人宛一枚。

建武五年（後二九）八月三日、居延令の、丞の審が、県尉・郷・甲渠候官に通知する。この文書通りに処置せよ。律令の如くせよ。

甲渠候官宛●この文書は既に開封し、候官・烽隊を順次伝達済み。掾の黨・令史の循」

「牒」を年号記載のある居延令の発信文の後ろに並べると、居延令の発信文が「牒」と「牒書……」に挟まれることになるが、「牒」を前に置くことによって挟まれることもなく、また、文書末尾も書き止め文言「如律令」で終わることになる。さらに、居延令の発信文の裏にある「甲渠」は先に検討した如く宛先のメモであろうが、それは冊書最終簡の裏に書かれるものであった。この点からも「牒」は発信文の前に置かれるべきであろう。このような排列にすると、簡60「居延令移甲渠候吏遷補牒」は人事異動内容の「牒」からいきなり始まることになるのである。それ故、挙劾文書の本文非「状」を文書B・B'の前に置くことによって、告発文が唐突に「迺某月某日」から始まることは、当時の文書の書き方からすれば決して唐突ではないのである。簡60の「聽書從事」、文書Bの「劾、移居延獄。以律令從事」の

ような、送付先に対する命令・伝達内容の核心部分が文書末尾に来るとというのが漢代の文書の書き方なのであろう。

これまでの検討の結果、挙劾文書の排列は次のようになる。

【劾状（挙劾経緯）】

本文「状」

+

送り状A

+

中継転送文書C

【告発文】

本文非「状」

+

文書B・B'

かくて復原された挙劾文書は前掲の通りである。

第五節 「効」の考察

以上で挙効文書の冊書復原作業は終了した。復原された挙効文書は挙効者発信で甲渠郵候宛の挙効に至る経緯の説明である「効状」と、挙効者発信で居延県獄宛の被挙効者の違法行為を指摘する告発文との独立した二文書で構成され、「効状」には甲渠郵候発信の居延県宛中継転送文書が附加され、居延県に対し文書の転送が命じられていた。転送先は太守府ではないかと思われる。

本節では、これまでの挙効文書復原作業の結果を踏まえて、挙効文書によって行われる挙効手続きの特徴を考察し、その上で、訴訟制度における挙効の位置を考えてみたい。

一、挙効の主体……送り状A、文書B・B'の検討において述べたように、挙効の主体は長吏を除く候官所属の吏ほぼ全てであり、挙効が吏の職掌により限定されていない。

二、挙効の対象……本文所掲の挙効文書では、被挙効者は吏と民間人だけであるが、これ以外に卒が挙効されている例がある。

61 塞曹言、守候長趙嘉効亡卒楊豊蘭越塞。 移龍勒。 □□□

79. D.M. T6: 38/518

〔塞曹が言う、逃亡した戍卒楊豊が長城線を違法に越境したと候長心得の趙嘉が挙効した。 龍勒県に送付。 ……〕

「某言」「移某某」という文言から、この簡61が発信日簿であることがわかる(117)。「塞曹」が送付した文書は、戍卒楊豊が逃亡し塞を「蘭越」したことを守候長趙嘉が挙効したものであり、戍卒が被挙効者となっている。簡52も挙効されているのは「亡卒」である。従って、吏・卒・民の区別無く全て挙効の対象となり得るといえる。

三、挙効対象となる違法行為……傷害や官有物品の略奪、違法越境・逃亡等の所謂刑事的違法行為に限定されず、「軟弱不任吏職、以令斥免」や「不憂事邊」といった吏の職務不履行というべきものも含まれる。ただ、職務不履行と刑事的違法行為とは、犯罪程度に著しく差があり違法行為としての質も異なるように思われるが、これについては後程検討しよう。

四、挙劾案件と挙劾者との関係……これは挙劾案件の内容によって異なるようである。刑事的違法行為の場合は、甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ)に端的に見られるように、挙劾案件に遭遇し違法事実を知見した者が挙劾している。従って、挙劾案件と挙劾者に特定の関係性はないことになろう。ただ、甲渠令史立挙劾文書(Ⅱ)では、傷害事件の被害者である主官夏侯譚ではなく、傷害事件発生時に郵候と共に犯人原憲を追跡した令史立が挙劾者となっており、被害者などの事件当事者は挙劾者になっていない。職務不履行については、主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)と令史某挙劾文書(Ⅴ)では令史が挙劾している。被挙劾者の職務不履行は令史だけが知見するという性質のものでもなく、さらに、令史某挙劾文書(Ⅴ)では、木中隊附近へ侵入した胡虜に馱馬を略奪され、胡虜侵入の信号伝達が規定どおり行われなかったという挙劾案件が発生した時に、挙劾者である令史はその場に居合わせてはおらず、この事件を直接知見していないのである。従って、職務不履行の挙劾は令史の職掌であったとも考えられる(118)。刑事的違法行為の挙劾である先の甲渠令史立挙劾文書(Ⅱ)では、傷害事件に居合わせたのは原憲・夏侯譚・郵候・令史立のほかに、偶々郵候の元に酒を持ってきた客民某讓、原憲の治所で郵候と令史立に原憲の逃亡状況を尋問され

た隊長王長がいるが、その中で令史が挙劾者となっていることも、職務不履行を令史が挙劾していることからすれば、令史の職掌に挙劾が含まれることに因るのかもしれない。

五、挙劾の時期……甲渠守候長昌林挙劾文書(Ⅳ)では、被挙劾者趙良の逮捕は丁亥(十九日)、送り状Aは戊子(二十日)附、文書Bは己丑(二十一日)附となっており、挙劾は被挙劾者の逮捕後である。また、令史某挙劾文書(Ⅴ)も文書Bに獄への被挙劾者護送が明記されているので、挙劾は被挙劾者逮捕後に行われている。これに対して、不侵守候長業挙劾文書(Ⅰ)と甲渠令史立挙劾文書(Ⅱ)では「逐捕未得」とあるように、被挙劾者は逃亡したまま未逮捕の状態で挙劾されている。不侵守候長業挙劾文書(Ⅰ)では事件発生の日後、甲渠令史立挙劾文書(Ⅱ)では当日に挙劾が行われている。このように、挙劾は被挙劾者の未逮捕既逮捕とは無関係に、挙劾者が違法行為を知見した時点で速やかに行われるのである。

六、挙劾の提起先……居延では、被挙劾者の違法行為を指摘する告発文は挙劾者から直接居延獄へ、挙劾に至る状況説明である劾状は挙劾者から甲渠候官を経由して居延県へ送付されている。敦煌での事例である簡52、簡61は龍勒県・県獄

へ挙劾文書が送付されている。従って、たとい挙劾対象となる違法行為が候官管轄内で起こった場合でも、挙劾は所轄の候官ではなく民政機関である県・県獄に対して行われ、被挙劾者が逮捕されている場合は挙劾と同時にその身柄も同じく県獄へ護送されるのである。この事は、候官の管轄内で発生した違法行為でも候官には独自に裁判する権限が無く、裁判権は県・県獄にあったことを意味する(119)。さらに、主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)と令史某挙劾文書(Ⅴ)では「軟弱不任吏職、以令斥免」や「不憂事邊」が挙劾された違法行為に当たるが、かかる職務不履行というべき挙劾案件であっても、被挙劾者が所属する候官、及び候官所属の吏の人事権を持つ都尉府(120)には、挙劾された吏の裁判権は無かったということになるのである。この点についても後に検討されるであろう。

七、被挙劾者の身柄護送……被挙劾者が逮捕されている場合は、挙劾とともにその身柄が県獄へ護送される。文書B・Bに「劾、將(被挙劾者)詣居延獄」とあることからすれば、挙劾者自身が県獄へ連行したようである。被挙劾者未逮捕の場合は逮捕後に護送されたのであろう。ただ、主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)では、被挙劾者士吏馮匡の身柄が逃亡中でもないにも拘わらず県獄へ護送されていない。同じく被挙

劾者が吏である令史某挙劾文書(Ⅴ)では、被挙劾者の身柄は県獄へ護送されているから、身柄護送の有無は吏の身分ではなく挙劾内容に因るようである。この点についても後で検討されるだろう。

八、挙劾文書の送付形態……挙劾を行う告発文(本文非「状」+文書B・B)は、挙劾者が隊長などの候官所属の吏であっても、所属候官を中継することなく直接県獄に送付されていた。この事は挙劾者が県獄に対し独自に且つ直接挙劾していることを意味する。この点はパスポートの交付手続きとの対比によって明確になろう。パスポートでは本人からの申請を受けた郷嗇夫が実質的に交付を決定しているが、パスポートは上申文書の形態で作成され、県に対して申請を承認し交付するよう請願している。県に交付権限があるからである。これに対して挙劾文書では、挙劾者は直接県獄へ挙劾しており所属の長吏である郵候の承認を必要としていない。この点と先述の挙劾が職掌に限定されないことから、挙劾は軍政系統の統属関係から独立した制度であるといえる。挙劾文書は候官において挙劾者の供述を元に作成されたと思われるが、その際、候官が主体となって被挙劾者に対する験問等は一切行われていないことも、挙劾のかかる独立性を示すものであろう。

九、都尉府の不関与……復原された挙劾文書の文書送付状況から知りうる限りで、都尉府へ報告された形跡がない。即ち、挙劾に関して都尉府は全く関与していないのである。この点も後述。

挙劾に関する如上の特徴からいえば、「劾」は吏が知見した違法行為や職務不履行などの「告発」に当たるだろう(121)。被挙劾者には吏だけでなく民も含まれ、また、「劾」が被挙劾者未逮捕の時点でも行われる点から、「劾」を現代の制度に敢えて当てはめれば弾劾や起訴よりも告発に近い。秦漢時代の訴訟制度において、刑事裁判を開始させる「訴え」に当たるのは、この「劾」以外に「告」がある(122)が、「劾」のかかる特徴からすれば、「劾」「告」の違いは告発の主体が吏か民かという点以上に出ないように思われる。

さて、先に保留していた問題をここで検討しよう。問題は次の三点に整理できるだろう。

・ 刑事的違法行為と職務不履行という犯罪程度に著しい差があり違法行為としても異質と思われるものが、等しく挙劾の対象となっている。

・ 吏の職務不履行に対する挙劾でも人事権を持つ都尉府に対して行われるのでは

なく、挙劾は常に県・県獄に対して為されている。

・ 主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)の被挙劾者馮匡は、逃亡中でないにも拘わらず県獄へ護送されていない。

これらの問題は、実は「劾」の本質を反映していることが後に明らかになってくるであろう。それはともかく、これらの問題は全て主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)の馮匡挙劾の事例と深く関わるものである。その主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)は内容と書類の成り立ちに問題を含み典型例とはできないという見解(123)もあるが、逆にこの事例こそが「劾」の本質を探る手掛かりを提供してくれるのである。そこで、この馮匡挙劾の事例について少し検討を加えよう。

挙劾された士吏馮匡は言う迄もなく候官所属の吏であるが、候官所属の吏の人事権は前述のように都尉府にあったので、士吏馮匡の斥免も都尉府が決定したはずである。ところで、一般的に候官所属の吏を斥免する場合には、候官から都尉府に対し斥免請求が出され、都尉府ではその斥免請求を審査したうえで決定するという手順が取られる(124)。そこに、候官の属吏が挙劾されている挙劾文書の「劾」字が「弾劾」を連想させることから、吏の斥免について「吏が弾劾を受けて罷免される」

という手順が想定されてくるのである(125)。ところが、既に指摘されているように(126)、馮匡は挙劾された時点で既に士吏を斥免されていた。

62 第十士吏馮匡 斥免缺。

E. P. F22:253

第十四隊長李孝 今調守第十守士吏。

E. P. F22:252

建武五年四月丙午朔癸酉、甲渠守候 謂第十四

E. P. F22:250A

隊長孝。書到、聽書從事。如律令。

E. P. F22:251

〔第十部士吏の馮匡 罷免され欠員。

第十四隊長の李孝 今 第十部士吏心得に任命。

建武五年(後二九)四月二十八日、甲渠郵候心得の が第十四隊長の孝に

通知する。この文書が到着したら、この文書通りに処置せよ。律令の如くせよ。〕

李孝に第十守士吏の辞令が出された「四月丙午朔癸酉」は四月二十八日に当たるの

で、馮匡はそれ以前に第十士吏を斥免されていたことになるが、馮匡が挙劾されたのは五月三日(乙亥朔丁丑)であり、士吏斥免よりも後になるという時間的な問題が生じる。さらに、馮匡の挙劾は、吏の斥免を請求すべき都尉府ではなく、居延県に対して行われているのである。これらの点が馮匡挙劾の問題をさらに複雑にしているのである(127)。しかし、主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)について、被挙劾者馮匡の斥免と挙劾との時間的前後関係及び居延県(獄)への挙劾は疑う余地はない。従って、「吏が弾劾を受けて斥免される」という手順そのものが再検討されるべきである。先述のように、候官所属の吏の人事権は都尉府にある。候官が府に送付した吏の斥免請求文書の発信日簿を挙げよう。

63

●甲渠言、鉞庭士吏李奉・隊長陳安國等、年老病、請斥免。言府。●一事集

封

E. P. T61:319

〔●甲渠候官が言う、鉞庭部士吏の李奉・隊長の陳安國等、老年で病気のなどで、罷免を要請する。都尉府に通知。●一事集封……〕

64 第十三隊長王安、病滿三月、免、缺。移府。●一事一封 五月庚辰尉史□

E.P. T52:158

〔第十三隊長の王安、病氣欠勤滿三箇月により免職、欠員。都尉府に送付。〕

●一事一封 五月庚辰の日、尉史……〕

簡63は「年老病、請斥免」と記すのに対し、簡64は「病滿三月、免、缺」とあり、依頼を表す「請」字がないことに注目したい。「病滿三月、免」は律に規定が存在したに違い無く(128)、それ故、「年老病」による斥免とは異なり、都尉府に申請することなく候官において斥免することが可能だったのだろう。吏が「病滿三月」になった時には律の規定によって斥免されるべきであって、都尉府の審査の結果により処分が左右されることなどあり得ない。それは「病滿三月、免」を猶予する「賜告」が天子の特別の恩寵であることから明らかであろう。従って、都尉府にわざわざ斥免請求する必要などなく、候官が吏を斥免した上で都尉府に報告すれば充分なであろう。簡64には「免、缺。移府」と記されるだけであるから、吏の斥免請求ではなく斥免による吏の欠員報告と考えるべきである(129)。勿論、候官に

所属する吏の人事権は都尉府にあったのであるから、候官ができたのは「病滿三月」による吏の斥免だけである。馮匡が挙劾されている「軟弱不任吏職」も、この「病滿三月」と同じく、都尉府への斥免請求無しに候官で吏を斥免できたと思われるのである。同じ発信日簿を挙げよう。

65 ●候長王彊・王霸、坐毋辨護不勝任、免。移名府。●一事集封 八月丙午、

|| 掾彊封。

317・21(A8)

〔●候長の王彊と王霸は職務に堪えられないことを弁解できなかつたことにより免職。名前を都尉府に送付。●一事集封 八月丙午、掾の彊が封印。〕

簡64と同じく「請」字がないので、「毋辨護不勝任」による候長王彊・王霸斥免の報告と解釈すべきである(130)。この「軟弱不任吏職」による斥免は、主官令史譚挙劾文書(III)に「案、匡軟弱不任吏職、以令斥免」とあるように、「令」を以て行われる斥免である。この「以令」という表現はこれ以外にもパスポートや寧(忌引き)の申請、秋射成績による賜勞に關係して現れるが(131)、簡23の居延都尉徳の

文書に「候長賢日迹積三百廿一日。以令賜賢勞百六十日半日。謹移賜勞名籍一編」とある「令」は、言う迄もなく、

66 ●北邊掣令第四。候長・候史日迹及將軍吏勞、二日當三日。 10・28(A33)

〔●北邊掣令第四。候長・候史の天田見回り及び將軍屬下の吏の勤務日数は二日を三日に換算する。〕

を指す。このように、「以令」という場合にはそれを具体的に規定した令が存在しており、先のパスポート取得等や「軟弱不任吏職、以令斥免」についても当然かかる令が存在したことは疑い無い。それ故、「軟弱不任吏職」に該当した吏は令の規定により必ず斥免されるのであるから、「病滿三月」と同じく、都尉府にわざわざ斥免請求をする必要などなく、候官が吏を斥免した上で都尉府に報告すれば充分なのであろう。先述のように、この「軟弱不任吏職」は「主亭隊柵所哢呼不繕治」「兵弩不繫持」「貧急」などをその構成要件とする。逆に言えば、「軟弱不任吏職」の認定にはこのような一定の構成要件を満たすことが条件となっているのである。

それ故、「軟弱不任吏職」の認定にはその構成要件を満たしているか否かの審査と判定が不可欠の手続きであったろう。かかる手順を想定して簡65を見るならば、「坐毋辨護不勝任」は「不勝任を辨護する母きに坐して」、即ち、「軟弱不勝任」の審査において弁解し得なかったことを指すと解釈することが可能となろう。そうであるならば、「軟弱不任吏職」に問われた吏の行為が構成要件に当たるか否かの審査は候官において行われ、構成要件が満たされていれば、「軟弱不任吏職」と認定の上「令」の規定によって斥免した後で、都尉府に報告したということになる(132)。

このように「軟弱不任吏職」による斥免は都尉府への申請を必要とせず、候官によって実施されるのであるから、先に想定された「吏が弾劾を受けて斥免される」という斥免手順は、「軟弱不任吏職」による斥免については当てはまらない。従って、馮匡が四月二十八日以前に「軟弱不任吏職」を以て斥免され、五月三日に主官令史譚によって挙劾されたことは、必ずしも異例の順序でもないし、挙劾による正式な裁判に至らずに斥免処分となったわけでもない。

主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)には「案、匡軟弱不任吏職、以令斥免」とあるが、この

「案」の部分は先に検討したように被挙劾者の罪名指摘に当たる。従って、被挙劾者馮匡は「軟弱不任吏職、以令斥免」の事実そのものが挙劾されているのである。前掲簡62で、馮匡が挙劾される以前に斥免されていたことと、馮匡の名籍に挙劾による欠員を表す「有効缺」ではなく、単なる斥免による欠員である「斥免缺」が記載されていることは、「吏が弾劾を受けて斥免される」という手順を前提にすれば問題となるのであるが、馮匡が「軟弱不任吏職」を以て斥免された事実自体が主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)によって挙劾されていると考えれば、至極当然のことなのである。

この「軟弱不任吏職、以令斥免」については爰書が存在する。その例である前掲簡32を再掲しよう。

32 建武秊年十月辛酉朔壬戌、主官令史譚敢言之。爰書。不侵候長居延中宿里□

Ⅱ業、主亭隊秊所哂呼不繕治、兵弩不繫持。案業軟弱不任吏職、以令斥免。

Ⅱ它如爰書。敢

言之。

E. P. F22:689+E. P. F22:700

〔建武七年(後三一)十月二日、主官令史の譚が申し上げます。爰書。不侵候長の、本籍居延中宿里の□業は、管轄する亭隊七箇所に破損があるも修繕せず、武器や弩は弓矯めを付けて保管されていない。思うに、□業は軟弱にして職責に堪えられず、令の規定に従って罷免されたものである。以上、爰書とする。以上申し上げます。〕

この斥免爰書とも呼ぶべき爰書は、吏の罷免請求に添附された証書と考えられている(133)。しかし、爰書は「担当官吏によって作成された、事実を公証するための文書」であるから(134)、その記載内容である「軟弱不任吏職、以令斥免」こそが証明されている事実でなければならぬ。吏の「軟弱不任吏職」による罷免請求に「軟弱不任吏職、以令斥免」の事実を証明する爰書を添附することは矛盾する以上、この爰書は吏の罷免請求に添附されたものではあり得ない。後述するが、この斥免爰書は、「軟弱不任吏職、以令斥免」の挙劾を承けて裁判が行われる居延県廷に対し送付されたものと考えられる。

このように馮匡は既に斥免されていたながら、改めて挙劾されているのはどうい

ことなのであろうか。これは、訴訟制度において挙劾は如何なる意味を持っているかという問いに他ならない。この問題を検討するために、挙劾文書で挙劾の対象となった違法行為を整理してみよう。括弧はその文言が含まれる挙劾文書の番号である。

- ① 鬪傷(Ⅱ)
- ② 賊傷(「吏。●案、尊以縣官事賊傷、辨」E. P. T68:177)
- ③ 蘭越塞于邊關徼(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)(135)
- ④ 持禁物(Ⅰ)(Ⅱ)
- ⑤ 盜官兵(Ⅱ)
- ⑥ 不敬(「不候望。利親奉詔不謹、不敬。以此知而劾。時」E. P. T52:222)
- ⑦ 軟弱不任吏職、以令斥免(Ⅲ)
- ⑧ 不憂事邊(136)(Ⅴ)

大まかに分けると、①から⑥までは刑事的違法行為、⑦⑧は職務不履行となろうか。

このうち、①「鬪傷」②「賊傷」は先述のように「鬪以刃傷人、完爲城旦。其賊、加罪一等。爲謀者同罪」律の違反、③「蘭越塞于邊關徼」は「復置諸關、用傳出入」(137)に対する違反、④「持禁物」は「胡市吏民不得持兵器及鐵出關」律(138)或いは「禁馬高五尺九寸以上、齒未平、不得出關」(139)の違反、⑤「盜官兵」は「邊鄙兵所臧直百錢者、當坐棄市」律(140)の違反に当たるとは明らかであろう。⑥「不敬」は、『漢書』卷六武帝紀元朔元年條に

有司奏議曰……今詔書昭先帝聖緒、令二千石舉孝廉、所以化元元、移風易俗也。不舉孝、不奉詔、當以不敬論。不察廉、不勝任也、當免。

「有司 議を奏して曰く……今 詔書 先帝の聖緒を昭らかにし、二千石をして孝廉を舉げしむるは、元元を化し、風を移し俗を易うる所以なり。孝を舉げざるは、詔を奉ぜず、當に不敬を以て論ずべし。廉を察せざるは、任に勝えざるなり、當に免ずべし。」

と見え、「以不敬論」の表現から「不敬」が罪名として固定化していることは明らか

かであり、従って、「不敬」は不敬罪そのものである。このように、刑事的違法行為ともいべきものはすべて国家制定法である律の違反に当たる。一方、職務不履行に当たる⑦「軟弱不任吏職、以令斥免」は、『漢書』卷九〇酷吏傳尹賞傳の、

丈夫爲吏、正坐殘賊免。追思其功效、則復進用矣。一坐軟弱不勝任免、終身廢棄、無有赦時。其羞辱甚於貪汚坐臧。

「丈夫 吏と爲れば、正に殘賊に坐して免ぜられよ。其の功效を追思せらるれば、則ち復た進用せられん。一たび軟弱にして任に勝えざるに坐して免ぜらるれば、終身廢棄せられて、赦さるる時有る無し。其の羞辱 貪汚にして臧に坐するよりも甚し。」

という尹賞の子への訓戒の言葉に見える。「坐軟弱不勝任免」は「軟弱不任吏職、以令斥免」そのものである。注目したいのは、「軟弱不勝任」に坐して免官されると「終身廢棄」となり、その羞辱は「坐臧」よりも甚だしいといわれている点である。「臧」は言う迄もなく臧罪で、吏で臧罪を犯した者は禁錮となった(141)。その

禁錮は単に官吏となる資格を失うのみならず、同時に庶人以下の身分に墮されるのでもある(142)。つまり、尹賞の言う「終身廢棄」は禁錮のことで、「軟弱不勝任」に坐して免官されると「坐臧」と同じく禁錮に処せられる。「坐臧」による禁錮は赦免される可能性を残しているが、「軟弱不勝任」の場合は「終身廢棄、無有赦時」とあるように終身禁錮となるのである。この尹賞の言葉では、「軟弱不勝任」が国家制定法である律の違反である「臧」とが同じ禁錮に処せられる罪として、一つの物差しの上で比較されているのである。このことは「軟弱不勝任」と「臧」とが同じ範疇に属する罪であることを明確に示している。最後に、⑧「不憂事邊」であるが、類似の「不憂軍事」が『後漢書』傳九耿恭傳に見える。

監營謁者李譚承旨奏、恭不憂軍事、被詔怨望。坐徵下獄、免官歸本郡、卒於家。

「監營謁者李譚 旨を承けて奏すらく、恭は軍事を憂えず、詔を被り怨望す、と。坐して徵せられ獄に下され、官を免ぜられ本郡に帰り、家に卒す。」

耿恭の場合、免官されて帰郷している。この帰郷は徙遷刑より一段軽い刑罰という

べきものであって、その際、免官・奪爵が行われて庶人とされ、後漢ではまま禁錮されるのである(143)。「不憂事邊」もこれに準ずるものと考えて間違いないだろう。このように、職務不履行ともいうべき「軟弱不任吏職、以令斥免」と「不憂事邊」は、斥免すればそれで処分が完了するような単なる職務上の過失などではないのである。「軟弱不任吏職、以令斥免」「不憂事邊」の該当者が受けている免官・奪爵・禁錮は、国家制定法である律の違反である刑事的違法行為に対するものと同一であって、要するに刑罰である。このことは、「軟弱不任吏職、以令斥免」「不憂事邊」が吏の職務不履行という範疇に属し官僚制度の枠内に留まるものではなく、国家制定法の次元において議論されるべき事柄であり、刑事的違法行為と同じように取り扱われていたことを意味する。それは即ち、国家の司法手続きによってその違反が処罰されるべき性質の犯罪だったのである。簡32では「主亭隸柰所哂呼不繕治」「兵弩不繫持」が「軟弱不任吏職」の構成要件に、令史某挙劾文書(V)では「失亡馬」「燔舉不如品約」が「不憂事邊」のそれであるから、現代的常識からいえばこれらは明らかに職務不履行に当たり、当然、その職務不履行はその所属機関内で職務上の責任範囲の限りにおいて処分されるべきものである。しかしながら、

漢代的認識からいえば、かかる重大な職務不履行はもはや官僚機構の枠内において処分が完了する職務不履行などではなくして犯罪そのものであり、それ故、職務上の責任範囲を超えて、国家の司法手続きによって断罪され刑罰が当てられなければならないであろう(144)。

このように、挙劾文書によって挙劾される行為は、現代的常識からすれば刑事的違法行為と職務不履行ともいうべき異質なものが混在しているように思われるけれども、漢代的認識では、ともに国家の司法手続きによって裁かれ刑罰が当てられるべき犯罪だったのである。その意味でいえば、「軟弱不任吏職、以令斥免」と「不憂事邊」は、「闘傷」や「蘭越塞于邊關徼」などと等しく刑事的違法行為の範疇に入り得るものであり、それ故、挙劾文書によって行われる挙劾はこれら刑事的違法行為に対し、刑罰を当てるための裁判を開始させる告発、即ち、刑事告発であるということもできるだろう。中国における裁判はすべて刑罰を結果する可能性を含む——その意味において——刑事裁判であったといわれる(145)。それは、これまで見てきたように、挙劾によって開始される裁判そのものが、もとより国家制定法に違反した犯罪に対し刑罰を科すための手続きであるからに他ならない(146)。その故に、

吏の訴えによって開始されるすべての裁判は、刑事告発であるこの挙劾を待つて初めて開始されるのである。

挙劾の本質が如上のものであるならば、先に提示した問題点は一つを除きもはや問題とはなり得ないだろう。第一点に対しては、もとより刑事的違法行為と職務不履行という区分自体が誤りであって、すべてが刑事的違法行為の範疇に含まれ得るのであり、第二点については、職務不履行と思われるものもすべて刑事的違法行為である以上、それは司法が取り扱うべき問題であるから、裁判機関でもある県・県獄に対して挙劾されるのは当然のことである、と解答できるだろう。残る第三点、被挙劾者の馮匡が逃亡中でないにも拘わらず県獄に護送されていないという問題は、挙劾の次に行われる裁判手続き——鼠裁判に言うところの「掠治・伝爰書」——に深く関わるものである。そして、ここにもまた漢代訴訟制度の本質の一端が現れているのであるが、この問題に対する答えは第二章において示されるであろう。

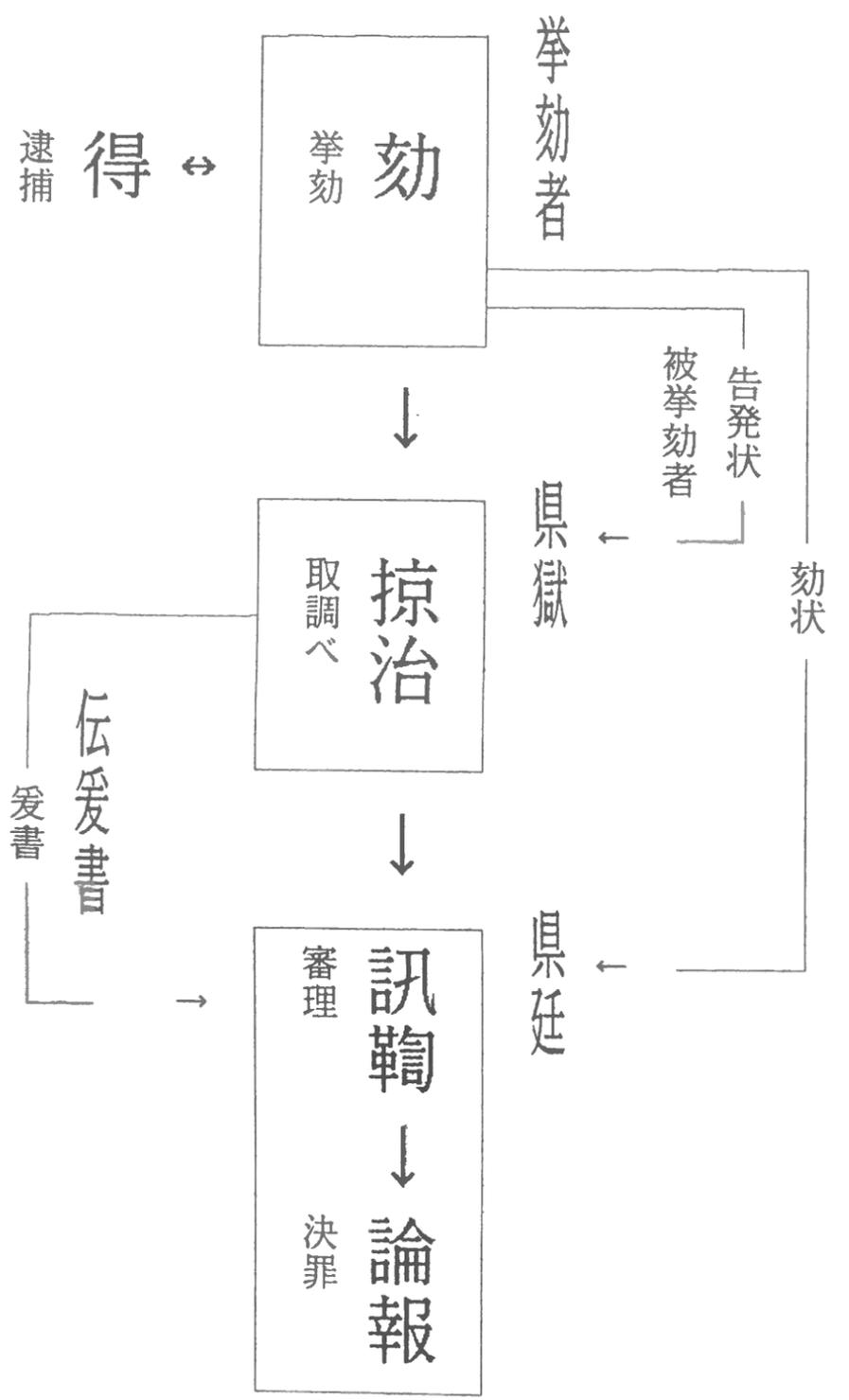
おわりに

本章冒頭に挙げた鼠裁判では、張湯が肉を盗んだ鼠を「劾」していた。肉を盗む行為は言う迄もなく盗罪に当たる故に、張湯は吏としてこの鼠を逮捕し挙劾したのである。実は、挙劾とは、吏によって行われる、国家制定法に違反した犯罪の刑事告発であるというその本質を、この逸話は明確に示していたのである。「劾」はその文字から直感的に想起されるところの官吏が官吏を訴える所謂弾劾に必ずしも限定されるものではないのである。鼠裁判では最初の手続きとして鼠の逮捕が行われていたが、裁判は必ずしも被挙劾者逮捕によって開始されるわけではない。犯罪に対して刑罰を科すための裁判は、犯罪の刑事告発である挙劾を待つて開始されるのである。その挙劾は、機能も送付先も異なる独立した二通の文書を挙劾者が作成し、裁判を行うべき県と県獄に送付するという手順で行われる。

文献に残る鼠裁判の記事と漢簡の挙劾文書はその史料性格を全く異にするものである。従って、安易な結合を謹むべきことは言う迄もないが、そこから訴訟制度の生きた姿を求める手掛かりを見つけることは許されるであろう。挙劾文書の考察

から復原された挙効の手順では、挙効者が違法行為を知見した時点で効状と告発文が作成され県と県獄へ送付されるとともに、被挙効者が逮捕されている場合はその身柄も県獄へ連行されている。かかる手続きは鼠裁判では「得」と「効」に当たるが、被挙効者未逮捕の場合も挙効されているので、挙効手続きは逮捕とは独立して行われるのである。挙効者の行うのはこの「効」までであるから、次の「掠治」は被挙効者が護送された県獄において行われたことになろう。そうすると「伝爰書」はその県獄から「訊鞫論報」を行う県廷への爰書の送付となろう。挙効文書の送付状況では、この県廷に挙効者から効状が送付されているのである。以上の手順及び文書送付の状況を図示すると次頁のようになる。

この図を見れば、挙効者が犯罪を挙効した時点と、県獄において被挙効者が尋問された際に、挙効に至る経緯を記した効状と、被挙効者の供述を記した爰書とが各々作成され、その二つの文書がともに判決を下すべき県廷の元に送られるという形態であることに気附くであろう。訴訟手続きの中で、効状と爰書の二つの文書が極めて重要な役割を果たしているのである。逆に見れば、挙効と掠治は効状と爰書を作成するための手続きであるともいえようか。訴訟において全く反対の立場に立つ



挙劾者と被挙劾者を代弁するこれらの劾状と爰書が、判決の下される場に等しく揃うことは、極めて興味深いことである。被挙劾者を裁く裁判でありながら、挙劾者と被挙劾者は対等の位置に立っているのである(147)。

かかる手続きで行われる漢代の裁判も含めて、戦国時代から清朝に到る中国の裁判では、被疑者に有罪を宣告する際には本人の自白が必要であり、それ故、被疑者が尋問において罪状を自認すれば、その時点で裁判は終結することになる。従って、被疑者の取調べが即ち審理でもある。そして、裁判において自白は何より重視され、自白を得るための尋問は裁判の中で不可欠の手続きであったのである(148)。先に挙げた裁判手続きもこの枠を出ないものであり、被挙劾者の尋問は裁判の最も中心となるべき手続きなのである。

ところが、先に検討した主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)において挙劾されている士吏馮匡は尋問されていないと思われるのである。通常、被挙劾者は逃亡中を除いて県獄に身柄が護送されているが、士吏馮匡は県獄へ連行されていないのである。被挙劾者尋問は当然獄において行われたであろうから、士吏馮匡は尋問も行われていないことになろう。馮匡は士吏であるから、被挙劾者が吏の場合は獄に身柄が移されな

かったとも考えられるが、被挙劾者が同じ吏である令史某挙劾文書(Ⅴ)では獄へ身柄を護送されており、吏の身分によるものではない。馮匡の挙劾内容は職務不履行がその構成要件となる「軟弱不任吏職、以令斥免」であるが、漢簡の中には、その「軟弱不任吏職、以令斥免」を証明する候官令史作成の爰書の例(簡32)が存在する。実は、挙劾文書に見える挙劾内容のうち、その内容が記載された爰書が確認されるのはこの「軟弱不任吏職、以令斥免」だけで、それ以外の挙劾内容を記載する爰書の例は今のところ確認されていないのである。つまり、被挙劾者が県獄へ護送されていない「軟弱不任吏職、以令斥免」での挙劾に関しては同内容の爰書が存在するのに対し、被挙劾者が県獄に護送されている挙劾内容の爰書は今のところ見当たらないのである。

爰書は先の裁判手続きの中にも獄から県廷への「伝爰書」として見え、被挙劾者の尋問に際しその結果をこの爰書に記載したと思われる。被挙劾者が獄に護送されていない「軟弱不任吏職、以令斥免」爰書は、先述のように「軟弱不任吏職」による斥免の事実そのものを証明したもので、斥免請求に添附された証書ではなかった。そうであるならば、「軟弱不任吏職、以令斥免」爰書の作成が、被挙劾者の県獄護

送と尋問、及び県獄での爰書作成に等置される手続きである可能性が考えられる。即ち、「軟弱不任吏職、以令斥免」によって挙劾された馮匡の場合は、馮匡を県獄へ護送・尋問しその結果を記載した爰書を作成する代わりに、候官において「軟弱不任吏職」による斥免の事実を証明した爰書を作成したのではないだろうか。そうであれば、獄で作成された爰書は裁判が行われる県廷に送付されるものであるから、「軟弱不任吏職、以令斥免」爰書も同じく居延県廷に対し送付されたということになる。先に未解明のまま残った県獄への馮匡未護送の問題を解く鍵は、まさにこの爰書の作成にあると思われる。裁判手続きの核心ともいえる被挙劾者尋問の手続きを代替する爰書とは、裁判手続きの中で如何なる機能を持っていたのだろうか。我々は新たな課題に移らなければならない。

(1) 『史記』卷一二一 酷吏列傳張湯傳「張湯者、杜人也。其父為長安丞、出、湯為兒守舍。還而鼠盜肉、其父怒、笞湯。湯掘窟得盜鼠及余肉、劾鼠掠治、傳爰書、訊鞠論報、并取鼠与肉、具獄磔堂下。其父見之、視其文辞如老獄吏、大驚、遂使書獄。」

(2) 簡牘資料を用いた秦漢訴訟制度研究の主なものは、大庭脩「爰書考」、同「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」（共に同氏著『秦漢法制史の研究』創文社 1982 所収）、徐萃芳「居延考古発掘的新収獲」（『文物』1978-1）、俞偉超「略釈漢代獄辞文例」（『文物』1978-1）、粉山明「秦の裁判制度の復元」（林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所 1985）、同「爰書新探——漢代訴訟論のために——」（『東洋史研究』51-3 1992）、同「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と農民』汲古書院 1995）、連劭名「西域木簡所見《漢律》中的“証不言請”律」（『文物』1986-11）、池田雄一「江陵張家山『奏讞書』について」（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と農民』汲古書院 19

95) など。このうち初山明「秦の裁判制度の復元」は裁判手続き全体を復原する。

(3) この一般に「劾状」と総称される文書は、行論の過程で明らかに如く、挙劾に至る状況説明に当たる「劾状」と、被挙劾者の違法行為を指摘する告発文との独立した二文書で構成される挙劾文書である。以下、その二文書をそれぞれ「劾状」「告発文」と表記し、これら二文書を含め挙劾に際して作成される文書全体を指す場合は「挙劾文書」の語を用いる。なお、「謹移劾状一編」に見える「劾状」は「状辞曰」で始まり「状具此」で結ばれる書式の挙劾に至る状況説明に当たる「劾状」を指す。

(4) 「劾」は後に明らかに如く「刑事告発」に当たるが、本文中では「劾」字を含む表現を用いて以下「挙劾」と表記する。

(5) 饒宗頤・李均明『新莽簡輯証』（新文豊出版公司 1995）では「劾」を現在の起訴と解し、劾状は「呈文」「劾文」「状辞」の三部分で構成されるとする（一八六～一八八頁）。「呈文」は本稿で言う送り状Aと文書B・B'と中継転送文書C、「劾文」は本文非「状」、「状辞」は本文「状」に当たる。また、「状辞」には爵位・姓氏・籍貫・年齢・職業等を含む原告身分の明示があることが指摘さ

れているが、挙劾文書の送付経路については言及がない。角谷常子「漢代居延における軍政系統と県との関わりについて」（『史林』76-1 1993）では、挙劾文書の内容とそのままかな送付状況について検討されている。

(6) 『居延新簡 甲渠候官』上所載「甲渠候官遺址発掘探方分布図」参照。

(7) E.P. T48:87E.P. T68:132と同筆同内容、またE.P. T48:72E.P. F25:11も同筆でT六八出土簡とよく似た筆跡である。

(8) 佐原康夫「居延漢簡に見える官吏の処罰」（『東洋史研究』56-3 1997）は、T六八出土簡と関連する挙劾文書が文書庫と言われるF二二からも出土していることから、T六八出土挙劾文書は本来F二二に収められていた可能性が高いとす
る（二二二～二三頁）。

(9) 別筆の日附（E.P. T68:29, 41, 47）や署名（E.P. T68:13, 14）、圧縮して書かれた別筆部分（E.P. T68:36）、文字間隔の不均一（E.P. T68:18, 63）、追記（E.P. T68:17, 25, 167）、文途中での改行（E.P. T68:61, 90）、文中の空白（E.P. T68:74）などがあり、文書作成段階のものかと思われる。これに対して明らかに文書正本を複写した控と思われるもの（檄留遅に関する調査報告 E.P. F22:126～150㍻）「駒

罷勞病死」冊書 E. P. F22:187～201) には、このうちの追記以外は見られない。また、三種類の送り状と二種類の本文という構成部分毎に改行されていることも特異で、これも下書き的なものであることを示唆しよう。

(10) 不侵候長業挙劾文書(I)の不侵候長業は第二節(二)所掲簡32に、令史立挙劾文書(II)の主官夏侯譚は後述の如く E. P. T20:5, E. P. T20:12, E. P. T20:14 見え、また主官令史譚挙劾文書(III)の馮匡がこれ以前に斥免されていることを角谷常子前掲論文が指摘する(五二頁)。

(11) 送り状については、永田英正「簿籍簡牘の諸様式分析」(同氏著『居延漢簡の研究』同朋舎出版 1989 所収) 参照。

(12) 永田英正前掲「簿籍簡牘の諸様式分析」三三八頁参照。

(13) 大庭脩前掲「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」六六三～六六四頁参照。

(14) 前掲不侵守候長業挙劾文書(I)では、送り状Aと文書Bと中継転送文書Cとで日附が異なるが、不侵守候長業挙劾文書(I)はT六八出土で唯一の三月附であるから、三月己酉附の送り状Cを含めることができる。

(15) 大庭脩前掲「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」六六三頁。

(16) 大庭脩「居延出土の詔書冊」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)二二六頁。

(17) 年号記載の無い文書が全て中継転送文書であるわけではない。「記」と呼ばれる下達文書(「記」については鶴飼昌男「漢代の文書についての一考察——『記』という文書の存在——」『史泉』68 1988 参照)は年号が無いが中継転送文書ではない。「記」は、①日附記載を欠くものもある、②通常下級機関への下達には「謂」字が使われるのに対し「告」字が使われている(「告」と「謂」については大庭脩『木簡』学生社 1979 一五六～一五七頁参照)、③「写移記到」という中継転送の文言が見られない、という点から、通常の下達文書とは異質のものと思われる。「記」以外のもものは年号の単なる省略と思われる。

(18) 初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」一三頁。

(19) 大庭脩前掲『木簡』一五七頁。

(20) 角谷常子前掲論文五一頁。

(21) 後掲令史立挙劾文書(II)の送り状Cが「写移書到」に作るので、送り状Cの

「写移」は「写移書到」の省略表現と考えられないこともない。しかし、「移居延写移如律令」の文言は送り状Cに固有の表現で他に例を見ないことから、「写移」を「写移書到」の省略と考えることはできない。「写移書到」は中継転送文書の頻出文言であるから、令史立挙劾文書(Ⅱ)の送り状Cは誤って「書到」が入ったのであろう。

(22) パスポートについては大庭脩「漢代の関所とパスポート」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)参照。

(23) 「写移」の語が文書の中継転送とは無関係に現れる場合があるが、それは爰書(「候粟君所責寇恩事」冊書 E.P.F22:1~36, 255・40(A33))と獄(後掲簡16、簡21及び10・11(A33))という特定の関係に限られ、これらの場合の文書作成・送付手続きの特異性を示唆する。

(24) 永田英正「簿籍簡牘の諸様式の分析」(前掲『居延漢簡の研究』所収)三四六~三四七頁参照。

(25) ここで「部を経由する」というのは単なる文書運搬経路のことではなく、文書が候長宛で候長がそれを開封し、中継転送文書を追加し、候長の印によって封

印して候官へ送付するという手続きを取ることをいう。

(26) 市川任三「居延簡印章考」(財団法人無窮会『東洋文化研究所紀要』5 1964)五頁。中継転送文書が附加される場合も、第四節(二)所掲簡34のように中継転送者の印で封印される。従って、文書は常に最終発信者の印で封印されるのである。

(27) 次例第一簡の「一封鄭疆印」の鄭疆は第二簡の第十八隊長鄭疆と同一人物と思われるので、この「一封鄭疆印」は隊長発信文書ということになる。

檄二封、其一封居延都尉章●一封鄭疆印

檄二封、書二封

書二封、居延丞印

285・23(A8)

第十八隊長鄭疆徙補郭西門亭長、移居延。●一事一封

六月戊辰尉史憲□

258・15(A8)

大庭脩「『檢』の再検討」(同氏著『漢簡研究』同朋舎出版 1992 所収)は、私印で封印されるのは官印を持たない候長・士吏・候史・隊長発信の公文書とする(二三七頁)。

(28)

遣尉史承祿便、七月吏卒病九人飲藥有廖名籍、詣府、會八月旦。●一事一封。

〓七月庚子、尉史承祿封〓

311・6(A8)

米田賢次郎「帳簿より見たる漢代の官僚組織について」(『東洋史研究』14-1・2 1955)参照。

(29) 次掲の功勞關係簡では病氣の十五日間は勞に認定されていない。

居延甲渠候官第十隊長公乘徐譚功將

中功一勞二歲

其六月十五日、河平二年三年四年秋試射、以令賜勞 □令

(第一段)

能書會計治官民頗知律令文

(第二段)

居延鳴沙里、家去大守府千六十三里、産居延縣

爲吏五歲三月十五日

其十五日、河平元年、陽朔元年、病不爲勞。居延縣人。

(第三段)

E.P.T50:10

功勞については大庭脩「漢代における功次による昇進」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)参照。

(30) 同じく勞に關係する秋射の報告について、賜勞申請文書は郵候が、爰書は令史がそれぞれ都尉府に送付する形で不正防止が図られている。この点については第四節(一)参照。

(31) 「謹寫移」の文言を持つ郵候発信の中継転送文書の例は、

二月乙亥、甲溝郵候放 敢言之。謹寫移。敢言之。 / 尉史晉 312・23(A8)

八月戊戌、甲溝郵候 敢言之。謹寫移。敢言之。

E. P. T5:4

閏月庚子甲渠郵候 謹寫移

敢言之 尉史□

E. P. T52:108

□候漢疆敢言之。謹寫移。敢言

□令史并 書即日桑榆時起官

E. P. T56:336

など。次例も「唯府」の語から送付先が「府」であり、郵候の発信とわかる。

□敢言之。謹寫移。唯府報

4・16(A8)

(32) 令史の職掌は「爲甲渠候官斗食令史、署主官、以主領吏備盜賊爲職」(令史譚挙劾文書(III))、士吏は「除爲卅井士吏。主亭隊候望通薰火備盜賊爲職」(45

6・4(P9))、候長は「府補業守候長、署不侵部、主領吏迹候備寇虜盜賊爲職」(不侵守候長業挙劾文書(I))、候史は「除爲不侵候史、以日迹爲職」(E. P. T5 1:9)と見える。

(33) 尉史については、漢簡から窺える尉史の職掌は令史とほぼ同一であることから、「劾」の実例が未見であるのは職掌によるのではなく、史料的制限に因ると考えられる。

(34) 第四節(二)所掲簡56、簡59、簡60。

(35) 唯一231・107(A8)だけが「候以律令從事」と釈するが、写真では「候」字の右半は「犬」に見える。右半を「犬」に作る「候」字の例はなく、この簡も「獄」と釈すべきであろう。

(36) 王国維『流沙墜簡』(屯戍叢残考釈 簿書類六)以来、「如律令」は「律令の規定に従って処理せよ」と解釈されてきたが、「如律令」を含む下達文書の内容全てに関して律令に具体的規定があったのだろうか。

十月壬寅、甲渠郵候喜、告尉、謂不侵候長赦等。

寫移書到、趣作治、已成言。會月十五日、詣言府。如律令。／士吏宣・令史起

139・36+142・33 (A8)

元延元年十月甲午朔戊午、橐佗守候護、移肩水城官。吏自言責裔夫犖晏如牒。

〓書到、

驗問收責報。如律令。

506・9A (A35)

ではそれぞれ何かの修理とその完了報告、借金の回収が命令されているが、かかる個別具体的な事柄が律令に規定されていたとは考え難く、「如律令」は単なる命令執行文言以上の意味を持たないと考えるべきである。次の例は檄の留遅に関する都尉府からの調査命令を、甲渠候官が不侵候長憲等に中継下達したものである。

府告居延甲渠郵候。卅井關守丞匡十一月壬辰檄言。居延

〓都田裔夫丁宮・祿福男子王歆等入關。檄甲午日入到

〓府。匡乙未復檄言。

E. P. F22:151A

甲渠郵候以郵行

回

男子郭長入關。檄丁酉食時到府。皆後宮等到留遲。記到、

〓各推辟界中、定吏主當坐者名。會月晦。有

E. P. F22:151B

教

建武四年十一月戊戌起府 E. P. F22:151C

十一月辛丑、甲渠守候 告尉、謂不侵候長憲等。寫移檄

〓到、各推辟界中、相付受日時具狀。會月廿六日。如

〓府記律令。

E. P. F22:151D

「如律令」の従来の解釈によれば、A～C面の府記には「如律令」がないので、この命令に関しては律令に規定がないこととなり、一方、それを承けた甲渠守候発信の中継転送文書(D面)には「如府記律令」とあるので、「府記・律令の規定に従って処理せよ」と解釈しなければならない。そもそも「記」には「如律令」の文言は附かない(鵜飼昌男前掲「漢代の文書についての一考察——『記』という文書の存在——」二九頁)ので、「記」で下達される命令は全て律令に準拠規

定がないことになる。しかし、かかる解釈は不合理であるし、「記」の内容と律令の規定とが関係するとも思われない。

(37) この簡については藤田高夫「漢簡中に見える軍功賞賜について」（『古代文化』45-7 1993）参照。

(38) 大庭脩「簡牘中の漢律令佚文」（前掲『秦漢法制史の研究』所収）八七〇八頁。

(39) 角谷常子前掲論文五一頁。

(40) 「居延」は都尉府、候官、県の可能性があるが、都尉府は通常「府」と言われる。また、これは士吏と尉史を獄へ派遣した旨の通知であるが、漢簡に見える獄は全て県獄であるから、「居延」は県と考えられる。

(41) 簡22の書式の簡（詣官簿）については、永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」（前掲『居延漢簡の研究』所収）参照。

(42) 『漢書』卷七五夏侯勝傳には「於是丞相義、御史大夫広明劾奏勝非議詔書、毀先帝、不道、及丞相長史黄覇阿縦勝、不挙劾、俱下獄。」とあるように、夏侯

勝は「劾奏」された後「獄」に下されている。

(43) 初山明前掲「秦の裁判制度の復元」五三七頁。

(44) この二簡は出土地と筆跡が同一で、「捕得」は次の簡にも見える成語であるから、この二簡は接続する。

逕 戍卒饒得安成里王福字子文、敬以 逕書捕得福。盜械

58・17+193・19(A8)

(45) 「謹都隊長」の「都」は「移」の誤写であろう。同じく賜勞申請文書の以下の簡では「移」に作る。

五鳳二年九月庚辰朔己酉、甲渠候漢彊敢言之。府書曰、候長・士吏・蓬隊長、

以令秋射、署功勞。長吏雜試、臬

封、移都尉府。謹移第四隊長奴□□□□□□□□。敢言之。 6・5(A8)

五鳳二年九月庚辰朔己酉、甲渠候□

臬纏中封、移都尉府。謹移福射中□□

E. P. T56:182

(46) 大庭脩前掲「漢代における功次による昇進」(五五八頁)、永田英正前掲「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」(四七八〜四七九頁)など。

(47) 本文所掲の北辺挈令による「増勞」以外に、次例では「詔書」の規定に基づく「増勞」も都尉(「大尉」は王莽期の呼称)によって行われている。

始建國三年十月旦、乘塞外、盡三年九月晦、積三百□

□□□隊長上造李欽

張掖延城大尉元・丞音、以詔書、増欽勞□□

E. P. T59:339

(48) 大庭脩前掲「漢代における功次による昇進」五五八頁。

(49) 簡23は賜勞を実施した都尉から太守府への事後報告と理解すべきであろう。同じく上級機関へ事後報告する例として寧の認可がある。寧は候官がその許認可権を持つが、次の簡では都尉府へ事後報告しており、賜勞の事後報告と同じである。

永光二年三月壬戌朔己卯、甲渠士吏彊、以私印

行候事、敢言之。候長鄭赦、父望之不幸死。癸巳

予赦寧。敢言之。

57・1A(A8)

また、候官から都尉府への賜勞申請文書には簡22や

始建國三年九月壬午朔辛亥、甲溝郵候□敢言之。謹移駟望隊長

張曼乘塞外簿。謁以詔書増曼勞。敢言之。

E. P. T59:348

のように依頼内容を導く「謁」字を含むのに対し、簡23には「謁」字がないこ

ともそれが依頼でなく事後報告であることを示す。事後報告である先の57・1Aにも「予赦寧敢言之」と記され「謁」字はない。更に、簡22が秋射実施の根拠を「(都尉)府書曰」と記すことも、秋射による労の認定が都尉府の権限に拠ることを示す。

(50) 敢えて訓ずれば「こふらくは」となる(『春秋左氏傳』昭公十六年注「謁、請也」)。漢簡において、文書送付先に対する職務執行の依頼を表す字は、この「謁」の他に「唯」がある。「唯」については市川任三前掲論文三九頁註三九参照。

(51) なお、簡21が上申文書の固有文言「敢言之」を持つのは、獄が県に附随しその県は候官と同格であるため使われたのであろう。簡52も「謹」「敢言之」の文言を持つが、「劾」「寫移龍勒獄、以律令從事」の語からこの文書の送付先は龍勒獄でなければならぬ。次の簡も文書B・B'末尾の断簡であるが「敢言之」を持つ。

獄、以律令從事。敢言之。

79. D. M. T12:29/986

(52) 挙劾文書本文と送り状の組合せは以下同様に日附と本文「状」冒頭の挙劾者の身元記載による。

(53)

叩頭死罪死罪。府記曰、主官夏侯譚毋状、听免。黨叩頭

E. P. T20:5

黨叩頭死罪死罪。譚素公廉、爲主官、出入卅餘口。九月

E. P. T20:12

黨私使丹持計選篋、用助譚、送到邑中、往來三日

E. P. T20:14

(54) この簡の裏に表と同筆で「掾譚」とある。

(55) この「寫移書到」が「寫移」の誤写であることは第一節(二)の注で述べたとおり。

(56) 粉山明前掲「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」二二五頁。

(57) 第二章第五節所掲の「駒罷勞病死」冊書にも見える。この場合は、「案」に先行する被尋問者放・憲・恭三人の供述を勘案した結果出された甲渠郵候の見解が「案」以下に記載されている。

(58) 『漢書』卷五〇汲黯傳應劭注「律、胡市、吏民不得持兵器及鐵出關。」

(59) 『漢書』卷五〇汲黯傳臣瓚注「無符傳出入為闌也。」

(60) 『後漢書』傳七八西域傳「至於宣元之世、遂備蕃臣、闕徼不閉、羽檄不行。」

(61) 『漢書』卷八三薛宣傳所引。

(62) 「蘭越塞于邊關徼」は不侵守候長業挙劾文書(Ⅰ)と令史立挙劾文書(Ⅱ)に、「軟弱不任吏職」は主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)とE. P. T68:132¹⁾、「不憂事邊」は令史某挙劾文書(Ⅳ)とE. P. T68:143²⁾、「賊傷」はE. P. T68:177³⁾E. P. T68:191⁴⁾に見え²⁾。

(63) 匿界中。書到、遣都吏、與縣令以下、逐捕搜索部界中、聽亡人所隱匿處、以必
||得爲故。詔所名捕
重事。事當奏聞。毋留。如詔書律令。
179・9(A33)

(64) 爰書の場合も「它如爰書」と読む(初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」一六頁)。

(65) 『史記』卷八七李斯列傳「二世以為然、欲案丞相、恐其不審、乃使人案驗三川守與盜通狀。」

(66) 候長・候史馬皆廩食。往者、多羸瘦、送迎客不能竟界。大守君當以七月行塞。
||候尉循行、課馬齒五歲至十二歲
E. P. S4. T2:6

また、『後漢書』紀六質帝紀永憲元年五月條「其令中都官繫囚罪非殊死、考未竟者、一切任出以須立秋。」

(67) 「候粟君所責寇恩事」冊書の寇恩自証爰書は注(83)参照。

(68) 同内容の簡E. P. F22:125~151より、この簡は居延都尉府からの譴責に対する甲渠候官の返答であることがわかる。

(69) 「對具此」の文言を持つ例は次掲簡31と以下の二簡。第二簡は「對曰此」

に作るが「日」は「具」の誤写であろう。

☑死罪死罪。對具此。

39・25(A8)

☑隰新聞置隰。對日此。

E. P. T52:429

また、「辭具此」の例は以下の二簡。

☑母長吏使効者。辭具此。

E. P. T52:221

以何日到止害。言已母所復聞。辭具此。

E. P. F22:394

以上の例は全てこの文言で文章が終わっている。

(70)

☐☐☐☐☐戊辰朔戊子、居延都尉誼・丞誼、居延郵候延☑

☐☐辭、行道卅餘日死、不以時遣。遣吏卒又私留、不詣官署。以證爲解☑

E. P. T52:401A

(71) 粉山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」一九〇—二〇頁。

(72) 永田英正前掲「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」四八〇頁。

(73) 甲渠守候長昌林挙効文書(IV)では被挙効者趙良について「新占民居延臨仁里」と県里名が記載されているが、民の場合は官名の代替である。

(74) 永田英正前掲「居延漢簡の集成 一」九四頁。

(75) 粉山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」でこの二簡の関連が指摘されている(二二頁)が、図版によって接続することは明らかである。

(76) 次の簡から「軟弱不任吏職、以令斥免」の構成要件には「貧急」も含まれることがわかる。

貧急、軟弱不任吏職。請斥免、可 補者名如牒。書☑

231・29(A8)

(77) 佐原康夫前掲論文では「劾状」を「劾」と「状」の二つとし、「劾状」は「劾状一編」と表現されるように「劾」と「状」とで構成された一まとまりの書類とする(八頁)。

(78) 次の例も「劾状辭曰」に作る。

劾状。辭曰、公乘、居延臨仁里、年卅一歲、姓母☐

45・12(A8)

(79) 佐原康夫前掲論文では、簡33の「劾状辭曰」を「劾状自体の一部ではなく、『劾状』に含まれる『辞』として、別の文書に引用された可能性がある」(三二頁註一三)とするが、漢簡の用例で「辞」の内容に当たるのは人の供述であって、「劾状」に含まれる『辞』という解釈には無理がある。因みに、他の文書を引用した場合は、「都郷嗇夫宮敢言之。廷移甲渠候書曰『去年十二月中……』」(「候粟君所責寇恩事」冊書E.P.F22:29)、「甲渠郵候獲叩頭死罪敢言之。府記曰『守塞尉放記言『今年正月中……』」(「駒罷勞病死」冊書E.P.F22:187A~E.P.

F22:188) という表現になる。

(80) 第二節(二)で本文「状」の冒頭「状辭曰」の語を検討した際に、「辞」以下の内容から「状」が「挙劾に至る経緯」の意であると考えたが、この「劾状辭曰」の例によって誤り無きこと確認される。

(81) 「三十井候官始建国天鳳三年三月盡六月當食者案」(E.P.T68:194~207)や「橐佗莫當隊守御器簿」(E.J.T37:1537~1558)は、単独では送付できない帳簿に送り状を添付して送付した例である。帳簿に送り状を添付し文書として送付したことについては、永田英正前掲「簿籍簡牘の諸様式の分析」参照。

(82) 「隊長失鼓」冊書の秦恭自証爰書及び「候粟君所責寇恩事」冊書の二通の寇恩自証爰書は、それぞれ萬歳候長と都郷嗇夫が発信した尋問結果報告文書に添付されて送付されている。第二章第五節、第三章はじめにの注参照。

(83) 「候粟君所責寇恩事」冊書の建武三年十二月乙卯附寇恩自証爰書は以下の通り。

建武三年十二月癸丑朔乙卯、都郷嗇夫宮、以廷所移甲渠候書、召恩詣郷、先以

|| 證財物、故不

E. P. F22:1

以實、臧五百以上、辭已定、滿三日而不更言請者、以辭所出入罪反罪之律、辨

E. P. F22:2

|| 告。乃

爰書驗問恩、辭曰「潁川昆陽市南里、年六十六歲、姓寇氏、去年十二月中、甲

|| 渠令史

E. P. F22:3

華商·尉史周育、當爲候粟君、載魚之饒得賣。商育不能行、商即出牛一頭、黃

|| 特齒

E. P. F22:4

八歲、平賈直六十石、與交穀十五石、爲七十五石。育出牛一頭、黑特齒五歲、

|| 平賈直六十石、與交

E. P. F22:5

穀卅石、凡爲穀百石。皆予粟君、以當載魚就直。時粟君借恩爲就、載魚五千頭

E. P. F22:6

到饒得、賈直牛一頭·穀廿七石。約爲粟君賣魚、沽出時行錢卅萬。時粟君以所

|| 得商牛黃

E. P. F22:7

特齒八歲、以穀廿七石、予恩顧就直。後二之三當發、粟君謂恩曰「黃牛微瘦、

|| 所得

E. P. F22:8

育牛黑特、雖小肥、賈直俱等耳。擇可用者持行。』恩即取黑牛去、留黃牛。非

|| 從

E. P. F22:9

粟君借糶牛。恩到饒得、賣魚盡、錢少。因賣黑牛、并以錢卅二萬、付粟君妻業。

E. P. F22:10

少八歲。恩以大車半剗軸一、直萬錢、韋書一枚爲橐、直三千、大筭一合、直千

|| 一石

E. P. F22:11

去盧一、直六百、糶索一枚、直千、皆置業車上。與業俱來、還到第三置。

E. P. F22:12

恩敵糶大麦二石、付業、直六千。又到北部、爲業賣肉十斤、直穀一石、石二千。

|| 凡并

E. P. F22:13

爲錢二萬四千六百。皆在粟君所。恩以負粟君錢、故不從取器物。又恩子男欽

E. P. F22:14

以去年十二月廿日、爲粟君捕魚、盡今正月閏月二月、積作三月十日、不得賈直。

|| 時

E. P. F22:15

市庸平賈、大男日二斗、爲穀廿石。恩居饒得付業錢時、市穀決石四千。以欽作

E. P. F22:16

賈穀十三石八斗五升、直籩得錢五萬五千四、凡爲錢八萬。用償所負錢

E. P. F22:17

畢。恩當得欽作賈餘穀六石一斗五升付。恩從籩得自食、爲業將車到居延。

E. P. F22:18

□行道廿餘日、不計賈直。時商・育皆平牛、直六十石、與粟君。粟君因以其

E. P. F22:19

賈予恩、已決。恩不當與粟君牛不相當穀廿石。皆證。它如爰書。 E. P. F22:20

(84) 「名籍」なる語が附いてもその前の部分が固定化された文書名称とは限らない。次例は明らかに文書内容に「名籍」の語を附している。

□年六月己巳朔丁丑、甲渠候破胡、以私印行事、敢言之。謹移戍卒朱寬等五人
賈賣候史鄭武所貧母以償坐詐□□名籍一編。敢言之。 E. P. T51:199

(85) ただし、送り状Aの日附は別筆なので断定はできかねる。

(86) 簡22の「謁以令賜偃勞十五日」は直前の「牒」の記載に基づいて計算された賜勞日数であるから、「謹都隊長偃如牒」の「牒」は秋射における命中本数の記録である。同じく賜勞申請文書の注(45)所掲E. P. T56:182には「謹移福射中□」と命中を意味する「中」の字が見える。

(87) 候官所属の属吏が郵候を中継せず直接他機関へ文書を送付するのは、ここに挙げた挙効文書の文書B・B'と秋射爰書だけである。他機関へ直接文書を送付できる権限があるのは郵候と塞尉であり、それ以外の属吏は一旦郵候宛に文書を送付し、郵候がそれを中継するという送付形態を取る。第三章第三節参照。

(88) 証不言請律については兪偉超・連劭名前掲論文など参照。

(89) 『後漢書』傳四〇彭城靖王恭傳「國相趙牧以状上、因誣奏恭祠祠惡言、大逆不道。有司奏請誅之。恭上書自訟。朝廷以其素著行義、令考実、無微、牧坐下獄、会赦免死。」張家山漢律には誣告反坐の規定があるようである(李学勤「江陵張家山二四七号漢律竹簡について」(漢簡研究国際シンポジウム'92報告書『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部 1993)。秦代の誣告については初山明前掲

「秦の裁判制度の復元」参照。

(90) 永田英正前掲「簿籍簡牘の諸様式の分析」で指摘された帳簿のチェック体制もこれに含め得るだろう。

(91) 自証爰書の場合、証言が偽りならば処罰の対象となるので、前もって証不言請律の申し聴かせが行われる。挙劾が誣告であった場合もこれと同様に挙劾者は処罰されるから、その旨前もって挙劾者に確認すること、証不言請律と同一ではなかったか。そうであれば挙劾の供述は候官で行われたとも考えられる。

(92) 発信者の自署については、大庭脩「文書簡の署名と副署試論」（前掲『漢簡研究』所収）。

(93) 簡裏面に「掾譚」とあるE. P. F22:45, E. P. F22:48, E. P. F22:50などと筆跡が近似しており、掾譚が書写したことは確かといえる。

(94) 本稿冒頭で、T六八出土挙劾文書が文書正本を初めから順に写した文書控えとは思われない理由として指摘した点も、挙劾文書がこの様に作成されたと考えれば理解されよう。

(95) 甲渠守候長昌林挙劾文書(IV)のように違法行為者を現行犯で逮捕して挙劾し

たものがあるが、候官以外の隊ではその規模から考えて違法行為者の拘留は無理なように思われる。候官には拘留場所があったようであるから（角谷前掲論文四九頁）、現行犯逮捕の場合は速やかに候官へ連行したのではないだろうか。

(96) 挙劾文書の書式はかなり複雑で誰にでも作成できたわけではなかっただろう。それ故、挙劾者が候官で供述し、書式に習熟した吏が文書を作成するという形を取ったのではないか。

(97) 以下の挙劾文書は候官址以外の居延県索関(A21)、甲渠第四隊(E. P. S4)から出土したものである。

居攝三年十月甲戌朔庚子、累虜隊長彭敢言之。謹移劾状

一編。敢言之。

25・4(A21)

□主領吏卒日迹爲職。至今年十二月丙戌丁亥日、彊補

181・18(A21)

☑移居延獄、以律令從事☑

E. P. S4. T1:4

挙劾文書が候官址以外から出土するのが、作成地によるのか、作成後の移動によるのか明確にし得ない。

(98) 緊急非常時の通知である次の檄では、甲渠候長の上申文書とそれを承けた居延都尉の下達文書が同一日附である。

廣田以次傳行至望遠止 回

(第一段)

十二月辛未、甲渠候長安・候史個人敢言之。蚤食時、臨木隧卒□□□□□□

□□□□□□□舉蓬、燔一積薪。虜即西北去、母有亡失。敢言之。／十二月

□□□□□□□辛未、將兵護民田官居延都尉謂・城倉長禹、兼行「丞事」

寫移。疑虜有大衆不去、欲並入爲寇。檄到、循行部界中、嚴教吏卒驚烽火、明

□□□□□□□天田、謹迹候二望、禁止往來行者、定蓬火。輩送便兵戰鬥具、母爲虜所萃

□□□□□□□槩。已先聞知失亡重事。母忽。如律令。／十二月壬申、殄北甲「渠」

候長^續V 未央、候史包、隊長^崎等。疑虜有大衆、欲並入爲寇。檄到、^續等各

□□□□□□□循行部界中、嚴教吏卒、定蓬火、輩送便兵戰鬥具、母爲虜所萃槩。已先聞
□□□□□□□知失亡重事。母忽。如律令。 278・7(A10)

通常の文書送付の場合、例えば前掲簡7隊長病書牒では隊長発信文書が己丑(三日)附、これを承けた候長の中継転送文書は辛卯(五日)附で二日かかっている。

(99) 永田英正前掲「簿籍簡牘の諸様式の分析」三三三三〜三三三四頁。

(100) 大庭脩前掲「居延出土の詔書冊」では、「承書從事」は必ずしも「詔後行下之辞」ではないという(二五二〜二五三頁)が、その例として引用されている

正月癸酉、河南都尉忠丞下郡大守・諸侯相。承書從事、下當用者。實字子功、

□□□□□□□年五十六。大狀黑色長須。建昭二年八月

庚辰、亡、過客居長安當利里者雒陽上商里范義。壬午、實買所乘車馬、更乘駢

□□□□□□□牡馬白蜀車、繚布併涂載布

157・24A(A8)

は詔により指名手配をした所謂詔書名補である。

(101) 大庭脩前掲「『検』の再検討」、永田英正前掲「簿籍簡牘の諸様式の分析」は、文書受け取りと開封を同時と考える。

(102) 郵候・候長発信文書を書記官である令史・候史が代筆することは例があるが、尉史発信文書を他人が代筆することはないであろう。

(103) 永田英正前掲「居延漢簡の集成 一」一六八頁。

(104)

高弘

甲渠官

十月庚辰、門卒輔以來

3・9(A8)

肩水候官 莊賁印

二月辛酉、郵卒壽以來

10・38(A33)

(105) 永田英正前掲「簿籍簡牘の諸様式の分析」三五二頁。

(106)

其一人守郵 一人門 二人吏卒養

十月戊午、郵卒十人、省卒六人

一人守閣

二人木工

一人舂

一人馬下

二人作席

五人受錢

E.P. T65:422

(107) 「作簿」(永田英正前掲「居延漢簡の集成 一」参照)には必ずしも「門」が無いことから、門番が常時配置されたわけではなかったようである。門卒がない時は文書運搬者が候官内の文書受付まで直接持参したであろう。これが文書持参者に候官所属以外の人物と郵卒との両方が現れる理由と思われる。

(108) 市川任三前掲「居延簡印章考」一一頁。

(109) 永田英正「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治組織」(前掲『居延漢簡の研究』所収)四二六頁。

(110) 大庭脩前掲「漢の官吏の兼任」五三八〜五四一頁。ただ、郵候自身でも官印ではなく私印によって文書を封印する場合には「以私印行事」と断ることから

(注(83)所掲のE.P. T51:199)、「行候事」は本人不在の際の臨時代行も含めて

「職務の執行」一般の意である。

(111) 次の簡は、候長が郵候の事務を代行している例である。

二月己未、甲渠候長母害、以私印行候事□

言報。不服、移自證爰書。會三月朔。如律

F.P. T52:148

(112) 次の簡の「行丞事騎司馬敏」は「行事候長吉」と同じ「行某事(本官)(名前)」という表記である。

五年正月癸未、守張掖居延都尉曠・行丞事騎司馬敏、告兼勸農掾・兵馬掾□
書到、宣考察有母、四時言。如守府治所書律令。兼掾丹守屬□ 16・10(A7)

(113) 佐原康夫前掲論文は、日附・報告者名・書類標題を冒頭に置かなければ書類にならないとする(一一頁)。

(114) 「候粟君所責寇恩事」冊書の寇恩自証爰書所引証不言請律には「臧五百以上」

とある。

(115) 第三章第二節参照。

(116) 「能不宜其官」については、邢義田「從居延漢簡看漢代軍隊的若干人事制度——讀《居延新簡》札記之一——」(『新史学』3-1 1992) 参照。

(117) 発信日簿の例は次の如きである。

甲渠言、士吏孫猛病有廖視事。言府。●一事集封 185・22(A8)

□等自言責亭長董子游等、各如牒。移居延。●一事一封 五月戊子、尉史彊封。
157・17(A8)

発信日簿については、永田英正「再び漢代辺郡の候官について」(前掲『居延漢簡の研究』所収) 参照。

(118) 秦の裁判手続きでは、被疑者の逮捕及び検分を令史が担当しており(粉山明前掲「秦の裁判制度の復元」五二六頁)、訴訟事務は主に令史が担当していたと

も考えられる。

(119) 佐原康夫前掲論文は、挙劾が県・県獄に対して行われた理由を「獄舎と取調べの専門家が揃った、最寄りの獄だったから」とする(二一九頁)。

(120) 都尉府に候官所属の吏の人事権があったことについては、永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」、同「再び漢代辺郡の候官について」、角谷常子前掲論文参照。

(121) 佐原康夫前掲論文は、「劾」を弾劾とした上で甲渠守候長昌林挙劾文書(IV)において民が挙劾されていることを「理解しがたい」という(二〇頁)が、「劾」が吏を告発する「弾劾」に限定されるという根拠は示されておらず、事例を無視した安易な定義といわざるを得ない。

(122) 前掲簡40「囚律。告劾、毋輕重、皆關屬所二千石官」、及び、粉山明前掲「秦の裁判制度の復元」五三三〜五三六頁。

(123) 佐原康夫前掲論文一〇頁。

(124) 角谷常子前掲論文三八〜三九頁。

(125) 角谷常子前掲論文及び佐原康夫前掲論文。

(126) 角谷常子前掲論文五二頁。

(127) 角谷常子前掲論文は「軟弱不任吏職」に対する処分のあり方から時間的問題を(五四頁)、佐原康夫前掲論文は尋問等の実務上の便宜性から居延県(獄)への挙劾を説明する(二一九頁)。

(128) 『漢書』卷一上高帝紀上「高帝嘗告歸之田」孟康注「古者名吏休假日告。漢律、吏二千石有予告、有賜告。予告者、在官有功最、法所當得也。賜告者、病滿三月當免、天子優賜其告、使得帶印綬將官屬歸家治病。」

(129) 簡64と同じ「缺」の記載がある次例は、候官が吏の欠員を都尉府に報告して補充を要請したものである。

敢言之。謹移吏缺如牒。唯府令間田除補。敢言之。

E. P. T59:39

歸就農。謹斥免匡缺如牒。唯

E. P. F22:345

その際、候官が後任を推薦することもあった(角谷常子前掲論文四六頁)。

(130) 永田英正氏も前掲「再び漢代辺郡の候官について」において、当初このように正しく解釈しながら(五〇四頁)、人事権が都尉府に帰属することの整合性から、「移名府」の「名」は爰書名籍など罷免に該当する関係書類を都尉府に送ったことを指し、この後、都尉府がその資料に基づいて罷免を決定したという再解釈を示している(五〇七頁)。

(131) パスポート申請は前掲簡9、秋射による賜労は簡22、簡39、寧の申請は

☐願以令取寧。唯府告甲渠候官、予寧。敢言之。 E. P. T53:71A

に見える。

(132) このように、候官で斥免し都尉府に報告したと考えた場合、都尉府に対する斥免請求と解釈される次の簡と齟齬を来すことになろう。

貧急、軟弱不任吏職。請斥免、可 補者名如牒。書☐ 231・29(A8)

この簡が「軟弱不任吏職」を理由とする斥免請求であることは疑う余地はない。しかし、これを候官から都尉府への文書とする必要はない。この簡は甲渠候官址(A8)出土であるから、甲渠候官へ送付されてきた文書実物である可能性もあるからである。簡は謹直な字体で書かれており、その点からいえば文書正本である可能性が高い。文書正本ならば、「軟弱不任吏職」による斥免を甲渠候官へ求めた文書となる。

(133) 初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」二四頁、佐原康夫前掲論文七頁。

(134) 初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」三七頁。

(135) 甲渠守候長昌林挙効文書(IV)では「蘭越塞天田出入」と表記するが、甲渠令史立挙効文書(II)では実際の「蘭越隧南塞天田出」という違法行為を「案」では「蘭越于邊關徼亡」といつている。従って、「蘭越塞天田出入」は「蘭越塞于邊關徼」に含まれる。

(136) 令史某挙効文書(V)の「案」には「不憂事邊」の前に馭馬を本来の用途に使用しなかったこと、馭馬を掠奪されたこと、信号が規定通りでなかったという三

点も記載されている。簡32では「主亭隳漆所哢呼不繕治、兵弩不繫持」が構成要件として明記された上で「案業軟弱不任吏職、以令斥免」となっている。それに倣えば、先の三点も「不憂事邊」の構成要件となる事実の指摘であろう。他にも「長吏無告効亡。不憂事邊。逐捕未得。它」(E. P. T68:143)、「失蘭。不憂事邊。」(E. P. T68:114)が見える。

(137) 『漢書』卷五景帝紀四年条。

(138) 『漢書』卷五〇汲黯傳應劭注。

(139) 『漢書』卷五景帝紀中元四年条御史大夫衛綰上奏。

(140) 董仲舒『春秋決事』。

(141) 『漢書』卷七十二禹傳「孝文皇帝時、貴廉絜、賤貪汚、賈人贅壻及吏坐贓者、皆禁錮不得為吏。」

(142) 鎌田重雄「漢代の禁錮」(同氏著『秦漢政治制度の研究』日本學術振興會1962 所収)四九二〜四九四頁。

(143) 大庭脩「漢の徙遷刑」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)一九一〜一九二頁。

(144) 角谷常子前掲論文では、「軟弱不任吏職」で斥免された馮匡の処分について

「斥免したかしないかの事実の問題ではなく、獄に送ってしかるべき手続きを踏んで始めて完結すべき問題だ」と指摘する(五四頁)が、その限りにおいてこの認識は正しい。

(145) 滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」(同氏著『清代中国の法と裁判』創文社 1984)五頁。

(146) 第二章で明らかになるように、侵害された私人の権利回復を目的とする民事訴訟手続きには判決手続きは存在せず、それ故、訴訟の結果として刑罰が課せられることはない。従って、判決手続きの存在する裁判が本来的に違法行為・犯罪に刑罰を科すための刑事裁判に他ならないのである。

(147) 滋賀秀三前掲論文では、中国の裁判には、原告・被告をあくまで平等の立場に立たせようとする一種の形式主義が認められることが指摘されている(六四頁)。

(148) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会 1959)、滋賀秀三前掲論文など。

第二章 漢代の裁判文書「爰書」——戍卒による売買を手掛かりに——

はじめに

中国の戦国時代から清朝に到る裁判制度の特徴はおよそ以下の如く指摘される。(二)。裁判は告発・挙劾等の訴えを待って開始される不告不理が原則である。裁判で被疑者を有罪とするためには本人の自白が必要とされ、自認しない行為については罪に問われない——それ故に、法律上の制限は存在するものの拷問は自白強要の手段として利用され冤罪を生む原因となった——。例外的に、罪状明白で疑いの余地が無いにも拘わらず自認しない場合のみ、証拠だけで罪を定めることが許されていた。従って、裁判官の任務は被疑者を心服させその口から真実を語らせることであり、裁判は被疑者の自認を以て終了するのである。それ故、被疑者の尋問は即ち審理でもあった。また、所謂刑事裁判と民事裁判は刑罰程度の差として意識されるのみで、刑事・民事などの案件内容によって異なる裁判手続きが存在するわけではな

かった、と。

『史記』及び『漢書』張湯伝の鼠裁判の記事に見える裁判手続きと、居延・敦煌出土の簡牘資料に含まれる挙劾文書の考察から復原された挙劾手続きにおける文書送付状況とから想定される漢代の裁判手続きも、上述の裁判制度の特徴を否定するものではなく、雲夢睡虎地秦簡から復原された裁判手続きも、同じくその枠を超えるものではない(2)。

ところが、この挙劾文書の中には、被挙劾者の身柄が県獄へ護送されておらず、従って、県獄での尋問も行われていないと思われる事例が存在するのである(3)。その事例では、被挙劾者は「軟弱不任吏職、以令斥免」を以て挙劾されているが、その同じ「軟弱不任吏職、以令斥免」を証明する爰書が——その事例の被挙劾者本人についてのものではないが——候官の令史によって作成されている(4)。挙劾文書の中で挙劾されている挙劾内容のうち、爰書の例が見られるのはこの「軟弱不任吏職、以令斥免」だけで、それ以外の挙劾内容の爰書は今のところ見当たらない。即ち、被挙劾者が県獄へ護送されていない「軟弱不任吏職、以令斥免」の挙劾については同内容の爰書の事例が存在するが、被挙劾者が県獄に護送されている他の挙劾内容

の爰書の事例は見えないのである。鼠裁判の記事に見える裁判手続きは、「得(逮捕)」「劾(挙劾)」「掠治(尋問)」「伝爰書」「訊鞫(審理)」「論報(決罪)」であった。従って、「伝爰書」の爰書は「掠治」において作成されたものとなる。それ故、「軟弱不任吏職、以令斥免」の場合には、被挙劾者を県獄に護送して尋問し、その結果を記載した爰書を作成する代わりに、「軟弱不任吏職、以令斥免」の爰書が候官で作成された可能性が考えられるのである。

もしもそうであるならば、被疑者の自白を引き出すための「掠治」は裁判手続きにおいて必須のものではなく、あくまで爰書作成の一形態に過ぎないことになるだろう。さらに、「軟弱不任吏職、以令斥免」を証明する爰書は候官の令史によって作成されたものであって、斥免された本人の自認の供述、即ち有罪宣言において不可欠の自白を含んでいないのである。このことは、自白に基づかない証拠だけによる裁判の存在を示唆するのではないだろうか。

このように、裁判手続きにおける爰書作成に際して、被疑者尋問が行われる場合と行われない場合とが存在するということは、それに共通して作成される爰書こそが、裁判手続きにおいて極めて重要な機能を果たしていたことを意味するだろう。

それ故、この爰書を考察することによって、漢代訴訟制度の特徴を明らかにできるのではないだろうか。

かかる展望のもと、本章では訴訟において爰書の果たす機能を考察する。爰書は裁判関係に限定されず様々な場合に作成される「公証書」とされる(5)が、本章では事例の多く見られる債権回収に関する爰書を考察の対象とした。漢代、居延地区で国境警備に従事した吏卒と在地民間人の中で貰売買や現金貸借などが盛んに行われ、その代金や債権の回収を官が代行している例が頻見する。そのうち債権の回収では債務者の尋問が官によって行われている。これは、侵害された私権を公権力によって回復する所謂公力救済にあたり、それ故、官に対し債権回収請求を訴え出ることには民事訴訟に当たるのである。債権回収に関する爰書を本章の考察対象にした所以である。その官による債権回収命令の中に「不服、移自證爰書」という文言が見られ、債務を承服しない場合には自証爰書の作成・送付が命じられているのである。しかし、債務不承認ならば自証爰書の作成・送付が常に命じられているわけでもない。債権回収に際して自証爰書作成が命じられる場合の条件を検討することによって、爰書の持つ機能を考察することが本章の中心的課題である。

第一節 債権回収の二つの方法

戍辺就役の為に居延に赴いた戍卒と在地の吏民との間では、物品売買や金銭貸借が盛んに行われていた。これらは私的行為であるにも拘わらず、その代金や債権の回収は官によって行われた(6)。回収手続きにおいて様々な文書・帳簿が作成されていた(7)が、次の簡1はその中の債権回収命令である。文中の「責」は「債」で債権の存在を意味する(8)。

1 元延元年十月甲午朔戊午、橐佗守候護移肩水城官。吏自言、責嗇夫犂晏、如牒。 書到、

驗問收責報。如律令。

506・9A(A35)

〔元延元年(前一二)十月二十五日、橐佗鄣候心得の護が肩水都尉府に通知する。吏が嗇夫犂晏に対し債権を持つと申し出たこと別冊の通り。この文書が到着したら、尋問し債権を回収して報告せよ。律令の如くせよ。〕

この簡は橐它郵候心得の護から肩水城官（都尉府）へ送られた文書で、「（橐它候官所属の）吏が、（肩水都尉府所属の）嗇夫犖晏に対し債権があると自言した。詳細は別冊の通り。この文書が到着したら、（嗇夫犖晏を）尋問し債権を回収して報告せよ」とある。次も同じく債権回収命令である。

2 更始二年四月乙亥朔辛丑、甲渠郵守候塞尉二人移氏池。律日□□□□

□□□史験問收責報。不服、移自證爰書。如律令。

F.P.C:39

〔更始二年（後二四）四月二十七日、甲渠郵候心得で塞尉の二人が埜池県に通知する。律には……とある。……史、尋問して債権を回収し報告せよ。承服しない場合は自証爰書を送付せよ。律令の如くせよ。〕

これは甲渠郵候心得の塞尉二人(6)が埜池県に送った文書である。律を引用した後具体的な債権内容の記載があったと思われるが、その後簡1と同じ債権回収の命令文言「験問收責報」が来ている。簡2ではさらに「不服、移自證爰書」という命令文言があることに注目される。この文言は「債務を承服しない場合にはその旨爰

書によって自ら証言し送付せよ」という意味で(10)、債務者(11)が債務不承認ならば自証爰書を作成して送付するよう求めているのである。簡1にはこの文言は無く、債務不承認でも自証爰書の作成・送付は必要無かったようである。この自証爰書とは「自己にかけられた嫌疑等について釈明・証言する爰書」(12)で、その証言内容に対しては証不言請律が適用され、もしも証言が虚偽であった場合には処罰の対象となるものである(13)。

このように債権回収命令とその報告において自証爰書の作成・送付を求める場合と求めない場合とがあるが、この違いは債権の申立形態の違いに由来する。次の二簡は発信文書を記録した発信日簿であるが(14)、債権申立の表記に「自言責」と単なる「責」とがある。

3 □等自言責亭長董子游等、各如牒。移居延。●一事一封 五月戊子尉史彊封

157・17(A8)

「……等が亭長董子游等に対し債権を持つと申し出たこと、各々別冊の通り。居延に通知する。●一事一封 五月戊子の日、尉史の彊が封印。」

4 徒王禁責誠北候長東門輔錢。不服

●一事一封 四月癸亥尉史同奏封

移自證爰書。會月十日。

259・1(A8)

〔●刑徒の王禁が誠北候長の東門輔に対し債権を持つ。承服しない場合は、自証爰書を送付せよ。今月十日に出頭せよ ●一事一封 四月癸亥の日、尉史の同が封印。〕

簡3は「(某)等が亭長董子游等に債権があると自言している。詳細は各々別冊の通り。居延に通知する」とあり、配下の吏卒が亭長董子游に対して持っている債権の回収を、甲渠候官が董子游の所属する居延に依頼した文書の発信記録である。ここでは債権の申立が「自言責」と表現され、自証爰書の作成・送付は命じられていない。これに対して、簡4は「徒王禁が誠北候長東門輔に対して錢を貸している。(東門輔が債務を)承服しない場合は自証爰書を送付せよ。今月十日に出頭せよ」と、債務者東門輔が債務不承認ならば自証爰書の作成・送付が命じられている(15)。この場合の債権申立は「責」と表現されるだけで「自言」の語は無い。これらの発

信日簿に記載される文書内容はあくまで節録であるが、文書そのものにおいてもやはりこの対応関係は見られる。

5 □書曰、大昌里男子張宗責居延甲渠收虜隊長趙宣、馬錢凡四千九百二十。將召

||宣詣官、□以□財物故不實臧二百五十以上(以下略) 229・1+229・2(A8)

〔…書には次のように言う。「大昌里の男子張宗が居延都尉甲渠候官收虜隊長の趙宣に対し、馬の代金計四千九百二十錢の債権を持っている、と。趙宣を召喚し候官に出頭させ、(先ず)財物について証言するに、故意に真実を述べず、不法所得が二百五十錢以上…:〕

「以□財物故不實臧二百五十以上」は「候粟君所責寇恩事」冊書(E.P.F22:1~36)にも見られるように証不言請律の申し聞かせである。証不言請律の告知を含むものは自証爰書であるから(16)、この簡は大昌里男子張宗が居延甲渠收虜隊長趙宣に対して持つ債権(馬の代金四千九百二十錢)の回収に当たって、債務者趙宣を尋問して作成した趙宣の自証爰書である。債務者の自証爰書が作成されているこの例では

債権申立が「責」と表記され「自言」は無い。それに対して、自証爰書の作成・送付を求めない簡1では「官吏自言責裔夫犖晏」とあるように「自言責」と表記される。

このように債権の回収において、債権の存在が「責」と表記され債務者が債務不承認ならば自証爰書を求める場合と、「自言責」で債務不承認でも自証爰書を求めない場合の二つの回収方法が存在しており、「自言」の有無と爰書の作成とが密接に関連しているのである。ここに爰書の機能を考える手掛かりがあると思われる。さて、債権の内容は責名籍に記載されるが、「自言」の語が有る名籍簡と無いものの両種が存在する(17)。

6 滅虜隊戍卒梁國蒙東陽里公乘左咸年卅六、自言責故樂哉隊長張中實、卓練一匹、

|| 直千二百。今中實見爲甲渠令史。

35・6(A8)

〔滅虜隊の戍卒で本籍が梁國蒙東陽里、爵は公乗の左咸、年三十六才が申し出て言うには、故の樂哉隊長の張中實に対し、黒い練り絹一匹、代金千二百錢の債権を持つ、と。現在、中實は甲渠候官令史である。〕

7 臨之隧卒魏郡内黃直民里尹宗 責故臨之隧長薛忘得、鐵斗一直九十、尺二寸刀

|| 一直、直卅。緹績一、直廿五。凡直百卅五。

同隧卒魏郡内黃城南里吳故 責故臨之隧長薛忘、三石布囊一、曼索一具。皆 || 顧忘得、不可得。忘得見爲復作。

E.P.T59:7

〔臨之隧の戍卒、本籍は魏郡内黃直民里の尹宗が、故の臨之隧長の薛忘得に対し、鉄製の柄杓一つ、代金九十錢、一尺二寸の刀一振り、代金三十錢、赤い績一つ、代金二十五錢、合計百四十五錢の債権を持つ。〕

同隧の戍卒、本籍は魏郡内黃城南里の吳故が、故の臨之隧長の薛忘に対し、三石の布袋一つ、長い紐一本の債権を持つ。全て忘得に顧(?)し、返却されていない。忘得は現在勞役刑に服役中である。〕

簡6では、滅虜隊卒左咸が故の樂哉隊長張中實に対して卓練一匹の代金千二百錢の債権を持つことを「自言責」と記す。これに対し簡7では、臨之隧卒の尹宗と吳故が故の隧長薛忘得に対して債権を持つことを「責」と記すのみである。次節で取り上げる貫売名籍においても同様に「自言」の有無のみ相違する名籍簡が存在する

(18)。この「自言」は「私人が官に対して申し立て・申請する行為」と解釈される(19)。しかし、債権者や貰売主から官への債権・貰売内容の申告は当然全て「申し立て・申請」のはずである。殊更に「自言」の有無を区別する理由は何であろうか(20)。

この問題を解く鍵は「自言」に対する官の対処の仕方に見い出すことができる。

8 ……故主官趙備永始四年八月奉錢六百。謹驗問備、辭、故爲甲渠主官

……………用中賈人李譚、之甲渠官、自言責昌錢五百卅八。備以昌奉

……………□驗問譚、辭與備驗。餘五十二付昌。部候長樂博

E. P. T50:23

〔……故の主官の趙備の永始四年(前一三)八月の俸給六百錢。謹んで備を尋問したところ、その供述に言うに「以前、甲渠候官の主官……でした。

……中賈人の李譚に、甲渠候官に行かせ、昌に対し五百四十八錢の債権を持つと申し出させました。趙備は昌の俸給を

……□李譚を尋問したところ、供述内容は趙備の供述と一致した。余りの

五十二錢は昌に与えた。部候長の樂博〕

この簡は趙備・李譚・某昌の間で起こった金銭貸借のいざこざに関するものである。この中で李譚が甲渠候官へ赴いて「自言」しているが、その「自言」内容について「驗問譚、辭與備驗」とあるように官が真偽の確認を行っている。また次の発信日簿も同様である。

9 □壽自言、候長憲傷隊長忠。忠自傷、憲不傷忠。言府。●一事一封

143・27+143・32+143・33(A8)

〔□壽が申し出て言うには、候長の憲が隊長の忠を傷つけた、と。忠は自分で怪我をしたのであって、憲が忠を傷つけたわけではない。都尉府に報告。

●一事一封〕

これは隊長忠が傷害を負った事件に関して、候長憲が隊長忠を傷つけたと某壽は「自言」したが、忠は自分で傷を負ったのであって、憲が忠を傷つけたのではない、

という調査報告を、候官が都尉府に送付した際の発信記録である。この中で某壽の「自言」の内容とは異なる事実が報告されており、「自言」とは別に官により事実調査が行われている。このように官は「自言」内容をそのまま真実として鵜呑みにはしない。それは「自言」があくまで自己申告であつて、「自言」内容が虚偽ではなく事実であることの保証（以下「事実保証」）が全く無いからに他ならない。次の尉史李鳳の例にはかかる「自言」の特徴が顕著に表れている。

10

自言、故爲居延高亭二長。三年十二月中、送詔獄證爰得。便從居

延迎錢守丞景臨、取四年正

尉史李鳳 月奉錢六百。至二月中、從庫令史鄭忠、取二月奉。不重得正月奉。

今、庫掾嚴復留鳳九月奉錢。

不當留庫。證所言。

178・30(A8)

「尉史李鳳が申し出て言うには、「以前、居延高亭の亭長であつた。三年十二月中に、詔書の指名手配犯を護送して爰得県で証言した。そこで、居延迎錢守丞の景臨から四年正月分の俸給六百錢を受け取つた。二月になつて、庫令

史の鄭忠から二月分の俸給を受け取つた。正月の俸給を二重取りしているのではない。今、庫掾の嚴復は私鳳の九月分の俸給を差し止めている。（俸給を）庫に差し止めるには該当しない。以上、証言する。」と。」

これは俸給支払停止処分撤回申請書で(21)、申請者の李鳳は最後に「證所言」とあるように「自言」した内容を証言している。ところで、簡1では「自言」を承けて債権の回収が命令されているように、自己申告である「自言」だけでも官はその申請を受理しており、簡10においても処分撤回を「自言」するだけで特別差し障りは無いと思われる。さらに、そもそも「自言」においては常に「言う所を証す」必要など無い(22)。それにも拘わらず李鳳が敢えて「言う所を証」しているのは、

「自言」では申請内容の事実保証が充分ではない故、虚偽の証言が処罰対象となる証不言請律の下で証言することで、申請内容が事実であることを保証しようとした為であることは言う迄もないだろう。

このように「自言」の内容があくまで自己申告であつて全く事実保証されていないのであれば、前掲の債権回収命令や名籍などで「自言」の有無が区別されていた

理由も明らかであろう。即ち、「自言」が明記されているのは、申請内容が事実保証の無いあくまで自己申告によることを明示するためと考えられる。このことはさらに、「自言責」が事実保証のない債権者自身の自己申告による官への債権回収の申立てであるのに対し、「自言」の附かない単なる「責」では自己申告とは明確に区別される何らかの手続きが踏まれていた、換言すれば、何らかの事実保証がなされていなかったのではないかという想定を導く。この手続きとは如何なるものかを考える為に、責名籍と同様に債権の回収に関係し、且つ「自言貫売」と「貫売」の二種類の表記が存在する貫売名籍を先に取り上げることにはしたい。

なお、この「自言」は責名籍だけでなく民のパスポート申請や、吏卒による食糧などの未受給の申し出や寧（忌引き）の申請などに見え(23)、当事者による自主的な申し出を一般的に指すものである。ここで言う所の、「自言」の附かない場合の自己申告とは明確に区別される何らかの手続きというのは、このような当事者による自主的申し出一般を指す「自言」も該当するわけではなく、同一書式で「自言」の有無だけが異なる二種類の名籍簡が含まれる貫売・責名籍に限定されるものであること、誤解無きよう申し添えておきたい。即ち、貫売・責名籍においてのみ、

「自言」の有無によって申請内容が単なる自己申告か、何らかの事実保証があるかが区別されているということである。従って、一般の「自言」においては、簡10の李鳳のように、俸給支払停止処分の撤回を「自言」する中で、正月・二月の俸給受領の事実を証言することも当然あり得る。後述のように、貫売・責名籍では「責」とのみ書かれて「自言」が無いものは、爰書によって貫売や債権の内容を証言した場合であり、李鳳の「證所言」も同じく爰書によって証言することである。それ故、李鳳の場合は爰書による証言をしながら名籍には「自言」の語があり、貫売・責名籍の場合と矛盾するかの如く思われるが、李鳳の「自言」が当事者による自主的な申し出を一般的に指すもので、貫売・責名籍の如く「自言」の有無が事実保証の有無に規定されるものではないことを考慮すれば、何等矛盾とはならないであろう。

(一) 賞売名籍の種類

賞売内容を記載した賞売名籍は「自言」の有無の区別と共に、吏(故吏)か民かという買い手の身分によって記載内容が若干相違する。これらを基準に分類集成してみよう。

A 「自言」有り・買い手が吏

1 1 自言、賞賣糸一斤、直三百五十。又麴四斗、直卅八、驚虜隊長李故所。

206・3(A8)

「……が申し出て言うには、糸一斤を、代金三百五十銭で、また、麴四斗を、代金四十八銭で、驚虜隊長の李故に掛け売りした。」

1 2 自言、賞買(24)阜袴一兩、直九百、臨桐隊長解賀所。已收得臧治所畢。

E.P.S4.T1:21

「……が申し出て言うには、黒いズボン一着を、代金九百銭で、臨桐隊長の解賀に掛け売りした。既に回収し治所に保管済み。」

B 「自言」有り・買い手が民

1 3 既 自言、五月中、行道賞賣阜復袍一領、直千八百。阜直七百五十

賣 縑長袍一領、直二千。 ●凡直六千四百

阜袴一兩、直千一百。 居延平里 男子唐子平所

206・28(A8)

「……既 申し出て言うには、五月中に移動先で、黒い二重の上着一着を、代金千八百銭で、黒いを、代金七百五十銭で

……かとりぎぬの長い上着一着を、代金二千銭で、

……黒いズボン一着を、代金千百銭で、

●合計六千四百銭分を居延県平里の男子唐子に掛け売りした。」

14 第卅二隊卒却邑聚里趙誼 自言、十月中貰賣糸絮二枚、直二百、居延昌里徐子
|| 放所。已入二☐ E.P. T51:249

〔第三十二隊の成卒で本籍が却邑聚里の趙誼が申し出て言うには、十月中に絹の頭巾二枚を、代金三百銭で、居延昌里の徐子放に掛け売りした。既に二……を受取済み。〕

C 「自言」無し・買い手が吏（故吏）

15 成卒魏郡内黄☐居里杜收 貰賣鶉縷一匹、直千、廣地萬年隊長孫中前所。平
|| 六☐ 112・27(A8)

〔成卒で本籍が魏郡内黄☐居里の杜收が、鶉縷一匹を、代金千銭で、廣地候官萬年隊長の孫中前に掛け売りした。平六……〕

16 察微隊成卒陳留郡偃寶成里蔡☐子 七月中、貰賣縹復袍一領、直錢千一百、故
|| 候史鄭武所。 E.P. T51:122

〔察微隊の成卒で本籍が陳留郡偃寶成里の蔡☐子が、七月中に、はなだ色の二重の上着一着を、代金千一百銭で、故の候史の鄭武に掛け売りした。〕

17 第八隊卒魏郡内黄右部里王廣 貰賣莞卓袴橐絮裝一兩、直二百七十。已得二
|| 百、少七十、遮虜辟衣功所。 E.P. T51:125

〔第八隊の成卒で本籍が魏郡内黄右部里の王廣が、莞卓袴橐絮裝一着を、代金二百七十銭で、うち既に二百銭は受取済み、不足分七十銭、遮虜隊の辟衣功に掛け売りした。〕

D 「自言」無し・買い手が民

18 終古隊卒東郡臨邑高平里召勝字游翁 貰賣九稷曲布三匹、匹三百卅三、凡直
|| 千、饒得富里張公子所。舍在里中二門東入。任者同里徐廣君。

282・5(A8)

〔終古隊の成卒で本籍が東郡臨邑高平里の召勝、字は游翁が、九稷曲布を三

匹、一匹に付き三百三十三銭、合計代金千銭で、饒得県富里の張公子に掛け売りした。家は里の二門東入。保証人は同里の徐廣君。」

19 驚虜隧卒東郡臨邑呂里王廣 卷上字次君 (第一・二段)

賞賣八稷布一匹、直二百九十、饒得定安里隨方子惠所。舍在上中門第二里三

|| 門東入

任者閻少季薛少卿

(第三段)

287・13(A8)

〔驚虜隧の戌卒で本籍が東郡臨邑呂里の王廣 卷上(?)字は次君が、八稷布を一匹、代金二百九十銭で、饒得県定安里の隨方子惠に掛け売りした。家は上中門第二里三門東入。保証人は閻少季と薛少卿。〕

20 戌卒魏郡貝丘呵里楊通 (第一段)

賞賣八稷布八匹、匹直二百卅、并直千八百卅。賣鄭富安里二匹、不實買。知

|| 券

常利里淳于中君。 (第一段) 311・20(A8)

〔戌卒で本籍が魏郡貝丘県呵里の楊通が、八稷布を八匹、一匹に付き二百三十銭、代金千八百四十銭で掛け売りした。鄭富安里に売った二匹は価格が実ではない(?)。契約書の証人は常利里の淳于中君。〕

21 戌卒東郡聊成孔里孔定 賞賣劍一、直八百、饒得長杜里郭穉君所。舍里中東 || 家南入。任者同里杜長完前上。 E.P.T51:84

〔戌卒で本籍が東郡聊成県孔里の孔定が、劍一振りをも、代金八百銭で、饒得県長杜里の郭穉君に掛け売りした。家は里中の東家南入。保証人は同里の杜長完前上。〕

22 戌卒東郡聊成昌國里繚何齊 賞賣七稷布三匹、直千五十、屋蘭定里石平所。 || 舍在郭東道南。任者屋蘭力田親功。 臨木隧。 E.P.T56:10

〔成卒で本籍が東郡聊成県昌國里の戀何齊が、七稷布を三匹、代金千五十錢で、屋蘭県定里の石平に掛け売りした。家は郭の東道の南。保証人は屋蘭県の力田の親功。臨木隧。〕

これらの賞売名籍を比較検討すると、買い手が吏であるAとCは「自言」の有無を除き記載内容に大きな相違が無いのに対し、買い手が民のBとDでは、任者と舎の記載は「自言」の無いDにしか見られないことに注意される。BとDの売り手と買い手は共通であるから、任者と舎の記載の有無は「自言」の有無に規定されていると考えられる。また、賞売物品の記載が複数点のものも「自言」の附くA・Bにしか見られない。従って、「自言」の有無の意味を考えるためには任者と舎及び賞売物品点数を検討する必要があるが、その前に、それらの記載が含まれる賞売名籍Dに見える、甲渠候官所属の成卒と齎得・屋蘭県在住民間人との間の賞売買の実態を考えておかなければならない。

(二) 行道賞売の実態

賞売名籍Dに見える甲渠候官所属の成卒と齎得・屋蘭県在住民間人との間の賞売買は「行道賞売」と呼ばれた。

23 甘露三年十一月辛巳朔己酉、臨木候長福敢言之。謹移成卒呂異衆等行道賞売衣財物直錢如牒。唯官移書、令齎得・灤滄収責。敢言之。

E. P. T53:186

〔甘露三年（前五二）十一月二十九日、臨木候長の福が申し上げます。謹んで成卒の呂異衆等が移動中に賞売した衣類や物品の金額一覧を別紙の通り送付いたします。どうか候官は齎得・灤滄県に通知を出し代金回収を命じられますように。以上申し上げます。〕

これは、甲渠候官所属の臨木候長が、張掖郡齎得県と酒泉郡灤滄県に賞売代金回収を命じるよう候官に対して依頼している文書である(25)。代金回収の命令先が齎得

・樂浪県であるから、呂異衆等の貰売はそこで行われたことになるが、その貰売を「行道貰売」と呼んでいる。

この「行道」とは部署を離れて他所に行くことであるから(26)、「行道貰売」は「勤務官署を離れた移動中に他所で行った貰売」である(27)。従って、戍卒の勤務する甲渠候官から離れた隣得で行われた貰売はまさに「行道貰売」に当たる。この「行道貰売」については「第十七部甘露四年卒行道貰売名籍」(E.P.T3:2)のように名籍が作成されている。貰売名籍Dの簡18、簡19、簡21には「行道」の語はないが、簡23と同じ隣得での貰売であるから、これらは「行道貰売名籍」に違いない(28)。簡22も「行道」に当たる張掖郡屋蘭県での貰売で簡18などと同じ書式であるから同様であろう。また、簡13では居延県在住の民との貰売を「行道貰売」と記している。「行道」の語義からすれば、貰売名籍B・Dのような民が買い手となる貰売の場合は戍卒の勤務する部署以外であろうから、B・Dはすべて「行道貰売」に当たろう。この行道貰売の名籍は「某部某年卒行道貰売名籍」という表題である(29)ことから、年毎に部単位で作成されていたと考えられる。このことは戍卒行道貰売名籍の作成が部の定期的事務であったことを意味する。簡23が部の

責任者である候長の発信であったのはこの為である。

これまで挙げた行道貰売関係簡は全て甲渠候官址出土であるから、そこに見える「行道貰売」は甲渠候官所属の戍卒と張掖郡隣得・居延・屋蘭県や酒泉郡樂浪県在住民間人との間の貰売買を具体的には指していることになる。甲渠候官から居延県へは近いものの、隣得までは二十日以上かかる距離である(30)。勤務する甲渠候官からこれ程離れた隣得等に戍卒はどのようにして行き貰売したのだろうか。

行道貰売の場の一つである屋蘭は、長安からの里程表(31)にも見えるように居延へ向かう際の通過地点である。隣得には張掖太守府があり、その太守府には戍辺義務の終了した罷卒が引率されている(32)、居延には居延都尉府があり、居延からの長吏がこれから就役する戍卒を途中の武威郡姑臧県まで迎えに来ており、新任戍卒は居延まで引率されたのだろう(33)。このように行道貰売の場である屋蘭・隣得・居延は内郡から就役地へ向かう際の通過地点に当たっている。従って、行道貰売とは戍卒が就役地である居延へ移動する途中で行った貰売と考えるのが自然であろう。そもそも、甲渠候官所属の戍卒が貰売する時期として考え得るのは、①戍辺のため居延に来る途中、②居延での就役中、③勤務終了後の帰郷時、のいずれかであ

る。その内②の就役中については、成卒には齎得へ往復できるほどの長期の休暇は無かったと思われる(34)こと、貰売物品や移動中の食料を携行するのは個人的には困難と思われる(35)ことから、就役中に齎得迄出向いて貰売することは考えにくい。また、先述のように行道貰売名籍は成卒が配属された部で作成されているのだから、③の帰郷時はあり得ない。成辺に向かう成卒は出身郡から車両隊を組織し、携行する衣囊などをその車両に乗せて就役地である居延へ移動してきた(36)ことを考えれば、成卒の行道貰売は①の赴任時と考えるのが最も妥当であろう(37)。

(三) 行道貰売に対する官の管理

毎年部毎に作成される「某部某年卒行道貰売名籍」は、前項で検討したように成卒が内郡から居延へ向かう途中で行った貰売についての名籍であるが、成卒の貰売はこの行道貰売に限られず、貰売名籍A・Cのように同じ甲渠候官所属の吏に対する貰売もある。前項で指摘したように、行道貰売であっても単に「貰売」と記される如く、行道貰売は貰売の一形態に過ぎず両者に本質的差異は無い。それにも拘わ

らず行道貰売については殊更に部毎に名籍が作成されているのは何故なのだろうか。貰売とは言う迄もなく掛け売りのことで、代金の支払いが後日に行われる売買形態である。掛け売りは後日の代金回収が可能なことが前提であるから、通常は継続的取引のある相手との間でのみ行われ(38)、所謂一見の客との間で貰売買は行われない。ところが成卒の行道貰売の場合、買い手である齎得等在住の民間人と売り手の成卒との間に継続的取引があったとは考えられないのである。次の簡はこの問題に対する答えを与えてくれる。

24 属甲渠候官。詔書、卒行道辟姚吏、私貰売衣財物、勿為収責。

E.P. T52:55

「……甲渠候官に属す。詔書には、成卒が移動中に吏の管理下から逃れて、勝手に衣類や物品を掛け売ったものについては、成卒に代わって代金を回収してはならない、とある。」

引用された詔書「辟姚吏私貰売衣財物」の「辟姚」は「避逃」で(39)、「私」は

「公認ではなく私的に」の意である(40)。従って、文意は「成卒の行道貰売の内、吏の監督下から逃れて私的に衣財物を貰売したものについては成卒のために貰売代金を回収してはならない」となる。吏の監督下から逃れて行った貰売は公認ではない「私」的な貰売である以上、成卒に代わって貰売代金を回収する必要など無い、というのがこの詔の意図する所であろう。かかる詔が出されたと言うことは、逆に、成卒が吏の監督下で衣財物を貰売することは公認されていて、その貰売代金の回収は官によって「制度的」に行われていたことを意味する。前掲簡23はかかる貰売代金回収体制に基づいて、貰売代金の回収が部↓候官↓買い手の居住県へと伝達・実行された実例なのである。成卒の貰売の内、なぜ行道貰売だけが部毎に定期的にまとめられ名籍が作成されるのかという本項冒頭の疑問も、かかる官による貰売代金回収体制にその理由を求めることができよう(41)。

以上の考察の結果、成卒の行道貰売は次のように考えられる。成卒は成辺に向かう途中の隣得県などで、郷里の内郡から車に積んできた衣類などを在地の民間人に貰売していた。その際、吏の監督下で行われた貰売は公認のものとして官による貰売代金の回収が制度化されていた。成卒が見知らぬ土地の人間に対しても代金後払

いの貰売形態で衣類などを売ることができた理由はここにある。この行道貰売の内容は成卒が居延に到着し候隊に配属された後、部毎に「某部某年卒行道貰売名籍」にまとめられた。成卒が隣得や屋蘭在住の民に貰売した記録の貰売名籍Dがその内容簡である。部候長はこれを候官に送付し、買い手の居住地の県に対し貰売代金の回収を命ずるよう候官に依頼したのである、と。

(四) 貰売名籍の「自言」

以上二項に互って、成卒による行道貰売の実態とそれに対する官の管理とを検討した。本項ではこの検討結果を踏まえて、貰売名籍に「自言」が附かないことの意味を考察しよう。

先に貰売名籍に関して指摘したことは、任者と買い手の舎の記載は「自言」が無く買い手が民である貰売名籍Dにしか見られないこと、貰売物品の記載が複数点のものは「自言」の附くA・Bにしか見られないことであった。ここでは任者と貰売物品数についての検討をしておこう。

任者は旁人と共に売買契約書である券に見られ(22)、²³⁾「任」の字義から「保人」(保証人)と解釈される(23)。そこで、実際の券を取り上げて任者と旁人の機能を確認しておきたい。

25 神爵二年十月廿六日、廣漢縣廿鄭里男子節寬惠、賣布袍一、陵胡隊長、張仲
|| 孫所。買錢千三百。約至正月□□。任者□□□□□□□□

T. VI. b. i. 191A/1708A

正月責付□□十。時在旁、候史長子仲・成卒杜忠知券。□沽旁二斗。

T. VI. b. i. 191B/1708B

〔神爵二年(前五九)十月二十六日、廣漢縣廿鄭里の男子節寬惠が、麻の上
着一着を、陵胡隊長の張仲孫に掛け売りした。代金は千三百錢。正月に至
れば□□することを約束した。保証人は……

正月責付□□十(?)。契約時の立ち会いは候史の長子仲と成卒の杜忠で、
契約内容を知っている。□ 立会人に酒二斗を買った。〕

「在旁」とある候史長子仲と成卒杜忠は旁人であるから、この貰売買契約では任者と旁人の両者が存在する。これは任者と旁人が区別される存在、即ち、両者の役割が異なっていたことを意味しよう。次も貰売買の券であるが今度は任者だけである。

26 元平元年七月庚子、禽寇卒馮侍賣棗絡六枚、楊卿所。約至八月十日、與時小
|| 麥七石六斗。過月十五日、以日斗計。蓋卿任。 77. J. H. S: 2A/1449A

〔元平元年(前七四)七月庚子の日、禽寇隊成卒の馮侍が棗絡六枚を、楊卿
に売った。八月十日が来れば、今年収穫の小麥七石六斗を支払うと約束し
た。八月十五日を過ぎた場合は一日当たり一斗で計算する。保証人は蓋卿。〕

これに対し、現金決済である土地売買の券では、旁人だけで任者はいない。

27 □置長樂里樂奴田卅五反、買錢九百。錢畢已。丈田即不足、計反數環錢。旁
|| 人淳千次孺・王充・鄭少卿。古酒旁二斗、皆飲之。 557・4(A10)
[…置長樂里の樂奴の田地三十五反、代金九百錢。代金は支払い済み。田

地を測量して不足していた場合は、仮数を計算して返金する。立会人は淳千次孺・王充・鄭少卿。立会人に酒二斗を買い、皆で飲んだ。」

漢簡に見える現金決済の券はこの一例のみだが、所謂買地券も同じ現金決済の土地売買証書に当たる(44)。買地券のうち任者の記載のあるものは三国時代以降のものだけで、後漢以前の買地券には「時旁人」「時証知者」「時臨知者」などと表現される旁人が現れるだけであり、簡27と同様に任者は見られない。後漢までの買地券は実際の土地売買の内容を伝えているのに対し、任者の見える三国以後の買地券は非現実的で虚構性を帯びた護符的地券であるといわれる(45)。そうであれば、後漢以前は現実の現金決済の売買契約においても旁人が関与するだけで任者はいなかったということになる。以上の漢簡及び買地券の例から考えれば、任者は現金決済の契約には現れないで貰売買契約に固有の存在であるから、その役割は貰売代金支払いの保証と考えられよう。唐代以降の「保人」が、債務者が債務不履行の場合に弁済責任を負うものではなく、債務者が逃亡した場合のみ弁済責任を負う所謂留住保証であった(46)ことからすれば、漢代の任者の保証責任も留住保証に限定さ

れていたかも知れない。いづれにしろ、任者には最終的には貰売代金の弁済責任が生じるわけであるから、誰が任者であったかは必ず文字に書かれた記録として残さなければならない意味を為さない。貰売買契約については、旁人だけで任者がいない場合でさえも券が作成されている(47)から、任者がいる場合はなおさらのこと券は必ず作成されたと考えて間違いないであろう。換言すれば、任者の存在は券の作成が前提であると考えられるのである。

次に貰売物品の数について。「自言」の附く貰売名籍には簡11、簡13のように複数点のものがあるが、「自言」の附かないB・Dでは全て一点である。複数の貰売物品の記載がある次の例も、やはり「自言」が附く。

28

自言、貰賣卓布

第十七隸戍卒南陽郡育陽樂居里李武

自言、貰賣

E.P.C:3

「第十七隸の戍卒で本籍が南陽郡育陽樂居里の李武が申し出て言うには、黒い麻布……を掛け売りました。申し出て言うには ……を掛け売りました。」

29 第廿五隊卒唐憲 自言、貫賣白紬襦一領、直千五百。交錢五百。●凡并直二

千

E. P. T51:302

「第二十五隊の成卒の唐憲が申し出て言うには、白い紬の肌着一着を、代金千五百錢で掛け売りし、菱代五百錢（の債権もある）」と。●合計二千……」

簡29の「交（菱）錢」（まぐさ代）は現金貸借かもしれないが、件数としては二件となり、複数の貫売・貸借関係が一簡に記載されている。このように、貫売名籍に記載される貫売物品が複数になるのは「自言」の附く場合に限定され、「自言」の附かない貫売名籍では常に一点である。一方、実際の契約書である券の実例では、売買物品の記載は常に一点であり、従って、券は売買物品一点毎に作成されたのであろう。

このように任者の記載と貫売物品が一点だけであるという貫売名籍Dの特徴は、売買契約書である券の特徴に一致する。それ故、貫売名籍Dは券を元にしてそれを引き写す形で作成されたと考えられる。一方、「自言」の附いた貫売名籍A・Bには券との共通点は無く、券をそのまま写したものでないことは明らかである。この

点について、今度は貫売名籍Dの作成過程から検討してみよう。

先述のように、貫売名籍Dは成卒の行道貫売の名籍である。その行道貫売は成卒が就役地への通過地点で行った貫売で、貫売買行為は吏の監督下で行なうべきものであった。ところが、名籍の作成は成卒が配属された甲渠候官属下の部で行われている。その部の責任者である候長が成卒の行道貫売代金回収を依頼した送り状（簡23）には「謹移成卒呂異衆等行道貫売衣財物直錢如牒」とあるように「自言」の語は無い。先述のように「責」や「貫売」において「自言」の有無は区別されている以上、行道貫売名籍を作成する部において「自言」か否かの区別が可能であったことになる。簡23の例では、呂異衆等の行道貫売内容が単なる自己申告ではなく、事実保証があることを臨木候長が確認し得たということになる。名籍の作成は当然貫売の当事者である成卒の申告によると考えられるから、部候長が自己申告か否かを区別できたということは、その申告の際に申告内容が事実であることを成卒本人が証明したと考えざるを得ない。このように当事者である成卒が配属された部において証明する方法は、当事者が所持する券を措いて他には無いと思われる(48)。

以上の考察から、「自言」の附く貫売名籍は成卒の自己申告のみによる作成、

「自言」の無いものは契約書である券に基づく作成と考えられる(49)。「自言」と事実保証という点から言えば、券によって事実保証される場合は貰売名籍に「自言」とは記さず、券による事実保証が無い場合は申告内容があくまでも自己申告であることを明示するために「自言」が記載される、ということになろう。貰売名籍の「自言」の有無は、契約書である券による事実保証の有無によって規定されていたと考えられるのである。

なお、貰売名籍の「自言」の有無による記載事項の相違は、かかる事実保証の有無によって生じるものに他ならない。四種に分類した貰売名籍はこの「自言」の有無に起因する相違を除いて同一書式であることや、同じく「自言」の有無が異なるだけの二種類の名籍簡がある「責」の場合にも、名籍の書式と債権回収の命令内容が同一である(50)ことから、「自言」の有無に拘わらず貰売名籍・責名籍それ自体の用途や作成目的は同一であること、念のため附言しておきたい。

第三節 責名籍と貰売名籍

責名籍の「自言」の有無の意味を考察する前に、ここで一節を割いて責名籍と貰売名籍とを比較検討しておきたい。どちらも売買に関する帳簿であり、尚且つ「自言」の有無のみ異なる二種類の名籍簡を含むという点で近似のものである。かかる近似の二種類の名籍が持つ各々の機能が明確になれば、貰売代金をも含めた広義の債権回収の具体的展開や、「貰売」と表記される場合には債務不承認でも自証爰書の作成が要求されていないことこの理由を明らかにできると考えるからである。

(一) 両名籍の作成目的

責名籍は名籍上段の人物が持つ債権の記録であるが、この名籍はその債権の回収を目的として作成されたものである。責名籍は前掲簡6、簡7のように「某甲

(自言)責某乙(債権内容)」という書式を取る。債権回収の依頼である簡1に「吏自言責齋夫瑩晏如牒」と見える中の「牒」がこの責名籍であることは、「某甲

(自言)「責某乙」という表記が共通することから明らかであろう。また、次の簡には債権回収の結果の記載がある。

30

第十士吏孫猛十二月

故甲渠第九隊長吳建

奉百廿

(第一・二段)

自言、責士吏孫猛脂錢百廿。・謹驗問士吏孫猛、辭服負。已收得猛錢百廿
(第三段)

E. P. T52:21+E. P. T52:130 (51)

〔故の甲渠候官第九隊長の吳建が申し出て言うには、士吏の孫猛に対し脂の代金百二十銭の債権を持っている、と。・謹んで士吏の孫猛を尋問したところ、債務を承服した。孫猛の百二十銭は既に回収済み。第十士吏の孫猛の十二月の俸給奉百二十銭(を差し押さえ)〕

この簡には債権者吳建の「自言」を承けて債務者孫猛の尋問が行われ、孫猛に貸していた百二十銭を回収したという債権回収の結果が記録されている。このことは、責名籍が債権回収の原簿として作成・使用されたことを意味する。
一方、貰売名籍は成卒などの貰売買内容の記録であるが、やはりその貰売代金の回収を目的に作成されたものである。

31 第五隧卒馬赦、貰賣□□袍縣絮装、直千二百五十、第六隧長王常利所。

今比平、予赦錢六百。

E. P. T56:17

〔第五隧の成卒の馬赦が、□□袍縣絮装を、代金千二百五十銭で、第六隧長の王常利に掛け売りした。〕

今、標準価格に準拠して、馬赦に六百銭を渡す。〕

簡上部には両端からの切れ込みがあり、この簡は錢袋の付け札と思われる(52)。記載内容は「第五隧卒馬赦が第六隊長王常利に□□袍縣絮装を千二百五十銭で貰売し、今、六百銭を馬赦に渡す」というものである(53)。一行目の表記は、成卒の本籍地

と貰売時期などを除いて、前掲貰売名籍Cと同一であり、この簡31が貰売名籍Cを元に作成されたことは明らかであろう。この簡31が回収された貰売代金の錢袋の付け札なのであるから、元になった貰売名籍は貰売代金回収のために作成されたということになる。また、前掲簡12の末尾には「已收得臧治所畢」という代金回収済を意味する記載がある。この部分は他の部分と同筆ではあるがやや小振りの文字であり、貰売代金回収後に同一筆記者により追記されたものである。行道貰売については、前節(三)で述べたように、成卒の配属された部において前掲の貰売名籍Dが作成され「某部某年卒行道貰売名籍」にまとめられて、それを元に貰売代金の回収が行われた。要するに、貰売名籍は貰売代金回収の原簿となるものである(54)。

このように、責名籍と貰売名籍は——貰売名籍が貰売代金の回収に限られているもの——共に金銭の回収原簿であって作成目的は同一といえる。さらに、貰売名籍と責名籍の記載内容が重複している場合もある。

32 伐胡卒□憲 責□□布□一領、直千八十……。已得錢二百、少八百八十。

責廣地次□隊長陶子賜、練襦一領、直八百三十。今爲居延市吏。

伐胡卒□□ 責……

E. P. T59:645

〔伐胡隊の成卒の□憲が、□□布□一領、代金千八十……分の債権を持っている。二百錢は既に受け取り済み、八百八十錢が不足。廣地候官次□隊長の陶子賜に対し、練り絹の肌着一着、代金八百三十錢の債権を持つ。今居延市吏である。〕

伐胡隊の成卒の□□ ……の債権を持つ。〕

一行目の「千八十……」錢、二行目の「八百三十」錢は明らかに「布□一領」「練襦一領」の貰売代金であるから、貰売名籍によって回収されるはずの貰売代金が、この例では責名籍によって回収されているのである。このように名籍の作成目的や回収の対象に関して、両名籍の間には際立った相違は見られない。それでは「責」と「貰売」の二種類の名籍が区別されているのは何故だろうか。

(二) 両名籍の機能

作成目的や回収対象に関しては明確な相違の見られない二つの名籍であるが、回収対象の表記を精察すると微妙な違いの有ることに気が附く。貰売名籍では前掲の例の如く「何を」「幾らで」「誰に」貰売したかが必ず明記されている。これに対し、責名籍では債権発生の原因となった物品などの記載が無く、ただ債権額しか書かれていないものがある。

33 鄭卒杜福 責故尉□四百。士吏譚主取得畢見。 190・13+190・14(A8)

〔候官勤務の成卒の杜福 故の尉□に対し四百銭の債権を持つ。士吏の譚が担当して債権を回収し終わり保管中。〕

34 □ 自言、責甲渠令史張子恩錢三百。 185・27(A8)

〔……申し出て言うには、甲渠候官令史の張子恩に対し三百銭の債権を持つ。〕

35 隊長徐宗 自言、責故三泉亭長石延壽菱錢、少二百八十。數責不可得。

3・6(A8)

〔隊長の徐宗が申し出て言うには、故の三泉亭長の石延壽にまぐさ代の不足分二百八十銭の債権を持っているが、回収することができない。〕

36 鄭卒尹賞 自言、責第廿一隊徐勝之長襦錢、少二千。 E.P. T51:8

〔候官勤務の成卒の尹賞が申し出て言うには、第二十一隊の徐勝之に対し長袖の肌着の代金の不足分二千銭の債権を持つ。〕

簡33、簡34では「四百」「錢三百」という債権額があるだけで、債権内容の記載は無い。簡35、簡36では「菱」「長襦」の価格記載さえ無く「少二百八十」「少二千」という未払額しか書かれていない。これより、責名籍においては債権の額が、貰売名籍では「何を」「幾らで」「誰に」貰売したかがそれぞれ必要な情報であったと考えられる。

かかる相違を念頭に入れて債権及び貰売代金の回収命令の簡を見てみると、回収

命令の文言も「責」と「貰売」とで異なっていることに気附く。責名籍による債権回収では簡1、簡2に「驗問收責報」とあるように「驗問（尋問）」と「收責（債権の回収）」及び「報（結果報告）」が命じられている。これに対し、貰売代金回収命令である簡23では「收責」の語しかない。次の例も貰売代金の回収依頼である。

37

□丑朔甲寅、居延庫守丞慶敢言之。繕治車卒南朝自言、貰賣衣財物客民卒

Ⅱ所、各如牒。律

□辭、官移書人在所、在所以次。唯府令甲渠收責、得錢與朝。敢言之。

E. P. 158: 45

「…：□丑が朔日の甲寅の日、居延庫丞心得の慶が申し上げます。車両修繕担当の戍卒の南朝が申し出て言ったところの、客民や戍卒に対し行った衣類や物品の掛け売りの内容は別冊の通り。律には…：辭、官府は当事者の所在地に順次文書を送付せよ、とあります。願わくば都尉府から甲渠候官に命令し債権を回収させ、銭の取り立てができたならば南朝にお渡し下さ

いますように。以上申し上げます。」

「唯」以下が文書送付先への依頼命令内容であるが、「收責」を命じるだけで「驗問」の語は無い。このように、貰売代金の回収では代金回収だけが命じられているのに対し、債権回収では債権回収に際し債務者の「驗問」も命じられていたのである。

責名籍・貰売名籍には債権・貰売内容以外の記載を含むものが有るが、その記載内容もそれぞれの命令に対応している。責名籍である前掲簡30には「謹驗問士吏孫猛辞服負」（謹んで士吏孫猛を尋問したところ「債務を承服します」と供述しました(55)）という尋問結果と「已取得猛錢百廿」という債権回収状況が記載されている。また、次の簡は「辞」以下に被尋問者李勝之の供述がそのまま記載されているため長文となっているが、簡30と同じ責名籍である。

38

□居里女子石君佚王子羽

羽

(第一段)

責候長李勝之錢二百九十三。謹驗問勝之、辭、故與君佚夫彭祖、爲殄北塞外

〓候

五年十二月中、與彭祖等四人供殺牛。已校計、不負彭祖錢。彭祖徒署白石部、

〓移書責ム

錢二百九十三。ム爰書自證不當償彭祖錢。已決絶。彭祖免歸壘池。至今積四

〓歳。君佚今

復責ム錢。ム自證爰書在殄北候官。 母詣官彭□□妻

(第二段)

E. P. 54. T2: 52 (56)

〔□居里の女子石君佚、王子羽が、候長李勝之に対し二百九十三錢の債権を持つ。謹んで勝之を尋問したところ、供述して言うには「故と君佚の夫の彭祖とともに殄北塞外候……であった。五年十二月中に、彭祖等四人と共に牛を屠殺した。(その代金については)既に清算し、彭祖に対し借金は無い。彭祖は白石部へ転任し、(その後)文書を送って私に対し二百九十三錢の債権があると言ってきた。以上、私は爰書によって証言した。(その結果、)彭祖に錢を返済する義務はなく、(この牛の代金をめぐる

彭祖の訴えについては)既に決着済みである。彭祖は罷免されて壘池県に帰郷した。それから今日まで四年が経過した。君佚は今再び私に対し債権があると言っている。私の自證爰書は殄北候官に保管されている。母詣官彭□□妻(?)。〕

この例でも「謹驗問勝之」以下で尋問結果が記載されている。この場合は、李勝之が「不當償彭祖錢」とあるように債務不承認であったために債権回収状況の記録は無い。また、

39

〓自言、責甲渠終古隊長徐帶履錢百六十。服負。

E. P. T51: 407

「……申し出て言うには、甲渠候官終古隊長の徐帶履に対し百六十錢の債権がある、と。債務を承服。」

では、尋問結果に当たる「服負」の墨色が他の文字とは異なり、「服負」が追記であることが分かる。このことは、債務者の尋問が責名籍に基づいて行われ、尋問実

施後に「服負」が追記されたことを意味する。これに対し、貰売名籍では前掲簡12の「已收得臧治所畢」、簡14の「已入二匚」のように貰売代金の回収状況が記録されるのみで、買い手を尋問した記録は見られない。このことは、先の命令文言における「験問」の有無は単なる省略によるのではなく、「責」と「貰売」とで回収手続きが異なっていたことを示す。

ところで、債権回収に際して命じられている債務者に対する「験問」が、債務者が債務を承認するか否かを質す尋問であることは、「験問」結果の内容から明らかである。では、責名籍による債権回収において債務者の尋問が行われる理由は何であろうか。責名籍の中には簡35のように「責不可得（債権が回収できない）」という文言の見えるものがある。「責不可得」の語は「貰売」の場合には現れず「責」に限られる(57)。責名籍そのものではないが、この文言の見える例がある。

40 責不可得。書到、験問、審負知君錢、白報。謹験問當、辭曰「迺十一月中、

|| 從知君

E.P. T59:13

貸錢三千六百、以贖婦。當負臧。貧急、母錢可償知君者。」謁報。敢言之。

E.P. T56:8(58)

「債権が回収できない、と。この文書が到着したら、尋問し、もしも知君に対し債務があることが事実ならば、報告せよ。謹んで當を尋問したところ、供述して言うには、「去る十一月中に知君から三千六百錢を借り婦の刑を贖いました。債務があり臧罪に当たります。(しかし)貧急であり知君に返済する錢がありません」と。どうか御報告下さいますように。以上申し上げます。」

「謹験問當」以下が尋問結果の報告で、その前の「白報」までは尋問命令の再録である(59)。「験問」が命じられているので、この命令は責名籍に基づく債権回収命令と判断できる(60)。その中の「書到」以前の部分は命令に到る経緯の説明である(61)が、命令が「尋問し知君に借金があることが事実ならば(62)報告せよ」というものであるから、「責不可得」は債権者知君による債権回収の申し立ての末尾であること間違いない。「辭」以下が尋問されている「當」なる人物の供述である。それには「去る十一月中に知君から三千六百錢を借り婦の刑を贖いました。債務があ

り臧罪に当たります。(しかし)貧急であり知君に返済する錢がありません」とある。この供述から債務者當が「貧急」で返済不能であるが故に「責不可得」であることがわかる。また、前掲の簡38では「不當償彭祖錢」とあるように尋問された李勝之が債務支払を拒否している。このように、債務者の「驗問」が行われるのは債務支払い拒否や支払不能の場合、要するに支払うべき錢が支払われていない場合であり、だからこそ、「驗問」が必要なのである。債権回収命令の「驗問収責」は、債務を支払わない債務者を始めに「驗問」し債務を承服させ、その上で債権を回収せよという命令なのである。かかる手続きは債務者に債務を支払ってもらえない債権者が、官に対して債務存在の確認と債務者に債務支払を実行させるよう求めるものである。これは侵害された私権を公権力によって回復する公力救済に当たることから、「責」と表記される債権回収は債務者を債務未払で訴えた債権回収請求訴訟ということができよう(63)。これに対して、「収責」しか命じられていない「貫売」での貫売代金の回収は、貫売代金回収の単なる官による代行となろう。

このように、貫売名籍が貫売代金回収原簿であるとすれば、先述のように貫売代金の支払期限の記載が無いことは重大な問題となろう。この点を考えておきたい。

実は、貫売名籍の作成、即ち、貫売代金の回収代行の依頼は、貫売買契約が成立した時点で行われるわけではない。貫売名籍に見える「某月中」という表記は、貫売買契約が名籍作成時点より前であることを示すものである。その契約から名籍作成までの時間的間隔は行道貫売名籍の事例から考えることができる。成卒による行道貫売は成辺に向かう途中での貫売であるから、成卒交代の時期である四月から六月(64)にかけて行われたと考えられる。一方、行道貫売名籍による貫売代金の回収依頼は簡23では十一月に行われており、貫売後およそ半年である。この半年という期間は貫売代金の支払期限に相当するのである。『漢書』には債務未返済のまま六カ月を超過したために列侯が免ぜられた例も見え(65)、債務返済は六カ月を限度とすることが律で規定されていたようである。実際、漢簡中の券の例でも支払期限は一カ月から五カ月である(66)。従って、行道貫売名籍の作成は貫売代金の支払期限後と考えると良いであろう。先述のように貫売名籍には支払期限が記載されておらず、それは貫売代金を回収する上で支障を来すことになると考えられるが、既に支払期限を超えた時点で名籍が作成されるのであれば何等問題は無い。貫売名籍Dが券を元に作成されたものでありながら支払期限の記載が無い理由はこのように考えるこ

とができる。

また、貫売名籍には代金の一部が支払い済のものがある。前掲の簡17には「貫売莞卓袴襖絮装一兩、直二百七十、已得二百、少七十」とあり、貫売代金二百七十銭の内、二百銭は既に回収済となっている。即ち、貫売名籍によって回収を依頼されているのは貫売代金の未回収分なのである。

以上の検討から、貫売名籍は全ての貫売買について契約成立時に作成されるのではなく、支払期限経過後に代金未払分についてのみ、回収を目的に作成されると考えられる。このことは先の官による行道貫売代金の「制度的」回収と一見矛盾するようであるが、行道貫売の場合は売り手の成卒と買い手の民の所在地が離れていて、もとより代金回収の術が無いという特殊事情によって、官による代金回収が「制度的」に行われていたのであろう。

最後に前項末で取り上げた簡32の責名籍による貫売代金回収を考えておきたい。通常、貫売代金回収は貫売名籍によるのであるが、それはあくまで回収代行だけで、「驗問」は行われぬ。従って、買い手が偽って支払義務など無いと言い張る可能性もあつたであろう。その場合、責名籍によってその貫売代金の回収を依頼するこ

と——これは即ち債務者を訴えた訴訟に他ならない——によって、初めて買い手を「驗問」し債務を承服させることが可能となるのである。簡32が責名籍である理由はこのように考えられよう。

第四節 爰書の機能

本節では第二節の考察結果を承けて、先ず責名籍における「自言」の有無の意味を検討し、その後で、債務者が債務不承認の際の自証爰書作成・送付の要求が、「自言」の無い「責」の場合に限定される理由を考察した上で、爰書の持つ機能を明らかにしよう。

先の考察の結果、貫売名籍の「自言」の有無を規定する事実保証は、契約書である券により為されていたと考えられる。従って、責名籍において「自言」が附されずに単に「責」とのみ表記される場合も、貫売名籍における券と同等の事実保証力を持つ「何か」によって事実保証が為されていなければならない。その責名籍の事

実保証をする「何か」の一つに当たるのが、貰売名籍と同じ券であったことは当然であろう。券による事実保証を直接示す史料は未見であるが、次の簡には「責券」とある。

4 1 責券簿

274・32(A33)

〔…責券簿〕

「責券」は債権関係の契約書と思われ、この「責券」は券による債権の事実保証を示唆するものである。先述のように貰売代金が責名籍によって回収される場合に、貰売買契約の券があればそれによって事実保証されたであろう。券以上の事実保証力を持つものは存在しないからである。

では、券が存在しない場合の事実保証は何によって行われたのだろうか。

4 2 移責籍及爰書。會月七日。須言府

E.P. T56:134

〔…責籍及び爰書を送付せよ。今月七日に出頭せよ。その後、都尉府に報

告の予定である…〕

この簡は候官からの命令で、「責籍」と「爰書」の送付を命じたものである。「責籍」は責名籍に相違なく、「爰書」は「責籍」と共に送付されているのであるから債権関係の爰書であることは疑い無い。この場合の債権関係の爰書に当たる可能性のあるのは、債権者が債権の存在を証した爰書と、「不服、移自證爰書」に見える債務者が債務不存在を証した爰書とである。ところで同じ爰書の例で、秋射成績による労の加増に係して(56)、誰に何日の労を増すかという増労の明細である「増労名籍」と、増労日数の算定根拠となる秋射成績を証明する「射爰書」(68)とがひとまとめにされている例がある。

4 3 ●右簿増労名籍射爰書

E.P. T10:7

〔●以上、簿・勤務日数を加増すべき者の名籍・秋射成績の爰書〕

4 4 ●右秋以令射爰書名籍

E.P. T56:276

「●以上、秋射成績の爰書及び名籍」

二簡の比較から、「(増労)名籍」と「射爰書」の二つが一緒にまとめられたものであることは明らかである。この例に倣えば、簡42も債権の明細である責名籍とその債権を証明する爰書と考えるべきであろう。このように簡42の爰書を債権の存在を証するものとするれば、責名籍の事実保証をする「何か」に爰書を加えることができる。

本章第一節に述べたように、債務者が債務不承認の場合に自証爰書の作成・送付が求められるのは、債権の存在が「自言」の附かない「責」と表現される場合であったが、簡42からその「責」の事実保証をする方法の一つに爰書が挙げられるのである。即ち、債権回収請求訴訟において、

債権の存在を債権者が爰書によって証言する

債務者を尋問する

債務者が債務不承認ならばその旨爰書によって証言する

という手続き、簡単に言えば「爰書には爰書を」という手続きを想定することができそうである(69)。次の簡はかかる手続きを示す例と考えられる。

45 □責不可得、證所言。不服負、爰書自證。●歩光見爲俱南隊長、不爲執胡隊長。 157・12(A8)

〔□債権が回収できない。この供述が真実であることを証言する。(歩光は)債務を承服せず、その旨、爰書によって証言した。●歩光は現在、俱南隊長であって執胡隊長ではない。〕

「●」以下の「某甲見爲(官職名)」という表記は、簡6、簡7、簡32にも見えるように債務者の現任官職の記載である。この記載の見える簡は全て責名籍で、債権者が主語となっている(70)。また、「責不可得」も簡35や簡40のように債権

者主語で現れる表現である。従って、簡45も債権者主語と考えるべきであろう。「証所言」は次の簡に見える。

46 免、未償從卒駙歎已貸錢百廿三。不當償。證所言。它如爰書。E.P. T51:194
「免。成卒の駙歎から先に貸りた百二十三錢をまだ返しておらず、よって、返済の義務はない。この供述が真実であること証言する。以上、爰書とする。」

末尾に「它如爰書」という爰書の書き止め文言(71)があることから明らかのように、簡46は爰書である。「它如爰書」の前の「証所言」に当たる部分が後掲簡55では「皆證所置辭審」と表記されていることから、「証所言」は申告内容が事実であることを爰書によって証明したことを示す語であることがわかる。従って簡45は、ある人物が歩光に対して債権を持っていること及びそれが回収不能であることを爰書によって証明し、その債権の回収を官に依頼したものと考えられよう。また、「不服負、爰書自證」という表現は次の簡に見える。

47 □皆不服。爰書自證。書到、如律令。

206・31(A8)

「……皆承服せず。以上、爰書によって証言した。この文書が到着したら、律令のごとくせよ。」

この簡の「書到」以下が文書送付先に対する命令部分に当たり、これ以前の部分はその命令を出すに到る経緯であるから、「皆不服爰書自證」は「皆承服せず、以上爰書によって自ら証言した」という意味となる。この「爰書自證」という表現は簡38のように「爰書によって自ら証言した」という報告である場合が多い(72)。そうするとこの部分は、債権回収における尋問で債務者が債務不承認を爰書によって証言したことを記載したものとなろう(73)。債権の回収結果がこのように簡略に記載される例は簡39にも「服負」と見える。簡45には他の責名籍の現任官職記載には無い「不爲執胡隊長」の語があるが、「不服、爰書自證」をこのように考えることによって、債務者尋問の結果、債権者が申告した執胡隊長ではなく俱南隊長であったという記載と解釈できるだろう。要するに、責名籍に尋問結果が併記されているのである(74)。以上のように簡45を解釈すると、ここでは債権者が債権の存

在を爰書によって証言したのを承けて、債務者が債務不承認を同じく爰書によって証言するという手続きが行われていたことになろう(75)。この手続きは先に想定した「爰書には爰書を」に一致するもので、かかる想定証左となるだろう。

このように債権者が爰書によって証言した債権については、債務者が債務不承認の場合その旨を同じく爰書によって証言することが求められていたのであるが、それは何故なのだろうか。爰書によって証言することは先述のように証不言請律の下で証言することであつて、もしも証言内容が虚偽であつた場合には処罰の対象となる。それ故、爰書によって証言された内容は虚偽ではない真実と見なされたのである。次の簡には、爰書によって証言した内容に対するかかる取り扱いを見ることが出来る。

48 證。書到、候身臨、以書一〇二曉來。不服、遣吏將來、與市□是服言。●謹

〓以府書

E. P. T56:7

「(爰書によって)証言した。この文書が到着したら、甲渠郵候自身が(被疑者に)接見してこの書を以て一つ一つ教え諭せ。もしも承服しない場合

は吏を遣わして連行し、市と相共に承服したならば報告せよ、と。謹んで都尉府からの文書に基づいて」

文中の「是服言」までが命令の再録で、「●謹」以下がそれに対する報告である。報告部分に「以府書」とあるから、命令は都尉府からのもので「候」は甲渠郵候を指すことが分かる。また、命令再録部分の内「書到」迄は先述の通りこの命令を出すに到る経緯である。ここでは「證」一字であるが、漢簡中の「證」は自証爰書や相牽証任爰書(76)といった爰書による証言を指す語である。従つて、この命令は爰書による証言を前提として出された命令と考えられる。その命令の最後に「是服言」とあるが、「是服」はその前の「不服」との対比から「事実として承服する」の謂いであろう。釈読不明の一字は凶版では「相」のようであり、「与市」の「市」を人名とすれば、この簡は次のように解釈されよう。「(爰書によって)証言した。この文書が到着したら、甲渠郵候自身が(被疑者に)接見してこの書を以て一つ一つ教え諭せ。もしも承服しない場合は吏を遣わして連行し、市と相共に承服したならば報告せよ」となろう。「与市□」の解釈は確定的ではないが、「是服」が報告

の前提とされていることは間違いない(71)。ここから、「證」の内容は真実であつて、それに対する「不服」など有り得ないという姿勢を見ることができよう。かかる姿勢を取り得たのは、証不言請律の適用対象であるが故に爰書による証言内容は事實に準ずる信憑性を持つと見なされていたからに他ならない。「責」の事実保証において、爰書による証言の事実保証力が契約の動かぬ証拠である券と同等に扱われていた理由はここにあるのである。要するに、爰書による証言内容は「紛うかた無き真実」と認識されていたのである。そして、これこそが爰書が訴訟手続きにおいて果たしている機能なのである。

では、第一章で指摘した点、即ち、債権の存在が「自言責」と表現される場合は債務者が債務不承認でも自証爰書の作成・送付は求められず、「自言」の附かない「責」の場合に限定されるということは、債権回収手続き全体の中で如何なる意味を持つのであろうか。債権の存在が「自言」の附かない「責」と表現される場合は、これまで述べたように爰書により事実保証が為されている。この「責」を事実保証の全く無い、極言すれば嘘でも構わない「自言」という形態で否定することは、信憑性の点で釣り合いが取れず意味を為さない。それ故、「責」を事実保証した券や

爰書と同等の信憑性を持つ自証爰書が求められていたと考えられるのである。これに対して、「自言責」の場合は申告した債権内容にはもとより何等の事実保証も無いので、信憑性の釣り合いから「自言責」を否定する場合も特に自証爰書による必要は無かったのであろう。

「責」と表現される債権回収において債務不承認ならば自証爰書が求められることの意味を、信憑性の点から言えば以上の如くであるが、現実的手続きの点から言えば次の如き効果を發揮していたと考えられる。「責」と表現される債権は事実保証が為されているので、申告された債権の内容は事実であり、それ故、債務者は債務を承服すべきである、と債権回収を依頼された官は当然判断したであろう。債務者が債務不承認ならば自証爰書の作成・送付が求められているのは、かかる官の判断の下においてなのである。そうすると、債務不承認の際に債務者に自証爰書を作成させるのは、爰書本来の機能である所の「自己の主張の正当さを証」(78)させるためではなく、寧ろ、証言内容が虚偽であった場合に処罰の対象となる証不言請律の下で証言させることで、債務者が偽って債務から逃れることを防止する目的を含んでいたとも考えられるであろう。

第五節 爰書の作成と運用

これまでの考察で、訴訟手続きにおいて爰書が果たす機能は明らかになったと思う。本章の当初の目的である爰書の機能という静態面の考察はこれで果たされたのであるが、第三章において行われる「候粟君所責寇恩事」冊書考察の予備作業として、この「紛うかた無き真実」である爰書がどのように作成され運用されるのかという爰書の動態面の検討をいまま少し行っておきたい。

爰書の動態面の一斑は先に挙げた簡38に見ることができ、簡38は先述のように、候長李勝之に対して二百九十三銭の債権があるという石君佚の訴えを承けて行われた李勝之尋問の結果を記載したものである。再度引用しておこう。

38 □居里女子石君佚王子羽

羽

(第一段)

責候長李勝之錢二百九十三。謹驗問勝之、辭、故與君佚夫彭祖、爲殄北塞外

〓候

五年十二月中、與彭祖等四人供殺牛。已校計、不負彭祖錢。彭祖徙署白石部、

〓移書責ム

錢二百九十三。ム爰書自證。不當償彭祖錢。已決絶。彭祖免歸埜池。至今積

〓四歳。君佚今

復責ム錢。ム自證爰書在殄北候官。 母詣官彭□□妻

(第二段)

E.P.54.T2:52

〔□居里の女子石君佚、王子羽が、候長李勝之に対し二百九十三銭の債権を持つ。謹んで勝之を尋問したところ、供述して言うには「故と君佚の夫の彭祖とともに殄北塞外候……であった。五年十二月中に、彭祖等四人と共に牛を屠殺した。(その代金については)既に清算し、彭祖に対し借金は無い。彭祖は白石部へ転任し、(その後)文書を送って私に対し二百九十三銭の債権があると言ってきた。以上、私は爰書によって証言した。〕

(その結果、)彭祖に銭を返済する義務はなく、(この牛の代金をめぐる彭祖の訴えについては)既に決着済みである。彭祖は罷免されて埜池県に

帰郷した。それから今日まで四年が経過した。君佚は今再び私に対し債権があると言っている。私の自証爰書は殄北候官に保管されている。母詣官 彭□□妻(？)。」

事の発端は、今回の尋問の四年前に李勝之が石君佚の夫彭祖ら四人と共同で牛を処分したことである。この牛の代金はこの時に清算したが、彭祖は白石部へ転任した後になって李勝之に二百九十三銭を請求してきた。李勝之は牛の代金の清算は既に終わっており彭祖に対して債務が存在しない旨を爰書によって証言した。彭祖は罷免されて氏池県に帰郷した。それから四年経って、今、彭祖の妻君佚が再び李勝之に二百九十三銭の返還を求めて訴えたために、ここで李勝之の尋問が行われ、この簡が作成されたのである。このように問題の二百九十三銭については、四年前にも彭祖から李勝之に対する返還請求の訴えが為されており、その際に李勝之は債務不存在的旨を爰書によって証言している。

さて、この簡では債権の存在が「責候長李勝之錢二百九十三」という「自言」を含まない表記となっていることから、被告李勝之が債務不承認の場合はその旨を爰

書によって証言しその自証爰書を返送すべき「不服、移自証爰書」の命令文言が尋問命令に附随していたはずである。従って、今回の尋問に際して、李勝之は債務不承認の旨を爰書によって証言する義務があったはずであるが、実際には、今回改めて自証爰書を作成することは行われておらず、問題の二百九十三銭については、共同で牛を殺した時点で既に清算済で債務は存在しない旨を、初めて彭祖が訴えてきた四年前に爰書によって既に証言しており(「爰書自証」(79))、その自証爰書は殄北候官に保管されている(「ム自証爰書在殄北候官」という、李勝之の供述がこの簡には記載されるのみである。つまり、本来ならば今回の尋問において作成されるべき爰書が、四年前の爰書によって代替運用されているのである。このことは、同一の内容が重複して爰書によって証言されるということは無く、一度作成された爰書は、その爰書作成の直接の原因となった訴訟が終了した後も、爰書としての効力——爰書による証言内容を「紛うかた無き真実」と為す事実保証力——が継続していたことを示すものである。爰書の内容が証不言請律によって真実性を担保された「紛うかた無き真実」であることからすれば、一たび作成された爰書の機能がその当該訴訟終了後も消滅することなく継続し、また、同一内容について重複して爰

書が作成される必要の無かったことは、当然のことであろう。寧ろ、「紛うかた無き真実」であるという爰書の機能こそが、爰書による重複証言を本質的に排除すると言すべきである。

次掲の「隊長失鼓」冊書では、太鼓の返還請求に関する一連の関係者尋問において複数の爰書が作成されているが、作成された爰書を詳細に検討してみると、同一内容を爰書によって重複して証言することはないという特徴が確認されるのである。この冊書については既に集成が行われ(80)、この冊書が隊長秦恭の自証爰書を中心とする一括文書であることが指摘されている(82)が、冊書の排列復原や爰書の内容、及び冊書作成の背景となった太鼓返還請求の手続き全体の検討は充分には行われていない。そこで、先に冊書の排列を復原した上で、爰書の作成・運用を検討することにしよう。排列が復原された冊書全体は次の通りである。

【第一隊長秦恭の自証爰書】

① 建武四年三月壬午朔丁酉、萬歲候長憲□□
隊。●謹召恭詣治所、先以證縣官城樓守衛□

E. P. F22:328

② 而不更言請、辭所出入罪反罪之律、辨告。乃爰書驗問恭、辭曰「上造、居延臨

|| 仁里、年廿八歳、

姓秦氏。往十餘歳、父母皆死、與男同産兄良異居。以更始三年五月中、除爲甲

|| 渠吞遠隊長、

E. P. F22:330

③ 代成則。恭屬尉朱卿・候長王恭。即秦恭到隊視事。隊有鼓一、受助吏。時尚鼓

|| 常縣塙戸内

東壁。尉卿使諸吏旦夕擊鼓。積二歳。尉罷去。候長恭序免。鼓在隊。恭以建武

|| 三年八月中、

E. P. F22:331

④ 徒補第一隊長。至今年二月中、女子齊通耐自言『責恭鼓一。』恭視事積三歳、

|| 通耐夫當未

□□□鼓□將尉卿使執胡隊長李丹、持當隊鼓、詣尉治所。恭本不見丹持鼓詣

|| 吞

E. P. F22:694

⑤ 遠。爰書自證。證知者李丹・孫詡皆知狀。「它如爰書。

E. P. F22:556

〔建武四年(前二八)三月十六日、萬歲候長の憲が……隊。●謹んで秦恭を召喚し萬歳隊に出頭させ、先に、縣官城樓守衛……を証言するに……更めて真

実を供述しない場合は、供述の事実不一致分の罪を以て反対に処罰するといふ律を申し聴かせ、そこで、秦恭を尋問しその供述内容を爰書に記載した。秦恭が供述して言うには、「爵は上造、本籍は居延県臨仁里で、年は二十八才、姓は秦氏。十余才の頃、父母が共に死去し、兄の良とは別居した。更始三年（後二五）五月中に、甲渠候官吞遠隊長に任命され、成則と交代した。私恭は尉の朱卿と候長の王恭に属した。私秦恭が吞遠隊長に着任すると、隊には太鼓が一つ有り、助吏から受け取った。その時点で、まだ太鼓はいつも隊の城壁内の戸内の東壁に掛けられており、尉卿が朝に夕に吏に命じてその太鼓を叩かせていた。二年後、尉の朱卿が罷免されて吞遠隊長から立ち去り、また、候長王恭も罷免された。その時点で太鼓はまだ隊にあった。私恭は建武三年（後二七）八月中に、第一隊長に転任した。今年（建武四年）二月になつて、女子の齊通耐が『秦恭に太鼓一つの貸しがある』と申し出た。私恭は勤務すること三年、通耐の夫の當未……鼓□將、尉卿が執胡隊長の李丹に命じて隊にあつた太鼓を持って尉の勤務場所（である吞遠隊？）へ来させた。私恭はもとより李丹が太鼓を持って吞遠隊へ行くのを目撃してはいない。以

上、爰書によつて証言した。証人の李丹と孫翽が共にこの状況を知っていることを証言する」と。以上、爰書とする。」

【萬歳候長による秦恭尋問報告】

⑥建武四年三月壬午朔己亥、萬歳候長憲敢言之。官記曰「第一隊長秦恭時之俱起
|| 隊、

取鼓一、持之吞遠隊。李丹・孫翽證知状。驗問具言。」前言状。●今謹召恭詣
|| 治所、驗

(中間欠落)

⑦□……皆知状。恭不服取鼓。爰書

E.P.F22:332

〔建武四年（後二八）三月十八日、萬歳候長の憲が申し上げます。候官からの記には「第一隊長の秦恭がある時、俱起隊に行き太鼓一つを取つて、吞遠隊に運んだ。李丹と孫翽が状況を知っていると証言している。尋問して詳しく報告せよ」とありました。先に状況は報告済みです。●今、謹んで秦恭を召喚し萬歳隊に出頭させ、尋問……皆状況を知っている。秦恭は太鼓を取

ったことを承服しない、と。以上、爰書（によって証言しました）」

冊書には建武四年三月壬午朔丁酉（十六日）と同じく己亥（十八日）の二つの年号を含む簡が存在することから、この冊書全体が二つの部分で構成されていることがわかる。この二簡は共に萬歳候長憲の作成で、第一隊長秦恭尋問の結果を記載したものである。己亥附⑥には秦恭の尋問を命令する官記が再録され、続く「今謹召恭詣治所驗」以下はその尋問結果の記載であるから、これは萬歳候長から候官に対する秦恭尋問結果の報告文書である。萬歳候長が第一隊長を管轄する故に(82)、萬歳候長が第一隊長の尋問を行っているのである。一方の丁酉附①の「先以證縣官城樓守衙」は語句に異同があるものの「先以證」の語から証不言請律の申し聴かせであることは明らかであり、従って、この簡は被尋問者秦恭の自証爰書の冒頭であることがわかる。このようにこの「隊長失鼓」冊書は秦恭尋問結果の報告文書と自証爰書とによって構成されているのであるが、これは「候粟君所責寇恩事」冊書の都郷齋夫の寇恩尋問結果報告文書と全く同一の文書構成で、尋問結果の報告に被尋問者の自証爰書が添附されているのである。「候粟君所責寇恩事」冊書では寇恩の二

通の自証爰書の冒頭で証不言請律の申し聴かせが「先以證財物、故不以實、減五百以上、辭已定、滿三日而不更言請者、以辭所出入罪、反罪之律、辨告」と表記されていることから、「隊長失鼓」冊書の②「而不更言請、辭所出入罪反罪之律」は①の「先以證」に続くことがわかる。また、②に③を続けると「以更始三年五月中、除爲甲渠吞遠隊長、代成則」となるが、この「除爲（官名）代（人名）」という表記は叙任表記の通例で「代」の次の人名は前任者である(83)。以下、③から⑤までは文脈から連続することは明らかである。従って、①から⑤が秦恭の自証爰書を構成し、残る⑥と⑦が秦恭の尋問報告に当たることになる。「候粟君所責寇恩事」冊書では辛未（十九日）付都郷齋夫宮発信文書（E. P. F22:29～32）が寇恩の尋問結果報告に当たるが(84)、その尋問結果報告の部分には、

49 更詳驗問治決言。謹驗問恩、辭「不當與粟君牛不相當穀廿石。又以在粟君所

Ⅱ 器物、直

錢萬五千六百、又爲粟君買肉糴穀三石、又子男欽爲粟君作、買直廿石。皆盡

Ⅱ 償所負

E. P. F22:31

粟君錢畢。粟君用恩器物幣敗、今欲歸、恩不肯受。」爰書自證。寫移
爰書。叩頭死罪死罪敢言之。

E. P. F22: 32

「更めて詳しく尋問し決着を付けた上で報告せよ」と。謹んで寇恩を尋問しましたところ、供述して言うには「粟君に牛の価格差相当の穀二十石を弁済する義務はありません。さらに、粟君に引き渡した器物、代金一万五千六百銭分と、粟君の為に購入した肉及び穀物三石の分と、息子の欽が粟君の為にを行った労働、その代価穀物二十石相当とによって、粟君に対する負債は全て返済済みです。粟君は私恩の器物がぼろぼろであると言って、今返却しようとしています、私恩は返却を了承しておりません」と。以上、爰書によって証言しました。その爰書を複写し送付します。以上、恐れながら申し上げます。」

とあるように、被尋問者の供述に続けて、被尋問者が爰書によって証言したこと及びその爰書を添附し送付する旨を表す「爰書自證、寫移爰書」という文言がある。これに倣えば、⑦の「恭不服取鼓。爰書」も「自證、寫移爰書……敢言之」と続き、

秦恭が爰書によって証言したのでその爰書を送付するという結果報告の末尾に当たること間違いであろう。「候粟君所責寇恩事」冊書では、被告寇恩の自証爰書が尋問を行った都郷齋夫宮からの結果報告の前に位置するように、漢代の文書書式では、送付先に対する伝達内容の核心部分が文書末尾に位置するものであるから(85)、添附文書である被告秦恭の自証爰書は、主要文書である萬歳候長憲の尋問報告の前になる。かくて前掲のように「隊長失鼓」冊書の排列は復原される(86)。

この「隊長失鼓」冊書が作成された経緯は、萬歳候長による秦恭尋問報告に再録された「官記」に記されている。「官記」には「第一隊長秦恭が時に俱起隊に行き、太鼓一つを取って吞遠隊に行った。李丹・孫翊がその状況を知っていると証言している(87)。尋問し詳しく報告せよ(88)」とあり、太鼓窃取の容疑で秦恭がこの尋問を受けたことがわかる。ここで注意したいのは、同じく訴訟関係文書である「候粟君所責寇恩事」冊書では原告粟君の訴えが居延県廷の尋問命令に引用されており(89)、「駒罷勞病死」冊書でも原告守塞尉放の訴えが尋問命令である「府記」に引用されていて(90)、尋問実施の原因が明示されているのに対して、この「隊長失鼓」冊書では原告(秦恭の自証爰書に現れる女子斉通耐)の訴えは尋問命令である「官

とは次の簡から明らかである。

52 根前所白候爰書言「敵後不欲言」。今乃言「候撃敵數十下多所

E.P. T52:178

「根が前に郵候に申し上げた爰書には「敵は後に言おうとはしなかった」とある。ところが、今は「郵候は敵を数十回打ち……」と言っている」

文意は「根（人名）が先に候に申し上げた爰書では『敵後不欲言』と言うが、今は『候撃敵数十下多所……』と言い……」となり、供述内容の相違が指摘されている。このように、「爰書自證」の語は先行部分について爰書によって証言したことを表す語であるが、この語は証言されている所の先行内容を直接証言する爰書そのものの中には現れない。前掲簡49の都郷齋夫宮の尋問報告で「爰書自證」の前にある寇恩の供述は、言う迄もなく「候粟君所責寇恩事」冊書の寇恩の二通の自証爰書で証言された内容であるが、その自証爰書それ自体には「皆証。它如爰書。」とあるばかりで、「爰書自證」の語は含まれない。このことは、証言者本人が爰書によっ

て証言する際の「以上爰書によって証言いたします」という意味では「爰書自證」の語は用いられず、「爰書によって証言した」という客観的事実を記載する場合に用いる語だということを意味する。

証言者本人による証言を指す場合は、寇恩の自証爰書に見られるように「證」の語が用いられる。寇恩の自証爰書では「皆證」と作るが、「證」が目的語を取る場合もある。

53 神爵二年十一月癸卯朔乙丑、縣泉廐佐廣徳敢言之。爰書。廐御千乘里崎利謹

|| 告曰、所葆養傳馬一匹、騅牡左剽入坐肥齒二歳高六尺一寸□頭、送日逐

|| 王來至冥安、病亡、即馬

起張乃始冷定。雜診馬、死身完、母兵刃木索迹。病死。審證之。它如爰書。

|| 敢言之。

D.Q.C:12/1301(92)

〔神爵二年（前六〇）十一月二十三日、縣泉廐佐の廣徳が申し上げます。爰書。廐の御者の本籍が千乘里の崎利が謹んで報告して言うには「飼育していた傳馬一匹、あしげの雄で左剽入坐肥（？）、二歳、馬高六尺一寸、□

頭が、日逐王を送って冥安県まで来たところで病気になって死んだ。馬に近づく腫れ上がっており、やっと冷たくなって硬直した(?)」と。馬を検証してみると死体に損傷はなく、武器・刃物・棒・縄の跡も無く、病死です。以上、事実であること証言致します。以上、爰書とします。以上、申し上げます。」

54

□寅、士吏強兼行候事敢言之。爰書。戌卒潁川郡長社臨利里樂徳、同縣安

平里家横告曰、所爲官牧橐他□

戌夜僵臥草中、以□行。謹案、徳横□到橐他。尉辟推、謹母刀刃木索迹。

徳横皆證所言。它如爰書。敢□

E. P. T57:85

「…□寅、士吏の強が鄣候の事務を兼任して申し上げます。爰書。戌卒の潁川郡長社臨利里の樂徳、同縣安平里の家横が報告して言うには「官のため飼育していた駱駝が…当直の夜草原で倒れ、□で行きました」と。謹んで調査しましたところ、樂徳と家横が□駱駝の所まで至り、塞尉が取り調べましたが、刀や棒、縄の痕はありませんでした。樂徳と家横は共

に供述が真実であること証言しております。以上、爰書とします。以上申し上げます。」

55

□史商敢言之。爰書。鄣卒魏郡内安定里霍不職等五人□□□□敝劍庭刺傷

狀。先以證不言請出入罪人辭

乃爰書不職等、辭、縣爵里年姓各如牒。不職等辭曰、敝實劍庭自刺傷。皆

證所置辭審。它如

3・35(A8)

「…史の商が申し上げます。爰書。候官勤務の戌卒で本籍が魏郡内(黄県)安定里の霍不職等五人…敝の劍が抜けて刺傷した状況について。先ず、証言に際して真実を言わないと、供述の事実不一致分の…乃ち不職等を(尋問し)その供述を爰書に記載した。供述した本籍の県里名、爵、年齢、姓は各々別冊の通り。不職等が供述して言うには「敝は実の所、劍が抜けて自ら刺傷したものです」と。全員が供述内容が事実であること証言しました。以上、(爰書とします)」

「證」の後に目的語を取るこれらの例では、「證」と「它如爰書」に挟まれた部分全てが「證」の目的語になっている。ただ、簡55に「供述した言葉が真実であることを証言する」とあるように、厳密に言えば「證」と「它如爰書」の間の部分が証言の対象なのであるが、簡55の「所置辭」や簡54「所言」は爰書所載の具体的内容を指しているもので、結果的に爰書の記載内容全体が真実であることを証言することになる。それはともかく、爰書によって「證」されている内容は、「證」と「它如爰書」に挟まれた部分なのである。

「自證爰書」と「證……它如爰書」の語がこのように解釈されるならば、「隰長失鼓」冊書の秦恭自証爰書の末尾「爰書自證。證知者李丹・孫翽皆知状。它如爰書」については次のようになるだろう。「爰書自證」の語は、これに先行する秦恭の供述——自分と太鼓を巡る状況——がその証言内容に当たり、それについては既に爰書によって証言済であるという事実を記載するもので、次の「證」は後ろの「知者」と熟して「證知者」と読むのではなく(93)、この「證」と「它如爰書」に挟まれた「知者李丹・孫翽皆知状」こそがこの十六日附自証爰書において証言されている内容なのである。従って、この部分は「以上のことは既に爰書によって証言しており

ます。(この十六日附自証爰書において)知者の李丹と孫翽が状況を知っていることを証言いたします」と解釈されるのである。

秦恭の自証爰書の末尾を以上のように解釈するならば、今回の十六日附自証爰書による証言に先立って、秦恭は既に爰書によって太鼓を巡る状況を証言しており、十六日附自証爰書では「状況を知っていると証言している李丹と孫翽がその太鼓を巡る状況を知っているはずである」と証言したということになるだろう。両者の証言内容を整理してみると、再度の秦恭尋問を命じた「官記」から、李丹と孫翽は「秦恭が太鼓を吞遠隊に持って行った」と証言していたことがわかるし、秦恭は最初の自証爰書の中では「李丹が太鼓を持って尉の治所に行った」と、十六日附自証爰書では「李丹と孫翽はその状況を知っている」と証言しているのである。また先述のように、十六日の秦恭尋問自体は李丹と孫翽の証言に起因するものである。これらのことを考慮に入れて、斉通耐の訴えから今回の二度目の秦恭尋問に到る経緯を再現すると次のようになるだろう。先ず初めに、原告斉通耐が秦恭に太鼓の返還を求めて官に訴えた。ただし、どこの官署に訴え出たかは不明であるが、民間人であるから県であろうと思われる。その官署は斉通耐の訴えを被告秦恭の所属する甲渠候官へ通

達し、甲渠候官ではそれを承けて秦恭の所属する萬歳候長に命じて秦恭を尋問した。その際、秦恭は李丹が太鼓を尉の治所に持っていったことを爰書によって証言した。そこで官は李丹を尋問した。李丹が隊長を務める執胡隊は誠北部に属するため(94)、今度は誠北候長に李丹尋問を命じたのであろう。その結果、李丹は秦恭が俱起隊から太鼓を持って吞遠隊へ行ったことを爰書によって証言した。この李丹の証言を承けて官は再び萬歳候長に命じて秦恭を尋問した。引用されている「官記」がこの再尋問命令に当たる。萬歳候長は尋問結果の報告に秦恭の十六日附自証爰書を添付して候官に送付した。それがこの冊書である、と。このような手順から考えれば、今回の尋問は、秦恭と李丹・孫詡との供述内容に不一致があるために、先に証言した秦恭を再度尋問し事実を解明しようとしたものであることは明らかだろう。それ故、尋問命令の「官記」に秦恭を訴え出た斉通耐の訴え内容を記載する必要はなかったであろう。また、今回の爰書によって秦恭が証言した内容が太鼓を巡る経緯ではなく、「李丹・孫詡が状況を知っている」——これは即ち李丹・孫詡は偽証しているという指摘に他ならない——というものであったことも、かく考えれば諒解されるであろう。

以上のような経緯で作成されたこの「隊長失鼓」冊書から、爰書の作成と運用について幾つかの点が指摘されよう。

一、債権回収の訴訟において確認された「爰書には爰書を」という手続きは、債権回収以外の事柄を爰書によって証言する場合にも同様に適用される一般則である。「隊長失鼓」冊書においては、秦恭は最初の尋問において「李丹が太鼓を運んだ」と爰書によって証言し、次に尋問された李丹はそれに対し「太鼓を運んだのは秦恭だ」と反論しているが、その反論は爰書によって為されている。さらに、李丹の証言を承けて行われた秦恭の再尋問で、秦恭は李丹の証言に対し再び爰書によって反論しているのである。このように爰書による証言内容に対する反論は必ず爰書によって為されており、「爰書には爰書を」という手続きがこの場合も実践されているのである。先に考察した事例は、債権回収請求訴訟において、原告が債権を爰書によって証言した訴えに対し、被告が債務を承服しない旨を爰書によって証言するという形態ばかりであったが、この「隊長失鼓」冊書の事例によって、「爰書には爰書を」という手続きが債権回収請求訴訟に限定されず、あらゆる証言に適用される一般則であったことが確認される。

二、「自言」の供述に対しても爰書による証言を以て反論することができる。債権回収請求訴訟では原告が爰書によって証言していない場合、被告は債務不承認でもその旨を爰書によって証言する必要は無く、いわば「自言には自言を」という対応であった。しかし、「隊長失鼓」冊書では、原告斉通耐の訴えが「自言責恭鼓」とあるように爰書による証言ではなく「自言」形態であったのに対し、その訴えを承けて行われた最初の尋問において、被告秦恭は李丹が太鼓を運んだことを爰書によって証言している。このことは、「自言」形態の供述・訴えに対し、爰書によって反論し得ることを示している。「自言には自言を」というのは、「自言」はその供述内容に対し何等の事実保証も無い供述形態であるから、「自言」に対する反論を必ずしも爰書により証言する義務はないという意味であって、爰書による反論を妨げるものではないのである。「自言」に対する反論を敢えて爰書による証言で行うのは、爰書の持つ事実保証力が、相手の「自言」を真实性の低いものとして退けることになるからであろう。

三、同一の内容を重複して爰書によって証言することはない。先に指摘されたこの点は「隊長失鼓」冊書においても確認される。秦恭の十六日附自証爰書に「爰書自證」として初めの尋問の際の証言内容が引用されていることから明らかのように、秦恭の主張自体は二度の尋問とも同一である。それにも拘わらず、太鼓を巡る事実関係は初めの尋問において爰書により証言するだけで、再尋問の十六日附爰書では事実関係を再度証言することではなく「李丹と孫翽が状況を知っているはずだ」と証言されているのは、同一内容を爰書により重複して証言できないからに他ならない。

四、当時者間の爰書による証言内容に不一致がある場合、まず先に証言した方を再度尋問し証言内容に偽りがないか確認される。秦恭の十六日附爰書では相手方の「李丹と孫翽は事実を知っているはずだ」と証言しているが、これは即ち、李丹と孫翽が偽証しているという証言に他ならない。秦恭の事例から、爰書の証言内容が一致しない場合には、先に証言した方の当事者に対する再尋問が行われ、その際、相手方の偽証を証言する爰書が作成される場合のあったことがわかる。

「隊長失鼓」冊書の考察から、爰書の作成と運用に関して以上の点が指摘される。

おわりに

以上、訴訟文書として作成される爰書が持つ機能の考察を中心に、それに関連して居延で行われた成卒による売買の問題も取り上げて検討してきた。その結果、債権回収請求訴訟に際して作成される爰書は、賃貸買契約の動かぬ証拠である券と同等の事実保証力を持ち、爰書によって証言された内容は事実に基づき信憑性を持つものとして、官によって取り扱われていた。即ち、爰書の内容は「紛うかた無き真実」と認識されていたのである。それは、証言内容が事実でなかった場合に処罰の対象となる証不言請律が、爰書で証言された内容の真実性を担保していたからに他ならない。爰書による証言内容は「紛うかた無き真実」であるが故に、爰書によって同一内容を重複して証言することはなく、また、一度作成された爰書は、その爰書作成の直接の原因となった訴訟が終了した後も、爰書としての効力——爰書による証言内容を「紛うかた無き真実」と為す事実保証力——は消滅することなく継続する——それは即ち、証不言請律の適用可能性も消滅せず継続することでもある——。かかる爰書の特徴は、「紛うかた無き真実」は絶対不変であるが故の必然的結果なのである。

のである。

では、爰書が訴訟において如上の機能を持つことは、第一章の終わりで提示した裁判手続きの図式に如何に関わってくるのだろうか。爰書が「紛うかた無き真実」であれば、候官で作成された「軟弱不任吏職、以令斥免」の爰書も、それ以外の挙効の場合に具獄で被挙効者を尋問して作成される爰書も、ともに挙効案件についての真実の記載であって、裁判手続きの中で果たす機能に違いはないということになる。共に作成される爰書が同一の機能を果たすのであれば、候官での爰書作成が具獄での被挙効者尋問と爰書作成を代替することに何等支障はないだろう。だが、代替され得るのであれば、必ずしも被挙効者の自白は裁判において必要でないという結果となるのである。そもそも、自白が有罪宣言に不可欠とされるのは、中国の裁判が、真実そのものは誰も知り得ないという前提の上で、相争う主張に対し判定を下すという形態で事実を「認定」するものではなく、裁判において明らかにされるべきは「真実そのもの」なのであり、その真実は行為者本人が最も良く知っているものであるから、本人の自白こそ真実であると見なされたからに他ならない(95)。裁判においては、自白が即ち真実とされていたのである。そして、獄における被疑

者の尋問は、真実そのものである自白を得るための手段なのであった。従って、被疑者尋問と被疑者の自白が裁判においてかかる意味を持つのであれば、たとい自白を含まずとも爰書の記載内容が「紛うかた無き真実」である以上、被挙効者の尋問と自白を記載する爰書の作成を、候官での爰書作成が代替し得ることは当然であろう。そして、その場合は被挙効者の自白が無いままに裁判は行われるのである。また、自白を得るための被疑者尋問は、その結果作成される爰書が「紛うかた無き真実」であるならば、必ずしも被疑者に罪状を承服させるための手続きではなく、むしろ真実を解明するための手続きの一つと考えるべきではないだろうか。「候粟君所責寇恩事」冊書で二度に亙り尋問された寇恩の二通の自証爰書がほぼ同内容であることは、そこで行われた尋問が——「恩辭不與候書相應。疑非實」という心証の下に行われた二度目の尋問でさえも——原告である粟君の訴えを如何なる手段を用いても寇恩に承服させるというものではなかったことを示すだろう。

このように、県獄による被挙効者の尋問は真実の解明のための手段の一つであつて、他の方法——たとえば候官による爰書の作成——によつて真実が解明され被挙効者の尋問が必要でない場合には、県獄における尋問は必ずしも行われなかつたと考えられる。訴訟手続きという点から言うならば、挙効の次に行われるべきは挙効案件についての真実の解明とその真実を記した爰書の作成で、それが或る場合には県獄における被挙効者の尋問によつて行われ、また或る場合は候官での爰書作成で代替されたのであろう。

第一章で検討した挙効文書に見える挙効内容のうち、「軟弱不任吏職、以令斥免」のみは爰書の例が存在した。これは、「軟弱不任吏職、以令斥免」による挙効の場合、獄における被挙効者尋問と爰書作成を候官での爰書作成によつて代替することが可能であつたのに対し、それ以外の場合は被挙効者尋問が不可欠であつたことを意味するだろう。裁判手続きにおける被挙効者尋問の存否の問題を解く手掛かりとなるのが、他の挙効内容と比較してかかる特殊性を持つ「軟弱不任吏職、以令斥免」による挙効である。「鬪傷」をはじめとする所謂刑事的違法行為の場合に挙効に該当するのは、例えば「鬪傷」であれば刀で人を傷害するという「行為」である。「行為」はその結果は残るけれども、その「行為」自体は刹那的なものである。それ故、被挙効者自身が挙効の対象となつた犯罪を犯したか否かの事実認定が必要となつてくる。これに対して、「軟弱不任吏職、以令斥免」の場合は、第一章第五節

で検討したように「軟弱不任吏職」によって斥免された事実自体が挙劾の対象となつてゐるのである。挙劾内容が既に事実であるが故に事実認定の必要はなく、従つて、被挙劾者を尋問して真実を語らせ爰書を作成する必要もないのである。「軟弱不任吏職」による斥免は候官において決定され実施された。それ故、その爰書は候官において作成されてゐるのである。ところで、「軟弱不任吏職、以令斥免」と同じ職務不履行といふべき挙劾内容に「不憂事邊」があつた。「不憂事邊」は「軟弱不任吏職、以令斥免」と同じく「行為」ではないが、その爰書の例は存在せず、従つて、獄における被挙劾者尋問は不可欠であつたことにならう。確かに「不憂事邊」は「行為」ではないが、実は「軟弱不任吏職、以令斥免」の如き事実でもないのである。先述のように「不憂事邊」は職務不履行をその構成要件とする。その点は「軟弱不任吏職、以令斥免」も同じである。第一章所掲の令史某挙劾文書(V)では「擅使丹乘用驛馬」「失亡馬」「燔擧不如品約」が「不憂事邊」の構成要件となつてゐるが、構成要件であるその「擅使丹乘用驛馬」「失亡馬」「燔擧不如品約」自体は「闘傷」と同じ意味での「行為」なのである。従つて、「不憂事邊」の挙劾においては、その「不憂事邊」の構成要件である「擅使丹乘用驛馬」「失亡馬」「燔

擧不如品約」についての事実認定の手続きが不可欠となる。それ故、逆に言えば、「不憂事邊」で挙劾された場合は、被挙劾者がその構成要件を満たしておらず「不憂事邊」に該当しないこともあり得るのである。これに対して、「軟弱不任吏職、以令斥免」は事実そのものであつて、被挙劾者がそれに該当しない可能性はもとより無い。この点が、他の挙劾内容に対する「軟弱不任吏職、以令斥免」の特殊性なのである。第一章で残された問題、即ち、主官令史譚挙劾文書(III)の被挙劾者馮匡は逃亡中でないにも拘わらず県獄へ護送されてゐない、という問題に対しては、挙劾内容である「軟弱不任吏職、以令斥免」の特殊性の故に、候官での爰書作成によつて県獄における被挙劾者尋問と爰書作成の必要が無くなるため、と解答することができるだろう。

「軟弱不任吏職、以令斥免」を以て挙劾された者が獄へ連行されてゐない理由が如上のものであれば、それは特殊例外的な事例ではなく制度上当然存在すべき事例とならう。また、「軟弱不任吏職、以令斥免」による挙劾では、候官の爰書作成によつて獄での被挙劾者尋問と爰書作成が代替されていたので、結果として、有罪宣告に必要な被挙劾者の自白が無いまま裁判が行われることになる。この場合は、先

述の自白が無くとも証拠だけで有罪にできる例外(96)に当たるであろうが、その例外は、罪状明白で疑いの余地が無いにも拘わらず自認しない場合であって、言う迄もなく被疑者の尋問自体は行われている。ところが、「軟弱不任吏職、以令斥免」の裁判では被挙劾者の尋問そのものが行われていないのである。この点は、漢代の裁判手続きにおいて注目すべき点であり、また、所謂文書行政の表れ的一端ともいえよう。

このようにして作成された爰書が県廷に送付され、「紛うかた無き真実」である爰書と、挙劾者から送付された挙劾に至る状況説明である「劾状」(97)にもとづいて、次の手続きである「訊鞠論報」が行われる。その際、事実は爰書によって既に確定している以上、「訊鞠」は真実を解明する「掠治」とは裁判手続きにおいて全く別の意味を持つことになるだろう。

最後に、爰書の機能を考える際に取り上げた債権回収について整理しておきたい。吏卒の貰売代金や債権の回収は官によって行われていた。簡牘中に「収責」と見えるのがその回収命令である。官によるかかる貰売代金と債権の回収には、民事訴訟に当たるものと単なる貰売代金の回収代行との二種類が存在した。債務者に対して

債権を持っていることを「貰売」と表記するものは単なる貰売代金の回収代行で、その場合の回収命令は「収責」となる。それに対し「責」と表記されるものは、回収命令に「驗問収責報」とあるとおり、債務を支払わない債務者を尋問し債務を承服させた上で債権を回収するという手続きが取られており、債務者を訴えた民事訴訟に当たるのである。「責」と表現される債権回収請求訴訟の場合、提訴に際して、契約書である券や爰書による証言によって債権内容の事実保証をする場合もあった。かかる手続きを取らない場合は、訴え内容は事実保証のないあくまで自己申告として区別され、責名籍には「自言」の語を付けて「自言責」と記し、その旨が明示された。債権内容が事実保証されている場合は「自言」は附かず単に「責」とのみ書かれた。債権回収に際し、爰書などによって事実保証された「責」の場合には、債務者が債務不承認であればその旨を同じく爰書によって証言することが求められた。即ち、「爰書には爰書を」という手続きが踏まれていたのである。

官によって行われるこの債権回収は民事訴訟に当たるものであるから、最終的には官の判決による決着が想定されよう。ところが、債権回収請求の訴えを受けた官が出す「驗問収責報」という命令は、被告である債務者の尋問、債権の回収、及び

その結果報告を命ずるだけのものである。さらには、被告が債務を不服とした場合に、原告である債権者が爰書によって証言するなど債権内容が事実保証されていれば、「驗問収責報。不服、移爰書自證」とあるように、被告も不服の旨を爰書によって証言することが求められている。しかし、「自言責」に至っては被告の不服に対して何等の指示もなく、官は被告不服に対する処置を全く取っていない。要するに、被告が尋問の結果不服であっても、「驗問収責報」の「報」が行われるだけで、裁判の本質とも言うべき判決手続きは確認されないのである。漢簡には「不服」だけの通知と思われる発信日簿もあり(68)、債権回収請求の訴訟では被告尋問の結果を報告するのみであったように思われる。

債権回収請求を求めた民事訴訟において行われるかかる手続きを、供述や証言の真实性・信憑性という観点から見ると、原告が爰書により証言することで訴えの内容が紛れも無い事実であると保証されているか否かによって、訴訟手続きにおける信憑性の程度は二つの段階に区別される。即ち、原告が訴えの内容について爰書による証言をしておらず、被告が債務不承認の場合にも爰書による証言を要求されない段階と、原告が爰書による証言をしておらず、被告も債務不承認を爰書により

証言することが求められる段階との二つである。債権内容に対する事実保証がない場合には「自言」が附記されることに因んで、爰書による証言が行われていない第一の段階を「自言レベル」、爰書による証言の行われている段階を「爰書レベル」と仮に呼ぶことにしよう。「爰書レベル」の訴訟手続きで「爰書には爰書を」という手続きが求められているのは、爰書による証言内容は証不言請律がその真实性を担保するが故に、爰書による証言に対する反論も爰書によって為されなければ、信憑性における均衡が取れないことから考えれば当然のことであろう。

この「爰書には爰書を」という手続きが債権回収請求訴訟の中で実際に行われた場合、訴訟の進行に対してどのような現実的效果をもたらすのだろうか。被告が不服の旨を爰書によって証言することが求められた場合、被告に債務の事実があるならば、敢えて偽ってまでも債務不承認を証言することを爰書の裏にある証不言請律が抑制するのではないだろうか。もしも、被告が不服を爰書によって証言しなかったならば、被告は訴えを承認したこととなり、債権回収請求訴訟は被告が不服の自証爰書を作成しない時点で決着することになる。即ち、訴訟当事者の一方である被告が不服の反論をしないことで争いは決着し訴訟は終結するのである。これは最も

単純化した場合であるが、かかる訴訟形態は、官が原告・被告双方の主張を聴取して主体的に事実を解明して判決を下すことによって終結するのではなく、当事者が訴訟から手を引くことで決着する訴訟形態とも言えようか。これは鼠裁判や挙劾文書から想定された裁判手続き(99)とは全く異質な訴訟形態、且つ紛争解決原理と言わねばならず、漢代訴訟制度の中に異なる二種類の訴訟手続きが存在したことを示唆する。「候粟君所責寇恩事」冊書に見える訴訟手続きが正にその訴訟形態に当たるのであり、ここにまた、我々が取り組むべき新たな課題が提示されたのである。

- (1) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会 1959)、滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」(同氏著『清代中国の法と裁判』創文社 1984)など。
- (2) 初山明「秦の裁判制度の復元」(林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所 1985)及び第一章参照。
- (3) 第一章で主官令史譚挙劾文書(Ⅲ)と呼んだ次例である。

甲渠塞百石士吏、居延安國里公乘馮匡年卅二歲、始建國天鳳上戊六年

E. P. T68:4

三月己亥、除署第四部。病欬短氣、主亭隧七所哂呼。

E. P. T68:5

七月□□、除署除四部士吏。□、匡軟弱不任吏職、以令斥免。

E. P. T68:6

建武五年五月乙亥朔丁丑、主官令史譚劾、移

E. P. T68:7

居延獄。以律令從事。

E. P. T68:8

- 状。辭、公乘、居延鞮汗里、年卅九歲、姓夏侯氏、爲甲渠候官斗食令史、署主官、以主領吏備盜賊爲職。士吏馮匡始建國天鳳上戊六年七月壬辰、除署第十部士吏。案、匡軟弱不任吏職、以令斥免。
 E. P. T68:9
 E. P. T68:10
 E. P. T68:11
 E. P. T68:12
 建武五年五月乙亥朔丁丑、主官令史譚敢言之。
 E. P. T68:1
 E. P. T68:2
 謹移劾狀一編。敢言之。
 五月丁丑、甲渠守候博移居延。寫移。如律令。
 掾譚 E. P. T68:3

(4)

建武秊年十月辛酉朔壬戌、主官令史譚敢言之。爰書。不侵候長居延中宿里口業、
 主亭隸秊所哢呼不繕治、兵弩不繫持。案業軟弱不任吏職、以令斥免。它如
 爰書。敢言之。
 E. P. F22:689+E. P. F22:700

(5) 初山明「爰書新探——漢代訴訟論のために——」(『東洋史研究』51-3 1992)

三四頁。

(6) 官による債権回収手続きについては、大庭脩「爰書考」(同氏著『秦漢法制史の研究』創文社 1982 所収)、初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」など参照。

(7) 李均明「居延漢簡債務文書述略」(『文物』1986-11)、角谷常子「居延漢簡に見える売買関係簡についての考察」(『東洋史研究』52-4 1994)に集成がある。

(8) 陳槃「漢簡賸義再統」(同氏著『漢晉遺簡識小七種』中央研究院歷史語言研究所 1975 所収)。

(9) 文書発信者名は必ず記載されるので、「甲渠郵守候塞尉二人」は「一人」を人名として「甲渠候心得である塞尉の二人」とすべきであろう。同様の表記に「甲渠郵守候塞尉順」(35・8A(A8))などがある。守官については大庭脩「漢の官吏の兼任」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)参照。

(10) 初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」三二頁。

(11) 本稿で言う「債務者」とはあくまで債権者によって債務者と提訴された者の

ことで、必ずしも債務の事実があるとは限らないこと、申し添えておきたい。

(12) 粉山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」二二頁。

(13) 証不言請律については、連劭名「西域木簡所見《漢律》中的“証不言請”律」(『文物』1986-11) 参照。

(14) 発信日簿については、永田英正「再び漢代辺郡の候官について」(同氏著『居延漢簡の研究』同朋舎出版 1989 所収) 参照。

(15) 前掲の大庭脩「爰書考」(六四四頁)、永田英正「再び漢代辺郡の候官について」(五一二頁) では、この簡を誠北候長東門輔が王禁への借金を承服しない旨の自証爰書を送付した際の発信記録と考えている。しかし、「不服、移自證爰書。會月某日」の文言は

二月己未、甲渠候長毋害、以私印行候事

言報。不服、移自證爰書。會三月朔。如律

E.P. T52:148

にも見られるが、これが本文前掲簡2と同じく債権回収命令であることは明らか

である。従って、「不服、移自證爰書。會月十日」は債務不承認の場合の自証爰書作成・送付の命令と解釈すべきであろう。債務不承認通知の発信日簿は

殄北候令史登、不服負臨木候長憲錢。謂臨木候長憲。●一事集封 四月己卯、

|| 尉史彊奏封。

E.P. T51:25

のように「不服負」とあるのみで「責」とは書かれない。

(16) 粉山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」一五頁。

(17) 李均明前掲論文では「自言」の附くものだけを責(債)名籍に分類する。

(18) 角谷常子前掲論文では「売」「貰売」「責」で始まる名籍に「自言」の有無のみ相違する二種類があることが指摘されている(七頁)。

(19) 粉山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」二八頁。

(20) 角谷常子前掲論文では「一つの可能性」として、「自言」の有る名簿は申立・申請を受理した時点で作成される名簿、「自言」の無い名簿は二次的に作成される名簿と解釈する(七頁)。

(21) 大庭脩前掲「爰書考」参照。

(22) 初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」二八頁。

(23) 次掲の例は順にパスポートの申請、食糧未受給の申し出、塩未受給の申し出、寧の申請、秋射による賜勞申請に関する「自言」である。

永始五年閏月己巳朔丙子、北郷裔夫忠敢言之。義成里崔自當自言、爲家私市居

二延。謹案、自當母官

獄徵事。當得取傳。謁移肩水金關・居延縣索關。敢言之

閏月丙子、爰得丞彭、移肩水金關・居延縣索關。書到、如律令。掾晏・令史建。

15・19(A32)

官告吞遠候長黨。不侵部 卒宋萬等自言、治壞亭、當得

處食。記到、廩萬等、母令 自言。有

教。

E.P. T51:213A

卒胡朝等廿一人自言、不得鹽。言府。●一事集封 八月庚申、尉史常封。

136・44(A8)

自言、父姉不幸、願取急。弘遣頃詣尉卿治所、辭至□□

E.P. T54:3

□□候長賢自言、常以令秋射、署功勞。即石力賢

□□數于牒。它如爰書。敢言之。

6・13(A8)

(24) 簡12の「買」は「賣」の誤記と思われる。売買契約書である券には一定の書式があり、売り手主語と買い手主語ではその記載形式が少し異なる。次の簡は本文所掲の簡25と一対を成す券である。

神爵二年十月廿六日、陵胡隊長張仲□、買卒寬惠、布袍一領、買錢□

T.VI.b.i.42A/1601A

これら二簡を比較すると、売手主語の簡25は「売(物品)(買い手名)所買銭…」という記載形式を、買手主語の右掲の簡は「買(売り手名)(物品)買銭…」という記載形式を取る。簡12はの記載形式は売り手主語の簡25と同一なので「買」は「賣」の誤としなければならない。この「買」「賣」の誤記は買地券にも見られる(富谷至「黄泉の国の土地売買―漢魏六朝買地券考―」『大阪大学教養部研究集録(人文・社会科学)』36 1987 三〇頁註一一)。

(25) 「唯」字は文書送付先に対する依頼を表す。「唯」については、市川任三「居延簡印章考」(財団法人無窮会『東洋文化研究所紀要』5 1964)三九頁註三九。

(26) 角谷常子前掲論文三頁。

(27) 林甘泉「漢簡所見西北辺塞的商品交換和売買契約」(『文物』1989-9)は、戍卒の「行道」は戍辺の義務が終了して故郷に帰ることを通常指すとし、「行道貫売」を郷里に帰る戍卒による官給衣類の売却と見なす(二九頁)。

(28) 李均明前掲論文はこれらの簡を「行道貫売名籍」に分類する。林甘泉前掲論文は、これらの簡は契約書そのもので、この契約書には貫売買の形跡はないとす

る(三〇頁)。

(29) E.P.T56:253とE.P.T56:265は「行道貫買」とあるが、戍卒の行道での売買に関する他の例は「行道貫賣」とあり(45・24、206・28、E.P.T52:55、E.P.T53:186、E.P.T53:218)、「行道貫買」はこの二例のみである。先述のように「賣」を「買」と誤る例もあるので、この二簡の「行道貫買」は「行道貫売」の誤記と思われる。

(30) 「候粟君所責寇恩事」冊書(E.P.F22:1~36)には、麟得県から居延県まで「積行道二十餘日」と見える。

(31)

長安至茂陵七十里	月氏至烏氏五十里
茂陵至菽置卅五里	烏氏至涇陽五十里
菽置至好止七十五里	涇陽至平林置六十里
好止至義置七十五里	平林置至高平八十里

□

……

(第一・二段)

媼圉至居延置九十里 刪丹至日勒八十七里
居延置至鱒里九十里 日勒至鈞著置五十里
鱒里至循次九十里 鈞著置至屋蘭五十里
循次至小張掖六十里 屋蘭至空池五十里
□ ……

(第三・四段)

E. P. T59:582

(32)

初元三年六月甲申朔癸巳、尉史常敢言之。遺守士吏沆臨、送罷卒大守府。與從
||者居延富里徐宜馬
……毋苛留止。如律令。敢言之。
E. P. T53:46

(33)

元康二年五月己巳朔辛卯、武威庫令安世、別繕治卒兵姑臧、敢言之。酒泉大守
||府移丞相府書曰、大守□

迎卒受兵、謹掖檠持、與將卒長吏相助、至署所。毋令卒得擅道用弩射禽獸鬪、

||已前□書□

三、居延不遣長吏逢迎卒。今東郡遣利昌侯國相力・白馬司空佐梁、將戍卒□

E. P. T53:63

なお、拙稿「漢代戍卒の徵発と就役地への移動」(『古代文化』49-10 1997)参照。

(34) 次の例では不侵隧所属の戍卒三人が一ヶ月間の日迹を輪番で担当している。

不侵隧卒更日迹名

(第一欄)

郭免、乙亥、戊寅、辛巳、甲申、丁亥、庚寅、癸巳、丙申、己亥、辛丑、癸卯。
李常有、丙子、己卯、壬午、乙酉、戊子、辛卯、甲午、丁酉、庚子、壬寅。
李相夫、丁丑、庚辰、癸未、丙戌、己丑、壬辰、乙未、戊戌、省不迹。

(第二欄)

また次の簡から省卒の休みは十日に一日であったことが知られる。

●告尊、省卒作十日、輒休一日。于独不休尊、何解□□ E. P. T59: 357

(35) 簡18、簡22では布三匹を貰売しているが、『漢書』食貨志下には「布帛広二尺二寸為幅、長四丈為匹」とあり、三匹はおよそ二十七mにもなり相当な重さになると思われる。簡20では八匹も貰売しているようである。

(36) 前掲拙稿「漢代戍卒の徵発と就役地への移動」。

(37) 戍卒の行道貰売を赴任時とすれば「行道」が戍卒の就役のための移動を指すことになるが、次の簡はその例に当たる。

戍卒東郡畔戍里斬龜

(第一段)

坐迺四月中不審日、行道到屋蘭界中、與戍卒函何陽爭言、鬪以劍擊、傷右手指二所。●地節三年八月己酉、械繫。

(第二段)

I 3・6 (A33)

「四月」は戍卒交代の時期であり、「屋蘭」は居延への通過地点であり、傷害事件を起こした当事者の戍卒がこの傷害事件の後の八月に肩水候官で械繫されていることから、ここに言う「行道」は戍卒が就役地へ向かう移動を指すと考えられる。なお、部毎に名籍が作成される「行道貰売」は戍卒が就役のための移動中に行った貰売を指すが、「行道貰売」と称される貰売は必ずしもそれに限定されるわけではなく、就役地への移動以外の場で行った貰売も当然含まれる。

(38) 例えば『史記』卷八高祖本紀「(高祖)常従王媪・武負貰酒、醉臥。武負・王媪見其上常有龍、怪之。高祖每酤留飲、酒讎数倍。及見怪、歳竟、此兩家常折券棄責」など。

(39) 次の簡の「辟逃」「姚去」から、「辟」は「避」、「姚」は「逃」の意味である。

齒十歳、持所賈錢四千、辟逃。聖索父振爲甲渠□

157・1(A8)

清晨夜姚去、復傳致出關。書到、□令史有田襃字少倩□□

50・31(A32)

簡24の「辟姚吏私賈売」は、車両隊を組み吏に引率されていた戍卒による賈売行為について言うのであるから、これは「吏の監督下から逃れて勝手に賈売する」と解釈するのが妥当であろう。

(40) 次例では、県官による公認の鑄銭に対し公認されていない私的鑄銭を「私鑄作銭」という。

建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠鄣守候 敢言之。府移大將軍莫府書曰、姦黠吏民作使賓客、私鑄作錢、薄小不如法度。及盜發冢、公賣衣物于都市。雖知、莫
|| 譴苛。百姓患苦之。

E. P. F22:38A

書到、自今以來、獨令縣官鑄作錢、令應法度。禁吏民、毋得鑄作錢、及挾不行

|| 錢、輒行法。諸販賣

發冢衣物于都市、輒收没入縣官。四時言犯者名狀。●謹案、部吏毋犯者。敢言
|| 之。

E. P. F22:39

言う迄もなく「私」は「公」の対概念で、例えばパスポートに見える「為家私市居延」の例のように公認云々に限らず、「公的」でないことは全て「私」であるが、この場合は「辟姚吏」を承けた「私」であるから、単なる「私事」ではなく「公認されていない」の意味と解釈すべきである。

(41) 李均明前掲論文では行道賈売も含めた債務関係一般について、債務・債権者所在地の隔離や当事者である吏卒の職務上の地位・勤務場所の変更などによって債権回収に困難をきたすので、官が代理人として債権を回収していたことが指摘されている(四〇頁)。氏は、債権回収は本来債権者自身がすべきで、それが不可能な場合、官が債権者の申告によって債権回収を「代行」という形態を想定しているようである。後述のように官による賈売代金回収は基本的に李氏の言

う如く当事者が回収不能の場合に行われるものであるが、成卒の行道貫売については当事者である成卒が回収するのはもとより無理なので、実質的には全て官の手により回収されていたと思われる。成卒の行道貫売の代金回収は本来的に官が行うべき職掌であったという意味で「制度的」であり、当事者が回収不可能な場合に限られる回収「代行」とは運用形態が異なる。

(42) 券については、粉山明「刻齒簡牘初探——漢簡形態論のために——」（『木簡研究』17 1995）参照。

(43) 仁井田陞「漢魏六朝の土地売買文書」（同氏著『中国法制史研究 土地法・取引法』東京大学出版会 1960）四四五～四四七頁、陳邦懷「居延漢簡考略」（『中華文史論叢』1980-2）八六～八七頁。

(44) 富谷至前掲論文に漢魏六朝買地券の集成がある。

(45) 富谷至前掲論文二七頁。

(46) 仁井田陞「唐宋時代の保証と質制度」（前掲『中国法制史研究 土地法・取引法』所収）五〇〇～五〇三頁。

(47)

建昭二年閏月丙戌、甲渠令史董子方、買鄴卒□威、裘一領直七百五十。約至春
|| 錢畢已。旁人杜君雋。
26・1 (A8)

(48) 前述のように行道貫売は官の監督下で行われるので、その時に官により事実確認が行われたと考えられなくもない。しかし、貫売名籍は部において作成され、部において「自言」の有無が区別されていることから、貫売名籍の「自言」の有無を行道貫売時の事実確認によると考えることは無理である。

(49) 「自言」の附かない貫売名籍が券に基づいて作成されたとすれば、券の記載との相違が次に問題となろう。相違点は、①支払期限の記載が貫売名籍には無い、②任者の記載が貫売名籍Cには無い、③貫売名籍Dに見える買い手の舎の記載が券には無い、の三点である。①は貫売名籍を券に基づく作成と考える場合、最も問題となることであるが、次節で述べるように、貫売名籍は支払期限経過後の作成なので、特に支払期限を明記する必要は無い。②の任者の記載については、そもそも任者が貫売買契約に不可欠なものではなく、任者不記載が券に基づく作成を否定するものではない。貫売名籍Cの場合は、貫売代金回収を実行する甲渠候

官に所属する吏が買い手であるから、特に任者は必要なかつたのだろう。任者の責任が留任保証と思われることを考慮すれば諒解されるだろう。それに対して、Dの場合は売り手である成卒の所在地（甲渠候官管轄下の候隲）から遠く離れた齎得などに買い手が在住し、且つ買い手が甲渠候官所属の吏でもないことから、賞売買契約に際しては任者が必要であり、それ故に、賞売名籍Dにも任者が転記されたものと思われる。③舎の記載がある券は未見である。ただ、舎の記載を含む賞売名籍Dと同じく成卒と民が契約した券の例も未見であるから、成卒と民の契約においては買い手の舎の所在地を券に記載した可能性も否定できない。かかる成卒の行道賞売代金はもとより官が回収することになっていたのであるから、行道賞売で作成される券には買い手の舎の所在地が記載されていたとも充分に考えられる。このように、「自言」の附かない賞売名籍と券との相違点は、先の考えを妨げるものではない。

(50) 先述のように「自言」の有無によって債権回収命令の「不服、移自証爰書」の有無が異なるが、これは「不服」の場合の対処であって、回収命令自体は共に「験問収責報」で同一である。

(51) この二簡は孫猛という人名から接続することがわかる。

(52) 同じく切れ込みがあり錢袋の附け札と思われる次の簡には紐が残っている。

王聚卿廿

朱君長償鷄錢廿

侯卿廿

□卿廿

E. P. T51:402

(53) 二行目の「比平」は「平価に比（なぞら）えて」と解釈され、吏卒間の私的売買に対する候官の積極的管理を示唆する。

(54) 賞売名籍が賞売代金回収の原簿であれば、買い手・賞売品目・代金・支払期限の記載は必須のはずであるが、前述のように支払期限は無い。この点は、賞売名籍を代金回収原簿と考える上でもやはり問題となるが、後述のように賞売名籍は支払期限超過後に作成されるので、支払期限の記載が無くとも代金回収に支障は無いのである。

(55) 「辞」は人の供述を指す語であり、「辞」の後の「服負」が孫猛の供述に当たる。この場合は供述全文ではなく節録である。第一章第二節(二)参照。

(56) この簡の解釈については、初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」参照。

(57) この他に「責不可得」の見えるものは前掲簡7、後掲簡45、及び次簡など。

隊長徐宗 自言、責故三泉亭長石延壽菱錢、少二百八十、數責不可得。

3・6(A8)

「數責不可得」の語がある次の簡も、金額だけの表記であることから責名籍と判断できる。

☐候長張子恩錢三百。數責不可得。

158・20(A8)

(58) この二簡は出土探方(原簡番号のT)を異にするが、「知君」の名前、及び

E.P.T59:13左端の墨跡とE.P.T56:8の文字の右はらいの位置が一致することから、元々一枚の両行簡(二行書きの簡)が左(E.P.T56:8)右(E.P.T59:13)に割れたものであることは明らかである。

(59) 報告の文書に命令内容を再録することについては、大庭脩「史記三王世家と漢の公文書」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)参照。

(60) 簡40と同じく「責不可得。書到、驗問」の語を持つ次の簡には債権回収を命ずる「収責」が明記されている。

貸甲渠候史張廣徳錢二千。責不可得。書到、驗問、審如猛言、爲收責言。謹驗

|| 問廣徳、

對曰「迺元康四年四月中、廣徳從西河虎猛都里趙武、取穀錢千九百五十。約至

|| 秋予

E.P.T59:8

(61) 鵜飼昌男「漢代の文書についての一考察——『記』という文書の存在——」(『史泉』68 1988)参照。

(62) 「審」は「まこと、事実なること」の意味である(初山明前掲「秦の裁判制度の復元」五三五頁)。注(60)所引E.P. T59:8にも「審如猛言、爲收責言」と見える。

(63) 第一章では、裁判は挙劾によって開始されると指摘したが、そこに言う裁判は犯罪に対し刑罰を科すための手続きで判決手続きを含むものである。第三章で明らかになるように、ここに言う債権の回収を求める民事訴訟には判決の如き手続きは存在せず、第一章で明らかになった裁判手続きとは全く異なる原理によって動くものである。判決手続きが存在しないという点において、民事訴訟は裁判ではないとも言い得る。「訴訟」という語を用いる所以である。

(64) 前掲拙稿「漢代成卒の徵発と就役地への移動」二七頁。

(65) 『漢書』卷一八 高惠高后文功臣表 河陽嚴侯陳涓條「孝文元年信嗣。三年、坐不償人債過六月、免。」

(66) 簡25は契約が十月で期限が正月、簡26は契約が七月で期限が八月、注(47)所掲26・1(A8)は契約が閏月(『二十史朔閏表』では八月置閏)で支払期限が「春」である。その他、

七月十日、郵卒張中功、貰買阜布章單衣一領、直三百五十、三墩史張君長所。

|| 錢約至十二月盡畢已。旁人臨桐史解子房、知券□□ 262・29(A8)

元康二年十一月丙申朔壬寅、居延臨仁里耐長卿、貰買上党潞縣直里常壽宇長孫
|| 青復絳一兩、直五百五十。約至春錢畢已。姚子方□ E.P. T57:72

六月庚子、顯明候長賓千秋、隊長□□、假穀一石、貰六百八十。錢至七月奉□
79.D.M. T7:19/632

は順に、契約が七月で期限が十二月、契約が十一月で期限が「春」、契約が六月で期限が七月である。

(67) 秋射については永田英正「居延漢簡に見る候官についての一試論」(前掲『居延漢簡の研究』所収)、大庭脩「『建武五年遷補牒』と功勞文書」(同氏著『漢簡研究』同朋舎出版 1992)などを参照。

(68) 秋射の増労名籍の例は未見であるが、次の簡は「乘塞外」による増労内容が記載された名籍で、増労名籍に違いない。

始建國三年十月旦、乘塞外、盡三年九月晦。積三百

□□□隊長上造李欽

張掖延城大尉元・丞音、以詔書增欽勞

□ E. P. T59:339

秋射の場合もこのような書式と思われる。秋射爰書は次の書式のものである。

甘露二年八月戊午朔丙戌、甲渠令史齊敢言之。第十九隊長敞自言、當以令秋射、

|| 署功勞。即石力發弩矢

□弩臂、皆應令。甲渠候漢疆・守令史齊署發中矢數于牒。它如爰書。敢言之。

E. P. T53:138

秋射爰書については初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」参照。

- (69) 本章は訴訟において爰書の果たす機能の考察を目的とするので、以下、券による事実保証については捨象する。
- (70) 次の簡にも債務者の現任の記載が見えるが、やはり債権者主語の責名籍である。

司馬令史騰譚 自言、責甲渠隊長鮑小叔負譚食粟三石。今見爲甲渠

隊長

E. P. T51:70

(71) 初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」一五〇—一六頁。

(72) これに対して、債務不承認の際の自証爰書の作成・送付の命令は、簡2、簡4のように「不服、移自證爰書」と表現される。

(73) 「爰書自證」の語は、それに先行する部分を爰書によって証言したことを示す語である。第五節参照。

(74) 簡45を尋問結果の併記された責名籍とした場合、尋問結果の部分が追記でなく全体が同筆であることが問題となるかもしれないが、責名籍には簡39のよ

うに尋問結果が追記されたものと、簡30、簡38のように尋問結果を含めて責
名籍全体が書き直されているものがある。

(75) 簡45では、尋問された債務者が債務不承認を爰書によって証言している。
これは「責」による債権回収命令の「不服、移自証爰書」に当たることから、こ
の債権の存在は「自言」の附かない「責」と表現されていたと思われる。従って、
「責」の事実保証という点で言えば、「證所言」とある如く爰書による事実保証
の例となろう。

(76) 相牽証任爰書については、朮山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」
——参照。

(77) 次の例も「是服言」と同様に、報告を命ずる「言」の前の「已成」が報告の
前提とされ、「(作業が)完了したならば報告せよ」という報告命令である。

十月壬寅、甲渠郵候喜、告尉、謂不侵候長赦等。

寫移書到、趣作治、已成言。會月十五日。詣言府。如律令。／士吏宣・令史起。

139・36+142・33(A8)

(78) 朮山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」三二頁。

(79) 朮山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」では、「爰書自證」の
次の「不當償彭祖錢已決絶」を証言内容と解釈する(三三頁)が、後述のように、
この「爰書自証」の語は、これに先行する部分を「爰書によって証言した」こと
を表すものである。

(80) 謝桂華「新・旧居延漢簡冊書復原掬隅」(『秦漢史論叢』第五輯 法律出版
社 1992)、朮山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」。

(81) 朮山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」二二頁。

(82) 次の簡では萬歳隊・却適隊・臨之隊・第一隊・第三隊が、「萬歳部」ではな
く「第三部」といわれている。

萬歳隊刑齊自取、第一隊長王萬年自取

出錢三千六百 却適隊長壽自取、第三隊長願之自取

臨之隊長王紋自取、候史李奉自取

(第一欄)

初元年三月乙卯、令史延年付第三部吏六人二月奉錢三千六百。

(第一欄)

E. P. T51:193

恐らく、部を構成する際は一定だが候長の所在に拠って部名称が変わることがあったのだろう。

(83) 例えば「居延令移甲渠候吏遷補牒」と呼ばれる次の冊書にも見える。

甲渠候官尉史鄭駿 遷缺。

E. P. F22:57

故吏陽里上造梁普年五十 今除補甲渠候官尉史 代鄭駿

E. P. F22:58

甲渠候官斗食令史孫良 遷缺

E. P. F22:59

宜穀亭長孤山里大夫孫況年五十七 黨事 今除補甲渠候官斗令吏 代孫良

E. P. F22:60

牒書吏遷序免給事補者四人。人一牒。

建武五年八月甲辰朔丙午、居延令、丞審、告尉、謂鄉、移甲渠候官。聽書

|| 從事、如律令。

E. P. F22:56A

(84) 枋山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」では、この都郷嗇夫官発信文書 (E. P. F22:29~32) を戊辰(十六日)附寇恩の自証爰書を送付する際の送り状と解釈する(一四頁)が、送り状には尋問の結果報告が記載されることなく、この文書は都郷嗇夫から県廷への尋問結果報告とすべきである。

(85) 第一章第四節(二)参照。

(86) 謝桂華前掲論文では、冊書を①⑦⑥②③④⑤の順に排列し、この冊書全体を秦恭が太鼓の略取容疑を否認した自証爰書とする(二七二頁)。

(87) 漢簡中の「證」字は自証爰書など爰書によって証言することを示す。本章第四節参照。

(88) 謝桂華前掲論文では「官記」の末尾を「李丹、孫詡証知状。驗問具言前言状。」と断句しており(二七一頁)、「驗問具言前言状」全てを候官からの命令文言と解釈しているようである。私見に拠れば「前言状」は「先に状況は報告済」という萬歳候長の注記である。第三章第一節参照。

(89) 尋問命令に再録された原告粟君の訴えは「甲渠候書曰く償不相當廿石」である。

建武三年十二月癸丑朔辛未、都郷耆夫宮敢言之。廷移甲渠候書曰『去年十二月

中、取客民寇恩爲

就、載魚五千頭、到櫛得。就賈用牛一頭・穀廿七石。恩願沽出時行錢卅萬、以

得卅二萬。又借牛一頭

E. P. F22:29

以爲糶、因賣不肯歸。以所得就直牛、償不相當廿石。』書到、驗問治決言。前

言解。廷却

書曰「恩辭不與候書相應。疑非實。今候奏記府、願詣郷爰書是正。府録令明處。

E. P. F22:30

更詳驗問治決言。」謹驗問恩、辭「不當與粟君牛不相當穀廿石。又在粟君所

器物直

錢萬五千六百、又爲粟君買肉糶穀三石、又子男欽爲粟君作賈直廿石、皆盡償所

負

E. P. F22:31

粟君錢畢。粟君用恩器物幣敗、今欲歸、恩不肯受。」爰書自證。寫移爰書。叩頭死罪死罪敢言之。

E. P. F22:32

(90) 尋問命令に再録された原告守塞尉放の訴えは「守塞尉放記言く皆知状」である。

建武三年十二月癸丑朔丁巳、甲渠郵候獲叩頭死罪敢言之。

E. P. F22:187A

府記曰「守塞尉放記言『今年正月中、從女子馮□借馬一匹、從今年駒。四月

E. P. F22:188

九日詣部、到居延收降亭。馬罷。止害隊長焦永行檄還。放騎永所用驛

E. P. F22:189

馬去。永持放馬之止害隊。其日夜人定時、永騎放馬行警檄、牢駒

E. P. F22:190

隊内中。明日駒死。候長孟憲・隊長秦恭皆知状。』記到、驗問明處言、

E. P. F22:191

(91) この二簡は断裂部分の形状と裏面の墨跡から接続することがわかる。

(92) 胡平生「匈奴日逐王帰漢新資料」(『文物』1992-4)所掲の积文による。

(93) 秦恭の尋問を命じた「官記」に「李丹・孫詡證知状」とあるので、「證知者李丹・孫詡」を「(状況を)知っている」と証言した李丹と孫詡」と解釈できそうであるが、「證……、它如爰書」の句をそのように読むことは用例から考えて不可能である。

(94) 次の簡によれば、誠北隊・武彊隊・俱南隊・執胡隊で部を構成している。

候長胡霸千二百 俱南隊長王勝之六百

六月奉錢 候史刑延壽六百 執胡隊李敞六百

出四千二百 誠北隊長范勝六百・凡四千二百

武彊隊長宋竟六百 (第一欄)

貫四未還

永光五年五月甲辰朔壬申、候君付長霸・候史延□
執胡隊長李敞 就錢廿一 □

(第二欄)

E. P. T51:239

(95) 滋賀秀三前掲論文68〜72頁。

(96) 例えば唐律断獄八条「訊囚察辭理」。諸應訊囚者、必先以情、審察辭理、反覆參驗、猶未能決、事須訊問者、立案同判、然後拷訊。違者、杖六十。

疏議曰、依獄官令、察獄之官、先備五聽、又驗諸證信、事狀疑似、猶不首實者、然後拷掠。故拷囚之義、先察其情、審其辭理、反覆案狀、參驗是非、猶未能決、謂事不明辨、未能斷決、事須訊問者、立案、取見在長官同判、然後拷訊。若充使推勘及無官同判者、得自別拷。若不以情審察及反覆參驗、而輒拷者、合杖六十。

若臧狀露驗、理不可疑、雖不承引、即據狀斷之。若事已經赦、雖須追究、並不合拷(謂會赦移鄉及除・免之類)。

疏議曰、若贓狀露驗、謂計贓者見獲眞贓、殺人者檢得實狀、贓狀明白、理不可疑、問雖不承、聽據狀科斷。若事已經赦者、雖須更有追究、竝不合拷。注云謂會赦移鄉及除・免之類、謂殺人會赦、仍合移鄉、犯十惡・故殺人・反逆縁坐、會赦猶除名、監臨主守於所監守犯姦・盜・略人若受財而枉法、會赦仍合免所居官。稱之類、謂會赦免死猶流、及盜・詐・枉法猶徵正贓、故云之類。

(97)

殄北候令史登、不服臨木候長憲錢。謂臨木候長憲。●一事一封 四月己卯、尉
|| 史疆奏封。 E. P. T51:25

(98) 第一章末尾の訴訟手続きの図式参照。

第三章 漢代の民事訴訟 ——「候粟君所責寇恩事」冊書の考察——

はじめに

前章で考察したように、現代の給付訴訟に相当する債権回収を求める民事訴訟(二)では、原告(債権者)の訴えを受けた官が、被告(債務者)を尋問し債権の存在を承服させた上で債権を回収するという手続きがとられていた。被告を尋問した際に、被告が債務の存在を承服しない場合でも、官はただ被告の債務不承認の旨を原告に回答するだけのようで、それ以上の訴訟行為は確認されない。このことは、訴えの提起から被告尋問結果の報告までの手続きの範囲内では、原告や被告の主張する訴えや反論の内容について官が事実を究明することが全く行われていないこと、さらには、当事者双方の主張を比較検討し事実認定をした上で判決を下すという手続きが存在しないことを示唆するものである。ただ、原告が債権内容を爰書によって証言した場合、被告がその債務を承服しないのならば不服の旨を同じく爰書によ

って証言することが要求されていた(2)。この爰書によって証言するということは、その証言内容がもしも虚偽の場合には処罰される証不言請律の適用対象となることであり、爰書による証言とそれに対する反論の信憑性の均衡を保つため、「爰書には爰書を」という手続きが取られるのである。なお、かかる爰書による証言を当事者に要求することは、当事者による虚偽の主張を抑制する効果を持つと考えられる。

居延一九七三・七四年出土簡に含まれる後掲「候粟君所責寇恩事」冊書に見られる訴訟内容も、単純な債権回収の訴えに比べれば事実関係が複雑で錯綜してはいるものの、原告粟君が被告寇恩に対して、寇恩が請け負った輸送販売契約における未払分の支払を求めたもので現代の給付訴訟に当たり、先の債権回収に関する訴訟と同一の訴訟類型であることは明白である。この「候粟君所責寇恩事」冊書に見える手続きは、従来の研究では以下の如く解釈されている。即ち、粟君の二度目の提訴を受けた府が居延県に被告寇恩の尋問と県廷の判断を求めた。県はこれを承けて寇恩の住む都郷に寇恩尋問を命じた。都郷は寇恩を尋問し自証爰書を作成して県に報告した。県はその尋問結果に自己の判断(判決原案)を添附し府に提出すると共に、同内容の文書を原告粟君の所属する甲渠候官へ送付した。甲渠候官では然るべき対

応を取った後、やはり自己の判断(判決原案)を作成し爰書と共に府へ提出する。

府では居延県と甲渠候官の判決原案と爰書を勘案して最終判決を下す、というものである(3)。かかる訴訟手続きは先に挙劾文書の分析から想定された刑事訴訟手続き、即ち、挙劾者は挙劾の時点において劾状を、被挙劾者は獄での取調べにおいて爰書を各々作成し、県廷ではその双方の文書を元に判決を下す(4)というものと、基本的に同一の手続き形態と言えよう。その場合、当事者の一方である原告粟君の元へ、もう一方の当事者である被告寇恩の自証爰書が送付されているのは何故かというところが大きな問題となってくる。それ以前に、この「候粟君所責寇恩事」冊書に見える訴訟は給付訴訟であって、先に見た債権回収請求訴訟と同一の訴訟類型なのである。従来の解釈に従えば、「候粟君所責寇恩事」冊書は債権回収請求訴訟と同一の訴訟類型でありながら、全く異なった訴訟手続きが行われていることになる。同一の訴訟類型について複数の異なる訴訟手続きが存在することは、訴訟の実務的運用においても多くの不都合を生じるに違い無く、かかる解釈には再考の余地があるだろう。その結果は、従来存在しないとされてきた、刑事裁判手続きとは異なる民事裁判手続きの存否にまで及ぶことになる。そこで、改めて「候粟君所責寇恩事」

冊書に見える文言などを検討し、冊書を巡って行われた手続きを正確に復原した上で、そこで行われている訴訟手続きについて再度考察する必要があると考える。

「候栗君所責寇恩事」冊書全体の構成は次の通りである。

- I 建武三年十二月癸丑朔乙卯（三日）附、寇恩の自証爰書（E.P.F22:1～20）。
- II 戊辰（十六日）附、寇恩の自証爰書（E.P.F22:21～28）
- III 辛未（十九日）附、都郷齋夫から居延県廷に宛てた寇恩尋問結果の報告文書（5）（E.P.F22:29～32）。
- IV 己卯（二十七日）附、居延守丞から甲渠候官へ宛てた文書（E.P.F22:34～35）

十九日附都郷齋夫報告文書（III）には、被告の寇恩尋問を命じた居延県廷の文書が再録されており、この訴訟の経緯を窺うことができる。居延県廷からは前後二度に亙って寇恩尋問が命令されており、二通の寇恩自証爰書（I・II）がそれに対応することは間違い無い。ただ、その二通の寇恩自証爰書が都郷齋夫から居延県廷へ何時送付されたのかについては異なる見解が存在している。即ち、三日附自証爰書（I）

・十六日附自証爰書（II）・十九日附都郷齋夫報告文書（III）の三文書が十九日に都郷齋夫から県廷へまとめて送付されたとする解釈（6）と、三日附自証爰書（I）は先に送られており、十九日には十六日付自証爰書（II）と十九日附都郷齋夫報告文書（III）の三文書のみが送られたとする解釈（7）とである。「候栗君所責寇恩事」冊書に見える裁判手続きを考察するためには、文書の作成・送付の状況を正確に復原することが不可欠の前提となつてこよう。その復原にとって最も重要な都郷齋夫報告文書（III）には、居延県廷からの尋問命令が二度ともに再録されているが、その間に「前言解」という語が記されているのである。この語の解釈奈何によって、復原される文書の作成・送付状況は変わってくることになろう。そこで、この「前言解」の考察から始めることにしよう。

第一節 「前言解」の考察

「候栗君所責寇恩事」冊書の「前言解」の語は「既に回答済み」と解釈され、三

日附寇恩自証爰書の送付を指すと理解されてきた(8)。しかし、後掲の「駒罷勞病死」冊書では「記到、驗問明處言。會月廿五日。前言解。謹驗問」のように尋問結果の報告である「謹驗問」の前に「前言解」の語が置かれており、この書き方からすればむしろ尋問命令の一部と解釈する方が自然のようにも思われる。初山氏は「駒罷勞病死」冊書の「前言解」も「すでに釈明・説明済み」と解釈し「上級機関からの指示・問合わせに対して二度返答する場合は制度上あったようにも思われる」とひとまず解釈される(9)。確かに「候粟君所責寇恩事」冊書でも返答は二度行われているが、それは前後二度の寇恩尋問命令に対するものであって、一度の命令に対する返答は一度きりである。このように「前言解」の解釈についてはまだ検討すべき余地がある。

漢簡に見える「前言解」の語は「候粟君所責寇恩事」冊書と「駒罷勞病死」冊書以外に断簡が一例あるのみである(10)が、「前言状」という類似表現が存在する。この「前言状」は、第二章第五節で検討した「隊長失鼓」冊書の秦恭尋問結果の報告文書に「驗問具言。前言状。●今謹召恭詣治所驗」と見える。この場合も報告部分の前に「前言状」があり、尋問命令の一部と解釈できないこともない(11)。報告

文書の場合、この例のように「●」は再録された命令とそれに対する報告との間に置かれることが多い(12)。しかし、前掲の「駒罷勞病死」冊書の「驗問明處言。會月廿五日。前言解。」と同じ記載形式の「二十五日。●前言 (13)」（110・6(A8)）では「前言」の前に「●」があり、「●」の位置だけから「前言解(状)」を命令文言の一部と断定することはできないのである。さらに、字義から考えても無理がある。「解」の用例を挙げよう。

1 卅井言。謹拘校二年十月以來

計最。未能會會日。謁言解。

430・1+430・4(P9)

「●卅井候官が言う。謹んで二年十月以來の計最を点検するに、出頭期日に出頭できなかつた。どうか弁解させていただきたい。」

2 至今不移、令官失會。數言解、甚母状。檄到、宜遣

E.P. 16:57

「今に至るまで送付せず、そのため候官が期日に遅れることとなった。度々弁

解するがごときは、無礼千万。この檄が到着したら、宜しく□を遣わして」

簡1は卅井候官（出土地P9は卅井候官址）が都尉府へ送付した文書冊の控えに附けられた附け札で(14)、出頭期日に出頭できなかったことを承けて「謁じふらく(15)は解を言わん」とある。簡2は、今に至るまで何かを送付せず候官に「失會」させたことに対し屢々「解」を言っている。また「解何」という譴責の言葉も頻見する。いずれの場合も譴責されるべき失態や不始末を起こした当事者の「弁解」を指すこととは明らかである。「解」は返答・回答・説明の類一般を指すわけではなく、当事者の「弁解」の意味に限定されること、挙例から明らかであろう。また、「前」は過去の事実を表す「以前に」の意である(16)。従って、「前言解」を命令文言と解釈することは不可能であり(17)、語の意味自体は「先に弁解は報告済み」となる。しかし、この「前言解」は「候粟君所責寇恩事」冊書での文書作成・送付の状況を復原する際に極めて重要な要素となるが故に、単なる字義の解釈だけで充分とは言えず、冊書に見える文書作成・送付過程の中で具体的にどの文書を指しているのかを検討する必要がある。

先ず取り上げたいのは「前言解」の類似表現「前言状」である。「前言状」の語は「隊長失鼓」冊書に見える(18)。該当部分を挙げよう。

3 建武四年三月壬午朔己亥、萬歳候長憲敢言之。官記曰。第一隊長秦恭時之俱起
 二 隊、

取鼓一持之吞遠隊。李丹・孫翽證知状。驗問具言。前言状。●今謹召恭、詣治
 二 所驗 E. P. F22:329

〔建武四年（後二八）三月十八日、萬歳候長の憲が申し上げます。候官からの記には「第一隊長の秦恭がある時、俱起隊に行き太鼓一つを取って、吞遠隊に運んだ。李丹と孫翽が状況を知っていると証言している。尋問して詳しく報告せよ」とありました。先に状況は報告済みです。●今、謹んで秦恭を召喚し萬歳隊に出頭させ、尋問〕

問題の「前言状」の直前「李丹・孫翽證知状」にも「状」字が含まれるが、同じ「状」字が連続して現れることから、これらの「状」字の指す具体的内容は同一と

考えるのが自然であろう。「李丹・孫詡證知状」は秦恭の自証爰書末尾にも「證知者李丹・孫詡皆知状」と見え、二つの「知状」の「状」は——それが指す具体的状況は秦恭と李丹とで異なるもの——「太鼓を巡る状況」である。そうすると「前言状」は「先に太鼓を巡る状況については報告済み」となる。そこで注目されるのが続く「今謹召恭」の「今」である。「今」が「前」との対比で現れる表現は漢簡でも見られ(19)、「前言解」に対して「今便言解」(E.P. S4. T2: 32B) という例もある。従って、「前言状。今謹召恭」も「先に太鼓を巡る状況については報告済み。今謹んで秦恭を召喚して」と解釈されよう。第二章第五節で考察したように、秦恭は自証爰書の作成された十六日の尋問に先立って一度尋問を受けており、その際、太鼓を巡る状況を爰書によって証言しているのである。「前言状」は、先に送付したこの証言において太鼓を巡る状況は既に報告済みである、ということを具体的に指していると考えて誤り無いだろう。要するに、萬歳候長の文書は被告秦恭が「知者李丹・孫詡知状」を爰書によって証言したことを報告するものであるが、その「状」について先に一言「先にその状況は報告済み」と申し添えているわけである。

今度は「駒罷勞病死」冊書を取り上げよう(20)。

建武三年十二月癸丑朔丁巳、甲渠鄣候獲叩頭死罪敢言之。 E.P. F22:187A

府記曰「守塞尉放記言『今年正月中、從女子馮口借馬一匹、從今年駒。四月 E.P. F22:188

九日詣部、到居延收降亭。馬罷。止害隊長焦永行檄還。放騎永所用驛 E.P. F22:189

馬去。永持放馬之止害隊。其日夜人定時、永騎放馬行警檄、牢駒 E.P. F22:190

隊内中。明十日駒死。候長孟憲・隊長秦恭皆知状。』記到、驗問明處言、 E.P. F22:191

會月廿五日。』前言解。謹驗問放・憲・恭、辭皆曰「今年四月九日、憲令隊長 E.P. F22:192

|| 焦永行

府卿蔡君起居檄、至庶虜、還到居延收降亭。天雨。永止須臾去、尉放使 E.P. F22:193

士吏馮匡呼永曰『馬罷。持永所騎驛馬來。』永即還與放馬、持
放馬及駒、隨放後、歸止害隊。即日昏時、到吞北。所騎馬更取留隊驛馬一匹

E. P. F22:195

騎歸吞遠隊。其夜人定時、新沙置吏馮章行珍北警檄來。永求
索放所放馬、夜冒不能得。還騎放馬行檄、取駒牢隊內中、去到吞北隊

E. P. F22:196

□□□罷□□□中步到……俱之止害隊、取駒、去到
吞北隊下、駒死。」案、永以縣官事行警檄、恐負時騎放馬行檄。駒素罷勞病死。

E. P. F22:199

放又不以死駒付永。永不當負駒。放以縣官馬擅自假借、坐藏爲盜。請行法。

E. P. F22:200

獲教敕要領放母狀、當并坐。叩頭死罪死罪敢言之。

E. P. F22:201

〔建武三年（後二七）十二月五日、甲渠郵候の獲が恐れながら申し上げます。
都尉府からの記には次のようでありました。〕塞尉心得の放が送付してきた
記には『今年の正月中に、女子の馮□から馬を一匹、今年生まれた仔馬附き

で借りました。四月九日、部に赴任するため、居延候官收降亭まで来たところ、その馬が疲れてしまいました。そこに止害隊長の焦永が檄を巡回伝達して来ました。私放は焦永が乗っていた馱馬に乗って出発し、焦永は私放の借りた馬を連れ止害隊へ戻りました。その日の夜の人定時（二十二時頃）に、焦永は私放が借りた馬に乗って警戒の檄を巡回伝達しに行き、仔馬は隊の中に繋いでおきました。翌十日に仔馬は死にました。候長の孟憲と隊長の秦恭とが皆状況を知っております。』とあった。この記が到着したならば、尋問し真実を究明して報告せよ。今月二十五日に出頭せよ。』と。先に（止害隊長焦永の）弁解は報告済みです。謹んで尉の放と孟憲と秦恭とを尋問しましたところ、皆供述して言うには「今年四月九日、孟憲は隊長の焦永に命じて府卿蔡君の起居の檄を巡回伝達させ、庶虜隊まで行きました。復路、居延候官收降亭まで戻ってきたところで、雨が降ったので、焦永は暫し雨宿りをした後に出発しました。尉の放が士吏の馮匡に命じて焦永を呼び止めさせ、『馬が疲れてしまった。焦永お前が乗っている馱馬を連れて来い。』と言いました。焦永はすぐに引き返して尉の放に馬を貸し、放の借りた馬と仔馬と

を連れて、放の後ろに附いて、止害隊に戻りました。（尉の放は）その日の昏時（十九時頃）に吞北隊に到着し、そこで乗っていた馬を隊備え附けの駅馬一匹と交換し、それに乗って吞遠隊に帰りました。その夜の人定時（二十二時頃）に、新沙置の吏の馮章が珍北候官の警戒の檄を巡回伝達して来ました。焦永は尉の放が放ち置いていた馬を探しましたが、夜目がきかず見つけられませんでした。そこで尉の放が借りた馬に乗って檄を巡回伝達しようとし、仔馬は隊の中に繋いでおいて、出発して吞北隊に到着しました。……：一緒に止害隊へ行き、仔馬を連れ出して、吞北隊近くまで来た所、仔馬は死んでしまいました。」と。思うに、焦永は公務によって警戒の檄を巡回伝達したのであり、遅れないために尉の放が借りた馬に乗って檄を巡回させたものであります。仔馬はもとより疲労していたため病死したものです。尉の放はさらに仔馬の屍骸を焦永に引き渡してはおりません。よって、焦永には仔馬を賠償する義務はありません。尉の放は公用の馬を規定に違反して勝手に借用しており、不正取得で盗罪に当たります。どうか処罰されますように。私獲も尉の放に対する監督不行届であり、併せて処罰されるに該当します。

以上、恐れながら申し上げます。」

「前言解」は先述のように「先に弁解は報告済み」という意味であるが、「駒罷勞病死」冊書では具体的には誰の弁解を指すのだろうか。その鍵を与えてくれるのが、尋問の前提と被尋問者との関係である。この冊書と先の「隊長失鼓」冊書、「候栗君所責寇恩事」冊書について整理すると次のようになる。

【尋問の前提】	【被尋問者】
「駒罷勞病死」	原告放、知者孟憲・秦恭
…原告放が焦永を提訴	
孟憲・秦恭「皆知状」	
「隊長失鼓」	…李丹・孫詡「證知状」
…原告栗君が寇恩を提訴	被告秦恭
	被告寇恩

「隊長失鼓」冊書と「候栗君所責寇恩事」冊書では、尋問の前提において原告から訴えられた被告が尋問を受けている。言う迄もなく当然のことである。それに対し

「駒罷勞病死」冊書では、尋問の前提で焦永が駒を弁償すべき被告として名指しされているにも拘わらず、実際に尋問されているのは、被告焦永を訴えた当の原告放と原告側証人の孟憲・秦恭なのである。この対応は極めて不可解といわざるを得ない。さらに、この供述の後の「案」の終わり、被告焦永に賠償責任は無く逆に原告放が盗罪に当たるといふ尋問者甲渠郵候獲の見解が示されているが、両当事者の内、提訴を承けてまず最初に尋問すべき——実際、他の二冊書では尋問されている——被告を尋問することなく判決の如き判断をすることが可能だったとは、常識的に言つて至つて考え難い(21)。中国における裁判が原告被告を平等な立場に立たせるといふ一種の形式主義を持つ(22)ことからすればなおさらである。

このように考えてくれば、先に報告されている弁解が被告焦永の弁解であることは贅言を要しないであろう。「前言解」の字義を検討した際に指摘したように、「解」は譴責されるべき失態や不始末を起こした当事者の「弁解」である。「駒罷勞病死」冊書に見える一連の尋問手続きはもとより原告放の訴えを承けて行われたものであるから、「弁解」すべき当事者は被告焦永を措いて他にはいない。このように「前言解」を被告焦永の尋問結果の報告と解釈するならば、如上の問題点は全

て氷解する。なお、「前言解」が被告焦永の供述を指すとすれば、「解」が譴責されるべき失態や不始末を起こした当事者の「弁解」ではなく、裁判で尋問された被告の「供述」を指すことになり、字義の点で問題になるかもしれないが、尋問における被告の供述は、被告が容疑を承服しない場合には容疑に対する「弁解」に他ならないだろう。

これまでの考察から「駒罷勞病死」冊書での手続きを復原すれば以下のようなろう。原告守塞尉放が居延都尉府(23)に対して、死んだ駒を賠償しよう被告止害隊長焦永を訴えた。府では両当事者の所属する甲渠候官に対して「驗問明處言」と命じた。候官はまず被告焦永を尋問しその供述を府に送付した。これが「前言解」に当たる。さらに、候官は原告放と原告側証人孟憲・秦恭を尋問し、両当事者の供述を検討して下した候官としての判断(「案」請行法)も原告放等の供述に添えて府に報告した。その報告の控えがこの冊書である、と。注意しておきたいのは、ここで報告されている原告側の尋問は、原告放の訴えを受けて出された府からの尋問命令「驗問明處言」に基づいて行われたものであること、つまり、候官は府の尋問命令を受けて被告焦永を尋問し、続いてさらに原告側の尋問も行なっているとい

うことである。漢代の公文書では、覆奏・復信の場合必ず受領した制詔などを再録することが指摘されているが(24)、この命令再録は居延・敦煌の長城地帯で作成・送付される文書においても遵守されていた。前掲の「隊長失鼓」冊書では被告の秦恭が二度に亘って尋問を受けていたが、冊書そのものが相当するところの二度目の尋問結果報告の文書には、二度目の秦恭尋問を直接命令する「官記」が再録されるのみで、原告斉通耐の訴えを含むはずの一度目の尋問命令は再録されていない。このことは、再録されている尋問命令は、その結果を報告している所の尋問を直接命じたものであることを意味しよう。従って、「駒罷勞病死」冊書で結果が報告されている原告放等の尋問は、冊書に再録されている「府記」の尋問命令に基づく尋問であったということになる。この場合の「前言解」は、原告放等の尋問結果送付に当たり、「府記」の尋問命令を受けてまず第一に尋問すべき被告焦永の尋問結果は既に報告済みであることを一言申し添えたものということになる。

なお、このように候官が府からの尋問命令を承けて被告のみならず原告及び原告側証人まで尋問し、さらに候官としての判断を下すという手続きは、先に考察した債権回収請求訴訟の手続きにおいて被告が債務不承認の場合でも判決の如きは行わ

れないと思われるのとは、訴訟手続きとしては明らかに異なるものである。「駒罷勞病死」冊書において候官が此の如く主体的に真実探知を行っているのは、府の命令文言に「驗問明處言」とあるように「明處」(25)が命じられていたからであり、「請行法」といった判断は真実探知の結果、原告守塞尉放に「坐臧當盜」の事実があったことによるものである。この点については、第四章において改めて論及されるであろう。

以上、「候粟君所責寇恩事」冊書に見える文書の作成・送付状況復原の鍵を握る「前言解」の語の検討を行ってきた。その結果、「前言解」は「先に被尋問者の供述・弁解は報告済み」という意味の補足説明であることが明らかになったと思う。「候粟君所責寇恩事」冊書の場合は、既に指摘されているように三日に行われた第一回目の寇恩尋問結果の報告を指すこと間違い無い。ただし、その報告には寇恩の自証爰書が含まれておらず、さらには爰書によって証言した事実さえも報告されていないかと思われるのである。節を改めて検討しよう。

第二節 「候粟君所責寇恩事」冊書手続きの復原

初めに「候粟君所責寇恩事」冊書を挙げておこう。なお、ここでは尋問及び文書作成・送付の状況を問題とするので、被告寇恩の供述部分はほぼ省略した。また、辛未（十九日）附都郷齋夫宮の寇恩尋問結果報告文書（Ⅲ）は、内容に従って分段して示してある。

I 建武三年十二月癸丑朔乙卯（三日）附、寇恩の自証爰書（E.P.F22:1～20）。

建武三年十二月癸丑朔乙卯、都郷齋夫宮、以廷所移甲渠候書、召恩詣郷、先以證財物、故不以實臧五百以上、辭已定滿三日、而不更言請者、以辭所出入罪、反罪之律、辨告。乃爰書驗問恩、辭曰『潁川昆陽市南里、年六十六歲、姓寇氏。——（寇恩の供述）——恩不當與粟君牛不相當穀廿石。皆證。』它如爰書。

〔建武三年（後二七）十二月三日、都郷齋夫の宮が、居延県廷から送付されてきた甲渠鄣候の文書に基づいて、寇恩を召喚し郷に出頭させ、先ず、財物の証言に際して、故意に真実を述べず、その不法所得が五百錢以上で、供述が

確定した後三日経っても、改めて真実を述べない場合は、供述の事実不一致分の罪を以て、反対に処罰するとの律を申し聴かせた。そこで、寇恩を尋問しその供述を爰書に記載した。供述して言うには『本籍は潁川郡昆陽県市南里、年は六十六歳、姓は寇氏。——（寇恩の供述）——私恩は粟君に対し牛の価格差に相当する穀二十石を賠償する義務はありません。以上、証言します。』と。以上、爰書とする。』

II 戊辰（十六日）附、寇恩の自証爰書（E.P.F22:21～28）

建武三年十二月癸丑朔戊辰、都郷齋夫宮、以廷所移甲渠候書、召恩詣郷、先以證財物、故不以實臧五百以上、辭以定滿三日、而不更言請者、以辭所出入罪、反罪之律、辨告。乃爰書驗問恩、辭曰『潁川昆陽市南里、年六十六歲、姓寇氏。——（寇恩の供述）——不當予粟君牛不相當穀廿石。皆證。』它如爰書。

〔建武三年（後二七）十二月十六日、都郷齋夫の宮が、居延県廷から送付されてきた甲渠鄣候の文書に基づいて、寇恩を召喚し郷に出頭させ、先ず、財物の証言に際して、故意に真実を述べず、その不法所得が五百錢以上で、供述

が確定した後三日経っても、改めて真実を述べない場合は、供述の事実不一致分の罪を以て、反対に処罰するとの律を申し聴かせた。そこで、寇恩を尋問しその供述を爰書に記載した。供述して言うには『本籍は潁川郡昆陽県市南里、年は六十六歳、姓は寇氏。——(寇恩の供述)——私恩は粟君に対し牛の価格差に相当する穀二十石を賠償する義務はありません。以上、証言します。』と。以上、爰書とする。』

●右爰書

(E. P. F22:33)

〔●以上、爰書。〕

Ⅲ 辛未(十九日)附、都郷齋夫の寇恩尋問結果報告文書 (E. P. F22:29~32)。

(ア) 建武三年十二月癸丑朔辛未、都郷齋夫宮敢言之。

(イ) 廷移甲渠候書曰『去年十二月中、取客民寇恩爲就、載魚五千頭、到櫛得。就買用牛一頭・穀廿七石。恩願沽出時行錢卅萬、以得卅二萬。又借牛一頭以爲糶因賣不肯歸。以所得就直牛償、不相當廿石。』書到、驗問治決言。

(ウ) 前言解。

(エ) 廷却書曰「恩辭不與候書相應。疑非實。今候奏記府、願詣郷爰書是正。府録令明處。更詳驗問治決言。」

(オ) 謹驗問恩、辭「不當與粟君牛不相當穀廿石。又以在粟君所器物直錢萬五千六百、又爲粟君買肉糶穀三石、又子男欽爲粟君作賈直廿石、皆盡償所負粟君錢畢。粟君用恩器物幣敗、今欲歸、恩不肯受。」

(カ) 爰書自證。寫移爰書。

(キ) 叩頭死罪死罪敢言之。

〔(ア) 建武三年(後二七)十二月十九日、都郷齋夫の宮が申し上げます。〕

(イ) 居延県廷から送付されてきた甲渠郵候の文書には『去年の十二月中に、当地に本籍が無く客居している寇恩を雇い、魚五千匹を載せ、櫛得県まで運ばせた。牛一頭と穀二十七石を労賃とした。寇恩は四十万銭で販売することを約束したが、実際の売り上げは三十二万銭であった。さらに、牛一頭を借りて運送用に使った後に売り飛ばしてしまつて返そうとしない。労賃として受け取った牛を返却して弁済したが、穀二十石分足らな

い。』と。この文書が到着したら、尋問して決着を付けた上で報告せよ。
(ウ)先に(寇恩の)弁解は報告済み。

(エ)居延県廷が返送してきた文書には「寇恩の供述内容は甲渠郵候の文書と一致しない。恐らくは事実ではないだろう。今、甲渠郵候は都尉府に記を送付して、郷に出向いて爰書を作成することで供述を訂正したいと希望した。それを承けて、都尉府は録を下して真実究明を命じてきた。更めて詳しく尋問して決着を付けた上で報告せよ。」とありました。

(オ)謹んで寇恩を尋問しましたところ、供述して言うには「粟君に牛の価格差に相当する穀二十石を弁済する義務はありません。さらに、粟君に引き渡した器物、代金一万五千六百銭分と、粟君の為に購入した肉及び穀物三石の分と、息子の欽が粟君の為に行った労働、その労賃穀物二十石相当とによって、粟君に対する負債は全て返済済みです。粟君は私恩の器物がぼろぼろであると言って、今、返却しようとしていますが、私恩は返却を了承しておりません。」と。

(カ)以上、爰書によって証言しました。その爰書を複写し送付します。

(キ)以上、恐れながら申し上げます。」

IV 己卯(二十七日)附、居延守丞の甲渠候官宛文書 (E. P. F22:34~35)

十二月己卯、居延令、守丞勝移甲渠候官。候所責男子寇恩事、郷置辭、爰書自證。寫移書到、□□□□辭、爰書自證。須以政不直者法亟報。如律令。掾黨、守令史賞。

〔十二月二十七日、居延令の、丞心得の勝が甲渠候官に通知する。郵候が返済を求めている男子寇恩の一件は、郷において供述し、爰書によって証言した。複写し送付したこの文書が到着したら、□□□□辭、爰書によって証言せよ。(甲渠郵候の自証爰書が送付されてきたならば、居延県廷は)政不直者の法を以て速やかに報告するであろう。律令の如くせよ。掾の黨、令史心得の賞。〕

先述のようにこの冊書が作成された経緯は十九日附都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)から窺うことができる。そこで、この文書を一通り解釈しておこう。

最初の(ア)は、文書発信の日附と発信者を記した書出部分である。

(イ)は、原告粟君の訴えを承けた居延県廷が被告寇恩の居住する都郷に送付してきた寇恩尋問命令で、公文書の体例としてこの尋問結果報告文書に再録されたものである。原告粟君が寇恩を訴えた「甲渠候書」を引用した後で、「驗問治決言」と被告寇恩の尋問を命令している。

(ウ)「前言解」は、先に考察したように、(イ)の尋問命令に対し「先に(寇恩の)弁解は報告済み」という都郷嗇夫の注記である。

(エ)は、その報告を受けた居延県廷からの再通達で、報告された寇恩の供述内容は原告粟君の訴えと一致しておらず寇恩の供述は虚偽の疑いがあるとの判断を示した上で、原告粟君は「府」に「詣郷爰書是正」を願ひ、それを承けて「府」が「明處」を命じてきたことを述べ、都郷に対し「更詳驗問治決言」と再度詳しく寇恩を尋問するよう命じている。

(オ)は、この再度の尋問命令に対する尋問結果の報告で、「辭」以下は粟君に対する債務の無い旨の寇恩の供述である(26)。

(カ)は、寇恩が(オ)の供述内容を爰書によって証言し、その自証爰書を尋問報告

に添附するという都郷嗇夫の申し添えである。

最後の(キ)は文書の書止部分である。

以上が都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)の内容である。この冊書にⅠⅡ二通の寇恩自証爰書が含まれているのは、正に(イ)(エ)の二度の寇恩尋問命令に対応しているのである。

このように冊書には一見何の問題も無いように見えるが、今までの考察結果を考慮に入れるならば、次の疑問が浮かんでくる。第一に、この冊書と同じ二度目の尋問結果報告である「隊長失鼓」冊書では、報告文書(前掲簡3)に二度目の尋問命令のみが再録されるのに対し、「候粟君所責寇恩事」冊書の都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)では二度の寇恩尋問命令が両方とも再録されているのは何故か。第二に、前章で明らかになったように、同一内容を爰書によって重複して証言することが無いにも拘わらず、「候粟君所責寇恩事」冊書のⅠⅡ二通の自証爰書の証言内容が同一であるのは何故か。従来の解釈はこれらの疑問に対する明確な解答を示してはいない。抑も、疑問点の指摘さえ為されていないのである。しかし、かかる疑問点を残したままの冊書に基づいて訴訟制度を議論することは、不十分な史料解釈に基づく危うい議論と言わざるを得ない。それ故、今暫くこの冊書に見える手続きについて更なる

検討を行う必要があるだろう。

先に一瞥した都郷齋夫報告文書(Ⅲ)の内容から、粟君の訴えに始まる一連の手続きを整理すると次のようになるだろう。破線以下は冊書の該当する部分である。

- ①原告粟君が居延県廷に対し寇恩を提訴
――Ⅲ(イ)「甲渠候書」
- ②居延県廷が都郷齋夫に対し被告寇恩の尋問を命令
――Ⅲ(イ)「驗問治決言」
- ③都郷齋夫が寇恩を尋問し三日附自証爰書を作成
――三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)
- ④都郷齋夫が居延県廷に対し寇恩尋問結果を報告
――Ⅲ(ウ)「前言解」
- ⑤居延県廷が粟君に寇恩尋問結果を通知
- ⑥粟君が府に対し「詣郷爰書是正」を請願
――Ⅲ(エ)「今候奏記府、願詣郷爰書是正」
- ⑦府が居延県廷に対し「明處」を命令
――Ⅲ(エ)「府録令明處」
- ⑧居延県廷が都郷齋夫に対し寇恩の再尋問を命令
――Ⅲ(エ)「更詳驗問治決言」
- ⑨都郷齋夫が寇恩を再尋問し十六日附自証爰書を作成
――十六日附寇恩自証爰書(Ⅱ)

⑩都郷齋夫が居延県廷に対し寇恩再尋問結果を報告

――十九日附都郷齋夫報告文書(Ⅲ)

⑪居延県廷が粟君に対し寇恩再尋問結果を通知
――二十七日附居延丞文書(Ⅳ)

このうち居延県廷から粟君への寇恩尋問結果の通知(⑤)は冊書に記載が無い。従って、居延県廷が都郷齋夫からの報告を受けた(④)ものの、その尋問結果をまだ粟君に通知しない内に粟君が府に対し請願し(⑥)、それを承けて府から居延県廷に「明處」が命ぜられ(⑦)、居延県廷から都郷に寇恩再尋問が命ぜられた(⑧)、という可能性も皆無ではない。しかし、粟君が「府」へ請願している所の「爰書是正」で

「是正」すべきものは第一回尋問(③)における被告寇恩の供述以外に該当すべきものが無い。されば、府への請願(⑥)時点で粟君は寇恩の供述内容を知っていたことになり、その供述内容は都郷齋夫の報告(④)を受けた居延県廷が粟君に知らせた以外考えられないのである。従って、冊書に記載は無いものの、都郷齋夫からの被告寇恩尋問結果の報告(④)を受けた居延県廷が、原告粟君に寇恩尋問結果を通知した(⑤)ことは間違い無い。

如上の手続きの中で改めて検討しなければならないのは、都郷齋夫から居延県廷への寇恩尋問結果の報告(④)である。先述のように従来の解釈では、第一回尋問(③)で作成された三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)が尋問結果の報告(④)の際に居延県廷へ送付されたとする。勿論、三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)が現実に存在する以上、第一回寇恩尋問(③)においてこの自証爰書が作成されたことには疑う余地は無い。しかし、この三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)が都郷齋夫からの報告(④)で居延県廷に送付されたと解釈した場合、爰書についてのこれまでの考察結果と齟齬を来すことになるのである。従来の解釈のように、都郷齋夫の報告(④)で三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)も送付されていたと仮定した場合、それを受領した居延県廷や原告粟君は如何なる対応を取ったであろうか。前章で指摘したように、爰書によって証言された内容は、証言内容が事実と反する場合には処罰の対象となる証不言請律によってその真実性が担保されるが故に、「紛うかた無き真実」として扱われる。さらに、爰書によって証言した内容に対し反論する場合は、その反論内容を同じく爰書によって証言しなければならず、「爰書には爰書を」という手続きが踏まれる。これに従えば、寇恩の自証爰書を受けた居延県廷は寇恩の主張を「紛うかた無き真実」と扱い、原告粟君に対

しては債権回収請求訴訟と同じく「不服、移自證爰書」を求めらるであろうし、粟君も寇恩の主張に対して反論するのならば爰書によって証言しなければならないはずである。しかしながら実際は、寇恩尋問結果報告を受けた居延県廷は逆に「恩辭不與候書相應。疑非實」(Ⅲウ)と判断し、原告粟君は爰書ではなく「詣郷爰書是正」を請願する「記」(27)を府に送っており(⑥)、想定とは全く異なる対応をしている。それ故に、都郷齋夫の寇恩尋問結果報告(④)に三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)が添附されていたか否かについて、ここで改めて検討する必要があるのである。

予備的作業として、原告粟君の居延県に対する最初の訴えであるⅢ(イ)所引の「甲渠候書」が爰書ではない点を、初めに確認しておく必要があるだろう。何故なら、債権回収請求訴訟において、訴え内容を爰書で証言したか否かによりその後の対応が異なっていたように、「候粟君所責寇恩事」冊書においても、最初の「甲渠候書」が爰書であるか否かということが、その後の一連の訴訟手続きを規定することになるからである。

最初の訴えである「甲渠候書」が爰書であったか否かの手掛かりを与えてくれるのは、居延守丞文書(Ⅳ)である。年号記載を欠くこの文書は、単独で独立の文書を

為すのではなく、先行する都郷裔夫報告文書(Ⅲ)を前提とした文書である(28)。かかる年号記載の無い文書は、他所から送付されてきた文書を更に別の所へ送付する場合に文書末尾に追加される中継・転送の為の文書である(29)。Ⅳには「寫移書到(複写し移送したこの文書が到着したら)」という文言があるが、これは下達の中継転送文書に特有の文言である。都郷裔夫報告文書(Ⅲ)に再録された居延県廷の第一回寇恩尋問命令(イ)の如き一次発信の下達文書では「書(記・檄)到」(この文書「記・檄」が到着したならば)と記される所が、一次発信ではない中継転送文書では「寫移書(記)到」(30)となるのである(31)。

4 八月廿四日丁卯、齋

E. P. F22:155

八月廿六日己巳、直成、可祠社稷

E. P. F22:156

九月八日甲辰、齋

E. P. F22:157

建武五年八月甲辰朔戊申、張掖居延城司馬武、以近秩次行都尉文書事、以居延

II 倉長印封、丞邯、告勸農掾

褒・史尚、謂官縣。以令祠秋社稷、今擇吉日如牒。書到、令丞循行、謹修治社

II 稷、令鮮明。令丞以下當

E. P. F22:153A

侍祠者齋戒、務以謹敬鮮絜約省爲故。褒・尚考察不以爲意者輒言。如律令。

E. P. F22:154

八月庚戌、甲渠候長 以私印行候文書事、告尉、謂第四候長憲等。寫移

E. P. F22:158

檄到、憲等循行、修治社稷、令鮮明。當侍祠者齋戒、以謹敬鮮絜約省爲

E. P. F22:159

故。如府書律令。

E. P. F22:160(32)

〔八月二十四日丁卯の日、齋戒。〕

八月二十六日己巳の日、十二直は成、社稷を祠るべし。

九月八日甲辰の日、齋戒。

建武五年(後二九)八月五日、張掖郡居延都尉府城司馬の武、秩次の近きを以て都尉の事務を代行し居延倉長の印で封印、と丞の邯が、勸農掾の褒、史の尚、及び候官・県に通知する。令の規定に従って社稷の祭祀を執り行え。今、吉日を右の通り選定した。この文書が到着したら、県令・県丞は巡回し、

謹んで社稷を修繕し化粧直しをせよ。県令・県丞以下の祭祀に参加する者は齋戒し、謹敬・清潔・節制を以て務めと為せ。褒と尚はなおざりにする者を監視し報告せよ。律令の如くせよ。

八月七日、甲渠候長 が私印によって郵候の事務を代行し、塞尉及び第四候長憲等に通知する。複写し送付する檄が到着したら、憲等は巡回し、社稷を修繕し化粧直しをせよ。祭祀に参加すべき者は齋戒し、謹敬・清潔・節制を以て務めと為せ。都尉府の文書・律令の如くせよ。」

一次発信文書である初めの建武五年八月戊申附文書には「書到」、末三簡の八月庚戌附文書は中継転送文書なので「寫移檄到」と記されている。この場合は、郵候代行の甲渠候長から第四候長憲等へ中継される際に檄に書かれたらしく(33)、「寫移書到」ではなく「寫移檄到」となっている。このように「書(記・檄)到」と「寫移書(檄)到」とは本質的に同じで、先の例から明らかなように、これらの語以降の部分は共に文書送付先に対する命令内容に当たる。逆に、これらの語に先行する部分は、戊申附文書に見られるようにその命令を出すに至る経緯の説明に当たる。

このように、「寫移書到」以降の部分は文書送付先への命令内容に当たることから、居延守丞文書(IV)で「寫移書到」の後にある「爰書自證」も文書送付先である甲渠候官に対する命令内容と考えなければならない(34)。また、「書到」に先行する部分はその命令を出すに至る経緯の説明であれば、「寫移書到」の前の「候所責男子寇恩事、郷置辭、爰書自證」も同様に甲渠候官へ「爰書自證」を命ずるに至る経緯であり、この「爰書自證」の命令は寇恩の爰書による証言を承けて出されたこととなる。それ故、「爰書自證」を命じられているのは、寇恩に対立する粟君を措いて他にはいないであろう。要するに、居延守丞文書(IV)は、寇恩の爰書による証言を承けて、寇恩の証言に反論があるならば同じく爰書により証言するよう原告粟君に対し求めているもので、「爰書には爰書を」という手続きが行われているのである。先述のように爰書によって同一内容を重複して証言することはないのであるから、この居延守丞文書(IV)において「爰書自證」が求められている粟君は、これまで爰書による証言はしていなかったということになる(35)。以上、粟君の最初の訴えである「甲渠候書」が爰書ではないという点を確認した上で、都郷嗇夫の報告(4)における三日附寇恩自証爰書(I)添附の問題に移ろう。

先に粟君と居延県廷の対応が問題となることを指摘したが、まず原告粟君の対応から取り上げたい。居延県廷から寇恩尋問結果を報告(⑤)された粟君は「府」に対して「記」を送り「詣郷爰書是正」を請願している(⑥)。従来この「府」への「奏記」は、寇恩尋問結果を不服とした粟君による「府」への再提訴、即ち現行制度に言う「控訴」と解釈されているようである。しかし、粟君の「府」に対する請願内容は「詣郷爰書是正」なのである。その「郷」が被告寇恩の住む居延県都郷であることは疑い無い。従って、粟君の請願は、被告寇恩の住む居延県都郷まで自ら出向いて「爰書是正」することなのである。「府」への請願がこのような内容である以上、何の検討もしないままに「控訴」と断定することにはためらいを禁じ得ない。「奏記府」の意味をここで改めて考察する必要があるだろう。

甲渠郵候である粟君が私的な理由で居延県都郷まで出向くということに関連して、「私去署」の語が思い起こされる。「私去署」は次の簡にも見える。

5 案、良・林私去署、皆□宿止。且乏迹候

E.P. T68:112

「思うに、良と林は勝手に勤務場所を離れ、皆□宿泊した。加えて、天田の見

回りと見張りとを怠り」

簡5は吏や戍卒などの犯罪を県・県獄に対して挙劾する挙劾文書(36)の一部で、ここでは良・林二名に対し「私去署」と「乏迹候」が指摘されている。「私去署」は「乏迹候」と共に挙劾対象となる「不憂事邊」の構成要件であり(37)、要するに、吏が許可無く勝手に勤務場所を離れることは処罰の対象となるのである。それ故に、吏が勤務場所を離れて移動する場合には符が作成される。簡6は符の実例である。「甲渠郵候」の下の「回」は封印を押す粘土を入れる封泥匣を表し、その下の「己未下舗遣」の文字はその封泥匣の中に書かれているものである。

6

十一月己未、府告甲渠郵候。遣新除第四隊長刑鳳、

〃之官。符到、令鳳乘第三、遣 E.P. F22:475A

甲渠郵候 回 己未下舗遣 騎士召戎、詣殄北、乘鳳隊。遣鳳日時在檢中。到

〃課言。 E.P. F22:475B

〔甲渠郵候宛 回 己未の日の下舗(十七時頃)に派遣。 十一月己未の日、

都尉府が甲渠郵候に通知する。新たに任命した第四隊長の刑鳳を派遣して候官へ向かわせた。この符が到着したならば、刑鳳を第三隊に勤務させ、騎士の召戎を殄北候官へ派遣し、刑鳳の勤務していた隊に勤務させよ。刑鳳を派遣した日時は封泥匣の中に記録してある。到着したならば、(移動時間を)考課して報告せよ。」

簡6には「符到」の語があるので、これが「符」であったことは間違い無い。ただ、関所通過に際して使用される所謂「出入六寸符」(38)とは簡の形状が異なっている(39)。この符に、府が新任の第四隊長刑鳳の派遣を甲渠郵候に通知するという記載が有ることから、関所通過用の符ではなく人事異動通知文書の可能性も出てくるが、異動になった本人や所属候官に対する人事異動の通知はこのような符ではなく通常の文書で行われている(40)から、この符は人事異動の通知文書そのものでもない。符の末尾に「刑鳳を派遣した日時は封泥匣の中に記載している。到着したらチェックして報告せよ」とあることから、刑鳳自身がこの符を甲渠候官へ携帯して来たことは間違い無い。しからば、この符は関所通過用の符と形状も異なり、かつ人事異

動通知の如き内容であるけれども、符という名称の通りやはり通行証として携帯されたと考えざるを得ないだろう。ところで、この符を発行した居延都尉府管内の関所は卅井候官管轄内にある居延県索関(A21)だけである(41)。しかし、刑鳳が居延都尉府(K688?)から甲渠候官(A8)へ移動する際にはこの居延県索関を通過しないから、この符は関所の通過とは無関係に作成されたことになる(42)。従って、符は関所を通過する場合以外にも、吏が勤務場所を離れて移動する場合一般に作成される通行証ということになろう。この符には、刑鳳が新たに甲渠候官第四隊長に任命されたので甲渠候官へ派遣すると記されているが、これは符を携帯する本人が府から甲渠候官へ移動する理由に当たる。先述のように吏は許可無く勤務場所を離れることが禁止されていたのであるから、かかる移動理由の記載は、その符を携帯している吏が正当な理由によって勤務場所を離れ移動していることの証明という意味を持つことになるだろう。即ち、符は一種の勤務場所からの外出及び移動許可証であったと考えるべきであろう(43)。次の冊書は吏の「府符」紛失に関する尋問報告である。

7 建武泰年六月庚午、領甲渠候職・門下督盜賊 敢言之。新除第廿一

E. P. F22:169

隊長常業、代休隊長薛隆。丁卯舖時到官、不持府符。●謹驗問隆、

E. P. F22:170

辭「今日四日食時受府符。詣候官、行到遮虜。河水盛、浴渡失符水中。」案、

●隆丙寅

E. P. F22:171

受符、丁卯到官。敢言之。

E. P. F22:172

〔建武七年（後三一）六月庚午の日、甲渠郵候事務取扱いで門下督盜賊の
申し上げます。新たに任命された第二十一隊長の常業が休職する隊長の薛隆
と交代し、（薛隆は）丁卯の日の舖時（十五時頃）に候官に到着しましたが、
都尉府の符を携帯しておりませんでした。●謹んで薛隆を尋問しましたとこ
ろ、供述して言うには「今日四日の食時（十時頃）に都尉府の符を受け取り
ました。候官に出頭するため、遮虜隊まで来た所、河が増水しており、泳い
で渡った際に符を河の中で紛失してしまいました。」と。調査したところ、
薛隆は丙寅の日に符を受け取り、丁卯の日に候官に到着いたしました。以上、

申し上げます。〕

新任の第廿一隊長常業の着任を承け、前任の隊長薛隆が甲渠候官に出頭した際、府
符を携帯していなかったことにより行われた薛隆責問の結果報告文書である。先述
のように符が一種の外出・移動許可証であれば、符の不携帯は当然責問されるべき
ことであろう。ここで注意したいのは、符不携帯の尋問に際し「案」以下で報告さ
れている内容が「府符」受領と到着日時だけという点である。先の簡6でも「到課
言」と命じられているが、直前に「遣鳳日時在檢中」という刑鳳派遣日時について
の記載が有ることからすれば、この「到課言」は刑鳳到着日時の報告命令であるこ
とは疑い無く、簡7の報告内容とも一致する。その刑鳳派遣の日時は封泥匣の中に
記されているのであるが、封泥匣には封泥を詰め封印するのであるから、封泥を除
去しない限り文字は現れない。かかる場所へわざわざ記載するということは、符の
携帯者が派遣日時を改竄することを防止するためと考えるのが自然であろう。この
ように吏の移動に際し、その派遣・到着時間の報告が求められていることは、吏の
移動時間が厳格に管理されていたことを示す。先述のように、吏が勤務場所から許

可無く離れることが禁止されていたことを考慮すれば、これらは吏に対し正当な理由による移動の場合でも移動中に勝手な行動を取らせない為の措置であったことは贅言を要しないであろう。このように、吏が勤務場所を離れて移動することに対しては、極めて厳格な管理が行われていたのである。従って、もしも粟君が「爰書是正」という私的な理由で許可も無く勤務場所である甲渠候官を離れて寇恩の住む居延県都郷へ行ったならば、処罰の対象となることは当然であろう。しからは、「願詣郷爰書是正」という粟君の「奏記」は、「府」に対し居延県都郷への移動許可を求めたものと考えらるべきであろう。そう考えて初めて「府」に対する請願が何故「詣郷」なのかが理解され得るのである。従来どおり「府」に対する「控訴」と考えた場合、「詣郷」を説明することはできない。なお、粟君が「記」を送付した「府」は、甲渠郵候である粟君に移動許可を出す権限を持っているわけであるから、当然甲渠候官を管轄する居延都尉府ということになる。

では、「詣郷」に続く「爰書是正」は如何なる行為を具体的には意味しているのだろうか。この「爰書是正」については、「爰書を糾正する」と解釈するものもあるが文言自体の検討は行われていない(44)。文献には「簿責」なる語が見え、文書

の記載内容に基づいて取調べをすることを意味する(45)。漢簡にも類似の「爰書験問」という語が有り、「簿責」と同じように「爰書の記載内容に基づいて尋問する」と解釈できそうに見える。問題の「爰書是正」もこの「爰書験問」と類似の表現であるから、同じように「爰書の記載内容に基づいて(寇恩の供述を)是正する」と解釈されるかもしれない。しかし、「文書の記載内容に基づいて尋問する」という場合、漢簡では次例の如く「以(文書名)験問」と表現されるのである。

8 敬、以書験問章・充・貴・如昌 158・18(A8)

〔……敬、文書に基づいて章・充・貴・如昌……を尋問し〕

9 以牒験問宮・久故吏令史范弘 127・35(A8)

〔……別紙に基づいて宮と久の故吏で令史の范弘を尋問し……〕

10 後以衛卿檄験問卒函 等六人、辭曰 220・17(A8)

〔……後、衛卿の檄に基づいて成卒の函 等六人を尋問したところ、供述し

て言うには……」

従って、「爰書の内容に基づいて是正する」という意味であれば、当然「以爰書是正」となるはずである。このように、「爰書験問」の直感的解釈に倣って「爰書是正」をも解釈することは、語の用例を無視した安易な解釈と言わねばならない。

「爰書是正」の類似表現には先の「爰書験問」以外にも「爰書自証」「爰書相牽」が有る。「爰書自証」は「候粟君所責寇恩事」冊書の都郷裔夫報告文書(Ⅲ)に見え、これが少なくとも寇恩が十六日附自証爰書(Ⅱ)を作成して証言したことを指しているのは間違い無い。従って、「爰書自証」とは、証言する内容を証不言請律の適用される「爰書」に記載することで「自ら証」という意味である。

「爰書相牽」は次の簡に見える。

11 □采捕。驗亡人所依倚匿處、必得。得詣如書。母有、令吏民相牽證任、爰書

||以書言。謹雜與候

史廉・驛北亭長歐等八人・戍卒孟陽等十人、搜索部界中、□亡人所依倚處、

||爰書相牽

255・27(A33)

「□逮捕せよ。逃亡者が頼って潜伏しそうな場所を調べ、必ず逮捕せよ。逮捕したならば出頭すること通知のとおりに行え。(逃亡者が管轄区内に逃亡して来ておらず)逮捕できなかった場合は、吏や民に連帯責任で証言させ、その爰書は文書によって報告せよ、と。謹んで候史の廉と驛北亭長の歐等八人、及び戍卒の孟陽等十人と共同で、部の管轄区内を搜索し、逃亡者が頼って潜伏しそうな場所を(調べた結果、逃亡者の存在を確認できなかった)ので、爰書によって連帯して」

「謹」までの搜索命令には「□采補せよ。逃亡者が逃げ隠れそうな場所を調べ、必ず逮捕せよ。逮捕したら出頭すること通達の通りせよ。(逮捕することが)無ければ、吏民に連帯責任で保証させ、爰書は文書によって報告せよ(46)」とある。末尾の「爰書相牽」はこの搜索命令を承けているのだから「爰書相牽證任」と続くはずで、その「爰書相牽證任」の手続きで作成されるのが「相牽證任爰書」である(47)。そうすれば、「爰書相牽(證任)」も「爰書自証」と同じく、連帯で保証する内容

を「爰書」に記載することによって連帯で保証するという意味になろう。このように「爰書自証」「爰書相牽」では、「自証」「相牽」した内容が「爰書」に記載されるという関係なのである。

では「爰書験問」はどうかであろうか。この語を「爰書の内容に基づいて尋問する」と解釈できないことは前述の通りである。この語は「候栗君所責寇恩事」冊書のⅠⅡ二通の寇恩自証爰書に「乃爰書験問恩」と見える。三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)の方は、栗君の訴えである「甲渠候書」を承けて行われた第一回寇恩尋問(③)で作成されたものであるが、この「甲渠候書」が爰書ではなかったことは先に検討したとおりである。即ち、三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)が作成された第一回寇恩尋問(③)は、栗君の訴えの爰書に基づいて行われたものではない。この点からも三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)の「爰書験問恩」を「栗君の爰書に基づいて寇恩を尋問する」と解釈することは不可能である。それ故、この「爰書験問恩」の「爰書」が指す爰書は、三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)そのもの以外には存在しない。しからば、この「爰書験問恩」は、寇恩を尋問しその供述内容を寇恩自身が爰書によって証言することを具体的には指すことになろう。かかる解釈では「験問」した内容が「爰書」に記載されるという

関係になるが、これは類似表現の「爰書自証」「爰書相牽」とも完全に一致し、全ての類似表現を同一構造の語として解釈することが可能となるのである。

このように「爰書自証」「爰書相牽」「爰書験問」は、「爰書」の次に来る「自証」「相牽」「験問」の内容が「爰書」に記載されるという関係であるから、当然、類似表現である「爰書是正」も「是正」した内容が爰書に記載されると解釈しなければならぬ。栗君が「是正」を求めているものは、⑤で栗君に通知された第一回寇恩尋問結果を措いて他には無いだろう。従って、「爰書是正」は「第一回尋問での寇恩の供述を訂正し、訂正した内容を爰書によって証言させる」と解釈される。即ち、栗君は寇恩に爰書による証言を求めることで、第一回尋問での供述内容を訂正しようとしたのである。先述のように爰書によって証言することは、偽証が処罰される証不言請律の下で証言することである。それ故、栗君が求めた「爰書是正」には、偽証が処罰対象となる証不言請律の下で寇恩に改めて証言させることで、第一回尋問の時のような言い逃れを防ぐという狙いがあったこと、言う迄もないであろう。

先に、都郷齋夫から居延県廷への第一回寇恩尋問結果の報告(④)で、三日附寇恩

自証爰書(一)が送付されていたと仮定した場合、粟君が寇恩の爰書による証言を不服とするのならば、「爰書には爰書を」という手続きに従って粟君も爰書によって反論しなければならぬはずであると指摘した。しかし、実際には、粟君は「詣郷爰書是正(粟君自身が寇恩の住む居延県都郷まで赴き、寇恩に爰書によって証言させることで、第一回尋問における供述内容を訂正する)」を都尉府に対し請願している(⑥)のである。従って、仮定したように三日附寇恩自証爰書(一)が送付されていたのであれば、粟君が自身の爰書による証言を放棄し、逆に、既に爰書により証言している寇恩に対し更に爰書による証言を求めることは、「爰書には爰書を」という手続きが存在する以上、その手続きを無視した行為ということになってしまうだろう。

続いて、都郷齋夫の第一回寇恩尋問結果報告(④)を受けた居延県廷の対応についての検討に移ろう。⑧で居延県廷が都郷齋夫に送付したⅢ(ウ)「廷却書」の中に「恩辭不與候書相應。疑非實」という県廷の心証を記すが、この「恩辭」が④で都郷齋夫から報告された第一回寇恩尋問結果であることは言う迄もないだろう。かかる心証は、爰書に対する「紛うかた無き真実」という取扱いとは著しく異なること、

先に指摘したとおりである。居延県廷はかかる心証に基づいて都郷に対し「更詳験問治決言」という第二回寇恩尋問命令を出している。これと同じ尋問命令の例が次の簡である。

1 2 不服。書到、願(48)令史更(49)□驗□

E.P. T51:55

「承服せず。この文書が到着したら、どうか令史殿、改めて□……を尋問くださいますように」

尋問命令の部分に釈読不明の文字を含むが、釈読可能な二字が第二回寇恩尋問命令に一致しており、簡12の「更□驗□」は「更詳験問」であると考えられる。「更□」を除いて簡12とほぼ同じ言い廻しである次掲簡13では「驗□」に当たる部分を「験問」に作り、また、簡14は「験問」の前に「詳」字が来る例である。

1 3 書到、願令史験問収責報。敢言之。

E.P. T52:319

「この文書が到着したら、どうか令史殿、尋問して債権を回収し御報告くだ

さいますよう。以上、申し上げます。」

14 建武四年八月庚辰朔□

詳驗問、務得事實。當□

E.P. T68:216

〔建武四年（後二八）八月庚辰の日が朔日の……
詳しく尋問し、真実究明に務めよ。當……〕

これら簡13、簡14との対比から、簡12の釈読不明部分が「更詳驗問」であることは間違い無いだろう。さて、簡13は債権者が債務者尋問と債権回収を令史に依頼したものであるが、簡12もこの簡13とほぼ同一文言であるから、「願令史更詳驗問」の後に「収責報」が続く債務者再尋問及び債権回収の依頼と考えて誤り無いだろう。従って、文意は「承服しなかった。この文書が到着したら、どうか令史殿、改めて詳しく……を尋問願います」となる。この「不服」は被疑者が容疑事実を自認しないことの謂いである(50)。債権回収手続きでこの被疑者に当たるのは訴えられた債務者であるから、簡12の「不服」は尋問を受けた債務者の債務不承認を指すことになる。従って、簡12は、尋問しても債務者は債務を承服しなかったという通知を受けた債権者が、債務者の再尋問と債権の回収を改めて令史に依頼したものとなろう。債権回収手続きでは、次掲簡15に見られるように、訴えられた債務者が尋問において債務「不服」の場合、この「不服」の旨が原告である債権者に通知されているのである。

15 殄北候令史登、不服臨木候長憲錢。謂臨木候長憲。●一事一封 四月己卯、

|| 尉史疆奏封

E.P. T51:25

〔殄北候官令史の登は臨木候長の憲に対する借金を承服せず。臨木候長の憲に通知。●一事一封 四月己卯の日、尉史の疆が封印。〕

このように、第二回寇恩尋問命令と同じ「更詳驗問」を命ずる簡12は、債務者の債務不承認の通知を受けた債権者が改めて債務者の尋問を依頼したものと考えられる。その簡12では債務者の債務不承認を「不服」と記すのみであるが、次例では「不服」に続いて「爰書自証」の語が有る。

「……全て承服せず。以上、爰書によって証言した。この文書が到着したら、律令の如くせよ。」

命令・依頼内容が来るべき「書到」の後に具体的内容が無いことから、これは「不服、爰書自証」の事実を通知するだけの文書なのであろう。それはともかく、簡12の「不服」と簡16の「不服、爰書自証」という明確な書き分けが確認されるのである。「爰書自証」は第二章第五節で検討したように、この語に先行する内容を爰書によって証言したことを意味する語である。この「爰書自証」の語を含む「候粟君所責寇恩事」冊書の都郷齋夫報告文書(Ⅲ)は、第二回尋問(⑨)で寇恩が爰書によって証言したことを承けて出された報告文書であるし、また、前掲「隊長失鼓」冊書の萬歳候長による秦恭尋問結果の報告文書末尾の「爰書」も「爰書(自証)」と続くと思われるが(51)、この場合も尋問に際して秦恭は爰書による証言を行っている。これに対して、被尋問者が爰書による証言をしていない前掲「駒罷勞病死」冊書では、尋問結果報告文書の中に「爰書自証」の語は存在しない。爰書により証

言した場合は、もしもその証言内容が真実でなかったならば証不言請律が適用され処罰されるのであるから、爰書によって証言した場合は「爰書自証」と必ず明記され、証言していない場合と明確に区別されることは当然であろう(52)。そうすると、「爰書自証」の語を含まない簡12では、債務者は「不服」を爰書によって証言していないことになり、「更詳驗問」は爰書による証言をしていない「不服」を承けて出された再尋問命令ということになろう。それと同一の命令文言である居延県廷の第二回寇恩尋問命令も、同様に債務者が爰書による証言をしていない「不服」を承けて出されたと考えるべきである。即ち、「更詳驗問治決言」という第二回尋問命令を出した居延県廷は、現実には寇恩が第一回尋問において爰書により証言していたにも拘わらず、その事実を知らなかったということになろう。

居延県廷の第二回寇恩尋問命令は、第一回尋問命令「驗問治決言」に「更めて詳しく」という注意が追加されているだけで、命令内容自体に本質的違いは無い。第一回寇恩尋問命令は先述の如く原告粟君の爰書による訴えを承けて出されたものではない。先述の「自言レベル」「爰書レベル」という債権回収手続きにおける信憑性程度の段階という観点から言えば、第一回寇恩尋問命令は爰書による証言が為さ

れていない「自言レベル」における手続きなのである。仮に、都郷齋夫からの第一回報告④で、寇恩が爰書により証言した事実が居延県廷に報告されていたとすれば、信憑性の段階は「爰書レベル」となる。先述のように、債権回収請求訴訟における被告尋問及び債権回収の命令が、「自言レベル」では「駭問収責報」のみであったのに対し、「爰書レベル」では「駭問収責報。不服、移爰書自証」であったように、訴えの信憑性の程度によって債務者尋問に際しての具体的手続きは異なってくる。しからば、仮に寇恩が爰書により証言した事実が居延県廷に報告されたとすれば、それを承けて出される第二回寇恩尋問命令は「爰書レベル」の尋問命令であり、「自言レベル」の第一回尋問命令とは異なっていたはずである。それにも拘わらず、二度の寇恩尋問命令が本質的に同じということは、寇恩が爰書により証言したという事実が居延県廷に報告されたという先の仮定自体に誤りがあることを意味するだろう。

以上の検討から導かれる結論は、都郷齋夫から居延県廷への第一回報告④で三日附寇恩自証爰書Ⅰが送付されていたという仮定そのものが事実と反していると考えざるを得ない、というものである。その場合、第一回尋問での寇恩の弁解を報

告したことを指す都郷齋夫報告文書Ⅲウの「前言解」は、爰書による証言ではない単なる供述を指すことになる。このように、都郷齋夫からの第一回寇恩尋問③の結果が爰書により証言されたものではない単なる債務不承認の供述として居延県廷に報告され④、その報告を受けた居延県廷及び県廷からの通知⑤を受けた粟君が、第一回尋問③において寇恩が爰書により証言したという事実を全く知らなかったと考えるならば、偽証が処罰対象となる証不言請律の適用される爰書による証言を粟君が寇恩に対し求めたことも、居延県廷が「疑非實」という心証の下に第一回寇恩尋問命令と本質的に同じ尋問命令を再び出したことも、当然の対応と理解されるのである。

このように、三日附寇恩自証爰書Ⅰの送付も、寇恩が爰書により証言した事実の通知さえも、都郷齋夫から居延県廷への第一回報告④では行われていなかったと考えられるのであるが⑤、先に指摘した二つの疑問——都郷齋夫報告文書Ⅲに二度の寇恩尋問命令が両方とも再録されているのは何故か、同一内容を証言しないはずの爰書の証言内容がⅠⅡ二通の寇恩自証爰書で同一なのは何故か——は如何に考えられるのであろうか。

先ず、尋問命令の再録について考えてみよう。「候粟君所責寇恩事」冊書では前後二回の寇恩尋問命令が両方とも第二回尋問命令に対する報告文書(Ⅲ)に再録されていたが、同じく第二回尋問命令に対する報告文書である「隊長失鼓」冊書では、先に見たように原告の訴えを含む第一回尋問命令は再録されておらず、第二回尋問命令が再録されるだけである。従って、再尋問の報告文書の場合、その再尋問を命じた第二回尋問命令に加えて第一回の尋問命令も必ず併せて再録するというわけではなく、先に指摘したように、再録されるのはその尋問報告を直接命じた所の尋問命令なのである。この点、『史記』卷六〇三王世家に採録された覆奏でも同様である。三王世家は武帝の皇子の諸侯王封建を巡る武帝と丞相等との議論であるが、そのやり取りの概要は、

- ①大司馬霍去病が皇子の諸侯王封建を上奏。
- ②武帝が御史に下すよう命令。
- ③丞相等が皇子の諸侯王封建とその国名を請願。
- ④武帝が諸侯王ではなく列侯にするよう命令。

- ⑤丞相等が再び諸侯王封建を請願。
- ⑥武帝が再び列侯でよいと命令。
- ⑦丞相等が三たび諸侯王封建を請願。
- ⑧武帝が丞相等の上奏を留保。
- ⑨丞相等が改めて諸侯王封建を上奏。
- ⑩武帝の制可。

以下、具体的議論に入るといふものである(54)。このうち③⑤⑦は武帝の制詔を承けた丞相等の覆奏である。③にはその覆奏を直接命じた②を①と共に、⑦にはその覆奏を直接命じた⑥を再録するのみで、例えば⑦にその覆奏を直接命じたものではない②や④は再録されていない。三王世家の場合も、覆奏に再録されている制詔は直接その覆奏を命じた制詔だけなのである。従って、「候粟君所責寇恩事」冊書の都郷裔夫報告文書(Ⅲ)に二度の寇恩尋問命令が両方とも再録されている以上、甚だ異例ではあるが、この都郷裔夫報告文書(Ⅲ)は二度の寇恩尋問命令両方に対する報告文書であったと考えざるを得ないだろう。

実はこのように考えることによつて、この冊書にⅠⅡ二通の寇恩自証爰書が含まれる理由も説明し得るのである。三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)については、十六日附自証爰書(Ⅱ)及び都郷齋夫報告文書(Ⅲ)が十九日に送付されたのに先立ち、都郷齋夫から居延県廷に送付されたとする解釈が有ることは先述の通りである。しかし、そのように考えた場合、送付された三日附自証爰書(Ⅰ)にも都郷齋夫報告文書(Ⅲ)の如き文書が附随していたはずである。何故なら、三日附自証爰書(Ⅰ)は上申文書の形になっておらず、単独のままでは送付できないと思われるからである(55)。ところが、冊書には三日附自証爰書(Ⅰ)と一緒に送付したはずの文書は存在しない。三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)が十九日に先立って送付されたと考えた場合、この点が問題となってくるのである(56)。これに対して、都郷齋夫報告文書(Ⅲ)を三日と十六日に行われた尋問を命じた二度の尋問命令両方に対する報告文書と考えるならば、三日の尋問で作成された三日附自証爰書(Ⅰ)と十六日の尋問で作成された十六日附自証爰書(Ⅱ)の両方がこの冊書に含まれるのは当然のこととなり、また、この二通の爰書は都郷齋夫報告文書(Ⅲ)に添附され送付されたのであるから、三日附自証爰書(Ⅰ)と一緒に送付したはずの文書などもより存在せず、かかる問題も生じること

はないのである。

では、爰書では同一内容を証言しないにも拘わらず、ⅠⅡ二通の寇恩自証爰書の証言内容が同一である点は、如何に考えられるのだろうか。この問題に対する確実な解答は用意できないが、今は以下のように考えておきたい。即ち、都郷齋夫による第一回寇恩尋問(③)において、三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)は既に作成されていたのであるが、居延県廷に送付されずに都郷齋夫の手にそのまま保管されていたと思われる。その後、都郷が受領したⅢ(イ)「廷却書」は、粟君の「詣郷爰書是正」という請願を記載した上で、寇恩を「更めて詳しく」尋問するよう命じていた(⑧)。これに従つて、都郷齋夫は改めて寇恩を尋問し十六日附自証爰書(Ⅱ)を作成した(⑨)。ここで、三日附自証爰書(Ⅰ)が既に存在しながら敢えて十六日附自証爰書(Ⅱ)も作成したのは、三日附自証爰書(Ⅰ)が未送付であるところに粟君自ら郷に出向いて寇恩に爰書による証言をさせたいという請願が伝えられ、粟君の意向に添うためには改めて自証爰書を作成する必要があると都郷齋夫が判断したからではないだろうか。さらに、報告していないだけで実は第一回尋問(③)において寇恩は既に爰書によつて証言しているという事実を証明するため、二度の寇恩尋問命令を共に再録するこ

とで尋問結果報告文書(Ⅲ)を二度の尋問命令両方に対する報告文書という形にして、十六日附自証爰書(Ⅱ)に加えて先に作成していた三日附自証爰書(Ⅰ)も添附したのである、と。甲渠郵候という立場であるにも拘わらず自ら都郷まで出向き寇恩に爰書による証言をさせ供述を是正したいという粟君の請願と、「疑非實」という心証での居延県廷の再尋問命令の裏には、都郷裔夫の実施した第一回尋問は寇恩の言い逃れを許した不十分な尋問だという評価があったはずである。そう考えれば、寇恩尋問を担当した都郷裔夫が、第一回尋問において寇恩は爰書によって証言し既に真実を供述しているということを明示し、自分に懸けられた嫌疑を晴らすために、十六日附自証爰書(Ⅱ)を作成した上に敢えて三日附自証爰書(Ⅰ)も添附したと解釈することもそれほど不自然ではないだろう。

これまでの考察の結果、都郷裔夫から居延県廷への第一回寇恩尋問結果の報告(④)では、その尋問の際に作成された三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)の送付も、寇恩が債務不承認を爰書によって証言した事実の報告も行われておらず、寇恩の債務不承認の旨だけが爰書によらない供述として報告されたと考えることに誤りは無いであろう。そのように考えることで、冊書に関して先に指摘した問題点は概ね解決することが

できたように思う。ただ、解決しなければならない問題がいま一つ存在する。冊書の筆跡と簡牘形状の問題で、文書によって筆跡が異なり、控えと思しき部分も含まれているのである(57)。この筆跡と簡牘形状の問題は冊書を民事訴訟手続きという視点から考察することによって自ずと解決されるであろう。

以上で「候粟君所責寇恩事」冊書を巡って行われた手続きの復原作業は終了した。漢代民事訴訟手続きの考察に移ろう。

第三節 民事訴訟の手続き

第二章で考察したように、民事訴訟手続きでは訴訟当事者が供述する内容の信憑性の程度によって「自言レベル」と「爰書レベル」の二つの段階が存在した。その信憑性程度の段階は、証言内容が真実でなかった場合に処罰される証不言請律が適用される所の爰書によって証言をしたか否かによって主に規定されてくる。「自言レベル」では、原告は訴え内容について爰書による証言は行っておらず、訴えを承

けて行われる被告尋問において、被告が原告の訴えを承服しない場合でも、承服しない旨を爰書によって証言することは求められない。これに対し「爰書レベル」では、原告は訴えの内容を爰書によって証言し、被告も原告の訴えに承服できない場合は同様に爰書によって証言し反論することが求められる。このように、「爰書レベル」では「爰書には爰書を」という手続きがとられるのであるが、それは、爰書による証言は、その証言が虚偽であった場合に処罰の対象となる証不言請律によってその真実性が担保されている故に、それに対する反論も爰書によって証言しなければ信憑性の点で均衡が取れないことによる。この二つの信憑性程度の段階は固定的なものではなく、いづれか一方の訴訟当事者が爰書により証言することによって、いつでも「自言レベル」から「爰書レベル」へ移行する。例えば、原告が爰書により証言することなく訴えを起し、訴えを承けて尋問された被告が承服しない旨を爰書によって証言すると、訴訟は「自言レベル」から「爰書レベル」へ移行し、「爰書には爰書を」という手続きが取られることとなり、次には爰書による証言をしていない原告が逆に爰書による証言を求められるのである。

簡牘史料の中に見られる民事訴訟関係の簡は、原告の提訴を承けて出された被告

尋問と債権回収及びその報告を命ずる文書が多い。「収責」と表現される債権回収命令には、民事訴訟に当たるものと単なる貰売代金回収の依頼との二種類が存在するが、債務者に対して債権を持っていることを「貰売」と表記するものは単なる貰売代金回収の依頼で、それに対し「責」と表記するものは、債務を支払わない債務者を尋問し債務を承服させた上で債権を回収するという手続きが取られており、債務者を訴えた民事訴訟に当たる(58)。次の簡17では債権の存在を「責」と記載しているので、民事訴訟手続きとしての被告尋問・債権回収命令である。

17 元延元年十月甲午朔戊午、橐佗守候護移肩水城官。吏自言責嗇夫犖晏、如牒。

〃書到、

驗問收責報。如律令。

506・9A(A35)

〔元延元年(前一二)十月二十五日、橐佗郵候心得の護が肩水都尉府に通知する。吏が嗇夫犖晏に対し債権を持つと申し出たこと別冊の通り。この文書が到着したら、尋問し債権を回収して報告せよ。律令の如くせよ。〕

簡17自体は、属下の吏の訴えを承けた橐佗守候が被告の所属する肩水都尉府に被告尋問（「驗問」）と債権回収（「收責」）及び報告（「報」）を命じたものである。この簡17は「吏自言責」の表記から信憑性程度の段階が「自言レベル」であることがわかる。これに対し、原告が訴え内容を爰書によって証言した場合は「爰書レベル」の手続きとなる。「爰書レベル」では、被告が尋問において原告の訴えに承服しない場合、「爰書には爰書を」という手続きに従って、不服の旨を同じく爰書によって証言することが被告に対して求められる。

18 更始二年四月乙亥朔辛丑、甲渠鄯守候塞尉二人移氏池。律日□□□□

□□□史驗問收責報。不服、移自證爰書。如律令。 F.P.C:39

〔更始二年（後二四）四月二十七日、甲渠鄯候心得で塞尉の二人が埜池県に通知する。律には……とある。……史、尋問して債権を回収し報告せよ。承服しない場合は自証爰書を送付せよ。律令の如くせよ。〕

簡18には、「自言レベル」の簡17と同じ命令文言「驗問收責報」に続いて、被

告が不服ならば自証爰書を送付せよという命令「不服、移自證爰書」もある。この簡18には訴えの記載が欠落しているが、これと同じ「不服、移自證爰書」の文言を持つ次掲簡19では債権の存在が「責」と表記されている。

19 徒王禁責誠北候長東門輔錢。不服、

● 一事一封 四月癸亥尉史同奏封

移自證爰書。會月十日。 259・1(A8)

〔● 刑徒の王禁が誠北候長の東門輔に対し債権を持つ。承服しない場合は、自証爰書を送付せよ。今月十日に出頭せよ ● 一事一封 四月癸亥の日、尉史の同が封印。〕

「責」だけで「自言」が附かないのは、原告が債権を爰書によって証言したことによる(59)。これより、「不服、移自證爰書」が「爰書レベル」における命令文言であることが確認される。原告の提訴を承けて等しく「驗問收責報」が命ぜられることから明らかのように、訴訟の信憑性程度が「自言レベル」か「爰書レベル」かに

よって異なった訴訟手続きが存在するわけではなく、「爰書レベル」では単に「爰書には爰書を」という手続きが追加されているに過ぎないのである。前掲の簡17、簡18をもとに民事訴訟手続きを整理すると次のようになる。括弧内は「爰書レベル」で追加される手続きである。

〔A〕原告による提訴

（原告が訴えの内容を爰書によって証言）

〔B〕提訴受理機関から被告所属機関への被告尋問の命令

（被告不服の場合、被告に爰書による不服の証言を求める）

〔C〕被告所属機関による被告尋問

（被告不服の場合、不服の自証爰書を作成）

〔D〕被告所属機関から提訴受理機関への尋問結果の報告

（被告不服の場合、不服の自証爰書を送付）

これは原告が吏の場合であるが、卒が提訴する場合も同様の手続きであった(60)。ここに言う提訴受理機関及び被告所属機関は、吏卒の場合は軍政系統に属する候官等であるが、民の場合は、「候粟君所責寇恩事」冊書で民である被告寇恩の尋問が県及び郷によって行われているように、民政機関である県・郷である。

如上の民事訴訟手続きは、提訴を承けて被告を尋問し、その結果が提訴受理機関へ送付される迄の手續きであって、一般的に訴訟の最も重要な要素と思われる事実の認定とそれに基づく判決がどのように行われるのかは、未だ明らかになっていない。この点をこれまでの考察で復原された「候粟君所責寇恩事」冊書の手續きから検討することしよう。

「候粟君所責寇恩事」冊書の手續きについては、前節での考察のように、都郷齋夫から居延県廷への第一回寇恩尋問の報告(④)では、第一回尋問の際に作成された三日附寇恩自証爰書(I)が居延県廷に送付されておらず、粟君の訴えに承服できないという寇恩の供述が報告されるのみで、寇恩の自証爰書は都郷齋夫の第二回寇恩

尋問結果報告(⑩)に至って初めて居延県廷に提出されたものと考えられる。これを訴訟手続きにおける信憑性程度の段階から言えば、最初の粟君の訴え(①)から、居延県廷が都尉府の「明處」命令を承けて都郷に出した第二回寇恩尋問命令(⑧)までが、爰書による証言を含まない「自言レベル」となり、寇恩が爰書によって証言した第二回尋問(⑨)以降が「爰書レベル」となる。勿論、寇恩は第一回尋問(③)において現実には爰書により証言しているから、本来ならばこの時点から訴訟は「爰書レベル」となるはずであるが、居延県廷はその事実を知らず、寇恩は爰書による証言をしていないとして取扱っているのであるから、これ以降に行われた訴訟手続きも「自言レベル」としななければならない。訴訟における如上の信憑性程度の段階を踏まえた上で、以下、民事訴訟手続きという観点から「候粟君所責寇恩事」冊書の手続きを検討してみよう。

最初の粟君の提訴(①)から都郷嗇夫の第一回寇恩尋問結果報告(④)までは、先述の民事訴訟手続き通りである。本章冒頭で、粟君の訴えは給付訴訟であり債権回収請求訴訟と同一の訴訟類型であることを指摘したが、実際に行われている訴訟手続きも債権回収請求訴訟の手続きそのものである。ただ、粟君の場合は、被告寇恩の

所属(居住)する居延県へ直接提訴しているのに対し、簡17の場合は、原告の吏は被告の所属機関である肩水都尉府へ直接提訴するのではなく、自分の所属する橐佗候官へ提訴しているという違いが見られる。この違いは、訴訟手続き上の問題ではなく、候官の属吏は原則として他機関へ文書を送付できないことに起因するものである(61)。次の二簡は共に肩水候長長生から昭武県獄への文書送付の例である。

20 元康二年九月丁酉朔庚申、肩水候長長生敢言之。謹寫移。

唯官移昭武獄。敢言之。

10・11(A33)

〔元康二年(前六四)九月二十四日、肩水候長の長生が申し上げます。謹んで複写し送付します。どうか候官は昭武県獄にご送付いただきますように。以上、申し上げます。〕

21 元康二年六月戊戌朔戊戌、肩水候長長生以私印

行候事。寫移昭武獄。如律令。

20・11(A33)

〔元康二年(前六四)六月一日、肩水候長の長生が私印を以て郵候の事務を

代行する。複写して昭武県獄に送付する。律令の如くせよ。」

簡20では昭武県獄への送付文書を自分の所属する肩水候官へ一旦送付し、「唯官移昭武獄」とあるように候官に対してその文書を昭武獄へ送付することを依頼している(62)。一方、簡21では肩水候長の長生が直接昭武獄へ文書を送付しているが、それは「以私印行候事」とあるように郵候の事務を代行しているからに他ならない。従って、提訴は所属機関に対して行うのが通常の形態と考えるべきである。ただ、郵候が他機関所属の被告を訴える場合、郵候は他機関への文書送付が可能であるが故に、都尉府へ提訴し都尉府が改めて被告の所属機関へ通知するという煩雑な方法を取らずに、郵候自身が被告所属機関へ直接提訴するのであろう。

第二章で述べたように、「責」と表現されるこの訴えは、債務者に債務を支払ってもらえない債権者が、官に対して債務存在の確認と債務者に債務支払を実行させるよう求めたもので、訴訟の提起に当たるとは言う迄もない。訴訟が提起された場合、その提訴を受理した機関に裁判権或いは最終判決権があるとすれば、郵候である粟君の場合は寇恩の住む居延県へ直接提訴しているので裁判権は居延県に

あり、一方、候官の属吏や戍卒の場合は所属機関である甲渠候官へ提訴するのであるから、被告が同じく居延県在住であったとしても訴訟受理機関となる甲渠候官が裁判権を持つということになろう。通常、提訴は原告の所属機関に対して行われ、直接他機関へ文書を送付できる郵候が他機関所属の被告を提訴する場合のみ例外的に被告所属の他機関に対し行われる。このことは即ち、裁判権の所在が他機関への文書送付権限の有無によって規定されていることを示す。同じ債権回収を求めた民事訴訟でありながら、裁判権・最終判決権の所在が訴訟とは次元の異なるかかる要因によって規定されるというのは、制度的観点から納得し難いのであるが、ここでは問題点を提起するに止めて後程改めて考察しよう。

ところで、民事訴訟において原告の訴えを承けて出される命令は簡17の「驗問收責報」が頻見される。「候粟君所責寇恩事」冊書では「驗問治決言」と文言が異なるが、「報」と「言」は共に報告を意味するから、被告尋問とその報告は共通である。残る「治決」の具体的な意味は明確にし難いが、「治決」の例が他にも一例見える。

22 逆教還所況讓前□、書到、趣治決已言、如律令。

79. D. M. T5: 32/71

〔逆教還所況讓前□(?)、この文書が到着したら、速やかに決着し終われば報告せよ。律令の如くせよ。〕

「已言」は「完了したら報告せよ」の意味である(63)から、「趣治決已言」は「趣やかに『治決』して已まば言え」となる。簡21には「驗問」の語が無いので、「治決」が裁判や尋問に限定される語でないことは確かである。「決」字は前掲寇恩自証爰書(I・II)にも「已決」と見え、そこでは「清算済み」の意味である。これらから推測するに、「治決」は「処置を終わらせる」程の意味となる。少なくとも具体的な裁判手続きを表す語ではないことは確かで、この場合はむしろ具体的な意味を持たない訓告的文言に近いと思われる。同様な表現には「駒罷勞病死」冊書の尋問命令「驗問明處言」がある。「明處」は「候粟君所責寇恩事」冊書の「府録」にも見え、「自己の判断を明確に示す」と解釈される(64)が、「明處」と類似の「正處」は「調査して真実を明らかにする」といった意味である。

23 隊長代樊志卅二日。當得奉衣、數詣県自言訖、不可得。記到、正處言状。會

二月十五日。有

E. P. T49: 47

〔隊長(に任命され)樊志と交代して四十二日が経過した。当然、俸給と衣服を受領すべく、何度も県へ出頭して申し出たが、支給されなかった、と。この記が到着したら、真実を明らかにして状況を報告せよ。今月十五日に出頭せよ。…有り。〕

これは、樊志に代わり隊長となった人物が俸給と衣類の支給を県に申請したが支給されなかった件について、「正處言状」を命じた文書であるが、「正處言状」とは『『正處』の結果明らかになった状況(65)を報告せよ』との意味であるから(66)、「正處」は先述の如く「調査して真実を明らかにする」程の意味となる。「明正」なる語もあり「明」と「正」は同方向の意味であるから(67)、「明處」も「正處」と概ね同様の意味と思われ、要するに、これらの類似表現「治決」「明處」「正處」はすべて事実の解明を命じた訓告的文言と考える方が良いでしょう。通常の債権回収請求訴訟での命令「驗問収責報」には含まれない文言でもあり、具体的な

裁判手続きと解釈すべきではないだろう。

さて、「D」被告所属機関から提訴受理機関への尋問結果報告までの手続きにおいて、原告・被告双方の供述が、提訴受理機関の手元に集まることになる。仮に民事裁判が判決を不可欠の要素とするのであれば、その判決は当然原告・被告双方の主張を聴取した上で——場合によっては虚偽の供述をした疑いのある当事者に対する詰問を行い真実を明らかにした上で——下されるべきものであろう。前章で考察したように、債権回収請求訴訟では提訴受理機関はただ被告の債務不承認の旨を原告に回答するだけのようであった。これに対し、従来の「候粟君所責寇恩事」冊書の解釈では、訴訟手続きの中に判決が含まれているのである。もしも、「候粟君所責寇恩事」冊書の訴訟手続きの中で判決手続きが存在するのであれば、都郷齋夫から拵った時点で、居延県廷は粟君の訴えに対する判決を下すはずである。従って、居延県廷から粟君への寇恩尋問結果の通知(⑤)には、当然その判決内容が含まれることになる。その判決の内容を決定する際に、重要な要因となるのは言う迄もなく当事者の供述である。居延県廷は両当事者のうち寇恩の供述に対して「疑非實」という心証を抱いているが、当事者が虚偽の供述をしたままで判決するとは考えにくく、当然「非實」の疑いのある寇恩を再尋問することになる。しかし、居延県廷は再尋問をしないままに寇恩不服の旨を原告粟君に通知している(⑤)。従って、居延県廷は再尋問も無く判決を下したということになるが、寇恩の供述が「疑非實」である以上、居延県廷の判決は原告粟君勝訴の内容になっていたはずである。ところが、原告粟君は居延県廷からの通知を受けた後に、改めて都尉府に「詣郷爰書是正」を請願している(⑥)。粟君が都尉府に請願したことは、とりもなおさず、居延県廷からの通知が粟君にとって不利なもの、即ち、被告寇恩に対して粟君の主張通りの債務返済を命ずるものではなかったことを示すものである。居延県廷が判決を下したと仮定した場合、「疑非實」の心証から粟君勝訴以外の判決内容が考えられない以上、この仮定自体が誤りだったと考えざるを得ない。即ち、居延県廷から原告粟君への通知(⑤)には判決の如きものは存在せず、従って、都郷齋夫からの寇恩尋問結果報告を受けた時点(④)で、居延県廷は原告粟君の訴えと被告寇恩の供述とを比較検討し、訴えに対する判決を下すという行為を全く行っていないと考えざるを得ないのである。そうすると、居延県廷から原告粟君への通知(⑤)では、粟

という心証を抱いているが、当事者が虚偽の供述をしたままで判決するとは考えにくく、当然「非實」の疑いのある寇恩を再尋問することになる。しかし、居延県廷は再尋問をしないままに寇恩不服の旨を原告粟君に通知している(⑤)。従って、居延県廷は再尋問も無く判決を下したということになるが、寇恩の供述が「疑非實」である以上、居延県廷の判決は原告粟君勝訴の内容になっていたはずである。ところが、原告粟君は居延県廷からの通知を受けた後に、改めて都尉府に「詣郷爰書是正」を請願している(⑥)。粟君が都尉府に請願したことは、とりもなおさず、居延県廷からの通知が粟君にとって不利なもの、即ち、被告寇恩に対して粟君の主張通りの債務返済を命ずるものではなかったことを示すものである。居延県廷が判決を下したと仮定した場合、「疑非實」の心証から粟君勝訴以外の判決内容が考えられない以上、この仮定自体が誤りだったと考えざるを得ない。即ち、居延県廷から原告粟君への通知(⑤)には判決の如きものは存在せず、従って、都郷齋夫からの寇恩尋問結果報告を受けた時点(④)で、居延県廷は原告粟君の訴えと被告寇恩の供述とを比較検討し、訴えに対する判決を下すという行為を全く行っていないと考えざるを得ないのである。そうすると、居延県廷から原告粟君への通知(⑤)では、粟

君の訴えを承けて尋問された寇恩が訴えに対し承服できない旨だけが通知されたということになる。この被告「不服」を原告に通知した際の発信日簿が正に前掲簡15と次例なのである。

24 士民薛幼蘭、錢百一十四、不服。謂吞遠候長弘。●一事集封 十月己未、令

史并封

E.P. T51:304

〔士民の薛幼蘭が百十四錢の借金を承服せず。吞遠候長の弘に通知。●一事集封 十月己未の日、令史の并が封印〕

発信日簿の記載には当然省略があるが、徒王禁の訴えを承けて東門輔の尋問を命ずる前掲簡19では「不服、移自證爰書」と記載されていたことに対比すれば、簡15と簡24が「不服」の通知だけであったことは確かであろう。なお、尋問で被告が訴えを承服した場合は、被告承服の通知に加えて債権も回収されることは言う迄もない(68)。

このように、提訴受理機関は被告を尋問するのみで、被告の供述と原告の訴えを

比較検討し判決を下すことは行われていない。さらに、判決の前提となる事実の認定さえも行われていないのである。先述のように、都郷齋夫の報告(4)した第一回尋問での寇恩の供述に対し、居延県廷は「疑非實」という心証を抱いているもの、寇恩を再尋問することもなく、そのまま原告粟君に尋問結果を通知している。つまり、「疑非實」という心証を抱きながらも、提訴受理機関——提訴を受理したが故に、訴訟の進行において最も主体的に係わるべき立場——である居延県廷は、職権による主体的真実探知を全く行っていないのである。確かに、居延県廷は都郷齋夫に対して第二回寇恩尋問命令を出している(8)。しかし、この再尋問命令は、原告粟君からの請願を受けた都尉府が居延県廷に「明處」を命じてきた(7)からに他ならず、都尉府の命令が無ければ居延県廷が寇恩再尋問の命令を出さなかったことは言う迄もないであろう。何故なら、都尉府の命令を待たずして再尋問するのであれば、都郷齋夫から寇恩尋問結果報告を受けた時点(4)で既に「疑非實」という心証を抱いていたのであるから、原告粟君への通知をした後になって再尋問することは極めて不自然だからである。そうすると、提訴受理機関は、両当事者の主張の比較検討や職権による主体的真実探知、さらには、事実認定に基づく判決といった、我

々が裁判というものに対して通常最初に連想する手続きは全く行っておらず、被告の所属機関が回答してきた被告の供述を原告に通知するだけであったということになるのである。なお、「爰書レベル」の場合には「不服、移自證爰書」という命令文言から明らかのように、被告が不服の場合には不服の通知と共に被告の自證爰書も原告の元へ送付される。

以上の考察の結果、民事訴訟手続きで、「D」被告所属機関から提訴受理機関への尋問結果の報告に次いで行われるべき手続きは、

〔E〕 提訴受理機関から原告に対する被告承服・不服の通知

（被告不服の場合、不服の旨を証言した被告の自証爰書も送付）

となり、職権による真実探知や事実認定及び判決の如き手続きは、民事訴訟には存在しなかったと考えられる。この点は漢代の民事訴訟の顕著な特徴であるが、後程改めて述べることにし、ここでは先述の裁判権或いは最終判決権の問題について附言しておきたい。この裁判権・最終判決権は直接提訴を受理した機関が持つことは

言う迄もないだろう。この点に関して先に、提訴受理機関が候官所属属吏と候官長である郵候とで異なっていたのは、他機関への文書送付権限の有無に起因しており、従って、裁判権・最終判決権の所在が訴訟とは次元の異なる要因によって規定されることになり、それは制度的観点から納得し難い、と述べた。ところが、このように、民事訴訟においては職権による真実探知や事実認定及び判決手続き自体が存在しないのであるから、先述の裁判権・最終判決権という概念そのものも固より成立せず、他機関への文書送付権限の有無が裁判権・最終判決権を規定するという問題も生じないのである(59)。原告がどの機関に提訴するかは、要するに原告所属機関から被告所属機関へ文書を送付する場合の文書送付形態に全く規定されているのである。粟君は居延県廷からの通知を受けた後、都尉府に対して「詣郷爰書是正」を請願している(6)が、従来はこれを「再提訴」と位置付けていた。しかし、この請願が「再提訴」ではなく私的理由による外出・移動許可の申請であったことは先述の通りである。尚且つ、このように判決手続きは存在せず、提訴受理機関は裁判権・最終判決権と全く無関係であることから、原告粟君が、居延県へ提起した提訴(第一審に相当)の判決を不服として上級機関の都尉府へ「控訴」したとみなすこ

とは不可能である。また、都尉府への「控訴」と位置附けた場合、本章冒頭で指摘したように、判決を下すべき都尉府に本来送付されるべき被告寇恩の自証爰書が、もう一方の訴訟当事者である原告粟君の元へ送付されている——たとい原告粟君と共に都尉府に送付されていたとしても——のは何故かという問題がある。しかし、民事訴訟において裁判権・最終判決権自体が存在せず、訴訟に関わる都尉府も居延県廷も事実の認定や判決をすることなく単に被告を尋問しその供述を原告に回答するだけであるならば、被告寇恩の自証爰書がもう一方の当事者である原告粟君の元に送られてくることは当然の結果なのである(70)。

再び、「候粟君所責寇恩事」冊書の手続きに戻ろう。居延県廷からの寇恩不服の通知を受けた粟君は、改めて都尉府に「詣郷爰書是正」を請願している(6)。都尉府から居延県廷に「明處」が命ぜられ寇恩の再尋問が行われたのは、ここで粟君が都尉府に対し請願したからに他ならない。仮に、粟君が都尉府に請願しなかったとすれば、都尉府が居延県廷に「明處」を命ずることもなかったのであるから、寇恩再尋問は実施されることもなく、それ以後の訴訟手続きは停止し訴訟終了となったであろう。都尉府への請願は、訴訟手続き上の義務的行為としてではなく、粟君の

個人的判断に基づいて行われたのであるから、都尉府へ請願して訴訟を継続するか、請願せずに訴訟を終了させるかは、訴訟当事者である粟君によって決定されるということになる。逆に言うと、粟君が都尉府へ請願することで第二回寇恩尋問への手続きが初めて進められたのであり、民事訴訟手続きは、訴訟当事者が訴訟行為を行うことによって初めて進行するということができる。その意味で漢代の民事訴訟は所謂当事者進行主義の側面を持っていたのである(71)。

この粟君の都尉府への請願は、先に検討したように、偽証が処罰対象となる証不言請律の適用される爰書によって寇恩に証言させることに狙いがあったと考えられる。従って、それを承けて出された居延県廷の第二回寇恩尋問命令(8)にも、寇恩に爰書による証言を求める文言「不服、移自証爰書」が含まれるのが自然であろう。しかし、実際には爰書による証言を求めてはならず、第一回尋問命令と同様に寇恩尋問及び結果報告を命ずるだけである。その理由は信憑性程度の段階から説明され得る。粟君の都尉府への請願(6)によって、訴訟手続きは再開され寇恩の再尋問が命ぜられるのであるが、粟君がこの請願において爰書による証言をしているわけではない。従って、訴訟は「自言レベル」のままである。爰書による証言を強制的に

求めるのは、当事者の一方が爰書によって証言した「爰書レベル」においてであつて、両当事者が共に爰書による証言をしていない「自言レベル」において、当事者の片方だけに一方的かつ強制的に爰書による証言を求めることはできないのである。栗君の請願を受けた都尉府は居延県廷に「明處」を命じている(7)。「明處」は先述のように事実の解明を命じた訓告的文言と思われるが、ここで都尉府が通常の民事訴訟手続きには無い真実探知を居延県廷に命じたのは、甲渠郵候という高い地位の栗君がわざわざ自ら居延県まで出向いて紛争を解決したいと請願する程だから、被告の寇恩が言い逃れをしているに違い無いと都尉府が判断したためであろう。事実、居延県廷は寇恩の供述に対し「疑非實」という心証を抱いており、都尉府も同様の心証を抱いてたことは疑い無い。それ故、寇恩に白状させるべく「明處」を命じたものと思われる(72)。

この「明處」を受けた居延県廷は都郷に対し第二回寇恩尋問命令を出した(8)。それに従つて都郷嗇夫は寇恩の再尋問を行い、寇恩は栗君の訴えに承服できない旨を爰書によって証言し、十六日附寇恩自証爰書(II)が作成された(9)。ここで寇恩が爰書により証言したことによって、信憑性の程度は「爰書レベル」へ移行する。

都郷嗇夫は第二回寇恩尋問結果を居延県廷に報告し(10)、居延県廷はそれに居延守丞文書(IV)を添附して原告栗君の元へ送付した(11)。その居延守丞文書で、栗君に対し爰書による証言が求められていることについて、第二節においては居延守丞文書の「寫移書到」という文言から検討したが、この栗君に対する爰書による証言の要求が債権回収における「爰書レベル」での手続きと全く同一の手続きであることが、双方の手続きを比較すれば明確となるのである。

「候栗君所責寇恩事」冊書

「爰書レベル」の債権回収

被告寇恩の爰書による証言

原告が訴え内容を爰書により証言

原告栗君に爰書による証言を要求

「驗問収責報。不服、移自證爰書」

原告・被告の立場は反対になるが、共に一方の当事者の爰書による証言を承けて「爰書には爰書を」という手続きが行われているのである。本章冒頭で述べたように、栗君の訴えは寇恩に債務の返済を求めたもので、本質的には債権回収請求訴訟

であり、決して債権回収請求訴訟と異なる訴訟手続きが「候粟君所責寇恩事」冊書において行われているわけではないのである。

さて、この居延守丞文書(IV)には「須以政不直者法亟報」という語が含まれ、居延県廷の判決原案であると解釈されている。この語が判決原案であるならば、「候粟君所責寇恩事」冊書における訴訟は債権回収請求訴訟とは決定的に異なる訴訟手続きが行われていることになろう。しかし、先述のように、民事訴訟においては事実認定や判決の如き手続きは存在せず、それ故、この語は判決原案ではあり得ない。そこで、この言葉の意味を検討しておく必要があるだろう。この部分は「寫移書到」の後ろにあるが、この部分には通常文書送付先への命令・依頼内容が来る。居延守丞文書と同じく「寫移書到」の後に「須」字を含む例を挙げよう。

25 十二月癸丑、大煎都候丞罷軍、別治富昌隊、謂部士吏。寫移書到、實籍吏出

II 入關

人畜車兵器物、如官書。會正月三日。須集移官各三通。毋忽。如律令。

T. VI. b. i. 152/1685

〔十二月癸丑の日、大煎都候官の丞の罷軍が、富昌隊に駐在し、部の士吏に通知する。複写し送付した文書が到着したならば、吏の関所の出入りに伴う人・家畜・武器・物品に附いての帳簿を作成(?)すること、候官の文書のとおり行え。正月三日に出頭せよ。その後、取りまとめて候官へ各々三通を送付する予定であるから、なおざりにするな。律令の如くせよ。〕

「如官書(候官の文書の通り)」とあるので、この大煎都候丞罷軍の到達文書が候官からの命令を承けて出されたことが分かる。つまり、候官の命令を大煎都候丞罷軍が部士吏に中継下達しているのである。文書送付先への命令・依頼内容が来る

「寫移書到」以下には、①「實籍吏出入關人畜車兵器物、如官書。會正月三日」と、「須」を含む②「須集移官各三通」の二つの内容があるが、①は明らかに部士吏への命令内容である。これに対し、②の「官」が候官を指すことは間違い無いから、「須集移官各三通」は、①の命令によって部士吏から送られてきた報告を大煎都候丞罷軍が「集めて」、罷軍に命じた所の「候官へ各々三通送付する」と解釈されなければならぬだろう。従って、「寫移書到」の後に来る「須」に導かれる内容は、

文書送付先への命令が実行された後に行われるべき内容であって、それを予告することによって「万事滞り無く処置せよ」と訓告しているのである。次の例は「須」が訓告的意義を持つことをより明白に示している。

26 晦日平旦。須集移府。迫卒罷日。促母失期。如律

E. P. 156: 115

〔月末の平旦（六時頃）（に出頭せよ）。その後、取りまとめて都尉府に送付する予定である。成卒の徭役義務終了日が迫っている。速やかに処置し期日を厳守せよ。律（令）の如くせよ。〕

「晦日平旦」の前に「會」が来ることは簡25より明らかである。文意は「期日は某月晦日平旦。集めて（都尉）府に送付の予定である。卒の徭役義務終了日が迫っている。速やかに処置し期日を厳守せよ」とあり、具体的命令内容は不明であるが、「須」以下の部分は明らかに文書送付先に対し期日厳守を言い聞かせる訓告的文言である。従って、居延守丞文書(IV)の「須以政不直者法亟報」も同じく甲渠候官に対する訓告的文言と考えるべきである。また、「報」は「論報（判決）」と解釈さ

れているが、漢簡に見える「報」字は債権回収命令文言「驗問収責報」の例の如く「報告」の意味である。居延守丞文書(IV)と同じ「亟報」を含む簡を挙げよう。

27

□□—□

□

□辭所。唯亟報母留。如律令□

72・11(A8)

〔…辭所。どうか、速やかに報告し滞留されることの無きように。律令の如くせよ…〕

「亟報」と「母留」との対比から、「唯亟報母留」は「願わくば速やかに報告し、滞留されることの無きよう」の意味であることは明らかであり、それ故、居延守丞文書の「亟報」を「論報」と解釈することにはやや無理がある。このように、「須」が文書送付先に対する訓告的文言で、また、「報」が報告であるならば、居延守丞文書の「寫移書到」以下の部分は「□□□□□辭、（粟君は）爰書によって証言せよ。（粟君の自証爰書が送付されてきたならば、居延県廷は）政不直者法を以て速やかに報告するであろう(28)」と解釈されることになろう。前章において、爰書に

よる証言は「紛うかた無き真実」として扱われると指摘した。従って、寇恩が爰書により証言した事実が居延県廷に報告された(⑩)ことで、居延県廷は寇恩の主張を紛うかた無き真実であると判断し、逆に、原告粟君の訴えに偽りがあると考えたであろう。この「須以政不直者法亟報」は居延県廷のかかる判断の下での言葉なのである。かかる背景を考慮に入れれば、これが粟君の虚偽の訴えに対する居延県廷の戒告の言葉であることは理解されるであろう。

このように、原告粟君の元に送付された居延守丞文書(Ⅳ)は、居延県廷の判決原案を含むものではなく、単に被告寇恩が粟君の訴えに承服しないことを爰書により証言したことを原告粟君に通知する文書で、この場合、不服の通知に加えて、「爰書には爰書を」の手続きに従って、粟君が不服であれば同じく爰書によって反論を証言するよう求めているのである。かかる手続きは債権回収請求訴訟の「爰書レベル」における手続きそのものであり、債権回収請求訴訟と異なる手続きが行われているわけではない。

「候粟君所責寇恩事」冊書が示す手続きはここまでであるが、では、被告寇恩への反論を爰書により証言することを求められた原告粟君がその証言をしなかったならば、訴訟はどのようなのだろうか。被告の寇恩が先に爰書によって証言したため原告・被告が逆になっているが、粟君への爰書による証言の要求は前掲の民事訴訟手続きでは「B」提訴受理機関から被告所属機関への被告尋問の命令(被告不服の場合、被告に爰書による不服の証言を求める)に当たる。通常の訴訟手続きでは、被告がここで爰書による証言をしなかったならば、原告の訴えを承服したことになり、訴訟は終了する。粟君の場合も同様に、寇恩の不服を承服したことになり訴訟は終了することになる。

では、居延守丞文書(Ⅳ)の要求に従って、粟君が寇恩への反論を爰書によって証言しその自証爰書を送付した場合——先の訴訟手続きでは「爰書レベル」での「E」段階に相当する——、次はどのようなのだろうか。「爰書レベル」ではなく「自言レベル」の場合は、「E」の提訴受理機関から原告に対する被告承服・不服の通知でひとまず訴訟手続きは終了する。「候粟君所責寇恩事」冊書の手続きで「自言レベル」の「E」に当たるのは、居延県廷から原告粟君への第一回寇恩尋問結果の通知(⑤)である。この尋問結果を承服しなかった粟君は都尉府へ「詣郷爰書是正」を請願した(⑥)が、この請願によって初めて訴訟手続きが再び行われることになった

のであり、請願しなければ訴訟手続きが終了したことは前述の通りである。従って、原告が被告不服の尋問結果を承服しないのならば再度提訴する必要がある。粟君の場合は、都尉府への請願がその再提訴に当たる。先述のように、この都尉府への請願は居延県廷の判決を不服として行われた「控訴」ではなく、単に寇恩の住む居延県都郷への外出・移動許可の申請なのであるが、被告寇恩の再尋問を実施させる結果をもたらしたという意味で「再提訴」ということができよう。このように、「自言レベル」の訴訟手続きでは、被告が尋問において訴えを承服しなかった場合、原告がそれに対し不服ならば改めて再提訴する必要がある。前述のように、「自言レベル」では、原告は訴え内容について爰書による証言を行ってはならず、訴えを承けて行われる被告尋問において、被告が原告の訴えを承服しない場合でも、承服しない旨を爰書によって証言することは求められない。従って、尋問における拷問で真実を白状させるといった実務運用上の手法を除いて、両訴訟当事者が訴訟において虚偽の供述をすることを抑制する制度的手続きは、「自言レベル」の訴訟手続きの中には存在しない。極言すれば、「自言レベル」での供述は嘘でも構わないのである。訴訟における当事者の供述がかかる性格のものである上に、訴訟手続きその

ものにも提訴受理機関の職権による真実探知や事実認定及び判決の手続きが存在しない。そのため、訴訟手続きの結果として残るのは嘘でも構わない供述だけなのである。従って、当然の結果として、「自言レベル」での訴訟行為は現代の所謂既判力の如き法律上の拘束力を持ち得ない。それ故、被告が訴えを承服しない場合に原告が再度提訴しても、証拠状況は初めの訴えと何の変化も無い故、最初の訴えと全く同一の状況から訴訟は始まるのである。即ち、再提訴といいながら同一内容の提訴の繰り返しに過ぎないのであり、再提訴によって新たな訴訟段階に入るわけではない。この意味で、「自言レベル」での「再提訴」は今までの訴訟の単なる再開・継続に他ならないのである。

では、粟君の事例が相当する「爰書レベル」の場合はどうであろうか。この問題については、第二章第五節において検討した「隊長失鼓」冊書が答えを与えてくれている。「隊長失鼓」冊書の訴訟経緯を改めて示せば次の通りである。先ず初めに原告斉通耐が秦恭に太鼓の返還を求めて訴えた。それを承けて甲渠候官は被告秦恭を尋問した。その際、秦恭は李丹がその太鼓を持って行ったことを爰書によって証言した。そこで官は李丹を尋問した。その結果、李丹は秦恭が俱起隊から太鼓を持

って吞遠隊へ行つたと爰書によって証言した。この李丹の証言を承けて官は再び秦恭を尋問した。その再尋問で秦恭は「状況を知っていると証言している李丹と孫翽がその太鼓を巡る状況を知っているはずである」と証言しているのである。この再尋問における秦恭の爰書による二度目の証言は、李丹・孫翽の偽証を証言するものである。かかる経緯から、両当事者の爰書による証言内容が一致しない場合には、先に爰書によって証言した方の当事者に対する再尋問が行われ、その際、後で証言した相手方が偽証していることを証言する爰書が作成されるという手続きがとられると考えられるのである。従って、「爰書レベル」の訴訟手続きにおいて、「E」提訴受理機関から原告に対する被告不服の通知と自証爰書の送付の結果、原告がそれを承服しない場合に次に行われるべき手続きは、

〔F〕提訴受理機関による原告の再尋問、原告が爰書により被告偽証を証言

となろう。ここで注目すべきは、「F」以前の手続きで爰書によって証言されている内容がすべて事実関係であったのに対し、「F」では訴訟の相手方の偽証を証言

していることである。このように相手方の偽証を爰書によって証言することは、相手方が証不言請律に違反していると証言することに他ならないので、仮にそれが事実でなかった場合、その証言が誣告となる可能性を孕むものである。ここに「爰書レベル」の民事訴訟が刑事訴訟に転化する可能性が存在する。逆に言えば、純粹に民事訴訟として行われる手続きはここまでである。この民事訴訟と刑事訴訟との関係は次の第四章において検討されるであろう。

おわりに

「前言解」の検討から始めて、冊書における尋問や文書の作成・送付状況を復原し、民事訴訟手続きと比較しながら「候粟君所責寇恩事」冊書を考察してきた。その結果、粟君の事例も債権回収請求訴訟と全く同一の訴訟手続きが行われていたことが確認された。この訴訟手続きは、第一章で復原された刑事訴訟手続きとは明確に異なっており、漢代には債権回収の請求などの民事訴訟に際して行われる手続き

が刑事訴訟手続きとは別個に存在したのである。民事訴訟では爰書によって証言することが訴訟手続きにおいて重要な要素となっていた。爰書による証言は証言内容が事実でなかった場合に処罰の対象となる証不言請律によってその真実性が担保される。それ故、民事訴訟手続きは信憑性の程度から、爰書により証言された「爰書レベル」とそうではない「自言レベル」に区別することができる。「爰書レベル」では「自言レベル」の訴訟手続きに加えて、「爰書には爰書を」という手続きが求められるのである。かかる民事訴訟手続きを再度示せば次のとおりである（括弧内は「爰書レベル」での追加手続き）。

〔A〕原告による提訴

（原告が訴えの内容を爰書によって証言）

〔B〕提訴受理機関から被告所属機関への被告尋問の命令

（被告不服の場合、被告に爰書による不服の証言を求める）

〔C〕被告所属機関による被告尋問

（被告不服の場合、不服の自証爰書を作成）

〔D〕被告所属機関から提訴受理機関への尋問結果の報告

（被告不服の場合、不服の自証爰書を送付）

〔E〕提訴受理機関から原告に対する被告承服・不服の通知

（被告不服の場合、不服の旨を証言した被告の自証爰書も送付）

「自言レベル」の訴訟手続きでは、「E」の原告に対する被告承服・不服の通知によって訴訟手続きは終結する。これに対し「爰書レベル」では、「E」で被告不服の自証爰書が原告に送付され、原告がそれを承服しない場合には、さらに、

〔F〕提訴受理機関による原告の再尋問、原告が爰書により被告偽証を証言

という手続きが行われる。漢代の民事訴訟は如上の手続きに従って進行するのである。

漢代民事訴訟手続きの最大の特徴は、提訴受理機関の職権による真実探知や事実認定及び判決手続きが存在しないことである。先述のように、「自言レベル」では、訴訟の結果として残るものが嘘でも構わない供述だけなのであり、それ故、被告が訴えを承服せず原告が再提訴した場合でも、初めの提訴と全く同一の証拠状況での再提訴となり、結局は、同じ訴えの単なる繰り返しに過ぎないのである。これに対して「爰書レベル」の手続きでは、訴訟当事者が事実でない供述をすることを証不言請律が抑制する。それ故、訴訟当事者が証不言請律の適用される爰書によって証言することが、提訴受理機関の職権による真実探知と同じ効果を持つことになり、さらに、「爰書には爰書を」という手続きを求めることで、有責の訴訟当事者は相手方の証言を承服せざるを得ず、その結果、判決手続きが行われた場合と同様に訴訟は終了する。また、一たび作成された爰書の効力——即ち、虚偽の証言を処罰する証不言請律の適用可能性——は、その爰書を作成した訴訟そのものが終了した後も継続するので、爰書による証言内容に虚偽があるまま訴訟が終了した場合でも、

それを不服とする訴訟当事者が再度提訴したならば、虚偽の証言は新たな訴訟の中で罪を問われることになる。つまり、同一の訴えが再度提訴された場合、初めの訴訟における証言などの訴訟行為を前提にした上で再度の訴訟は行われるのである。如上の訴訟構造から既に明らかのように、「自言レベル」における紛争解決力は訴訟手続き自体の中には存在せず、端的に言って、尋問において被告に訴えを承服させ白状させる手腕こそが紛争を解決する力なのであり、これに対して「爰書レベル」では、訴訟当事者に爰書による証言を求める手続き自体が紛争解決の力となるのである。

これまで見てきたように、漢代の民事訴訟は、「自言レベル」にしろ「爰書レベル」にしろ、一方の訴訟当事者が相手の主張に反論せず承服することによって、換言すれば、訴訟行為を行わないことによって終結する。一般に裁判の最も本質的手続きと考えられる所の職権による真実探知や事実認定及び判決という手続きが、漢代民事訴訟には存在しないのであるが、それは、官が主体的に提示し公権力を背景とした強制力を伴って紛争当事者に対し受諾を強いるところの判決〔ㄷ〕とは、漢代民事訴訟における紛争解決方法が全く異なる形態であることによる。例えるなら、

訴訟当事者の歩むべき道に踏み絵を置くことで、有責または不利な側の当事者が踏み絵を踏むのを躊躇してその場に取り残されてしまうこととなり、その結果として訴訟が終了するというのが漢代民事訴訟の紛争解決方法なのである。そして、その踏み絵に当たるのが爰書による証言に他ならない。敢えて踏み絵を踏んでも前に進む者こそがより真実に近い者だという認識が、かかる紛争解決方法の基本的原理なのである。

漢代民事訴訟手続きは、このように職権による真実探知や事実認定及び判決の如き手続きが存在しないことに加えて、訴訟手続きを提訴受理機関が主体となって進める職権進行主義ではなく、訴訟当事者が訴訟行為を行うことによって初めて訴訟手続きが進行する当事者進行主義でもあった。それ故、訴訟の中心的役割を果たすのが公権力ではなく訴訟当事者自身であるこのような訴訟形態は、もはや公権力によって行われる所の訴訟・裁判などではなく、訴訟当事者による自力救済行為に他ならないといわれるかもしれない。しかし、現代民事訴訟制度でも、私人の権利を保護することがその目的の一つとして挙げられており(75)、民事訴訟は侵害された個人の権利を公権力によって回復するという公力救済として位置付け得る。しから

ば、たとい事実認定や判決手続きが存在せず当事者進行主義であったとしても、当事者が侵害された権利を自力だけで回復しているのではなく、公権力の持つ統治機構や強制力が権利回復に関与している以上、かかる権利回復手続きは紛れもなく民事訴訟なのである。原告の訴え、それを承けての被告所属機関への被告尋問命令、被告尋問、被告承服の場合の債権回収などの手続き全てが、都尉府―候官―部―隊及び郡―県―郷という軍政・民政の統治システムを利用して行われ、また、訴えを承けて行われる被告の召喚・尋問、被告承服の場合の債権回収、被告不服の場合の爰書による証言等の手続き全てが、官(公権力)の持つ強制力を背景として実施されているのである。つまり、民事訴訟手続きに対し官(公権力)が主体的に係わることはないけれども、官(公権力)無くしては全ての訴訟手続きが実効性を持って進行することは不可能なのである。その意味で、漢代民事訴訟の本質は、官(公権力)の統治機構と強制力を利用して当事者自身によって行われる権利回復行為に他ならないともいえよう。「候粟君所責寇恩事」冊書では、被告寇恩が尋問で訴えを承服しなかったという通知を受けた原告粟君が、都尉府に対して「詣郷爰書是正」を請願していた。この「詣郷爰書是正」は、粟君自身が寇恩の住む居延県都郷まで出向

いて、偽証が処罰対象となる証不言請律の適用される爰書によって寇恩に証言させることで「真実」——勿論、ここに言う「真実」とは粟君の主張する所の事実関係ではあるが——を語らせようとしたものである。原告である粟君自身が出向いて寇恩を尋問し、偽証が処罰対象となる証不言請律による刑罰を強制力として「真実」を語らせるという点に、訴訟当事者自身が公権力を利用して紛争の解決を図るという漢代民事訴訟の本質を見ることができよう。実質的には官の統治機構と強制力によって民事訴訟手続きは機能しているのであるが、あくまでこれらは当事者が民事訴訟を進める上での手段として利用されているに過ぎず、本質的には当事者自身による訴訟行為なのである。それ故、漢代の民事訴訟手続きは、官（公権力）が主体的に権利の回復に係わるのではなく、当事者自身の権利回復の手段としてのみ関与し機能するという点で、公力救済の最も原初的な形態と位置附けることができよう。

(二) 現代の民事訴訟は私人が自己の自由な意思により処分できる権利や法律関係を巡る紛争をその対象とし、確認訴訟・給付訴訟・形成訴訟の三類型に区分されるが、本章で民事訴訟という場合は債権回収の訴えに代表される給付訴訟に限定される。現代の訴訟類型では確認訴訟に当たるであろう江陵張家山漢簡『奏讞書』に見える奴隸身分に関する裁判は、本章で言う民事訴訟には含まれない。本稿では、刑事訴訟と民事訴訟とで異なった訴訟手続きが存在し、純粹に私人間での紛争は民事訴訟手続きによって、犯罪の如く挙劾の対象となる事実には国家との関係を含む場合は刑事訴訟手続きによって処理されると考えている。それ故、国家との関係を含む奴隸など身分の問題は本章で言う民事訴訟手続きの対象とはならない。

(2) 債権回収請求訴訟において、被告に対し爰書による債務不承認の証言を求めめるのは、原告が爰書によって債権の内容を証言した場合以外に、契約書である券によって証明する場合もあるが、ここでは爰書を取り扱う関係上、券については捨象する。

(3) 初山明「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」
（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と農民』汲古書院 1995）二一七～二一九頁。

(4) 第一章おわりに所掲の図参照。なお、ここにいう「劾状」は、挙劾に至る経緯の説明に当たる、「●状辭曰」で始まり「状具此」で結ばれる書式の文書である。

(5) 十九日附都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)の文書自体の性格については見解が一定していない。俞偉超「略釈漢代獄辭文例——一份治獄材料初探——」（『文物』1978-1）は都郷嗇夫から居延具廷に提出された三度目の寇恩験問結果の爰書、徐萃芳「居延考古発掘的新収獲」（『文物』1978-1）と裘錫圭「新発現的居延漢簡的幾箇問題」（『中国史研究』1979-4）は都郷嗇夫から居延具廷へ提出された二度目の寇恩験問結果の報告、大庭脩「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」（同氏著『秦漢法制史の研究』創文社 1982 所収）は都郷嗇夫宮が居延具令に対し二度にわたって寇恩の口述を聞き爰書を作成した上で、嗇夫としての判断を具に報じた文書、初山明「爰書新探——漢代訴訟論のために——」（『東洋史研究』51-3 1992）は十六日附寇恩自証爰書(Ⅱ)に添附された送り状、とそれぞれ

解する。この都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)が爰書そのものでも都郷嗇夫の判断でもないことは、初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」の指摘する(一一一～一四、四〇頁註一九)とおりでである。初山氏は末尾に「寫移爰書」の文言を含むことから、これを文書を送付する際の送り状とみなす(一四頁)。確かに、文書送付の経緯が送り状に記載されることはあるが、都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)の「謹験問」以下(後掲(オ))に記載されるような尋問命令に対する結果報告が送り状に含まれる例はない。初めに上級機関からの尋問命令を再録し、「謹験問」以下で尋問結果を記載するという都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)の書き方は、後掲「駒罷勞病死」冊書と全く同一であり、それ故、都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)が尋問命令に対する尋問結果の報告文書であることは明らかであろう。「寫移爰書」の文言は、報告文書に自証爰書を添付する旨の申し添えに過ぎず、主体となる文書は尋問結果の報告である都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)で、寇恩自証爰書(Ⅰ・Ⅱ)はあくまで添附された附属文書なのである。

(6) 大庭脩前掲「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」。但し、大庭氏は「前言解」について、三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)を一度具廷へ送ったこと

を意味するのかと述べる(六五八〜六五九頁)。

(7) 徐萃芳前掲論文、裘錫圭前掲論文、粉山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のためめに——」。俞偉超前掲論文は三日附自証爰書(I)・十六日附自証爰書(II)・十九日附都郷畜夫報告文書(III)(氏はこれを爰書とする)三文書共に文書の日附どおりに居延県廷へ送付されたとする。

(8) 裘錫圭前掲論文、大庭脩前掲「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」、粉山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のためめに——」、同「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のためめに・続——」。徐萃芳前掲論文では「言前言解廷」と断句するが同様に三日附寇恩自証爰書(I)の送付と解釈する。

(9) 粉山明前掲「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のためめに・続——」二〇九頁。

(10)

前言解

□言状會月二十日□

71・16(A8)

(11) 謝桂華「新・旧居延漢簡冊書復原挙隅」(『秦漢史論叢』第五輯 法律出版社 1992)では「官記」の末尾を「李丹、孫詡証知状。驗問具言前言状。」と断句しており、「驗問具言前言状」全てを候官からの命令文言と解釈しているようである。

(12)

建武四年五月辛巳朔戊子、甲渠塞尉放、行候事、敢言之。府書曰、吏民毋犯四時禁。有無四時言。●謹案、部吏毋犯四時禁者。敢言之。 E.P.F22:50A

(13) 凶版では不明の一字を「解」と釈すことも可能なようである。

(14) 「某言」で始まる同類簡には次のものがあるが、ともに候官から都尉府へ送付した文書冊の控えに附けられた附け札で、文書の内容見出しである。

甲渠言、永以縣官事行警檄、牢駒

隊内中。駒死。永不當負駒。

E.P.F22:186

甲渠言、卅井關守丞匡檄言、都田嗇夫丁宮□
等入關、檄留遲。謹推辟如牒。

E. P. F22:125

(15) 漢簡に見える「謁」字は依頼や願望を表す。第一章第一節(四)参照。

(16)

故甲渠候長唐博叩頭死罪。博前為甲渠鉞庭候長。今年正月中、坐撈卒繫獄、七

二月廿□

4・9(A8)

察微隊長卑赦之 負復幸錢五百卅●負吞北卒□□□□

負呂昌錢二百 五百五十皆□□ 皆已入畢。前所移籍當去。

E. P. T51:77

(17) 「前」を「前もって」とすれば命令文言とも解釈し得ないこともないが、「前もって」の場合は証不言請律の申し聴かせに見えるように「先」字が使われている。

(18) 「隊長失鼓」冊書については第二章第五節参照。

(19)

根前所白候爰書言「敵後不欲言」。今乃言「候擊敵數十下多所 E. P. T52:178

(20) この冊書については舩山明前掲「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」参照。

(21) 舩山明前掲「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」は「非は放の側にありとの心証を験問担当者の甲渠郵候・獲が予め抱いていたためであろう」(二一五頁)とするが、尋問者のかかる個人的心証だけで被告の尋問をしないことが可能であれば、これは裁判の恣意的運用の制度的容認に他ならない。

(22) 滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」(同氏著『清代中国の法と裁判』創文社 1984 所収)六四頁。漢代の裁判においても原告被告のかかる平等さを認めることができる。第二章おわりに参照。

(23) 初山明前掲「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」は、距離的観点から「府」は張掖太守府よりも居延都尉府の方が自然であるとしながら結論を保留している(二〇七〜二〇八頁)が、前章で見たように債権回収代行や債権回収訴訟が都尉府—候官—部—隊という軍政系統を利用して行われていることからすれば、この場合は原告・被告ともに甲渠候官所属の吏であるから、訴えた「府」は都尉府と考えて間違い無い。

(24) 大庭脩「史記三王世家と漢の公文書」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)三〇二頁。

(25) 初山明前掲「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」では、「明處」を「自己の判断を明確に示す」と解釈する(二〇九頁)が、「明處」は「正處」「治決」と同じく事実の解明を命じる訓告的文言と解釈すべきであらう。第三節参照。

(26) 大庭脩前掲「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」では、「謹驗問恩」以下を都郷嗇夫宮の判断(六五八頁)、初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」では、最後の「粟君用恩器物幣敗、今欲帰、恩不肯受」

を都郷嗇夫による寇恩の供述の補足とする(四〇頁註一九)。しかし、(イ)にあるように都郷嗇夫は粟君を「甲渠候」と呼び、「粟君」と呼ぶのはI・IIの寇恩自証爰書にあるように寇恩であるから、「粟君」と呼んでいる(オ)の「辭」以下は全て寇恩の供述である。

(27) 「記」については、鵜飼昌男「漢代の文書についての一考察——『記』という文書の存在——」(『史泉』68 1988)参照。

(28) 大庭脩前掲「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」六六三〜六六四頁。

(29) 第一章第一節(一)参照。

(30) 本文所掲簡4では一次発信文書の「書到」に対し中継転送文書では「寫移檄到」と、次例では一次発信文書の「記到」に対し中継転送文書では「寫移檄到」とある。

府告居延甲渠郵候。卅井關守丞匡十一月壬辰檄言。居延
II 都田嗇夫丁宮・祿福男子王歆等入關。檄甲午日入到

〓 府。匡乙未復檄言。

E. P. F22:151A

甲渠郵候以郵行

〓

男子郭長入關。檄丁酉食時到府。皆後宮等到留遲。記到、

〓 各推辟界中、定吏主當坐者名。會月晦。有

E. P. F22:151B

教

建武四年十一月戊戌起府 E. P. F22:151C

十一月辛丑、甲渠守候 告尉、謂不侵候長憲等。寫移檄

〓 到、各推辟界中、相付受日時具狀。會月廿六日。如

〓 府記律令。

E. P. F22:151D

この場合の「檄」は書写した木片の形状を指す名称で、「記」「書」は文書種類による名称であるから、「書到」「記到」を承けて「写移檄到」と記されることもある。なお、「書到」「檄到」に対する「写移書到」「写移檄到」は頻見されるが、「記到」に対する「写移記到」という表現は見られず、「記」という文書の特殊性を示唆する。

(31) 文書冒頭の年号記載の有無に加え、この「書(記・檄)到」と「写移書(檄)

到」の文言からも、それが一次発信文書か中継転送文書かの識別が可能となる。

(32) 簡の排列は第一章第四節(二)の考察結果に従い、牒を前に配置した。

(33) 建武五年八月戊申附文書とそれに添附された三枚の牒は甲渠候官へ送られてきた文書の実物で、末三簡の八月庚戌附文書は甲渠候官が第四候長等へ送付した文書の控えであるから、現存するこれらの簡自体は檄の形態を取っていない。

(34) 居延守丞文書(IV)には「寫移書到」の後に「須以政不直者法亟報」という「須」に導かれる部分も含まれるが、この部分は文書送付先に対する命令内容ではなく、命令遂行後の予定や訓告的文言である。第三節参照。

(35) 第二章第五節で検討した「隊長失鼓」冊書では、被告秦恭が爰書による証言を二度している。既に指摘したように、その場合の証言内容は同一ではなく、二度目の証言は「証人李丹・孫翽も事実を知っているはずだ」と相手の偽証を証言するものである。栗君の場合も最初の「甲渠候書」が爰書で、IVで求められたのは秦恭の二度目の証言と同じく寇恩の偽証を証言する「爰書自証」であった可能性も確かに皆無ではない。しかし、秦恭の場合の尋問命令は「験問具言」であって、「爰書自証」を直接命じているわけではない。爰書による証言内容が一致し

ない場合、本人が偽証している可能性もあるわけだから再尋問するのは当然であろう。再尋問もせず一方的に相手の偽証を「爰書自証」するよう命ずることは極めて考え難い。

(36) 挙劾文書については第一章参照。

(37)

去署、乏候望、不憂事邊。謹敕第四候長

E. P. F22:627

□□何□□聞□備邊塞候望。吏官絳去署亡、乏迹候、不憂事邊。唯□

77. J. H. S:9B/1456B

なお、「不憂事邊」を以て挙劾されている例は、第一章第二節所掲の令史某挙劾文書(V)に見える。

(38) 関所通過用の「出入六寸符」は次の如きものである。

始元七年閏月甲辰、居延與金関為出入六寸符、券齒百、從第一至千、左居

官、右移金関。符合以從事。

・第八

65・7(A33)

符は簡側に刻齒(切込み)のある長さ六寸(十五釐程度)のものが二枚で一組となり、関所通過の際に、関所保管のものと通行者携帯のものを符合して使用する。符については大庭脩「漢代の関所とパスポート」(前掲『秦漢法制史の研究』所収)、初山明「刻齒簡牘初探——漢簡形態論のために——」(『木簡研究』17 1995)参照。

(39) 簡6と同一形態のものに次の二簡がある。

甲渠郵候 回 即日壬申 五月壬寅、府告甲渠郵候。遣乘隊騎士王晏・王陽・

王敞・趙康・王望

舖後遣

E. P. F22:473A

等五人借人乘。隊長徐業等自乘隊。日時在檢中。到

課言。

E. P. F22:473B

四月壬戌、府告甲渠郵候。遣乘隊第五隊騎士郭陽・

〓第十八隊候騎士夏侯倉 E. P. F22:474A

甲渠郵候 回 即日癸酉 之官。日時在檢中。到課言。

舖時遣 E. P. F22:474B

E. P. F22:473とE. P. F22:474には「符」の語は無いが、書式・形状共に同一で、簡6と共に「符」であること疑い無い。これらの簡の長さは十八と二五、封泥匣が有りその上に「甲渠郵候」という宛名が記され、年号記載は無く「某月（干支）府告甲渠郵候」で始まる。関所通過用の符に見られる刻齒（切込み）は無い。
(40) 本人及び所属候官への人事異動内容の通知は以下の如き書式の文書で行われる（簡は第一章第四節（二）の検討結果に従い排列した）。

萬歲候長何建 守州井尉。 E. P. F22:249

第二隊長史臨 今調守候長。眞官到若有代罷。 E. P. F22:248

建武五年五月乙亥朔壬午、甲渠守候博、謂第二隊長臨。書
到、聽書牒署從事、如律令。 E. P. F22:247A

甲渠候官尉史鄭駿 遷缺。 E. P. F22:57

故吏陽里上造梁普年五十 今除補甲渠候官尉史 代鄭駿 E. P. F22:58

甲渠候官斗食令史孫良 遷缺 E. P. F22:59

宜穀亭長孤山里大夫孫況年五十七 薦事 今除補甲渠候官斗令吏 代孫良 E. P. F22:60

牒書吏遷序免給事補者四人。人一牒。

建武五年八月甲辰朔丙午、居延令、丞審、告尉、謂郷、移甲渠候官。聽書從
〓事、如律令。 E. P. F22:56A

(41) 富谷至「漢代辺境の関所——玉門関の所在をめぐって——」（『東洋史研究』
48-4 1990）。

(42) 次掲簡7の「府符」を紛失した薛隆の場合も、第廿一隊は甲渠候官所管であ

るから、卅井候官管内に在る居延県索関は通過していないと考えられる。

(43) 符には日迹に関する符も有る。

第廿三候長迹符左

E.P. T44:21

第廿三候長迹符右

E.P. T44:22

☐回第六平旦迹符

E.P. T49:69

鉾庭月廿三日隊長日

回

迹符以夜半起行詣官

E.P. T65:159

関所通過の可能性など無く、且つ隊に勤務する吏卒の職責である日迹に関してわざわざ符が作成されることも、符を勤務場所からの外出・移動許可証と考えるこ

とで容易に理解されるであろう。

(44) 謝桂華「『建武三年十二月候粟君所責寇恩事』考釈」(『史泉』73 1991) 七頁。しかし、「爰書」を「是正」の目的語として、「爰書是正」を「爰書を糾正する」と解釈することは、語順からも「爰書験問」などの類似表現からも不可能である。

(45) 『漢書』卷五九張湯伝「上以湯懷詐面欺、使使八輩簿責湯」。顔師古注「以文簿次第一一責之」。

(46) 初山明前掲「爰書新探——漢代訴訟論のために——」では、簡文の「如」字を釈読不明とした上で、「逮捕したならば、……に送検し、有無を記せ(?)」と解釈する(三四頁)。しかし、漢簡でも有無という場合は次例のように「有無」と記し、「母有」とは書かれない。

建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠鄯守候 敢言之。府書曰、吏

民母犯四時禁。有無、四時言。●謹案部吏、母犯四

E.P. F22:51A

時禁者。敢言之。

E.P. F22:52

「母有」は隊卒による虜発見の檄に「虜即西北去。母有所失亡。敢言之」（278・7A）とあるように「……が有ることは無い」「無い」の意味の語である。次の簡には簡11と同じくこの「母有」と「以書言」とが同時に見える。

□城倉・居延農・延水・卅井・甲渠・殄北塞候。寫移書到

遺脱有、移名籍、遣吏將屬居延。母有、以書言。會月廿日。如律令。／掾仁・

屬寧

175・13(A8)

ここでは「遺脱有」と「母有」、「移名籍、遣吏將屬居延」と「以書言」が対応しており、「遺漏が有れば名籍を送付し吏を派遣し部下を居延に引率せよ。（遺漏が）無ければ文書によって報告せよ」と読むことができよう。これに倣えば簡11も「母有」は「得」に対する「母有得」の意味で読むべきであろう。

(47) 粉山明前掲「刻齒簡牘初探——漢簡形態論のために——」二二頁。

(48) 「願」字は釈文では「日」に作るが、図版では墨跡が不明瞭で判然としない。

簡12と「更□」を除き同一文言である次簡では、「書到」の次の字は明らかに「願」である。

□守候塞尉……□□潤□□柴柱等三人□□

□到、願令史驗問收責□□□

E.P. T52:530

さらに、図版に見える簡12の「願」字は、簡13及び次例の「願」字とほぼ同形である。

書到、願令史趣嚴憲致、亟報方案府。如律□

203・49(A8)

これらの「願」字は釈文では「頃」字に釈読されているが、同一文言のE.P. T52:530が明らかに「願」であるから、これらの簡も「願」と釈すべきである。「書到」に続く部分は文書送付先に対する命令・依頼内容であるから、謙讓の意味を込めて「願」字が添えられたのであろう。

(49) 「更」字は『居延新簡 甲渠候官』では「受」に作るが、「候粟君所責寇恩事」冊書の「更」字とはほぼ同形である。また、後ろの「驗□」が「驗問」であることは疑い無く、その場合「受」では意味を為さない。従って、「更」と釈すべきである。

(50) 初山明「秦の裁判制度の復元」(林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所 1985) 五五〇頁。

(51) 第二章第五節参照。

(52) 債権や買売代金を回収する際に作成される責名籍でも、債権の内容を爰書により証言している場合は単に「責」と記載されるのに対し、証言していない場合は「自言責」のように「自言」の語が附記され、明確に区別されている。第二章第四節参照。

(53) このように考えた場合、都郷嗇夫から居延県廷への報告(④)では寇恩の「不服」だけが報告され、爰書による証言については報告されていないことになり、不自然に思われるかもしれない。しかし、被尋問者が爰書によって証言した場合、常にその爰書を尋問報告に添付する必要は無かったようである。都郷嗇夫報告文

書(Ⅲ)にも次簡にも共に爰書を送付する旨が「写移爰書」と明記されている。

六千一百錢□□服。爰書自□證。謹寫爰書移。謁報酒泉太守府。敢言之。

E. P. T52:267+E. P. T52:38

これに対し、本文前掲簡16と次例には「寫移爰書」の語が無い。

16 □皆不服。爰書自證。書到、如律令。

206・31(A8)

□爰書自證。敢言□

E. P. T4:40

簡16は「如律令」で終わっているので下級若しくは同等機関への文書、もう一例は「敢言(之)」から上申文書とわかる。どちらも爰書によって証言した旨の「爰書自證」の語は有るが、その爰書を送付する「寫移爰書」の語は無く、爰書がこの文書には添付されていなかったと考えられるのである。従って、都郷嗇夫

から居延県廷への寇恩尋問結果の報告(④)においても、三日附寇恩自証爰書(Ⅰ)を添付する必要は必ずしも無かったと思われる。さらに、爰書により証言した事実は、所掲の例に見られるように「爰書自證」というわずか一語で表現される。それ故、都郷嗇夫からの報告(④)にこの「爰書自證」の一語が欠落していれば、寇恩が爰書によって証言したという事実を居延県廷が知ることは全く不可能となるのである。

(54) 大庭脩前掲「史記三王世家と漢の公文書」参照。

(55) 上申文書の形態になっていない場合は、送り状が添附されるか、又は別の文書に添附される附属文書の形を取る(第一章第三節参照)。勿論、爰書が上申文書として単独で送付されている例はあるが、その場合は次例のように、通常の上申文書の中に、「爰書」という前置きがあつて爰書が引用されるといふ書式を取る。ただ、その場合には寇恩自証爰書に見えるような形での証言者自身の身元記載は無いので、爰書は省略された形で引用されている。

□□寅、士吏強兼行候事敢言之。爰書。戌卒潁川郡長社臨利里樂徳、同縣安平

||里家横告曰、所爲官牧橐他□

□戌夜僵臥草中、以□行。謹案、徳・横□到橐他。尉辟推、謹母刀刃木索迹。

||徳・横皆證所言。它如爰書。敢□

E. P. T57:85

(56) 角谷常子「秦漢時代の簡牘研究」(『東洋史研究』55-1 1996)は、三日附寇

恩自証爰書(Ⅰ)を甲渠候官で作成された複写と考える(二二八頁)。これが文書実物でなく複写ならば、自証爰書と共に送付されたはずの文書が存在しなくても不思議でないかもしれない。しかしその場合も、角谷氏自身が指摘するように、文書を受領した側の甲渠候官で何故複写を作成する必要があつたのかという問題が残る。さらに、自証爰書と共に送付されてきた文書には、「候粟君所責寇恩事」冊書の都郷嗇夫報告文書(Ⅲ)と居延守丞文書(Ⅳ)にあたる文書が当然含まれていなくてはであるが、寇恩自証爰書以外のそれらの文書が複写・保管されていないのは何故かということも問題となろう。特に居延県廷からの文書には粟君に対する何らかの回答が記載されていたであろうから、複写するにしても、寇恩自証爰書の複写と共にこの居延県廷からの文書も保存しておく必要はあつたはずである。

(57) 角谷常子前掲論文に筆跡と簡牘形状についての考察がある。

(58) 第二章第三節参照。

(59) 第二章第四節参照。

(60) 次の簡から、原告驩喜隊卒鄭柳等が自分の所属する卅井候官に提訴し、卅井候官が被告の所属する甲渠候官へ、甲渠候官がさらに被告の所属する候長へ被告尋問を命令するという、簡17と同一の手続きが確認される。

卅井移、驩喜隊卒鄭柳等責木中隊長董忠等錢。謂候長建國等。●一事二封 三
11月辛丑、令史護封。 214・34(A8)

(61) 候官の属吏が郵候を通さず直接他機関に文書を送付するのは、令史が郵候と連名で秋射爰書を都尉府に送付する場合と、挙劾文書の告発状を県獄へ送付する場合がある。第一章第四節参照。なお、直接他機関へ文書を送付できるのは郵候と塞尉である。次例は甲渠候官の塞尉から南陽郡新野県への文書送付の例である。

□戊辰朔丙子、甲渠塞尉元、移南陽新野。埶東里瞿諸病死。爲構一櫝。書到
□□取。如律令。 157・20A(A8)

(62) 「唯」字は文書送付先に対する依頼内容を導く文字である。市川任三「居延簡印章考」(財団法人無窮会『東洋文化研究所紀要』5(1964)三九頁註三九。

(63) 次例では「已成言」に作り「已に完成したら報告せよ」の意味である。

十月壬寅、甲渠郵候喜、告尉、謂不侵候長赦等。
寫移書到、趣作治、已成言。會月十五日、詣言府。如律令。／士吏宣、令史起。

139・36+142・33(A8)

(64) 初山明前掲「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」
一〇九頁。

(65) 「状」は「状況」の意味である。第一章第二節参照。

(66) 次例には「記到、正處言状」と同じ「記到、……言状」という表現がある。

持行到府。皆後宮等到留遲。記到、各推辟界中相付日時、具言狀。會月廿六日。

Ⅱ 謹案、郷齋夫丁

宮入關檄、不過界中。男子郭長入關檄、十一月十八日乙未食坐五分、木中隊長

Ⅱ 張勳受卅井誠斃

E. P. F22:324

「各推辟界中相付日時、具言狀」から、「具言狀」の「狀」が「推辟界中相付日時」の結果明らかになった状況を指すことは明白である。従って、「正處言狀」も同様に解釈すべきであろう。

(67) 『管子』七法「兵必勝敵國矣。而不明正天下之分、猶之不可。」

(68) 次例は故甲渠第九隊長呉建の「自言」による訴えを承けて第十士吏孫猛を尋問した結果、孫猛が承服し孫猛の十二月の俸錢百二十錢を差し押さえた記録である。

第十士吏孫猛十二月

故甲渠第九隊長呉建

奉百廿

(第一・二段)

自言、責士吏孫猛脂錢百廿。・謹驗問士吏孫猛、辭服負。已收得猛錢百廿

(第三段)

E. P. T52:21+E. P. T52:130

次の例は、被告が訴えは承服したが返済する金が無いと供述したもので、この場合、官が強制的に被告の財産を差し押さえるなどといった措置は執らずに、この供述結果を原告に通知するのみであったと思われる。

責不可得。書到、驗問、審負知君錢、白報。謹驗問當、辭曰「迺十一月中、從

Ⅱ 知君

貸錢三千六百、以贖婦。當負臧。貧急毋錢可償知君者。」謁報。敢言之。

E. P. T59:13+E. P. T56:8

これらの簡の解釈については、第二章第三節参照。

(69) 従って、粟君による都尉府への請願(6)を「再提訴」と位置附けた上で、裁判権・最高判決権の所在を議論することも、意味が無い。

(70) 第二節の最後で提起した筆跡の問題も、被告寇恩の自証爰書等がもとより原告粟君の元に送付されるべき文書であると考えれば解決される。冊書は(A)三日附寇恩自証爰書(I)、(B)十六日附寇恩自証爰書(II)及び十九日附都郷齋夫報告文書(III)、(C)二十七日附居延守丞文書(IV)で各々同筆である。簡牘形状は、三日附寇恩自証爰書(I)だけが一行書きで、他の文書は全て二行書きの両行簡に書かれている。さらに、二行書きの文書は全て丁寧な筆運びであるが、一行書きの三日附寇恩自証爰書(I)だけがそれらに比較すると相当に粗雑な書き方であり、角谷氏の指摘するとおり、三日附寇恩自証爰書(I)は文書控え、他は文書正本であることは間違い無いだろう。第二回寇恩尋問結果報告(10)の際、十六日附寇恩自証爰書(II)と報告文書(III)は清書して報告用正本を作成したが、三日附寇恩自証爰書(I)は先に作成していた下書きをそのまま添附した。それ故、これだけが

控えの形態となる。都郷齋夫の寇恩尋問結果報告はもとより原告粟君へ送付すべき文書であるから、居延県廷は都郷齋夫から送付された文書そのものに居延守丞文書(IV)を追加し甲渠候官へ送付した。それ故、上述の筆跡の違いが存在する。なお、角谷氏は三日附寇恩自証爰書(I)と冊書の楮(附け札、E.P.F22:36)を同筆と見る(前掲論文二一七頁)が、「粟」字の「米」の左右の払いの書き方が異なっている点などから別筆と考える。

(71) 後述のように、粟君の都尉府への請願(6)は実質的には「再提訴」に当たる。「再提訴」であれば、この粟君の請願による訴訟手続き開始は、むしろ所謂「不告不理」原則の実現と見なされるかもしれない。しかし、後述のように、「自言レベル」では「再提訴」で開始される訴訟は最初と同じことの繰り返しに過ぎず、「爰書レベル」における再提訴のように最初の訴訟結果を前提とした次の段階で新たな訴訟が行われるわけではない。同じ訴訟の繰り返しという意味で、「自言レベル」の「再提訴」は訴訟の単なる再開・継続なのである。それ故、粟君自身の請願によって初めて第二回寇恩尋問が実施されたことは、当事者進行主義の側面と捉え得るのである。

(72) 「明處」は「駒罷勞病死」冊書にも見えるが、第四章で述べるように、この場合は盗罪の可能性があったため「明處」で事実の解明が命令されていると考えられる。また、「明處」に類似すると思われる「治決」は都郷耆夫への二度の寇恩尋問命令に含まれるが、その「治決」の命ずる具体的命令内容は確認できない。それ故、この「治決」は原告が発令者の居延県令と同等の甲渠郵候であったために敢えて加えられた教諭的文言と思われる。

(73) この解釈では「亟報」の行為主体が文書送付先ではなく発信者自身となるが、次の簡は、居延守丞文書(IV)と同じく「須」「報」を含み、「報」の行為主体が文書発信者の例である。

主名。須課報府。會月廿五日。毋忽。如律令。

E. P. T52:324

「須課報府」は、この文書で命じた報告を受領した後に、この文書発信者自身が「チェックして都尉府に報告する予定である」という意味である。

(74) 刑事裁判での判決は言う迄もないが、裁定の受諾誓約書である「遵結」を訴

訟当事者から取ること初めて終結する清代の民事案件に関する裁判でも、当事者が自由意思に基づき「遵結」の受諾・拒否を決定し得たのではなく、「遵結」は官憲の威信と懲らしめ権を背景として強力にその受け入れと遵守を迫るものであり、形式的には調停と呼ぶべきかかる清代の民事案件の裁判でも、公権力を背景とした強制力がそこには働いているのである。滋賀秀三「判決の確定力観念の不存在——特に民事裁判の実態——」(前掲『清代中国の法と裁判』所収)二五二頁。

(75) 三ヶ月章『民事訴訟法 補正版』(弘文堂 1984)一六〇—一八頁。

第四章 漢代訴訟制度における刑事訴訟と民事訴訟

これまで三章に亘って漢代の刑事訴訟、訴訟手続きにおいて極めて重要な機能を果たす爰書、そして民事訴訟について考察してきた。最後に、漢代の訴訟制度における刑事訴訟と民事訴訟の関係について考察し、幾らか展望を示しておこう。

刑事訴訟と民事訴訟について、これまでの考察結果を整理すると以下のようなろう。国家の制定した法である律に対する違反行為などの犯罪に対しては、その犯罪を知見した吏によって挙劾が行われ、刑罰を科すための裁判手続きが開始される。この場合、「軟弱不任吏職、以令斥免」や「不憂事邊」といった所謂職務不履行に当たるものも挙劾の対象となっているが、これらも「鬪傷」や「蘭越塞于邊關徼」などの所謂刑事的違法行為と同じ範疇に属する犯罪なのである。また、かかる犯罪の告発である挙劾によって開始される裁判は、挙劾された犯罪に対して刑罰を科すものであるから、すべての裁判は刑事裁判であり、その裁判を開始させる挙劾は刑事告発であるともいえる。一方、私人間の権利関係に関わる債権回収請求(二)などの

訴えは、刑事裁判とは異なる民事訴訟手続きによって行われる。債権回収請求訴訟においては、原告の提訴を受けた官は被告を尋問し債権を回収し原告にその結果を報告するのみで、それ以上の訴訟行為を行わない。即ち、民事訴訟手続きの中には、提訴受理機関が職権により真実を探知し、事実を認定し、それに基づき判決を下すという手続きが存在しないのである。それ故、漢代民事訴訟手続きは、官（公権力）の統治機構と強制力を利用して当事者自身によって行われる権利回復行為をその本質とする、公力救済の最も原初的な形態と位置付けることができる。

このように、民事訴訟手続きには判決手続きが存在せず、また、裁判自体が刑罰を結果するものであることからすれば、確かに民事訴訟は所謂裁判とは言い難く、漢代の裁判は全て刑事裁判であったと言い得るであろう。しかし、刑事訴訟に端的に表れているように、訴訟が法を実現し法秩序を維持するものであるならば、民事訴訟もまたその機能を果たしているのである。刑事訴訟によって実現されその秩序が維持される法は国家制定法としての律であるのに対し、民事訴訟は必ずしも国家制定法と直接関係しない私権に関する紛争が取り扱われており、民事訴訟によって実現され秩序維持されるのは必ずしも国家制定法ではない。しかし、例えば、債権

回収請求訴訟において返済すべき債務を返済させることは、社会に存在する慣習法の実現及び慣習法的秩序の維持を結果することになろう。社会秩序を実現しているのは決して律に代表される国家制定法だけではないのである。この意味から、民事訴訟は、犯罪に刑罰を科す刑事訴訟と等しく法の実現と法秩序の維持という機能を果たしているものであり、それ故、判決手続きの欠如を以て民事訴訟を司法制度から排除することはできないのである。我々は、刑事訴訟と民事訴訟との相違点を明らかにしつつも、法の実現と法秩序の維持において両者が如何なる関連を持ちながら機能しているのかを考えなければならない。

さて、その民事訴訟であるが、まとまった事例としてこれまで三件の裁判関係文書を考察してきた。「候粟君所責寇恩事」冊書は、原告粟君が被告寇恩に対して、寇恩が請け負った輸送販売契約における未払分の支払を求めた訴訟、「隊長失鼓」冊書は、原告斉通耐が被告第一隊長秦恭に太鼓の返還を求めたもの、「駒罷勞病死」冊書は、原告守塞尉放が被告の止害隊長焦永に死んだ仔馬の賠償を求めたもので、これらは等しく所謂給付訴訟に当たる。それ故、三件ともに先の民事訴訟手続き――被告尋問と債権回収及び結果報告――に従って訴訟は進められるべきものである。

「候粟君所責寇恩事」冊書では、原告粟君の訴えを承けて被告の寇恩が尋問され、その尋問結果が原告に回答されるだけで、提訴受理機関である居延県廷が職権により訴訟当事者以外の尋問を行うなどして真実を探知することは行われていなかった。それに対し、「隊長失鼓」冊書と「駒罷勞病死」冊書では、訴訟当事者である原告・被告以外の第三者が尋問されている。特に、「駒罷勞病死」冊書では、原告側証人の尋問が行われており、この証人尋問が訴訟当事者以外の第三者を尋問することで事実を解明しようとするもの、即ち、官による真実探知であることは明らかであろう。ところが、提訴受理機関の職権による真実探知の手続きは本来民事訴訟手続きの中には存在しないものであって、真実探知は刑事裁判に固有の手続きなのである。民事訴訟であるこれら「隊長失鼓」冊書及び「駒罷勞病死」冊書の手続きの中に、刑事裁判の固有の手続きである真実探知が存在する点に、民事訴訟と刑事訴訟の関連の一端が表れているのである。

「駒罷勞病死」冊書において、候官が被告のみならず原告及び原告側証人をも尋問して主体的に真実探知を行っているのは、府から「明處」が命ぜられていたからであると先に述べた(2)。ところが、その「明處」は「正處」や「治決」と同じく裁

判手続き上の具体的内容を持たない単なる訓告的文言と考えられるのである(3)。実際、「候粟君所責寇恩事」冊書では、居延県廷は都尉府から同じ「明處」が命ぜられているものの、被告である寇恩の尋問をするだけで、それ以上の真実探知は行われていない。それも、「明處」を承けて行った第二回尋問での寇恩の供述内容が、「疑非實」という心証を抱いた第一回尋問と何等変わりが無いにも拘わらずである。勿論、第二回尋問において寇恩は「紛うかた無き真実」である爰書によって証言したのであるから、この爰書による証言を以て事実は解明されており、それ以上の真実探知は必要無かったということもできるかもしれない。しかし、この「明處」を承けて直接出された第二回寇恩尋問命令が、第一回のそれに「更詳」が追加されただけの「更詳問治決言」であったことは、真実探知を命ずる「明處」の命令執行力が「更めて詳しく」を追加する程度でしかなかったことを意味しよう。要するに、「明處」はあくまで訓告的文言なのであって、「駒罷勞病死」冊書において真実探知が行われている理由の全てを「明處」に求めることはできないのである。そこで、職権による真実探知の行われた理由を探るため、真実探知が行われている「隊長失鼓」冊書と「駒罷勞病死」冊書を再度検討しよう。

「駒罷勞病死」冊書の訴訟手続きは以下の如くであった(五)。原告守塞尉放が居延都尉府に対して、死んだ駒を賠償するよう被告止害隊長焦永を訴えた。府では両当事者の所属する甲渠候官に対して「驗問明處言」を命じた。候官はまず被告焦永を尋問しその供述を府に送付した(「前言解」)。次いで、候官は原告放と原告側証人孟憲・秦恭も尋問し、両当事者の供述を検討して下した候官としての判断(「案請行法」)を原告放等の供述に添えて府に報告した、というものである。

これは先述のように、原告の守塞尉放が被告の止害隊長焦永に死んだ仔馬の賠償を求めた民事訴訟であるから、本来の手続きに従えば、原告の提訴を受理した都尉府は被告の所属する甲渠候官へ被告尋問を命じ、甲渠候官は被告を尋問しその尋問結果を府に報告、府はそれを原告に通知する、となるはずである。しかしながら、実際には、府の「驗問明處言」という命令を承けた甲渠候官は、最初に被告を尋問し結果を報告した後、改めて原告と原告側証人の尋問を行い、その尋問の結果、被告焦永に賠償責任はなく、逆に原告守塞尉放が盗罪に当たるという判断を下している。かかる真実探知が府の「明處」をきっかけとして行われたことは言う迄もないが、では府が通常の民事訴訟手続きでは行われない「明處」を命じた理由は何だろ

うか。それは「驗問明處言」を命じる原因となった原告守塞尉放からの訴えの中に求められなければならないだろう。「府記」の中の「守塞尉放記日」がその訴えに当たる。そこには、

今年正月中、從女子馮口借馬一匹、從今年駒。四月九日詣部、到居延收降亭。馬罷。止害隊長焦永行檄還。放騎永所用驛馬去。永持放馬之止害隊。其日夜人定時、永騎放馬行警檄、牢駒隊内中。明十日駒死。候長孟憲・隊長秦恭皆知狀。「今年の正月中に、女子の馮口から馬を一匹、今年生まれた仔馬附きで借りました。四月九日、部に赴任するため、居延候官收降亭まで来たところ、その馬が疲れてしまいました。そこに止害隊長の焦永が檄を巡回伝達して来ました。私放は焦永が乗っていた馱馬に乗って出発し、焦永は私放の借りた馬を連れ止害隊へ戻りました。その日の夜の人定時(二十二時頃)に、焦永は私放が借りた馬に乗って警戒の檄を巡回伝達しに行き、仔馬は隊の中に繋いでおきました。翌十日に仔馬は死にました。候長の孟憲と隊長の秦恭とが皆状況を知っております。」

とあり、原告守塞尉放が女子馮某から借りた馬で居延収降亭まで来たところ、馬が疲れていたので、檄を巡回中の被告止害隊長焦永が乗っていた馱馬と交換し、原告放は馱馬に乗って行ったことが記されている。ここで原告放が使用している馱馬は、もとより、檄の巡回などの本来の使用目的以外に使用することは禁じられていたものなのである。第一章で取り上げた令史某挙劾文書(V)には、かかる馱馬の取扱いを見ることが出来る。本文非「状」と呼んだ部分を再掲しよう。

迺今月十一日辛巳日且入時、胡虜入甲渠木中

E. P. T68:83

隊塞天田、攻木中隊。隊長陳陽爲舉墩上二

E. P. T68:84

薰、塢上大表一、燔一積薪。城北隊助吏李丹

E. P. T68:85

候望、見木中隊有煙、不見薰。候長王褒即使

E. P. T68:86

丹騎驛馬一匹、馳往逆辟。未到木中隊里所、胡虜四步人

E. P. T68:87

從河中出上岸、逐丹。虜二騎從後來、共圍遮、略得丹及所騎

E. P. T68:88

驛馬持去。●案、褒典主而擅使丹乘用驛馬、

E. P. T68:89

爲虜所略得、失亡馬。

E. P. T68:90

褒不以時燔舉、而舉墩上一苜火、燔一積薪、燔舉不如品約。不憂事邊。

E. P. T68:91

E. P. T68:92

〔先の今月十一日の午後六時頃、異民族が甲渠候官木中隊管内の長城・天田に侵入し、木中隊を攻撃した。隊長陳陽は烽火台の上に吹き流しを二つ、城壁上に大旗一つを挙げ、積薪一つを燃やした。城北隊助吏の李丹は見張りしていて、木中隊に煙が上がっているのを見たが、吹き流しを見落とした。候長王褒はすぐさま李丹に馱馬一匹に乗って確認に行かせた。木中隊迄一里ばかりの地点で、四人の異民族が歩いて河から岸に上がり、李丹を追いかけた。異民族の二騎が後ろから来て、共に取り囲み、李丹と乗っていた馱馬を略奪して去った。●思うに、王褒は管理責任者(?)でありながら、規定に違反して勝手に李丹に命じて馱馬に乗って行かせ、異民族に略奪され、馱馬を失った。また、王褒は速やかには烽火及び信号旗を挙げず、烽火台に烽火一つを挙げ、積薪一つを燃やしたが、この信号伝達は規定通りではない。よって、辺境警備の職責をなおざりにした罪に該当する。〕

これは「不憂事邊」を以て候長王褒が挙効されたものであるが、「擅使丹乗用驛馬」が「失亡馬」「燔擧不如品約」と共に「不憂事邊」の構成要件として挙げられている。この「擅使丹乗用驛馬」は、具体的には城北候長の王褒が胡虜侵入の信号を挙げた木中隊まで助吏李丹を馱馬で行かせたことを指している。「擅」字は「公務ではなく私的に」の意味でよく見られる表現であるが(5)、この場合、李丹は候長王褒の命令で木中隊へ行つたのであるからこれは公務に当たるものであるが、それが違反行為として指摘されているのである。それ故、公務であつても本来使用すべき用途以外に馱馬を使用することは「擅」に当たるのである(6)。従つて、原告放が自分の馬が疲れたという理由で馱馬を使用したことは——たといそれが勤務中の移動であつたとしても——、まさに「放以縣官馬擅自假借」と原告放等の尋問結果を報告している甲渠郵候が指摘するとおり「擅」に当たる行為なのである。つまり、都尉府へ提出された原告放の訴えに記された事実関係の中に、原告放自身の行為が「擅」に、延いては「坐臧爲盜」に当たる疑いが既に存在していたのである。このように原告放の訴えの中に「盜」に当たる犯罪事実の可能性が存在したからこそ、原告放の訴えが民事訴訟であるにも拘わらず、都尉府は甲渠候官に対して「明處」を命じ、

甲渠候官は被告のみならず、通常の民事訴訟手続きでは尋問することのない原告及び原告側証人をも尋問して、事実を明らかにしようとしたのである(7)。

このように「駒罷勞病死」冊書では、都尉府が原告守塞尉放の訴えを受理した時点で「盜」の可能性が存在した。それ故、原告放の訴えを承けて出された都尉府から甲渠候官への尋問命令には「明處」が含まれ、最初から真実探知が命じられていたのである。職権による真実探知は、この「駒罷勞病死」冊書の場合のように初めから犯罪事実の疑いがある場合に限られず、民事訴訟手続きの途中で犯罪事実が存在する可能性が発覚した場合にも行われる。今度は「隊長失鼓」冊書を取り上げよう。

「隊長失鼓」冊書の訴訟手続きは以下の如くであつた(8)。原告斉通耐が被告第一隊長秦恭に太鼓の返還を求めて訴えた。提訴受理機関は原告斉通耐の訴えを被告秦恭の所属する甲渠候官へ通達し、甲渠候官ではそれを承けて秦恭の所属する萬歳候長に秦恭尋問を命じた。その際、秦恭は執胡隊長李丹が太鼓を尉の治所に持つていったことを爰書によつて証言した。そこで官は李丹を尋問したが、李丹は逆に秦恭が俱起隊から太鼓を持って吞遠隊へ行つたことを爰書によつて証言した。この李丹

の証言を承けて官は再び萬歳候長に命じて秦恭を尋問した。その再尋問において秦恭は、李丹と孫翹が偽証していることを爰書によって証言した。萬歳候長は尋問結果の報告に秦恭の自証爰書を添付して候官に送付した、というものである。

原告斉通耐の訴えは太鼓の返還を求めた民事訴訟であるから、本来ならば、提訴受理機関からの被告尋問の命令を受けた甲渠候官は、被告秦恭を尋問

告斉通耐に報告するだけである。しかし現実には、秦恭が名前を挙げた執胡隊長李丹も尋問され、李丹の供述を承けて秦恭は再度尋問されているのである。先に指摘したように、この再尋問において、秦恭が太鼓を巡る経緯を証言するのではなく、李丹・孫翹の偽証を証言しているのは、この秦恭の再尋問が、秦恭と李丹・孫翹との供述内容に不一致があるために、先に証言した秦恭を再度尋問し事実を解明しようとしたものであったからである。供述内容の不一致を承けて事実の解明が行われているのは、その供述が爰書によって証言されたものであるからに他ならない。この秦恭再尋問に先立って、秦恭と李丹・孫翹とが爰書によって証言した内容は、直接的には双方とも相手が太鼓を持って行ったということであるが、この証言は財物（太鼓）の証言に他ならず、もしも証言内容が事実でなかったならば証不言請律が

適用され刑事罰の対象となる。また、秦恭が初めの尋問で李丹が太鼓を持って行ったと証言したことを承けて行われた李丹の尋問で、李丹も同じように秦恭が太鼓を持って行ったと証言し、その結果、先に証言した秦恭が再度尋問されている。その再尋問において秦恭が李丹の偽証を証言しているが、偽証を証言することは証不言請律の違反を証言することである故、それが事実でなかったならばその偽証の証言が誣告に当たるとは明らかである。このように、爰書によって他人の弁済責任を証言することには、本人の証不言請律違反の可能性のみならず、誣告の可能性をも孕むものなのである。それ故、甲渠候官は秦恭の証言を承けて、名指しされた李丹の尋問も行い事実を解明する必要があったのであろう。

この点は「候栗君所責寇恩事」冊書に見える栗君の訴えとの比較からより明らかになる。第三章第二節で整理した「候栗君所責寇恩事」冊書の手続きをもう一度示そう。

①原告栗君が居延県廷に対し寇恩を提訴

②居延県廷が都郷嗇夫に対し被告寇恩の尋問を命令

- ③ 都郷齋夫が寇恩を尋問し三日附自証爰書を作成
- ④ 都郷齋夫が居延県廷に対し寇恩尋問結果を報告（寇恩不服の通知のみ）
- ⑤ 居延県廷が粟君に寇恩尋問結果を通知
- ⑥ 粟君が府に対し「詣郷爰書是正」を請願
- ⑦ 府が居延県廷に対し「明處」を命令
- ⑧ 居延県廷が都郷齋夫に対し寇恩の再尋問を命令
- ⑨ 都郷齋夫が寇恩を再尋問し十六日附自証爰書を作成
- ⑩ 都郷齋夫が居延県廷に対し寇恩再尋問結果を報告
- ⑪ 居延県廷が粟君に対し寇恩再尋問結果を通知

第三章第二節で検討したように、④での都郷齋夫から居延県廷への尋問結果報告では、被告寇恩の爰書による証言については全く報告されていないので、⑨の第二回尋問で寇恩が改めて爰書によって証言するまでの訴訟手続きは「自言レベル」、⑨以降は「爰書レベル」となる。寇恩は③の第一回尋問で粟君の訴えに承服していないが、訴訟手続きは「自言レベル」で行われているので、⑤で原告粟君に被告寇恩

不服の旨が通知されたところで訴訟手続きは一旦終結する。その後、⑥の粟君の都尉府への請願によって再び寇恩尋問が行われ、今度は寇恩の爰書による不服の証言が居延県廷に報告された(⑩)。爰書による証言は「紛うかた無き真実」であるから、この寇恩の爰書による証言の報告を受けた居延県廷は、居延守丞の文書(Ⅳ)に「須以政不直者法亟報」という訓戒の言葉があるように、原告粟君の訴え自体が偽りであるとの心証を抱いている。事実には非ざる訴えはそれが爰書によって証言されている場合、証不言請律が適用され刑事罰の対象となるのであるが、粟君の訴えは「自言レベル」であったため、たとい訴えの内容が全くの虚偽であったとしても証不言請律は適用されない。それ故、粟君の訴えが事実か否かの真実探知が行われる必要はないのである。

以上の検討から、民事訴訟において、提訴受理機関などが訴訟当事者以外の第三者を尋問するなどの職権による真実探知が行われるのは、「盗」などの犯罪事実の可能性や、証不言請律の違反や誣告といった刑事事件となる可能性が存在する場合であるということができよう。従って、職権によるかかる真実探知はまさに犯罪事実の探求に他ならず、その意味において、現行刑事訴訟手続きの「捜査」に当たる

だろう。このような刑事事件の可能性がない限り、民事訴訟において職権による真実探知は行われず、第三章で提示した訴訟手続きに沿って被告尋問と尋問結果の通知が行われるだけなのである。民事訴訟において、本来存在しない真実探知の手続きが行われる理由は、刑事事件の可能性の有無に求めることができる。

民事訴訟においてこの「捜査」が行われ得ることを別の方向から見れば、民事訴訟の紛争解決力を刑事訴訟が後援しているともいえるのではないか。民事訴訟においては、「自言レベル」の尋問において被告に真実を語らせる手腕と、「爰書レベル」の爰書による証言を求める手続きが、それぞれのレベルで紛争を解決する力となっていた。民事訴訟手続きにおいて「捜査」が行われるのは「爰書レベル」に限られるが、「捜査」の可能性があることは、訴訟当事者が爰書によって虚偽の事柄を証言をすることを更に抑制し、有責の訴訟当事者を訴訟の場から退場させる力として働くのではないか。換言すれば、後ろに刑事裁判が控えていることによって、民事訴訟の当事者が敢えて虚偽の証言をすることは抑制され、進んで真実の供述をする結果、紛争はより速やかに解決されることになるのではないだろうか。もしそうであるならば、民事訴訟の紛争解決力を刑事裁判の存在が後押ししているともい

えよう。もしも、民事訴訟と刑事訴訟が如上の関係を持つとすれば、漢代の訴訟制度において、刑事訴訟と民事訴訟は現行制度のように並列の位置にあるのではなく、刑事訴訟は民事訴訟の後ろに続く形で存在すると見ることもできるだろう。次の簡は、かかる民事訴訟と刑事訴訟の繋がりを示唆するものである。

襲一領、臧直五百以上。士吏劾、移郡。

562・29(A33)

「オーバー一着、不正取得五百銭以上。士吏が挙劾し、郡へ通知する。」

先行する部分が無いので、士吏による挙劾の経緯は不明であるが、「襲一領」とあることからすれば、貰売買に関するものと思われる。仮にそうならば、当然、初めには貰売名籍による「襲一領」の貰売代金回収代行の依頼が行われ、次いで貰名籍による民事訴訟に訴えるという手順を取るはずである。その民事訴訟手続きが「爰書レベル」に移行した時点で、当事者には爰書による証言が求められることになるが、そこで虚偽の証言をしたために、ここで「劾」され刑事裁判で裁かれることになった、という可能性も考えられるだろう。「臧直五百以上」は「候粟君所責寇恩

事」冊書の寇恩自証爰書冒頭に見える証不言請律(6)にも一致し、証不言請律の違反が挙効されている可能性は大きい。もしも、如上の推測が正しいならば、この事例では、貫売代金請求の民事訴訟と「臧直五百以上」についての刑事訴訟とは連続する一連の訴訟手続きとして捉えるべきであろう。その場合、このように刑事訴訟が民事訴訟の後ろに控えることによつて、もしも偽証したならば証不言請律違反を以て挙効され刑事訴訟が開始されるという恐怖を訴訟当事者が抱き、それが進行中の民事訴訟の紛争解決力を強く後援することは疑い無いであろう。

清代の裁判において、「戸婚田土」と呼ばれる相続・婚姻・不動産・消費貸借といった所謂民事案件は、殺人・傷害・盗犯などの刑事案件に対して、軽微な刑罰しか結果しない重要性の低い事案であると認識され、それ故、裁判制度の面でも簡易化の考慮が現れることが指摘されている(10)。この指摘は、漢代の民事・刑事の訴訟手続きについても妥当するだろう。第三章で明らかにしたように、債権回収請求などの民事訴訟では、官(公権力)が主体的に権利の回復に係わるのではなく、当事者自身の権利回復の手段としてのみ関与し機能する形態であった。ところが、官(公権力)がかかる形態でしか関与しないはずの民事訴訟においてさえ、そこに刑

事事件の可能性が存在する場合には、職権による主体的真実探知が行なわれるのである。ここに、刑事事件は重要事案、民事案件は重要性の低い事案という官の認識を見ることができよう。その刑事事件が、私人間の権利関係における違法行為ではなく、国家制定法である律の違反を始めとする犯罪、換言すれば、国家と私人との関係における違法行為であることからすれば、国家との直接的な関係性の有無が訴訟事案の重要性を規定しているということもできよう。即ち、債権回収請求などの国家との直接的な関係性が含まれない私権に関する事案は重要性が低い故に、国家が直接係わらない民事訴訟手続きによる当事者自身の解決に任せられ、犯罪は国家との関係における違法行為で重要な事案であるが故に、国家が真実探知を行う刑事訴訟手続きが取られるということになろう。前述のように、その民事訴訟と刑事訴訟とが、もしも連続する一続きの訴訟手続きと見なせるのであれば、被告尋問しか行われない民事訴訟「自言レベル」、「爰書には爰書を」という手続きが求められる民事訴訟「爰書レベル」、そして職権による真実探知が行われる刑事訴訟という順に、官(公権力)の関与の程度を基準に訴訟手続きは一系列に段階を為して並び、そして、個々の訴訟案件はその重要性に従つて、一系列に並んだ訴訟手続きの適合す

る段階から訴訟が開始される。債権回収請求訴訟は重要性が低いので、官が最も関与しない民事訴訟「自言レベル」から始まり、「爰書レベル」へ、そこでもまだ解決しない場合は、証不言請律や誣告の問題に移る形でさらに刑事訴訟へと進む。犯罪は重要案件であるために初めから刑事訴訟として扱われる、というように訴訟制度を理解することもあながち不可能ではないかもしれない。

現行の訴訟制度では、刑事訴訟は国家訴追主義の下で判決によって裁判が終結するのに対し、民事訴訟では処分権主義が取られ訴訟の終了も終局判決以外に訴の取り下げや和解があり、そもそも、訴訟以前に示談や仲裁または調停といった当事者の任意的自主的な解決方法も存在するというように、訴訟案件の特質に合わせた訴訟手続きが取られている。漢代の訴訟制度における訴訟案件と訴訟手続きとの如上の対応関係は、国家との関係度という物差しによって計られる重要性によって規定されるものではあるが、基本的に民事案件は訴訟当事者による解決に任せられ、刑事事件は国家の裁判によって裁くという点は、現行訴訟制度に通じるものであり、それ故、漢代の訴訟制度には、訴訟案件の内容に適した合理的な訴訟手続きが用意されていたということもできるであろう。

(二) 債権に関しても、第一章第三節で触れたように、債権の返済は六カ月を限度とすることが律で規定されていたと考えられる。従って、債権の不払いは律の違反に当たるが、債権不払いに関する紛争はあくまで当事者間に限られ、对国家関係は存在しない。それ故、刑事訴訟ではなく民事訴訟手続きによって紛争解決が図られるのである。

(2) 第三章第一節。

(3) 第三章第三節。

(4) 第三章第一節参照。

(5)

第十二隊長張宣、迺十月庚戌、擅去署、私中部辟、買榆木、壹宿 82・2(A8)

(6) それ故、「擅」は「規定を遵守せず恣意的に」とより限定して解釈されるべきであろう。次例の「擅」は正にその意味でなければならぬ。

坐簿書貴直爲擅賦、臧二百五十以上……

E. P. T43:55

(7) 初山明「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・続——」
（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と農民』汲古書院 1995）では、「坐臧爲盜」を甲渠候官の当該案件に対する判決原案と位置付ける（二一八頁）が、「坐臧爲盜」は違法行為である以上、改めて挙劾し刑事裁判によって刑罰が当てられなければならない。従って、これはあくまで「驗問明處言」を命じた都尉府に対する甲渠候官の調査結果報告とみなすべきである。

(8) 第二章第五節参照。

(9) 「候粟君所責寇恩事」冊書の建武三年十二月乙卯附寇恩自証爰書の冒頭部分は以下の通り。「證財物」から「以辭所出入罪反罪之律」までが証不言請律である。

建武三年十二月癸丑朔乙卯、都郷嗇夫宮、以廷所移甲渠候書、召恩詣郷、先以
|| 證財物、故不

E. P. F22:1

以實、臧五百以上、辭已定、滿三日而不更言請者、以辭所出入罪反罪之律、辨
|| 告。乃

E. P. F22:2

爰書驗問恩、辭曰「潁川昆陽市南里、年六十六歲、姓寇氏、去年十二月中、甲
|| 渠令史

E. P. F22:3

(10) 滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」（同氏著『清代中国の法と裁判』創文社 1984 所収）六頁。